

第一種指定電気通信設備接続料規則等の一部を改正  
する省令案について

(諮問第3110号)

<目次>

1 報告書（案） ..... 1

2 改正概要 ..... 11

3 新旧対照表 ..... 37

- ・ 第一種指定電気通信設備接続料規則等の一部を改正する省令案

4 参考（諮問対象外） ..... 197

- ・ 総務大臣が告示する機能及び単位費用総額の算定方法を定める告示案
- ・ 接続料と利用者料金の関係の検証に関する指針の一部改定案



平成31年1月22日

情報通信行政・郵政行政審議会 電気通信事業部会  
部会長 新 美 育 文 殿

接 続 委 員 会

主 査 相 田 仁

報 告 書 (案)

平成30年12月7日付け諮問第3110号をもって諮問された事案について、調査の結果、下記のとおり報告します。

記

- 1 本件、第一種指定電気通信設備接続料規則等の一部を改正する省令案については、諮問内容に沿って改正することが適当と認められる。
- 2 なお、提出された意見及びそれに対する当委員会の考え方は、別添のとおりである。



「第一種指定電気通信設備接続料規則等の一部を改正する省令案等」に対する意見募集  
 (意見募集期間: 平成 30 年 12 月 8 日 ~ 平成 31 年 1 月 11 日)

意見提出者一覧

計 3 者 (法人等: 2 者、個人: 1 者)

受付.	意見提出者
1	個人
2	KDDI株式会社
3	ソフトバンク株式会社

(提出順、敬称略)

「第一種指定電気通信設備接続料規則等の一部を改正する省令案等」に対する意見及びそれらに対する考え方(案)

意見	考え方	意見を踏まえた案の修正の有無
<p>意見1-1 改良 PSTN モデルと改良 IP モデルの組合せへ移行の段階を進めることを規定する本改正案に賛同する。</p> <p>○ 改正省令案附則 第4条～第6条、別表第1～第6について</p> <p>LRIC 方式は、第一種指定電気通信事業者の実際のネットワークがどのような設備構成で設置されているかにかかわらず、「高度で新しい通信技術を利用した効率的なものとするよう新たに構成するものとした場合」の第一種指定電気通信設備に係る費用を勘案して接続料を算定する方式であり、固定電話市場が、次期適用期間中に各事業者間で実際に IP 接続が開始される等、着実に IP 化に向けて進展していること、また、今後の事業者間接続については IP 接続が前提となっていくことを踏まえれば、次期適用期間から改良 IP モデルを適用することが、公正な競争環境の確保を求める制度の趣旨に適っているものと考えます。</p> <p>その点、「平成 31 年度以降の接続料算定における長期増分費用方式の適用の在り方について」(平成 29 年 11 月 16 日付け。以下、「LRIC 答申」という。)においては、改良 IP モデルを用いて接続料の算定を行うことは公正な競争環境の確保を求める制度の趣旨に適っているとする一方、効率的なネットワークへの移行を現実には瞬時に行うわけにはいかないことから、あくまでも、IP 網を前提とした接続料原価の算定に向けた段階的な移行の一階梯として改良 PSTN モデルを採用するとしたものです。そのため、改良 PSTN モデルによって算定する接続料水準が、「接続料と利用者料金の関係の検証に関する指針」に基づくスタックテストによる検証に耐えられないことが分かった場合は、改良 PSTN モデルと改良 IP モデルの組み合わせへ移行の段階を進めることにより、そうした事態を回避するとされています。</p>	<p>考え方1-1</p> <p>○ 賛同の御意見として承ります。</p> <p>情報通信審議会答申「平成 31 年度以降の接続料算定における長期増分費用方式の適用の在り方」(平成 30 年 10 月 16 日)(以下「平成 30 年答申」という。)では、平成 31 年度から3年間 は、IP 網を前提とした接続料原価の算定に向けた段階的な移行の時期として対応することがより適当とされています。また、段階的な移行の手段として、まずは PSTN-LRIC モデルにより接続料を算定し、これにより価格圧搾のおそれが生じる場合は、PSTN-LRIC モデルと IP-LRIC モデルの組合せへ移行の段階を進めるとされています。</p> <p>これを踏まえ、本省令改正案は、両モデルの組合せを適用することとなる条件、その場合の機能・組合せ方法、IP-LRIC モデルによる算定方法等に係る規定を追加するものです。</p>	<p>無</p>

<p>今回の改正案においては、以下①～③が規定され、NTT 東・西いずれかにおいて改良 PSTN モデルにより算定された接続料水準が、利用者料金との関係により価格圧搾のおそれが生じる場合は、改良 PSTN モデルと改良 IP モデルの組合せへ移行の段階を進めることを規定する内容であることから、本改正案に賛同いたします。</p> <p>① 両モデル(改良 PSTN モデルと改良 IP モデル)の組合せを適用することとなる条件</p> <p>② 両モデル組合せの場合の機能と組合せ方法</p> <p>③ IP-LRIC モデルによる算定方法</p> <p>(KDDI 株式会社)</p>	
<p>意見 1-2 PSTN-LRICモデルとIP-LRICモデルの組合せ適用に関する本改正案及びスタックテスト指針改正案に賛同する。</p> <p>○ 改正省令案附則 第4条、接続料と利用者料金の関係の検証に関する指針改定(案)について</p> <p>「加入電話・ISDN 通話料」については、第一種指定電気通信設備接続料規則の改正規定が効力を有する間は、接続料と利用者料金の関係の検証に関する指針を適用しない、とする改正案に賛同いたします。</p> <p>この改正案と改正省令案附則第 4 条の規定により、改良 PSTN モデルにより算定される接続料水準が、スタックテストによる検証に耐えられないことが分かった場合には、直ちに改良 PSTN モデルと改良 IP モデルの組合せへ移行の段階を進めることになり、あくまでも、IP 網を前提とした接続料原価の算定に向けた段階的な移行の一階梯として改良 PSTN モデルを採用するとして LRIC 答申の主旨に合致するものと考えます。</p> <p>(KDDI 株式会社)</p>	<p>考え方 1-2</p> <p>○ 賛同の御意見として承ります。</p> <p>考え方 1-1 にも記載のとおり、平成 30 年答申では、平成 31 年度から3年間は、IP網を前提とした接続料原価の算定に向けた段階的な移行の時期として、価格圧搾のおそれが生じる場合には、PSTN-LRICモデルとIP-LRICモデルの組合せへ移行の段階を進めることが適当とされています。</p> <p>これを踏まえ、本省令改正案は、両モデルの組合せ適用等に係る規定を追加するものです。</p> <p>(諮問対象外の事項： 指針の再改定)</p> <p>また、平成 30 年答申では、両モデルの組合せ適用の判断基準である「価格圧搾のおそれ」について、現行の「接続料と利用者料金の関係</p>

	<p>の検証に関する指針」(以下単に「指針」とい う。)に基づくスタックテストのうち、利用者料金と 接続料の差分が営業費相当基準額を下回るか どうかの基準を用いることで判断することが適 当とされています。</p> <p>そのため、本省令改正に伴い指針の一部を 改定し、検証対象のうち「加入電話・ISDN 通話 料」については、第一種指定電気通信設備接続 料規則の改正規定が効力を有する間は、指針 を適用しないこととします。</p>
<p>意見2-1 NTSコストのうち「き線点 RT-GC 間伝送路コスト」は、可及的 速やかに、基本料で回収するよう見直しを行うことが必要。</p> <p>○ 接続料規則の一部を改正する省令の一部改正案について 現在、NTS コストである「き線点 RT-GC 間伝送路コスト」は、「当分 の間の措置」として、その 100%が接続料に算入されていますが、当該コ ストは基本料で回収することが本来の制度趣旨に沿っています。</p> <p>この「当分の間の措置」の見直しについては、2018 年 10 月 16 日付答 申「平成 31 年度以降の接続料算定における長期増分費用方式の適用 の在り方について」(以下、「答申」といいます。)において、「ユニバーサ ルサービス制度の検討の後に(～中略～)行うべき」と整理されています が、近年の接続料の急激な上昇を踏まえ、可及的速やかに「き線点 RT-GC 間伝送路コスト」を基本料で回収するよう見直しを行うことが適 当と考えます。</p> <p>(ソフトバンク株式会社)</p>	<p>考え方2-1</p> <p>○ 情報通信審議会答申「『固定電話網の円滑な 移行の在り方』二次答申～最終形に向けた円 滑な移行の在り方～」(平成 28 年 2 月)では、ユ ニバーサルサービスに関する今後の検討方向 性として、光ファイバや無線など技術の進展を 踏まえユニバーサルサービスとしての固定電 話の効率的な確保が示されており、それを踏ま え、ユニバーサルサービス交付金制度の妥当 性等の論点について検討を進めていくことが必 要とされています。</p> <p>これを踏まえ、平成 30 年答申では、NTSコス トのうちき線点RT-GC間伝送路コストについ て、基本料の費用範囲の中で回収することが原 則であるとして、今後のユニバーサルサービ ス制度の検討 ※の後に、当該コストの扱いにつ いて見直しを行うべきとされています。</p>

	<p>※情報通信審議会諮問「電気通信事業分野における競争ルール等の包括的検証」(平成 30 年 8 月)等における検討。</p>
<p>意見2-2 次期適用期間から、改良 IP モデルを用いて接続料の算定を行うべき。なお、モデル適用判断にスタックテストの考え方をを用いるに当たっては、着信先別の接続料内訳及びそれらの影響を確認し、PSTN 接続料以外の他接続料の影響を極力排除した検証方法を検討すべき。</p>	<p>考え方2-2</p>
<p>○ 改正省令案附則第4条～第6条について        今回、初めて省令において IP ベースの LRIC モデルについて明記されたことは、一定の評価ができるものと考えます。ただし、従前より弊社が主張している通り、「現時点で利用可能な最も低廉で最も効率的な設備や技術を採用する」という LRIC モデル検討における基本的事項に鑑みれば、次期適用期間から、改良 IP モデルを用いて接続料の算定を行うべきと考えます。        なお、適用する LRIC モデルを判断するためにスタックテストの考え方をを用いるに当たっては、弊社より検証方法の見直し(「PSTN 発着(加入発加入着)のみの収支を考慮した検証を行うべき)を提案したものの、「接続料の算定に関する研究会」において、現時点での採用は困難、との整理がなされています。一方で、「認可接続料に比べ他事業者接続料の著しい上昇により利用者料金と接続料の差分が営業費相当基準額を下回る」という他律的要因については、客観的かつ定量的に確認できる場合、総務省殿において事情を考慮して取り扱う、との方向性が示されています。        しかしながら、現在スタックテストにおいて利用者料金と比較される接続料には、東日本電信電話株式会社殿及び西日本電信電話株式会社殿(以下、「NTT 東西殿」といいます。)の加入電話及びひかり電話並びに他事業者の直収電話の接続料が算入されており、他事業者接続料のみの影響を見れば他律的要因について考慮できるものではありません。</p>	<p>○ 考え方1-1にも記載のとおり、平成 30 年答申では、平成 31 年度から3年間は、IP網を前提とした接続料原価の算定に向けた段階的な移行の時期として対応することがより適当であるとされています。        これを踏まえ、本省令改正案は、段階的な移行の手段として、PSTN-LRICモデルとIP-LRICモデルの組合せ適用等に係る規定を追加するものです。        (諮問対象外の事項： 客観的かつ定量的に確認できる他律的要因)        平成 30 年答申では、移行の段階を進めるための判断基準にスタックテストの考え方をを用いるに当たり、「認可接続料に比べ他事業者接続料の著しい上昇により利用者料金と接続料の差分が営業費相当基準額を下回るといった他律的要因が客観的かつ定量的に確認できる場合には、総務省において、そうした事情を考慮して取り扱うことを検討する余地がある」とされています。</p>

<p>ん。スタックテストに他律的要因を考慮するのであれば、PSTN 発着・PSTN 着、PSTN 発一ひかり電話着及びPSTN 発一他事業者直収電話着の接続料内訳(接続料単価及び通話回数・通話秒数)を開示し、それぞれの接続料の影響を確認すべきと考えます。</p> <p>また、他律的要因については、利用者料金と接続料の差分が基準を下回る場合のみならず、基準を上回る場合にも影響を与えている可能性があるため、基準値の検証結果に依らず、前述の内訳を開示頂く必要があるものと考えます。その上で、2019 年度以降の接続料算定における LRIC モデルの決定に際しては、PSTN 接続料以外の他接続料の影響を極力排除した検証方法を検討することを強く要望します。</p> <p>(ソフトバンク株式会社)</p>	<p>よって、考慮して取り扱うべき他律的要因があれば、客観的かつ定量的な確認方法とあわせて、総務省において適宜検討を行うことが望ましいと考えます。</p> <p>(諮問対象外の事項： 指針の再改定)</p> <p>また、スタックテストの検証方法そのものについて、平成 30 年答申では、「価格圧搾が構造上あり得る事態を回避するという趣旨に照らして改善すべき点がないか、総務省において検討を行う必要がある」とされたところであり、今後も状況変化等が必要が生じれば、より広い接続政策・競争政策の見地からスタックテストの検証方法等について、総務省において適宜検討を行うことが望ましいと考えます。</p>
<p>意見3-1 固定電話網を随時廃止していくことが望ましい。また、5G のネットワーク構造を見据えた政策を導入すべき。</p> <p>○ ユニバーサルサービス制度における「長期増分費用モデル、接続料算定、NTS コスト」等とは、固定電話回線に対し「IP 網(インターネットプロトコル)」の導入と考えますので、固定電話網を随時に廃止して行く事が、望ましいと考えます。</p> <p>○ 「総務省総合通信基盤局電気通信事業部料金サービス課」が提唱している内容では、「5G(第 5 世代)」での構造での有線 LAN における「ISDN 及び ADSL」の導入では、無線 LAN におけるパケット通信の「3GPP」が導入されていると考えますが、「矛盾点(パラドックス)」があります。具体的には、有線 LAN では、「光ファイバーケーブル回線(OFC)」及び「ケーブルテレビ回線(CATV)」が有ると考えますので、無線 LAN で</p>	<p>考え方3-1</p> <p>○ 今後の情報通信政策に関する参考御意見として承ります。</p>

は、「Wi-Fi 回線」が有ると考えますので、技術的な構造の違いが有ると考えます。要約すると、総務省側の「仕様(スペック)」での「5G」の概念を描きながら、政策を導入するべきです。

(個人)



# 第一種指定電気通信設備接続料規則等の一部改正について

- － 平成31年度以降の接続料算定における長期増分費用方式の適用 －

平成31年1月

総務省 総合通信基盤局

電気通信事業部 料金サービス課

# 主な改正の概要

1

- NTT東日本・西日本が設置する第一種指定電気通信設備のうち加入者交換機能や中継交換機能等に係る接続料の算定には、現在、長期増分費用方式が適用されている。
- 現行の長期増分費用モデルは、平成28年度から30年度までの適用であることから、平成31年度以降の長期増分費用方式に基づく接続料算定等について、長期増分費用モデル研究会や情報通信審議会における検討結果を踏まえ、所要の規定を整備。
- 平成31年度の接続料算定に当たって、必要な入力値(設備仕様、耐用年数等)を更新。
- その他、接続料規則の規定上の表現を改めて確認し、制度趣旨に照らして明確化するため、所要の規定を整備。

## ■ 第一種指定電気通信設備接続料規則(平成12年郵政省令第64号)の一部改正

- ① **長期増分費用モデルの見直し**  
接続料原価の算定に用いるPSTN-LRICモデルの見直しに伴い、電力設備等の耐用年数の推計方法等、算定方法に係る規定を一部改正。
- ② **長期増分費用モデルの適用方法の見直し**
  - PSTN-LRICモデルに基づく接続料の水準が総務大臣が通知する条件に該当する場合には、PSTN-LRICモデルとIP-LRICモデルの組合せにより接続料を算定することとし、両モデルの組合せ方法、IP-LRICモデルによる算定方法等に係る規定を追加。
- ③ **接続料算定に用いる入力値の扱い**
  - 平成31年度の接続料算定に必要な入力値(設備単価、仕様、耐用年数等)を定めるため、接続料規則別表の数値を更新。

## ■ 接続料規則の一部を改正する省令(平成17年総務省令第14号)の一部改正

- ④ **NTS※コストの扱い**
  - 平成31年度から33年度までの3年間に際しても引き続き、NTSコストのうち線点RT-GC間伝送路コストの全額を接続料原価に算入するため、所要の規定を整備。  
※ NTSコスト(Non Traffic Sensitive Cost): 通信量ではなく回線数に依存するコスト。
- ⑤ **接続料算定に用いる通信量の扱い**
  - 平成31年度から33年度までの3年間に際しても引き続き、前年度下期と当年度上期の通信量を通年化したものを接続料算定の入力値として採用するため、所要の規定を整備。
- ⑥ **東西均一接続料の扱い**
  - 平成31年度から33年度までの3年間に際しても引き続き、NTT東日本・西日本で均一の接続料を適用するため、所要の規定を整備。

○ 施行日 平成31年4月1日から施行 ※一部規定(総務大臣による通知等)は公布日に施行

## 改正に至るまでの経緯

2

- 平成28年10月、「長期増分費用モデル研究会」を開催。平成31年度以降の接続料算定に適用可能な長期増分費用モデル(第8次モデル)としてPSTN-LRICモデル及びIP-LRICモデルの2つのモデルについて検討を行い、平成29年7月に報告書を取りまとめ。
- 平成29年11月、平成31年度以降の接続料算定における長期増分費用方式の適用の在り方について情報通信審議会へ諮問、平成30年10月、第8次モデルを平成31年度から33年度までの3年間で適用することが適当であるとする答申(以下「平成30年答申」という。)を取りまとめ。
- 平成30年11月、長期増分費用モデル研究会において、長期増分費用方式に基づく平成31年度の接続料算定に用いる入力値を見直し。

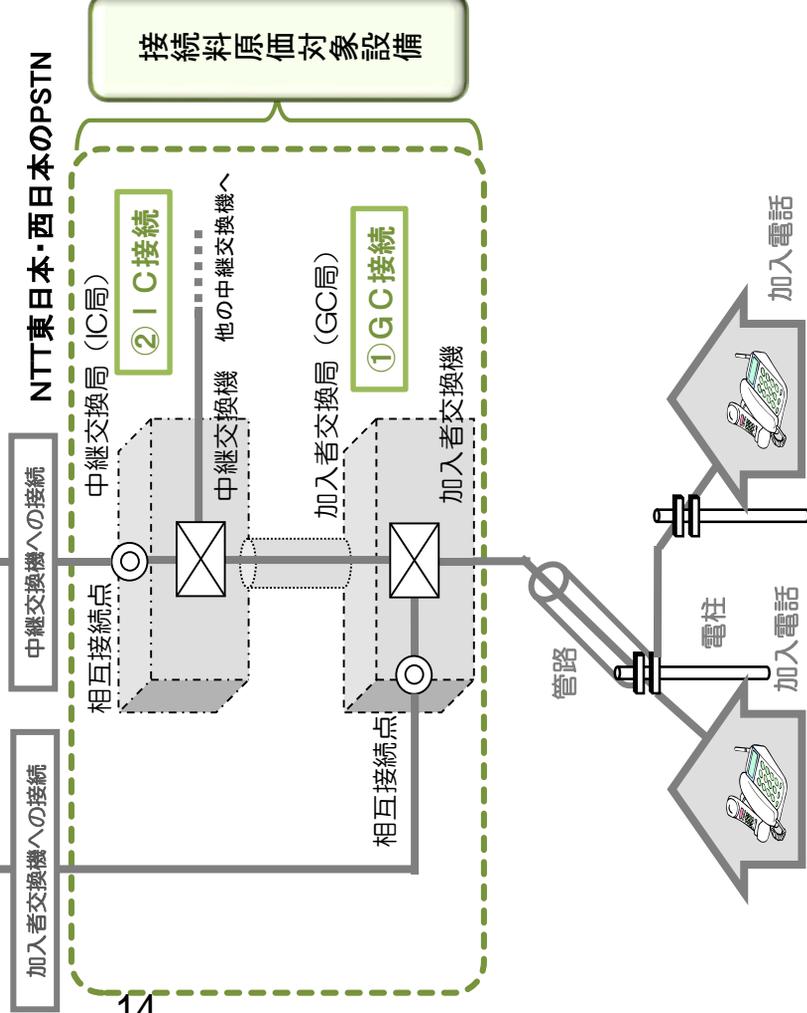
	平成28年 10月	平成29年 3月 7月	平成30年 10月 11月	平成30年 12月
長期増分費用 モデル研究会	<p>▲開催</p> <p>長期増分費用モデル (第8次モデル)の検討</p> <p>▲報告書の 取りまとめ</p>		<p>平成31年度の 接続料算定に用いる 入力値の見直し</p> <p>▲審議</p>	
情報通信審議会	<p>「固定電話網の円滑な 移行の在り方」一次答 申～移行後のIP網のあ るべき姿～<sup>※</sup></p> <p>※IP網への移行期間中におけるPSTNに係る接続 料算定の在り方について検討が必要との提言。</p>		<p>平成31年度以降の 接続料算定における 長期増分費用方式の 適用について検討</p> <p>▲諮問</p> <p>▲答申</p>	
情報通信行政・ 郵政行政審議会			<p>接続料規則等の 一部改正について</p> <p>▲諮問</p>	

# (参考) 長期増分費用(LRIC)方式に基づく接続料算定

○ 長期増分費用(LRIC: Long-Run Incremental Costs)方式は、接続料の原価算定において、事業者の非効率性を排除した適切な原価を算定するために平成12年の電気通信事業法改正により導入。NTT東日本・西日本の実際のネットワークと同等規模のネットワークを、現時点で最も低廉で効率的な設備と技術により構築・運営した場合の費用を算定する方式。

○ LRIC方式は、現在、加入者交換機や中継交換機等の接続料算定に適用されている。

## 接続事業者(長距離、国際、移動体、CATVなど)



## LRICモデルの策定及びその適用の決定

※2～3年で見直し。現行は7次モデル(平成28～30年度)。

### □ LRICモデルの見直し検討

接続料原価の算定に用いるLRICモデルを策定・見直し。

### □ 接続料算定の在り方の決定

LRICモデルの適用方法や適用期間等、接続料算定の在り方を見直し。

## 接続料の算定

※毎年度実施。次年度のNTT東日本・西日本の接続約款に反映。

### □ 入力値の見直し

毎年度、接続料算定に必要な需要・パラメータ(回線数、設備単価、耐用年数等)を最新の値に見直し・更新。

### □ 接続約款の変更認可

上記モデル及び入力値により算定した接続料について、NTT東日本・西日本の接続約款の変更を認可。

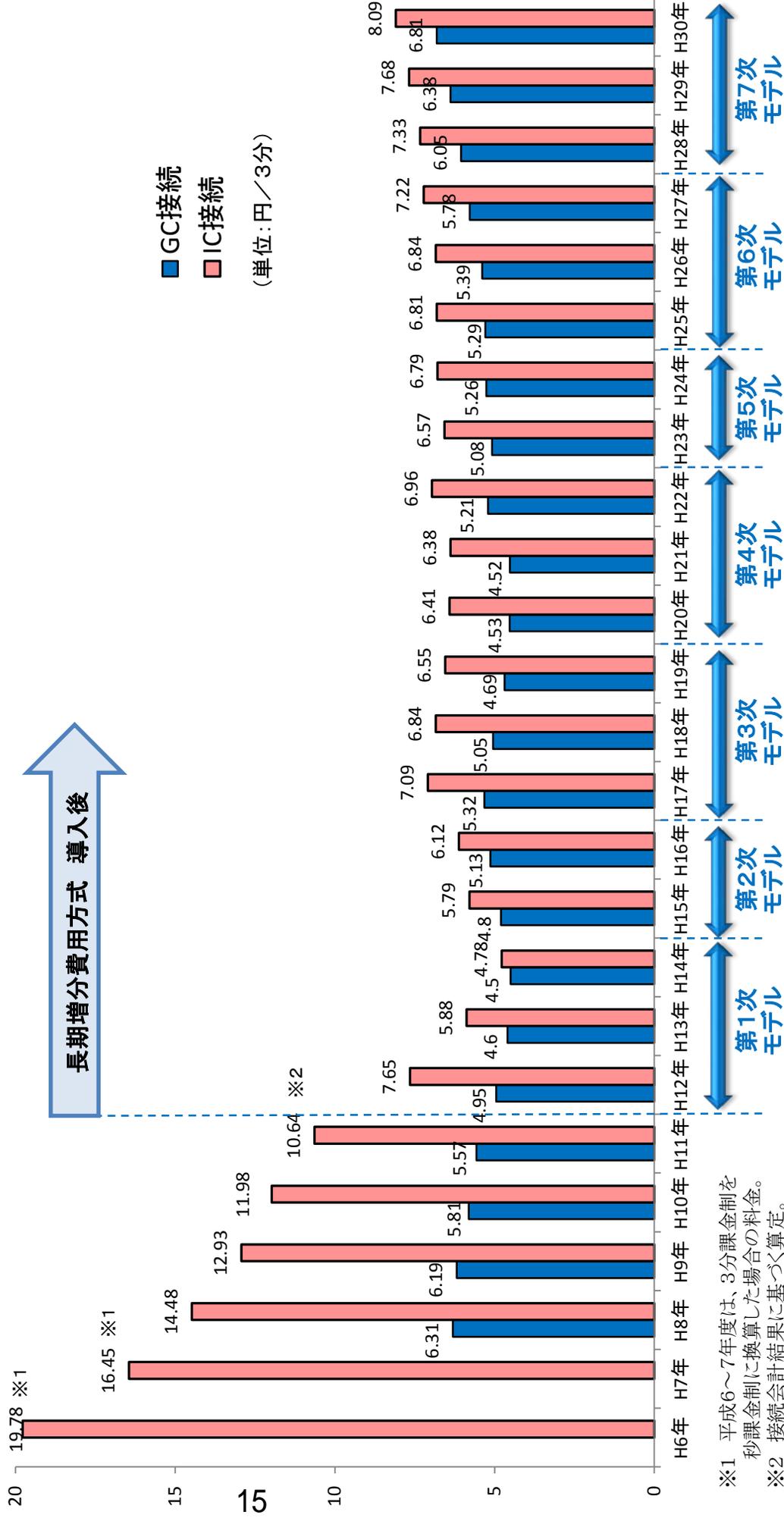
<平成30年度接続料>

①加入者交換機への接続(GC接続): 6.81円/3分

②中継交換機への接続(IC接続): 8.09円/3分

## (参考) 接続料の推移

- 長期増分費用方式は、現時点で最も低廉で効率的な設備と技術によりネットワークの構築や運営を行った場合を仮想して費用を算定する方式であることから、独占的な事業者の非効率性の排除や接続料算定に当たっての透明性、公正性の確保が可能。
- NTT東日本・NTT西日本のPSTN接続料の算定には、2000年度(平成12年度)から長期増分費用方式が用いられている。
- 現在、接続料原価の減少よりも通信量の減少が大きいことから、接続料単価は年々上昇。



※1 平成6～7年度は、3分課金制を秒課金制に換算した場合の料金。  
※2 接続会計結果に基づく算定。

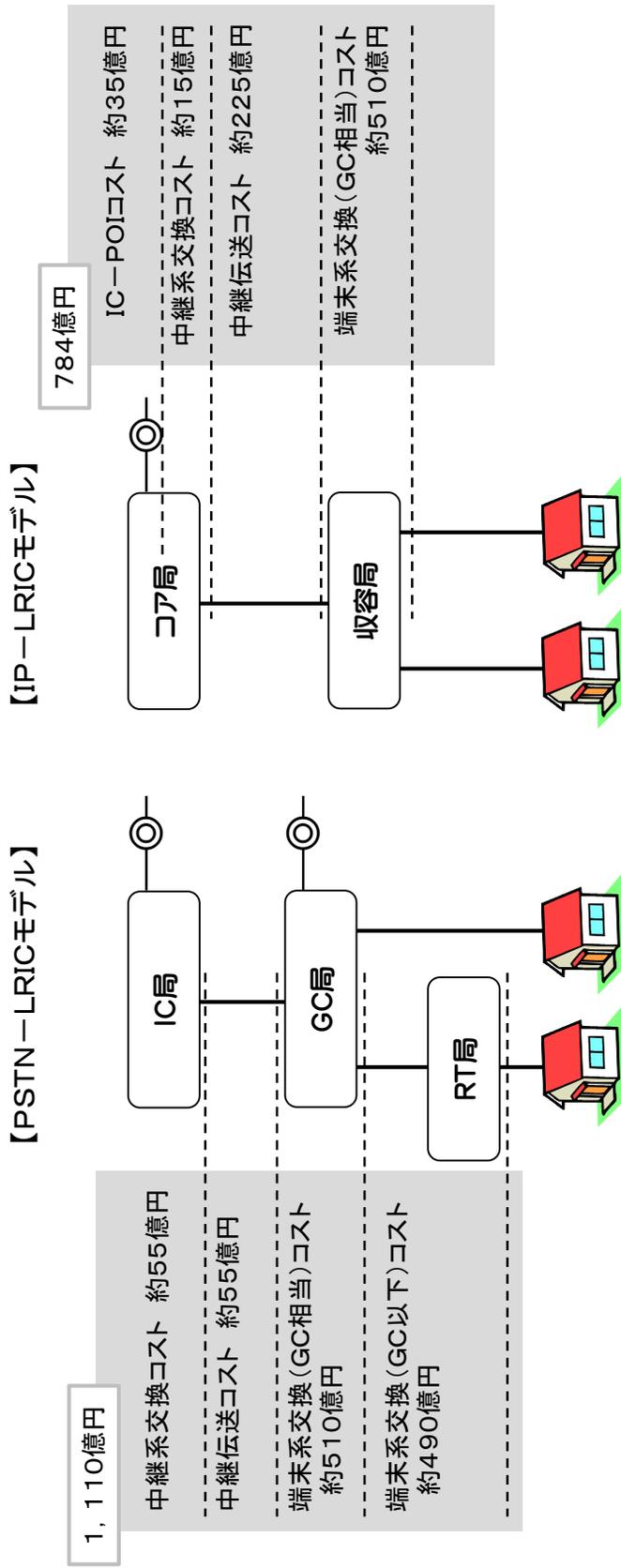
# (参考)LRICモデルの試算結果

- 新たに策定した第8次LRICモデルには、PSTN-LRICモデルとIP-LRICモデルの2つのモデルがある。
- IP-LRICモデルは、IP網をベースとしたモデルであり、第7次LRICモデル（現行）で算定したコストに比べて32%の減少。

## ■ 各モデルによる接続料原価の試算結果（平成30年度接続料算定ベース）

接続料原価	第8次LRICモデル	
	第7次LRICモデル（現行）	IP-LRICモデル
1,159億円	PSTN-LRICモデル 1,110億円 (▲49億円、▲4.2%)	784億円 (▲375億円、▲32.3%)

※カッコ内は現行LRICモデルと比較した場合の差額及び比率。



# 省令改正案の内容(1)

## ① 長期増分費用モデルの見直し

【新接続料規則別表第2の1、第2の2、第4の3】

### 【現状】

- ✓ 平成28年度から30年度までの3年間は、PSTN－LRICモデル(第7次モデル)により接続料原価を算定。
- ✓ 長期増分費用モデル研究会において、電力設備等の耐用年数等、さらなる効率化のためPSTN－LRICモデルを見直し(⇒第8次モデルへ反映)。

### 【措置】

- ✓ 長期増分費用モデル研究会の審議結果及び平成30年答申を踏まえ、接続料算定方法に係る規定を一部改正。

モデルの主な見直し事項	概要
電力設備等の耐用年数の見直し	<p>モデルにおける電力設備(電源装置、発電装置及び受電装置)等の経済的耐用年数には、これまで法定耐用年数が用いられていたが、使用実態に即したものとすため撤去法により推計した値を採用することとした。</p> <p>(例 空調設備の経済的耐用年数を9年から22.8年へ見直し)</p> <p>【新接続料規則別表第4の3(費用算定に用いる数値)】</p>
駐車スペースのコスト配賦方法の見直し	<p>これまで駐車スペースのコストは、音声サービスのみに配賦され、データ系サービスへは配賦されていなかったが、局ごとに音声サービスと音声サービス以外の加入者回線数比で按分することとした。</p> <p>【新接続料規則別表第2の1(正味固定資産価額算定方法)】</p>
局舎に設置する電力設備の仕様の追加	<p>局舎に設置する電力設備の仕様として、局設置FRT局における小規模局用電源装置の仕様及びUPSの規定出力容量の仕様のそれぞれについて、電気通信事業者で採用されているものを追加することとした。</p> <p>(例 局設置FRT局(局舎種別:RT-BOX)に設置する小規模局用電源装置の仕様として、最大電流100A/台に37.5A/台及び50A/台を追加)</p> <p>【新接続料規則別表第2の1(正味固定資産価額算定方法)、第2の2(正味固定資産価額算定に用いる数値)】</p>
RT局の蓄電池保持時間の長延化	<p>モデルにおいて、RT局の非常用電源関連設備として設置する蓄電池の保持時間は10時間としていたところ、近年の実際のネットワークでは災害発生時、復旧に10時間以上を要する事象が発生していることから、対策が必要な局を対象に、局ごとに必要な蓄電池保持時間の長延化を行うこととした。</p> <p>(例 RT局のうち作業員の到着に1.5時間以上を要するもの場合は、蓄電池保持時間を10時間から18時間へ長延化。あわせて、蓄電池保持時間18時間の場合の蓄電池容量算出係数を21.7AH/Aと設定(蓄電池保持時間10時間の場合の蓄電池容量算出係数は12.6AH/A))</p> <p>【新接続料規則別表第2の2(正味固定資産価額算定に用いる数値)】</p>

## ② 長期増分費用モデル適用方法の見直し

【改正省令案附則第4条～第6条、別表第1～第6】(詳細 ⇒ 8ページ)

### 【現状】

- ✓ 長期増分費用モデル研究会において、第8次モデルとして、PSTN-LRICモデル及びVIP-LRICの2つのモデルを策定。
- ✓ 平成30年答申では、長期増分費用モデルの適用について、次のとおりとすることが適当とされた。
  - ① 平成31年度から33年度までの3年間は、IP網を前提とした接続料原価の算定に向けた段階的な移行の時期として対応。
  - ② 段階的な移行の手段として、まずはPSTN-LRICモデルにより接続料を算定。
  - ③ これにより価格圧搾のおそれが生じる場合は、PSTN-LRICモデルとIP-LRICモデルの組合せ(4対1等)へ移行の段階を進める。

### 【措置】

- ✓ 平成30年答申を踏まえ、平成31年度から33年度までの接続料算定に長期増分費用方式を適用するに当たり、PSTN-LRICモデルに基づく接続料の水準が総務大臣が通知する条件に該当する場合には、PSTN-LRICモデルとIP-LRICモデルの組合せにより接続料を算定。
- ✓ このため、両モデルの組合せを適用することとなる条件、その場合の機能・組合せ方法、IP-LRICモデルによる算定方法等に係る規定を追加。

## 答申を踏まえた制度整備イメージ

### 【改正省令案附則における規定】

- 両モデルの組合せを適用することとなる条件【改正省令案附則第4条】
  1. PSTN-LRICモデルに基づく接続料水準が、利用者料金との関係により価格圧搾のおそれがあるものとして総務大臣が通知する条件に該当する場合(NTT東日本・西日本のいずれかにおいて該当する場合)
  2. 前算定期間において両モデルの組合せにより接続料を算定した場合
- 両モデル組合せの場合の機能と組合せ方法

### 【改正省令案附則第5条、別表第1、告示】

- 概ね通信形態ごとを接続料単位とする機能を新たに定義。
- 当該機能ごとに各モデルの該当する単位費用総額を算定し、それらを4対1等の割合で合算。
- IP-LRICモデルによる算定方法【改正省令案附則第6条等】
  - 単位費用の算定には、接続料規則第3章から第5章までの規定を準用。
  - 上記に加え、IP-LRICモデルによる算定に当たり、必要となる算定方式や算定に用いる値に係る規定を追加。

### 【諮問対象外の事項】

- 接続料と利用者料金の関係の検証に関する指針(再改定)
  - 「加入電話・ISDN通話料」については、第一種指定電気通信設備接続料規則の改正規定が効力を有する間は、本指針を適用しない。
- (参考)
- 価格圧搾のおそれが生じる場合(総務大臣による通知)
  - 「加入電話・ISDN通話料」について、指針に基づく方法で利用者料金と接続料を比較し、両者の差分が「他律的要因」※により、営業費相当基準額未満となること。  
※客観的かつ定量的に確認できるもの。
- 客観的かつ定量的に確認できる他律的要因(総合通信基盤局長による通知)
  - 価格圧搾のおそれが生じるとしても、認可接続料に比べ他事業者接続料の著しい上昇により利用者料金と接続料の差分が営業費相当基準額を下回るといった他律的要因が客観的かつ定量的に確認できる場合※に、そうした事情を考慮するもの。  
※考慮すべき他律的要因、その確認方法等について、予め、内容を明確にしてこれを通知。

次に掲げる場合においては、PSTN-LRICモデルとIP-LRICモデルの組合せによって接続料を算定する。

1. PSTN-LRICモデルに基づく接続料水準が、利用者料金との関係により価格圧搾のおそれがあるものとして総務大臣が通知する条件に該当する場合(NTT東日本・西日本のいずれかにおいて該当する場合)

2. 前算定期間において両モデルの組合せにより接続料を算定した場合

機能	PSTN-LRICモデルによって算定する場合(現行)	PSTN-LRICモデルとIP-LRICモデルの組合せによって算定する場合
	<p>■ 概ね設備ごとを接続料単位とする機能 【新接続料規則第2章】</p> <p>加入者交換機能、中継交換機能 等</p>	<p>■ 概ね通信形態ごとを接続料単位とする機能 【改正省令案附則第4条、別表第1の1】</p> <p>加入者交換機接続機能、中継交換機接続機能、中継交換機経由機能 等</p>
算定方法	<p>■ PSTNモデルに基づく費用等により算定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>資産及び費用を整理 【新接続料規則第3章】</li> <li>原価及び利潤を算定 【新接続料規則第4章】</li> <li>機能ごとに接続料を設定 【新接続料規則第5章】</li> </ul> <p>➡ (各機能の接続料を合算)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>IC接続料 = 加入者交換機能単金 + 加入者交換機共用トランクポート機能単金 + 中継交換機能単金 + 中継交換機共用トランクポート機能単金 + 中継伝送共用機能単金 (8.09円/3分 @H30AC)</p> </div>	<p>■ 各モデルに基づく費用等の組合せにより算定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>次の式により、機能ごとに接続料を設定 【改正省令案附則第5条】</li> </ul> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>(接続料) = (PSTNモデルに基づく部分機能の単位費用総額) × (1-X) + (IPモデルに基づく部分機能の単位費用総額) × X</p> <p>※ X: 特定比率。1/5、2/5、3/5、4/5、5/5のうち、この比率の適用による接続料水準が、総務大臣が通知する条件に該当しないものであって、前算定期間で用いた場合はそれより低くないもの(全ての対象機能において同一)。</p> </div> <ul style="list-style-type: none"> <li>各モデルの部分機能(機能に相当)ごとに単位費用(接続料に相当)を算定 【改正省令案附則第6条】</li> <li>資産及び費用を整理 【新接続料規則第3章の準用】</li> <li>原価及び利潤を算定 【新接続料規則第4章の準用】</li> <li>部分機能ごとに単位費用を算定 【新接続料規則第5章の準用】</li> </ul> <p>➡ (各モデルに基づく部分機能の単位費用総額を合算)</p> <div style="border: 1px solid blue; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>IPモデルによる算定方法等に係る規定を追加 【改正省令案附則別表第1の2、第2～第6】</p> </div>
<p>中継交換機接続機能に係る接続料</p> <p>= (PSTNモデルに基づく部分機能の単位費用総額) × (1-X) + (IPモデルに基づく部分機能の単位費用総額) × X</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>加入者交換部単位費用 + 加入者交換機共用トランクポート部単位費用 + 中継交換部単位費用 + 中継交換機共用トランクポート部単位費用 + 中継伝送共用部単位費用</p> </div> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>端末系ルータ交換部単位費用 + 中継系ルータ交換部単位費用 + 中継系ルータ変換部単位費用 + 中継伝送共用部単位費用</p> </div> </div> <p>× (1-X) + × X</p>		

# (参考)PSTN - LRICモデルとIP - LRICモデルの組合せによる場合の機能

機能	モデルの組合せイメージ (経由回数)											
	PSTN - LRICモデル						IP - LRICモデル					
	加入者交換部 GC	加入者交換部 GC以下の伝送路	加入者交換機共用 トランクポート部	中継交換部	中継交換機共用 トランクポート部	中継伝送共用部	その他	端末系ルータ交換部	中継系ルータ交換部	中継系ルータ交換部	中継伝送共用部	その他
加入者交換機内折返し通信機能	1	2						2	1		2	
加入者交換機設置局内折返し通信機能	2	2						2	1		2	
単位料金区域内折返し通信機能	2	2	2	1	2	2		2	1		2	
中継区域内折返し通信機能	1	1	1	0.5	1	1		1	0.5		1	
加入者交換機接続機能	1	1						1	1	1	1	
中継交換機接続機能	1	1						1	1	1	1	
中継交換機経由機能				1					1	1		
加入者交換機専用トランクポート機能												・中継系ルータ専用トランクポート部 ・中継系ルータ接続伝送専用部
加入者交換機専用トランクポート中継伝送専用機能												・中継系ルータ専用トランクポート部 ・中継系ルータ接続伝送専用部
中継交換機専用トランクポート伝送専用機能												・中継系ルータ専用トランクポート部 ・中継系ルータ接続伝送専用部
信号伝送機能												・信号伝送部
その他の機能												・信号伝送部

総務大臣が告示する機能

PSTN-LRICモデルとIP-LRICモデルの組合せによる場合の機能  
 (参考) 総務大臣が告示する機能

機能	モデルの組合せイメージ (経由回数)													
	PSTN-LRICモデル							IP-LRICモデル						
	加入者交換部 GC	加入者交換部 GC以下の伝送路	加入者交換機共用 トランクポート部	中継交換部	中継交換機共用 トランクポート部	中継伝送共用部	その他	端末系ルータ交換部	中継系ルータ交換部	中継系ルータ交換部	中継伝送共用部	その他		
市内通信機能														
加入者交換機内折返し通信	1	2						2	1			2		
加入者交換機設置局内折返し通信	2	2						2	1			2		
単位料金区域内折返し通信	2	2	2	1	2	2		2	1			2		
リル-テイング通信機能														
市内通信														・市内通信部
中継区域内折返し通信	2	2	2	1	2	2		2	1			2		
リル-テイング指示に係る網保留機能	1	1	1	1	1	1		1	1			1		
一般音声ガイダンス送信用接続通信機能														
加入者交換機接続	1	1										1	1	1
中継交換機接続	1	1	1	1	1	1		1	1			1	1	1
特定音声ガイダンス送信用接続通信機能														
中継区域内設置装置への接続	1	1	1	1	1	1		1	1			1	1	1
中継区域外設置装置への接続(GC)	1	1		1				1	2			1	2	1
中継区域外設置装置への接続(IC)	1	1	1	2	1	1		1	2			1	2	1

PSTN-LRICモデルとIP-LRICモデルの組合せによる場合の機能  
 (参考) 総務大臣が告示する機能

機能	モデルの組合せイメージ (経由回数)											
	PSTN-LRICモデル					IP-LRICモデル						
	加入者交換部 G C	加入者交換部 G C以下の伝送路	加入者交換機共用 トランクポート部	中継交換部	中継交換機共用 トランクポート部	中継伝送共用部	その他	端末系ルータ交換部	中継系ルータ交換部	中継系ルータ交換部	中継伝送共用部	その他
一般リダイレクション網使用機能	1	1	1	1	1	1		1	1	1	1	
特定リダイレクション網使用機能	1	1						1	1	1		
中継交換機加入者交換機接続機能	1	1	1	1	1	1			1			
中継交換機加入者交換機接続番号照会機能	1	1	1	1	1	1		1	2	2	2	
中継交換機経由番号照会機能			1	1	1	1			1	1	1	

## ③ 接続料算定に用いる入力値の扱い

### ■ 平成31年度の接続料算定に用いる各種入力値の更新 【新接続料規則別表第2の2、第4の3】

- ✓ 長期増分費用モデル研究会の審議結果を踏まえ、平成31年度の接続料算定に必要な入力値(投資額比率、設備仕様、耐用年数等)を定めるため、接続料規則別表の数値を更新。

#### 接続料算定に必要な入力値の見直し

##### ■ 実績値

- 各社提出データに基づく値  
(資本等比率、監視設備対投資額比率、メタルケーブル単価、光ケーブル単価 等)  
⇒ 得られた最新のデータに更新

##### ■ フォワードロッキング性を考慮するもの

- 施設保全費  
(加入者交換機加入者回線当たり施設保全費、メタルケーブル加入者回線当たり施設保全費 等)  
⇒ 効率化係数を加味して値を更新

##### ■ 経済的耐用年数

- ⇒ 修正増減法や撤去法を用いて設備ごとに算定  
(交換機/投資抑制を考慮した補正、公衆電話/修正増減法、空調設備/撤去法等)

#### 長期増分費用モデル研究会における審議

#### 接続料規則別表への反映

##### ■ 接続料規則別表第2の2(正味固定資産価額算定に用いる数値)

(例) 投資額の算定に必要な値の更新

監視設備(加入者交換機) 対投資額比率  
0.05706 ⇒ 0.05425

共用建物 対投資額比率  
0.007768 ⇒ 0.008702

##### ■ 接続料規則別表第4の3(費用算定に用いる数値)

(例) 施設保全費の算定に必要な値の更新

加入者交換機加入者回線当たり施設保全費  
611円/回線 ⇒ 584円/回線

共用建物施設保全費 対投資額比率  
0.01803 ⇒ 0.01898

# 省令改正案の内容(4)

## ④ NTSコストの扱い

### ■ き線点RT-GC間伝送路コストの接続料原価への全額算入の継続

【新平成17年改正省令附則第7項、第10項】

#### 【現状】

✓ ユニバーサルサービス制度の補てん対象額の算定において、同制度における利用者負担の抑制を図る観点から、平成19年度にユニバーサルサービス制度の補填対象額への算定方法を当分の間変更することとした(ベンチマーク「全国平均費用＋標準偏差の2倍」の適用)。

✓ これに伴い、当分の間の措置として、NTSコストのうちき線点RT-GC間伝送路コストを接続料原価へ付替えることとし、平成23年度以降は、当該コストの全額が接続料原価に算入されている。

#### 【措置】

✓ 平成30年答申を踏まえ、平成31年度から33年度までの3年間においても引き続き、き線点RT-GC間伝送路コストの全額を接続料原価に算入するため、所要の規定を整備。

## ⑤ 接続料算定に用いている通信量の扱い

### ■ 前年度下期と当年度上期の通信量を通年化した通信量の継続採用

【新平成17年改正省令附則第12項】

#### 【現状】

✓ 接続料算定に用いる入力値のうち通信量については、信頼性のあるデータであることを前提として、可能な限り適用年度に近いデータの採用が適切であることから、これまで、算定される接続料の適用年度の前年度の下半期と適用年度の上半期の通信量を通年化したものを採用。

#### 【措置】

✓ 平成30年答申を踏まえ、平成31年度から33年度までの3年間においても引き続き、前年度下期と当年度上期の通信量を通年化したものを採用するため、所要の規定を整備。

## ⑥ 東西均一接続料の扱い

### ■ NTT東日本・西日本の接続料原価及び通信量等の合算による接続料算定(東西均一接続料)の継続

【新平成17年改正省令附則第15項】

#### 【現状】

✓ NTT東日本・NTT西日本は異なる電気通信事業者であり、各々の原価に基づき接続料を算定することが適当であるが、接続料水準の東西格差により利用者料金の地域格差が生じることへの懸念から、これまで東西均一接続料が採用されている。

#### 【措置】

✓ 平成30年答申を踏まえ、平成31年度から33年度までの3年間においても引き続き、東西均一接続料を適用するため、所要の規定を整備。

## ■ その他

【新接続料規則第1条、第4条、第5条、第6条第1項、第2項及び第4項、第8条第1項、第9条第2項、第10条第1項、第11条第3項から第5項まで、第12条の2、第13条第4項、第14条第1項、第14条の2、第16条の2、第17条第2項、第18条の4、第19条、第20条、第21条、新平成17年改正省令附則】

✓ 制定から約20年※を~~経た~~本省令の規定上の表現を改めて確認し、制度趣旨に照らして規定を明確化。

※本省令の前身に当たたる「指定電気通信設備の接続料に関する原価算定規則」は平成9年12月19日制定。また、平成12年に第一種指定電気通信設備接続料規則となってからこれまで約40回の改正を~~経~~ている。

■ 制定から約20年※を経た同規則の規定上の表現を改めて確認し、制度趣旨に照らして以下①～④のとおり規定を明確化。

※同規則の前身に当たる「指定電気通信設備の接続料に関する原価算定規則」は平成9年12月19日制定。また、平成12年に第一種指定電気通信設備接続料規則となってからこれまで約40回の改正を経ている。

■ このうち一部については、今後公布までに追加での形式的修正を行おうとされており、現在、最終的な条文を精査中。

① 調整額の規定に関し、算定方式及び条件ごとに整理する。(新規則第12条の2)

② 誤字脱字等を修正する。

新接続料規則第6条第4項、別表第2の1(電力設備(交流無停電電源装置))★、別表第2の2(整流装置用蓄電池所要面積)(10)★、新平成17年改正省令附則(第6項、第8項、第10項、第11項、第15項★)等

③ 表現の適正化を図る。(対象を明確にするためホワイトリスト形式にする、表現ぶりを見直す、等)

(例)	改正後	改正前
第5条	表二の項(加入者交換機能(同表備考二のイに掲げる機能を除く。))、加入者交換機専用トランクポート機能及び加入者交換機共用トランクポート機能に限る。)	表二の項(端末系ルータ交換機能、一般収容ルータ優先パケット識別機能、加入者交換機能のうち同表備考二のイの機能、信号制御交換機能、優先接続機能及び番号ポートリタイ機能を除く。)

新接続料規則第1条、第4条、第5条★、第6条第1項★及び第2項★、第7条★、第8条第1項及び第2項★、第9条第2項★、第10条第1項★、第11条第3項から第5項まで★、第12条の2、第13条第4項、第14条第1項、第14条の2、第15条★、第16条の2、第17条★、第18条の4、第19条、第20条、第21条★、別表第2の2★、新平成17年改正省令附則★等

④ 「機能」の用語に関し、従来は一括りとなっていたところ、以下のように分類・定義し、整理する。

- 法定機能・・・法第33条第4項第1号口の総務省令で定める機能
- 特別法定機能・・・キャリアズレートにより接続料が設定される機能(総合デジタル通信端末回線伝送機能、端末間伝送等機能)
- 一般法定機能・・・特別法定機能以外の法定機能
- 法第三十三条第五項機能・・・法第33条第5項の総務省令で定める機能

新接続料規則第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第6条、第7条、第8条、第9条、第10条、第11条第1項から第3項まで及び第5項、第12条第1項、第12条の2、第13条第1項、第14条第1項、第18条の4、第19条第1項、第21条(全て★)等

\* ②及び③について、平成31年改正省令附則においてもパブコメ版から同様の趣旨の修正を行う。

★:パブコメ時から追加修正がある条項

# (参考)NTSコストの接続料原価への付替え

○ NTSコストのうちき線点RT-GC間伝送路コストについては、ユニバーサルサービス制度との関係から、利用者負担を軽減するため、平成20年度以降、接続料原価に付替えを行っているところ。

## 平成17年度以降の接続料算定の在り方について 答申(平成16年10月)

- 通信量の減少傾向が継続することが共通の理解となっている現時点においては、NTSコストを接続料原価から控除することが必要。
- NTT東日本・NTT西日本の基本料収支に過度の影響を与えないためには、NTSコストを5年間で段階的に接続料原価から除き、基本料に付け替えることが適当。

## 平成20年度以降の接続料算定の在り方について 答申(平成19年9月)

- (NTSコストのうち)き線点RT-GC間伝送路コストは、あくまでも当分の間の措置として、従量制接続料の原価に算入し、NTT東日本・NTT西日本の利用部門を含む接続事業者が公平に負担するという形にすることもやむを得ない。激変緩和措置として、平成20年度をベースとして毎年度20%ずつ接続料原価に算入することが適当。

## 長期増分費用方式に基づく接続料の平成23年度以降の算定の在り方について 答申(平成22年9月)

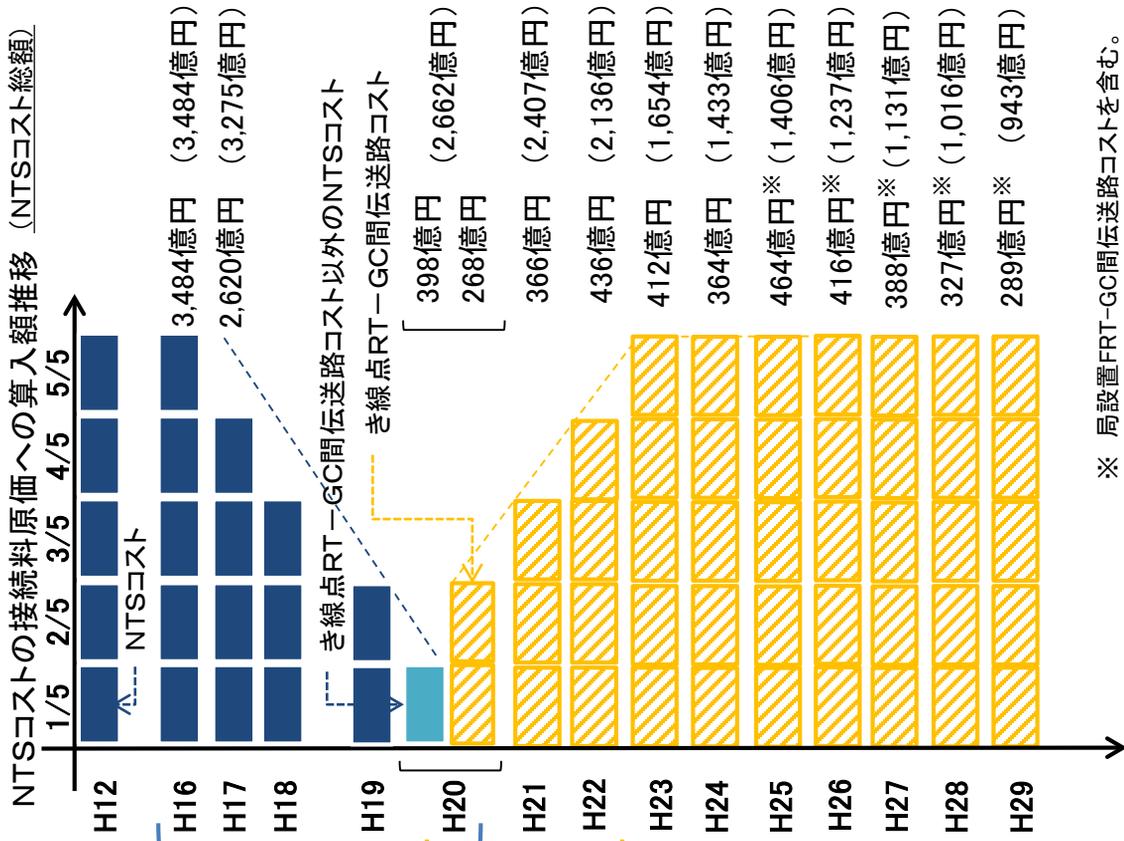
- (き線点RT-GC間伝送路コストの扱いについては)利用者負担軽減の観点から、あくまでも当分の間の措置として、引き続き段階的付替えを行うことにより、従量制接続料の原価にその100%を算入することもやむを得ない。

## 長期増分費用方式に基づく接続料の平成25年度以降の算定の在り方について 答申(平成24年9月)

- (き線点RT-GC間伝送路コストの扱いについては)利用者負担軽減の観点から、あくまでも当分の間の措置として、引き続き従量制接続料の原価にその100%を算入することもやむを得ない。(局設置FRT-GC間伝送路コストについては、き線点RT-GC間伝送路コストと同様の扱い。)

## 長期増分費用方式に基づく接続料の平成28年度以降の算定の在り方について 答申(平成27年9月)

- き線点RT-GC間伝送路コストの扱いについては、利用者負担の抑制の観点から、引き続き従量制接続料の原価にその100%を算入することはやむを得ない。

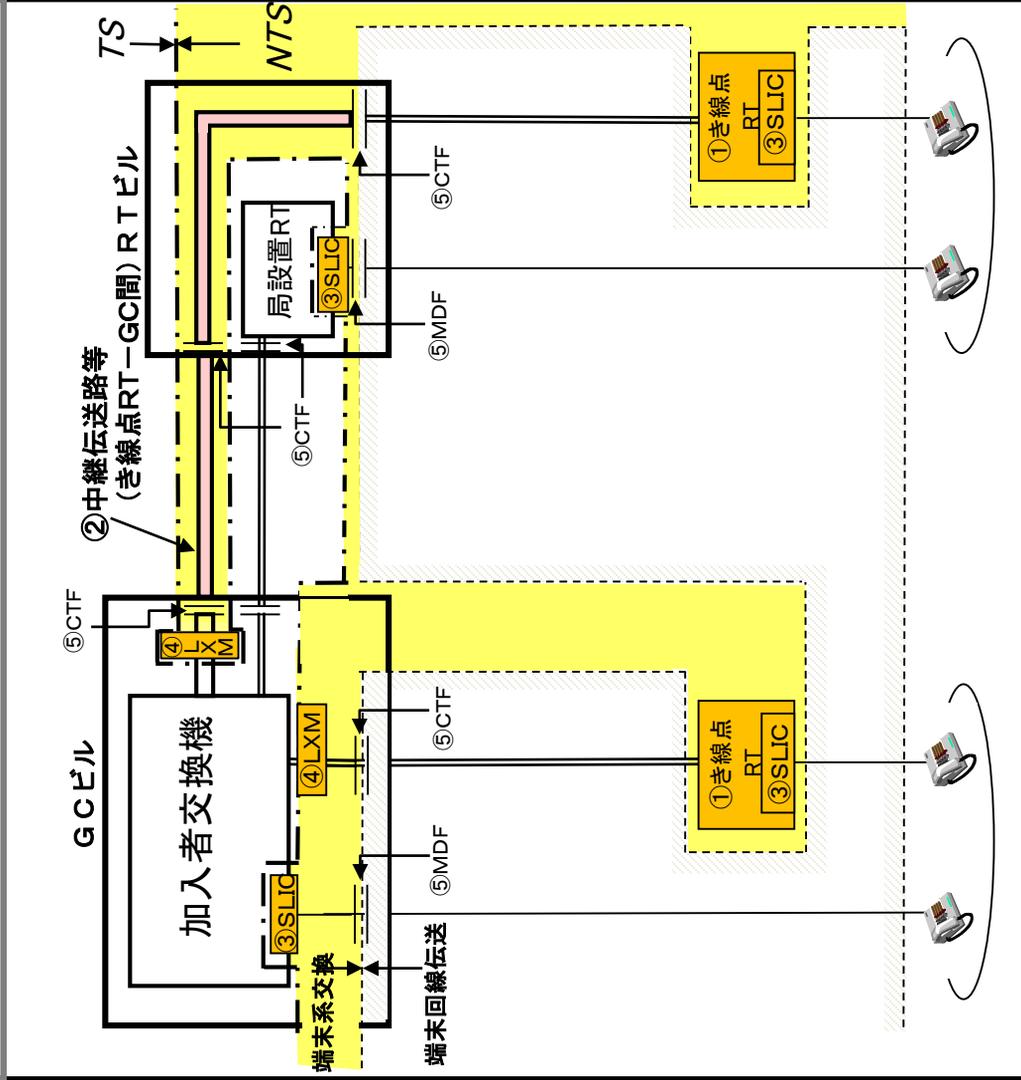


※ 局設置FRT-GC間伝送路コストを含む。

# (参考) き線点RT-GC間伝送路の概要

○ NTSコストのうち、き線点RT-GC間伝送路(下図②)のコストは、情報通信審議会答申(平成19年3月)を踏まえたユニバーサルサービス制度の補填対象額算定方法の見直しにより、接続料原価に算入されている。

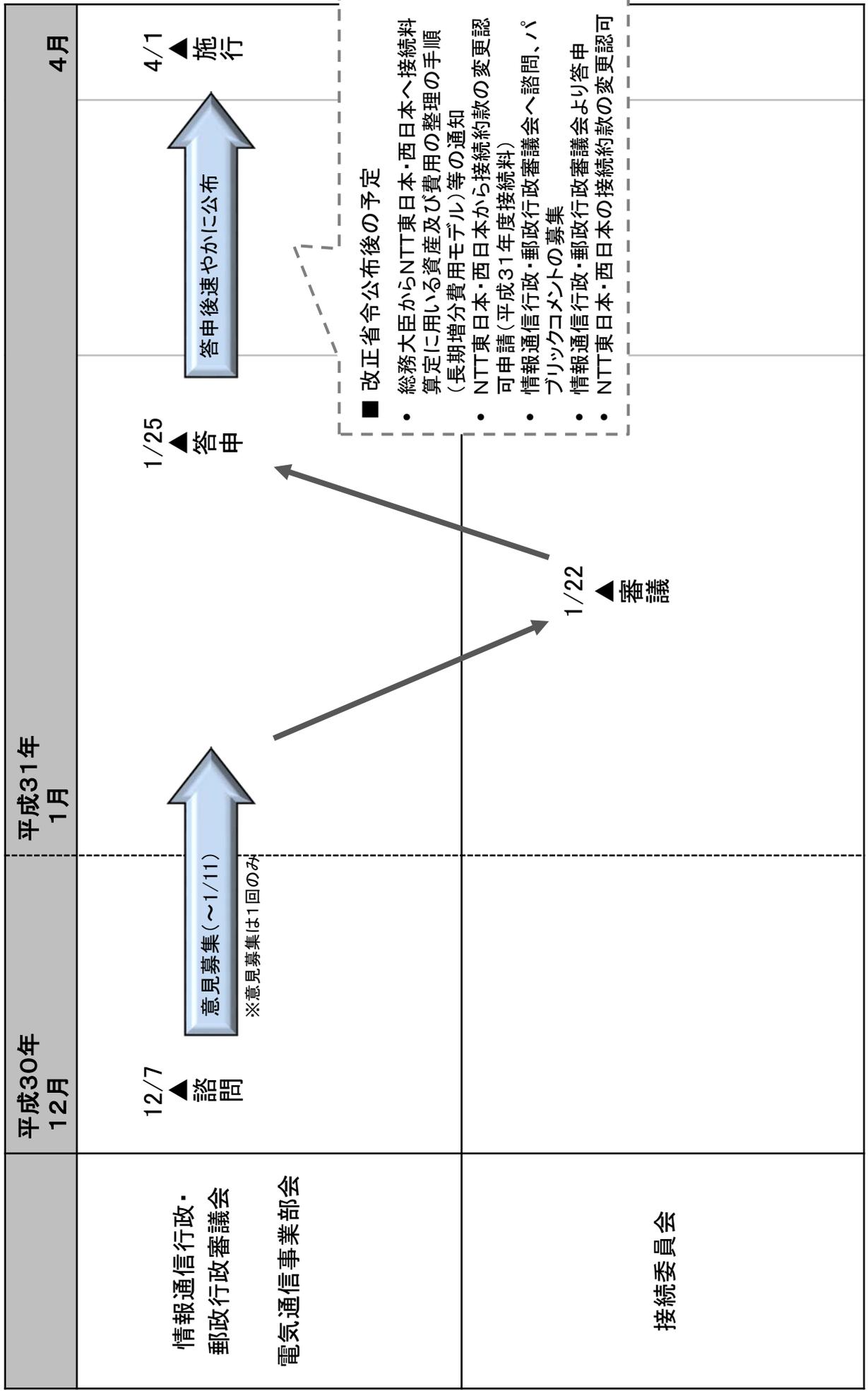
## モデル上のネットワーク構成概要



主な設備	主な機能
① き線点遠隔收容装置 (き線点RT)	<ul style="list-style-type: none"> <li>メタル回線を收容する機能</li> <li>呼出信号の送出等の機能</li> <li>光信号/電気信号変換等機能</li> </ul>
② 中継伝送路等 (き線点RT-GC間)	<ul style="list-style-type: none"> <li>光ファイバで通信を伝送する機能                             <ul style="list-style-type: none"> <li>FRT由来のリピータ</li> <li>中継光ケーブル</li> <li>中継系管路 等</li> </ul> </li> </ul>
③ 加入者ポート (SLIC)	<ul style="list-style-type: none"> <li>メタル回線をGC交換機に收容する機能</li> <li>呼出信号の送出等の機能</li> </ul>
④ 半固定パス接続装置 (LXM)	<ul style="list-style-type: none"> <li>光ファイバにより伝送される通信を複数 の交換機に振り分ける機能</li> </ul>
⑤ 主配線盤、光ケーブル成端架 (MDF、CTF)	<ul style="list-style-type: none"> <li>局内ケーブルを收容するための配線盤</li> </ul>

※ 端末回線伝送機能は、当初よりNTSコストとの位置付け。いわゆるNTSコストは、平成17年度接続料算定時より、接続料原価からの段階的控除が開始された部分。(き線点RT-GC間伝送路コストは、平成20年度より、段階的に接続料原価へ付替え。)

# 改正に係るスケジュール



# 平成31年度以降の接続料算定における 長期増分費用方式の適用の在り方について 答申概要

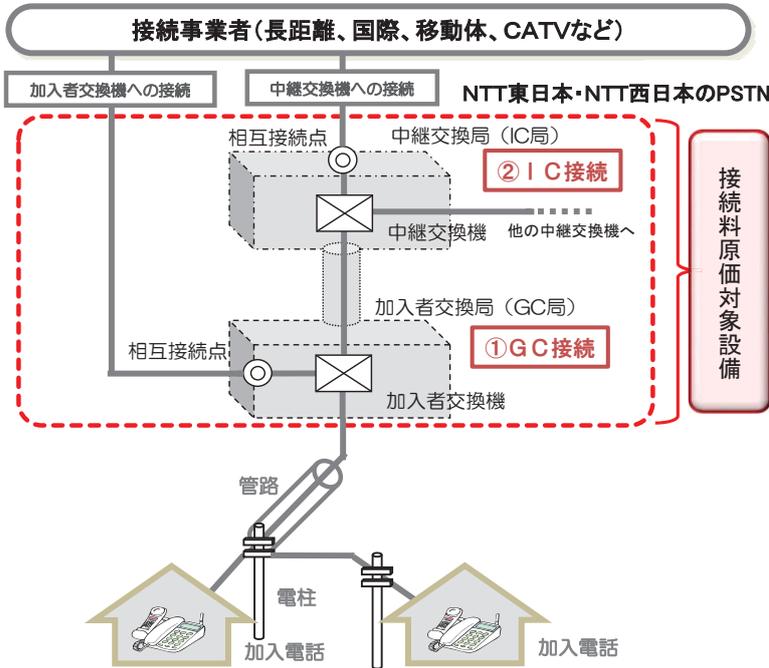
平成30年10月16日  
情報通信審議会  
電気通信事業政策部会

## 検討の経緯等

19

- NTT東日本・西日本が設置する第一種指定電気通信設備の機能のうち加入者交換機能や中継交換機能等に係る接続料の算定には、現在、長期増分費用方式が適用されている。平成27年9月14日付け情報通信審議会答申では、現行の長期増分費用方式に基づく算定方法の適用期間を平成30年度までとしている。
- 情報通信審議会答申「『固定電話網の円滑な移行の在り方』一次答申～移行後のIP網のあるべき姿～」(平成29年3月28日)では、IP網への移行期間中におけるPSTNに係る接続料算定の在り方について検討が必要であり、音声通信に係る接続料算定の対象とすべき設備やサービス、機能の範囲等について整理することが必要と提言された。また、総務省は「長期増分費用モデル研究会」を開催し、平成31年度以降の接続料の算定に適用可能な長期増分費用モデルについて検討を行い、平成29年7月11日に同研究会の報告書が取りまとめられた。
- 以上を踏まえ、情報通信審議会では、平成31年度以降の当該機能に係る接続料算定における長期増分費用方式の適用の在り方について検討を行い、平成30年7月18日に答申(案)を取りまとめた。

- 長期増分費用(LRIC:Long-Run Incremental Costs)方式は、接続料の原価算定において、事業者の非効率性を排除した適切な原価を算定するために平成12年の電気通信事業法改正により導入。NTT東日本・西日本の実際のネットワークと同等規模のネットワークを、現時点で最も低廉で効率的な設備と技術により構築・運営した場合の費用を算定する方式。
- LRIC方式は、現在、加入者交換機や中継交換機等の接続料算定に適用されている。



LRICモデルの策定及びその適用の決定

- ※2～3年で見直し。現行は7次モデル(平成28～30年度)。
- LRICモデルの見直し検討  
接続料原価を算定するための技術モデル(LRICモデル)を策定。
- 接続料算定の在り方の決定  
LRICモデルの適用方法や適用期間等、接続料算定の在り方を決定。

接続料の算定

- ※毎年度実施。次年度のNTT東日本・西日本の接続約款に反映。
- 入力値の見直し  
毎年度、接続料算定に必要な需要・パラメータ(回線数、設備単価、耐用年数等)を最新の値に見直し・更新。
- 接続約款の変更認可  
上記モデル及び入力値により算定した接続料について、NTT東日本・西日本の接続約款の変更を認可。  
<平成30年度接続料>  
①加入者交換機への接続(GC接続): 6.81円/3分  
②中継交換機への接続(IC接続): 8.09円/3分

報告書の構成

第1章 接続料の現状

第2章 長期増分費用方式の適用等

1. IP網への移行後を見据えた接続料算定
  - 1.1. IP網への移行過程及び移行後における長期増分費用方式の適用
  - 1.2. IP網への移行時の接続料算定に関する留意点
  - 1.3. 次々期適用期間以降の接続料算定に向けた検討課題
  - 1.4. 事業者間協議における着信接続料の設定
2. 平成31年度以降の接続料算定における長期増分費用方式の適用

第3章 NTSコストの扱い

第4章 東西均一接続料の扱い

第5章 接続料算定に用いる入力値の扱い

第6章 PSTN接続料と光IP電話接続料との関係

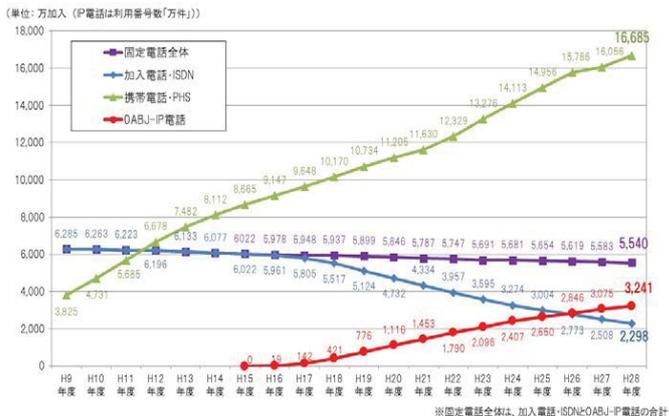
第7章 新たな算定方法の適用期間

第8章 今後の接続料算定の在り方

■音声通信サービスの契約数等の推移

- 「固定電話全体」の契約数はほぼ横ばい傾向。
  - 平成28年度は5,540万加入、前年度比で約0.8%の減少。
- 「加入電話・ISDN」の契約数は減少傾向。
  - 平成28年度は2,298万加入、前年度比で約8.4%の減少。
- 「OABJ-IP電話」の契約数は増加傾向。
  - 平成26年度に加入電話・ISDNを上回り、28年度は固定電話全体の約6割。
  - 平成28年度は3,241万加入、対前年度比約5.4%の増加。

【音声通信サービスの契約数等の推移】

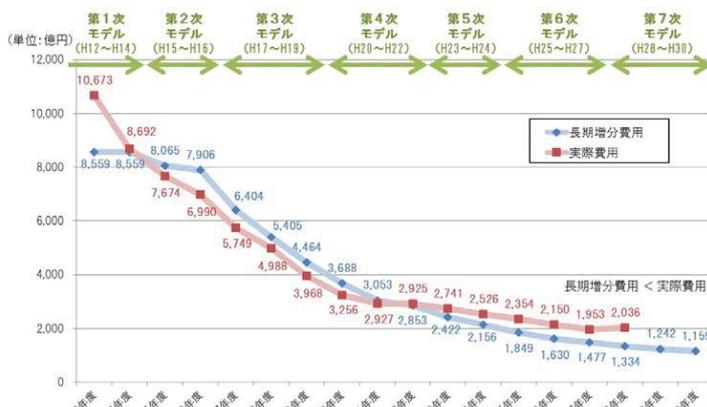


出典：「電気通信サービスの加入契約数等の状況」（総務省）及び「通信量からみた我が国の音声通信利用状況」（総務省）

■接続料原価の推移

- 加入者交換機等の接続料算定には、平成12年度に長期増分費用方式を導入。
- 長期増分費用方式により算定した接続料原価は、現在まで一貫して減少。
  - 平成30年度は1,159億円、前年度比で約6.7%の減少。
- 現在、実際費用の水準は長期増分費用方式による接続料原価の水準を大きく上回っている。
  - NTT東日本・西日本によれば、平成28年度において700億円程度の乖離。

【長期増分費用方式に基づく接続料原価の推移】

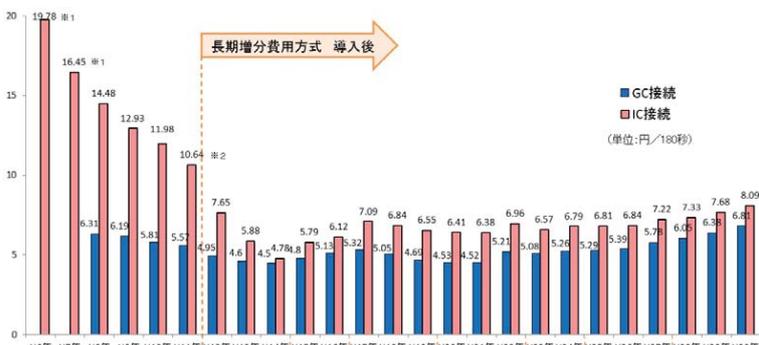


(注)接続料原価は、NTSコスト付け替え後の額。  
(注)実際費用は、当該年度の需要(実績)に対する費用(NTT東日本・西日本の算定による)。  
(注)LRIC費用は、前年度下期+当該年度上期の需要に対する費用。

■接続料の推移

- NTT東日本・西日本の交換機を経由する通信量は減少傾向。
  - 平成29年度、加入者交換機を経由する通信回数は約252億回で対前年度比約12%の減少。通信時間は約7.3億時間で対前年度比約13%の減少。
- 接続料原価の減少よりも、通信量の減少が大きいことから、接続料単価は年々上昇。
  - 平成30年度、GC接続料は6.81円/3分、前年度比で約6.6%の上昇。IC接続料は8.09円/3分、前年度比で約5.4%の上昇。
  - いずれも長期増分費用方式を導入して以来の最高水準。

【長期増分費用方式に基づく接続料の推移】



※1 平成6～7年度は、3分課金制に移行後に換算した場合の料金。  
※2 接続料計算結果に基づく算定。

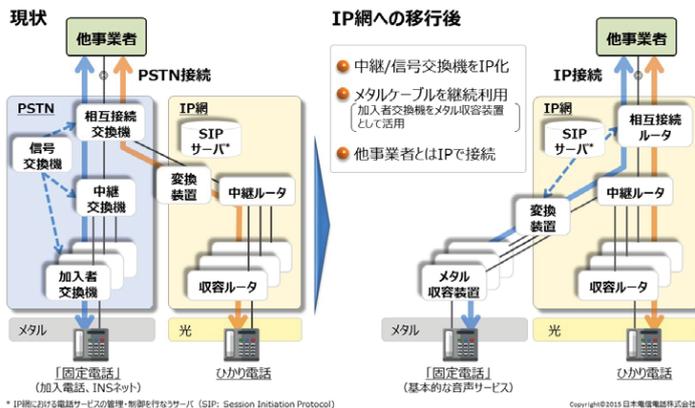
■ネットワークのIP化(NTT東日本・西日本)

- NTT東日本・西日本は、2021年(平成33年)から2025年(平成37年)にかけて、PSTNからIP網へ移行するとの方針。

<移行工程>

- ・2021年(平成33年)1月頃に、NTT東日本・西日本の光IP電話と各事業者網のIP-IP接続、及びNTT東日本・西日本以外の事業者網間のIP-IP接続を開始。
- ・2023年(平成35年)1月頃に「固定電話」着信のIP接続を開始。
- ・2024年(平成36年)1月頃に「固定電話」発信のIP網経由への切替を開始。
- ・2025年(平成37年)1月までにIP網への移行を完了。

【NTT東日本・西日本固定電話網の移行に関する概要】



出典：NTT「固定電話」の今後について(平成27年11月6日発表)

### 1.1 IP網への移行過程及び移行後における長期増分費用方式の適用

- メタルIP電話について、接続料算定における適正性・公平性・透明性の確保等を図ることが必要。
  - 現在、NTT東日本・西日本の「加入電話・ISDN」の契約数及び需要は縮小傾向にあるものの、固定電話全体の契約数は依然として5千万加入以上。
  - IP網への移行後、他事業者のNGNへの依存性は強まることが想定され、NGNとの接続に関しては引き続き、公正競争の確保と利用者利便の向上を図っていくことが必要。
  - NGNに接続して音声サービスを提供する接続事業者にとって、メタルIP電話への接続は不可避。
- 当面のPSTNの利用について、また、今後のIP網への移行における局面について、接続料算定における非効率性の排除とともに公平性・透明性の確保が可能な長期増分費用方式を適用することの意義は依然として変わらない(今後の接続料算定方法として有力なオプション)。

### 1.2 IP網への移行時の接続料算定に関する留意点

- 接続ルート切替の順序・時期によって、事業者間で接続料負担の差異が生じないようにするための措置としては、個別事業者の接続ルート切替の前後で接続料を区別せずに単一の料金を適用する方法が考えられる。
  - IP網への移行における接続ルートの切替に伴い、PSTNトラフィックが大幅に減少するため、PSTN固有の接続料を維持する場合、その算定方法によっては、PSTN接続料が急激に上昇するおそれがある。
  - 接続事業者の接続ルート切替の順序・時期は必ずしも当該事業者の都合だけでは決められないことを考えると、切替の前後(加入電話⇒メタルIP電話)で適用される接続料の考え方が異なる場合、事業者間で接続料負担の差異が生じるが、公平性の観点からは適切とは言えない。

### 1.3 次々期適用期間以降の接続料算定に向けた検討課題

<次々期適用期間以降の接続料算定方法の検討にあたって>

- メタルIP電話で用いる設備の内容、メタルIP電話の接続料原価に相当する実際費用の見通し及びその内訳としてメタル收容装置のコスト見通しについて、NTT東日本・西日本はできる限り早期に明確にしていくことが求められる。
  - NTTの構想によれば、PSTN接続料原価の大きな割合を占める加入者交換機は、IP網への移行後もメタル收容装置として引き続き使用される予定。
  - IP網への移行後を見据えつつ、次々期適用期間以降の接続料算定に用いる方法として長期増分費用方式や他のオプションの採用の適否を検討していく上では、メタルIP電話の設備構成やコスト見通しを具体的に把握することが望ましいが、具体的な見通しはまだ示されていない。

<長期増分費用モデルの見直しに向けて>

- 対象とするサービス・機能の範囲等、いくつかの選択肢について、まずは技術的な観点からモデル検討可能性や課題を整理し、その上で、プライシングの観点からどのような適用が相応しいか定量的な検証を行う方法が考えられる。
- その際、ユニバーサルサービスに関する今後の検討状況を踏まえつつ、光ファイバなどメタル回線以外の方法によってもサービス提供が可能な設備構成とする等、技術の進展を反映した、より効率的なモデルを検討することが必要。

### 1.4 事業者間協議における着信接続料の設定

- 市場におけるIP網への移行の進展状況や技術的発展動向を踏まえつつ、第一種指定電気通信設備以外の電気通信設備との接続に関する接続料のベンチマークへの活用可能性も念頭に、長期増分費用モデルのさらなる改良の検討を進めることが必要。
  - NTT東日本・西日本以外の事業者の固定網への着信接続料の水準等については、事業者間協議において決められることが基本。
  - 事業者間協議において合意が得られず、裁定の申請があった場合の考え方の方針として、原価等の算定に当たっては、接続に関して生じる費用等、算定根拠となるようなデータの提供を関係当事者に対して求めるとしている。その際、有効と認められるデータの提供が行われない場合には、原価等の算定のため、近似的に、例えば長期増分費用モデル等により、他の費用等を用いるとしている。

2. 平成31年度以降の接続料算定における長期増分費用方式の適用

<次期適用期間における接続料算定で用いるモデル>

- 次期適用期間における接続料の算定は、段階的な移行の手段として、まずは改良PSTNモデルによりこれを行う。
- 仮に、改良PSTNモデルによって算定する接続料水準が、指針に基づくスタックテストによる検証に耐えられないことが分かった場合(指針に基づき行うNTT東日本・西日本の検証結果の報告を受ける総務省において、利用者料金水準と接続料水準の関係が指針の基準を満たしていないと認められた場合)には、それに代えて、改良PSTNモデルと改良IPモデルの組み合わせ(4対1等)へ移行の段階を進める※こととする。

- 長期増分費用方式の適用に当たっては、現在の実際のネットワークがどのような設備構成で設置されているかにとらわれず、現在想定できる高度で新しい電気通信技術を利用した効率的な設備構成を想定することが制度の趣旨に合っていることになる。そういった見地からは、モデル研究会で新たに策定された改良IPモデルを用いて接続料の算定を行うこととするのは、公正な競争環境の確保を求める制度の趣旨に合っているとと言える。
- 他方で、既存の利用者の円滑な移行への考慮も必要であり、効率的なネットワークへの移行を現実には瞬時に行うわけにはいかないことも事実。
- 現時点においては、IP網を前提にした算定への移行を終了する時期を特定するのは時期尚早と考えられ、長期増分費用方式の適用に当たって当面の間は、IP網を前提とした接続料原価の算定に向けた段階的な移行の時期として対応することがより適切。

※ 指針に基づくスタックテストのうち、利用者料金と接続料の差分が営業費相当基準額を下回らないものであるかどうかの検証を行い、差分が営業費相当基準額を下回る場合には、改良PSTNモデルと改良IPモデルの組み合わせへ移行の段階を進める。ただし、認可接続料に比べ他事業者接続料の著しい上昇により利用者料金と接続料の差分が営業費相当基準額を下回るといった他律的要因が客観的かつ定量的に確認できる場合には、総務省において、そうした事情を考慮して取り扱うことを検討する余地があるとする。

【各モデルによる接続料の試算】

(単位:円/3分)

	(参考) H30AC	次期適用期間		
		H31AC	H32AC	H33AC
改良PSTNモデル				
IC接続料	8.09 ※第7次モデル	8.0~8.3	8.7~9.1	9.6~10.0
GC接続料	6.81 ※第7次モデル	6.9~7.0	7.5~7.8	8.2~8.6
改良IPモデル	5.2	5.7~5.8	6.2~6.4	6.9~7.2

◆ 各年度の接続料算定において、改良PSTNモデルによる接続料水準が指針に基づくスタックテストの検証に耐えられない場合、改良PSTNモデルと改良IPモデルを組み合わせ(4対1等)。

<モデルの組み合わせ方法>

- 改良PSTNモデルと改良IPモデルの組み合わせによって接続料水準を設定する場合の接続料は、GC接続やIC接続といった通信形態ごとを接続料の単位とし、両モデルにおける対応設備に係る原価を需要で除した単位当たりコストの合計に比率(例えば4対1の場合、改良PSTNモデルは0.8、改良IPモデルは0.2)を乗じて求めた値を合計して算定することを基本とする。

- 改良PSTNモデル及び改良IPモデルともに、接続料の単位となるアンバンドル機能は概ね設備ごとであるが、改良PSTNモデルで想定されている接続料の単位と、改良IPモデルで想定されている接続料の単位は、それぞれ異なることに留意が必要。

- 組み合わせの割合は、両モデルによりそれぞれ算定した値を、4対1、3対2、2対3、1対4、0対5のいずれか第一種指定電気通信設備設置事業者が選択する比率で上述のとおり組み合わせ、指針に基づくスタックテストの検証(検証対象:加入電話・ISDN通話料)に耐え得る接続料の水準を設定する。

- 比率は、従来の接続料認可における新サービスの収支相償の期間を5年間としており、IP網によるサービスの立ち上げも同様の期間で見れば5年程度での移行が考えられ得ることや、ルール間の移行にあたり激変緩和措置として5年間で(5分の1ずつ)段階的に行うこととしてきた事例を参考に、5段階での移行を想定。

【改良PSTNモデルと改良IPモデルの組み合わせによる接続料の単位のイメージ】



通信形態	改良PSTNモデル							改良IPモデル ※機能名は仮(モデル研究会報告時のもの)					
	加入者交換機能 GC	加入者交換機能 GC以下の伝送路	加入者交換機専用 トランクポート機能	中継交換機能	中継交換機専用 トランクポート機能	中継伝送共用機能	その他	加入者交換機能	中継交換機能	IC   POI	中継伝送共用機能	その他	
自ユニット内	●	●						●	●		●		
自ビル内自ユニット外	●	●						●	●		●		
MA内自ビル外	●	●	●	●	●	●		●	●		●		
MA間ZA内	●	●	●	●	●	●		●	●		●		
GC接続	●	●					・加入者交換機専用トランク ポート機能	●	●	●	●	・中継交換機専用トランク ポート機能 ・中継交換機接続伝送専 用機能	
GC接続 (中継伝送専用機能経 由)	●	●	<b>通信形態ごとに料金を算定</b>					・加入者交換機専用トランク ポート機能 ・中継伝送専用機能	●	●	●	●	・中継交換機専用トランク ポート機能 ・中継交換機接続伝送専 用機能
IC接続	●	●	●	●	●	●	・中継交換機専用トランク ポート機能 ・中継交換機接続伝送専 用機能	●	●	●	●	・中継交換機専用トランク ポート機能 ・中継交換機接続伝送専 用機能	
IC接続(GC経由なし)				●			・中継交換機専用トランク ポート機能 ・中継交換機接続伝送専 用機能		●	●		・中継交換機専用トランク ポート機能 ・中継交換機接続伝送専 用機能	

### 第3章 NTSコストの扱い

#### ■ 次期適用期間におけるNTSコストの扱い

- き線点RT-GC間伝送路コストは基本料の費用範囲の中で回収することが原則であり、「固定電話網の円滑な移行の在り方 二次答申」で提言されているユニバーサルサービス制度の検討の後に、当該コストの扱いについて、見直しを行うべき。
  - き線点RT-GC間伝送路コストを接続料原価へ全額算入する場合のIC接続料(改良PSTNモデルによる平成31年度から33年度までの予測値)は、全額控除する場合に比べ、3分当たりおよそ2円~2.5円高い。
  - PSTN接続料は年々上昇傾向にある一方で、ユニバーサルサービス交付金制度の補填対象額の番号単価は年々低廉化(平成20年度及び21年度認可の8円をピークに年々低廉化傾向)にあり、現在は2円程度)。
  - しかし、仮にき線点RT-GC間伝送路コストの全てを基本料の費用範囲の中で回収することとした場合、抛出事業者の太宗が番号単価相当額をユニバーサルサービス料としてそのまま利用者に請求している状況にまだ変化がないことにも鑑みれば、その利用者負担は大幅に増大することが見込まれる。

#### ■ 次々期適用期間以降におけるNTSコストの扱いに係る検討方向性

- メタルIP電話においても、き線点RT-GC間伝送路コストに相当する設備が残るのであれば、次々期適用期間以降における接続料算定方法との整合(TS・NTSコスト区分等)や、今後のユニバーサルサービス制度の在り方を踏まえつつ、接続料原価からの控除可能性について改めて検討することが適当。
- なお、今後のユニバーサルサービス制度の在り方については、接続料水準が今後もさらに上昇を続ける可能性がある中で、当該制度が、ナショナルミニマムを維持する趣旨に照らして、設備構成の効率化を促進するといった観点を含め、改善の余地がないか、総務省において早急に検討を進めることが求められる。

【き線点RT-GC間伝送路コストの付替えによるIC接続料水準への影響】

(単位:円/3分)

		H31AC	H32AC	H33AC
接続料原価に全額算入(現行)	改良PSTNモデル	8.0~8.3	8.7~9.1	9.6~10.0
	改良IPモデル	5.7~5.8	6.2~6.4	6.9~7.2
接続料原価から全額控除	改良PSTNモデル	6.1~6.3	6.6~6.9	7.3~7.5
	改良IPモデル	5.7~5.8	6.2~6.4	6.9~7.2

■ 次期適用期間における東西均一接続料の扱い

- 今般、改良PSTNモデルの採用に伴い東西別の接続料に是正することは、負担の変動が著しく大きいため現実的ではない。
  - NTT東日本・西日本の各々の業務区域における第一種指定電気通信設備との接続に関する原価は別々に算定されるものであり、NTT東日本・西日本の各々の接続料は別々に算定され、設定されることが原則。
  - これまで、長期増分費用方式により算定する接続料は、利用者料金の地域格差が生じることへの懸念から社会的要請があるとして、東西均一接続料が採用されてきた。

■ 次々期適用期間以降における東西均一接続料の扱いに係る検討方向性

- 次々期適用期間以降の接続料の在り方に向けては、接続料が本来、東西別で設定されるものであることを念頭に、PSTNからIP網への移行状況や、移行後の提供サービスにおける利用者料金と接続料との関係等を踏まえつつ、東西均一接続料の維持の要否について検討することが適当。

【東西別料金設定によるIC接続料水準及び東西格差への影響】  
(改良PSTNモデル)

(単位:円/3分)

	H31AC	H32AC	H33AC
①東西均一	8.0~8.3	8.7~9.1	9.6~10.0
②東日本	7.5~7.6	8.1~8.3	8.8~9.1
③西日本	8.7~8.9	9.5~9.8	10.4~11.0

東西格差(③/②)	1.17	1.17~1.18	1.19~1.21
-----------	------	-----------	-----------

(改良IPモデル)

(単位:円/3分)

	H31AC	H32AC	H33AC
①東西均一	5.7~5.8	6.2~6.4	6.9~7.2
②東日本	5.0~5.1	5.4~5.6	6.0~6.3
③西日本	6.3~6.5	7.0~7.2	7.8~8.1

東西格差(③/②)	1.27	1.28~1.29	1.29~1.30
-----------	------	-----------	-----------

第5章 接続料算定に用いる入力値の扱い

■ 通信量の扱い

- 次期適用期間の接続料算定においては、引き続き、前年度下期と当年度上期の通信量を通年化したものを採用することが適当。
  - 信頼性のあるデータであることを前提として、可能な限り適用年度に近いデータの採用が適当と考えられる。
  - 直近3年間(平成26年度から28年度まで)の通信量を用いて、次の3つの予測方法に対し、2つの評価を実施。

【3つの予測方法】

- ①前年度通信量を採用(3か月先予測)
- ②前年度下期と当年度上期の通信量を通年化したものを採用(9か月先予測)
- ③当年度通信量を採用(15か月先予測)

【2つの評価方法】

- a. 予測値と実績値(同期間の実績)の乖離幅
- b. 当年度通信量(当年度の実績)との乖離幅

- 「a. 予測値と実績値の乖離幅(振幅)」については、通信時間及び通信回数ともに、予測方法①<②<③となっている。
- 「b. 当年度通信量との乖離幅」については、通信時間及び通信回数ともに、予測方法③<②<①となっている。
- 3つの予測方法に関して乖離幅の傾向は前回回答時と変わらない。

【予測方法の違いによる予測値と実績値の乖離の評価】(通信時間/GC経由時間)

予測の程度	①前年度予測値	②前年度下期 +当年度上期予測値	③当年度予測値
a. 予測値と実績値の乖離幅 (振幅)	-0.4~0.3% 0.7%	-0.8~0.4% 1.2%	-1.6~1.8% 3.4%
b. 当年度通信量との乖離幅 (振幅)	14.5~16.7% 2.2%	6.0~8.8% 2.8%	同上

■ その他の入力値

- 通信量以外を入力値については、引き続き、事業者の経営上の機密への配慮と、透明性・公開性の確保の双方に十分に配慮しつつ、必要に応じて総務省において毎年度の接続料算定時に見直し、可能な限り最新のデータを用いることが適当。
- その際、改良IPモデルで用いる入力値についても、併せて最新のデータに見直しを行うことが適当。

第6章 PSTN接続料と光IP電話接続料との関係

■ 次期適用期間における光IP電話接続料との関係

- PSTNと光IP電話とはそれぞれ異なるネットワークであり、また、設備構成や機能等に差異があること等から、PSTN接続料と光IP電話接続料の双方の加重平均値を接続料として適用することは行わないことが適当。
  - PSTN及び光IP電話のそれぞれのネットワークの接続料原価算定方式が異なること。 ※PSTN接続料は長期増分費用方式、光IP電話接続料は実際費用方式。
  - PSTNと光IP電話では設備構成や機能等に差異があり、また、利用者料金やサービス面においてそれぞれ明確に区別されていること。
  - 加重平均方式の適用によって、PSTN接続料は低廉化するが、光IP電話接続料は上昇すること。

■ 次々期適用期間以降における光IP電話接続料との関係の検討方向性

- メタルIP電話と光IP電話は、コアネットワークを共有することとなるが、原価算定方式や機能、利用者料金の差異は依然として存在することを踏まえつつ、同一接続料とする場合の方法やそれによる影響等、改めて検討を行うことが必要。

第7章 新たな算定方法の適用期間

- これまで多くの場合において適用期間を3年間としていることに加え、今後、モデルの見直しや接続料算定の在り方に関する検討に2～3年程度の期間を要することが想定されることから、平成31年度以降の接続料算定方式の適用期間は3年間とすることが適当。
  - 長期増分費用モデルは、適宜その見直しを行い、最新技術を適用することが望まれるが、他方で、制度の安定性を確保する観点等から、算定方法の過度に頻繁な変更は好ましくない。そうした事情から、これまで多くの場合において適用期間を3年間としている。
  - NTT東日本・西日本は、平成37年(2025年)1月までにPSTNからIP網への移行を完了するとしているところ、今後は、PSTN及びNGNを取り巻く環境の変化、PSTN接続料水準の上昇可能性、また、接続事業者によるPSTNへの接続動向の変化が想定される。
  - 他方、長期増分費用モデルの検討に当たっては、IP網へ移行後の市場環境を見据えつつ、当該方式を適用するサービスや機能の範囲等の整理、また、光ファイバなど技術の進展を反映した設備構成による更なる効率化が必要であり、これらモデルの見直しや接続料算定の在り方に関する検討には2～3年程度の期間を要することが想定される。

第8章 今後の接続料算定の在り方

- 国内の固定電話市場におけるネットワークのIP化は着実に進んでおり、契約数で見れば、固定電話全体のうち「0ABJ-IP電話」が占める割合は、平成28年度で約59%(050-IP電話も含めれば約64%)に達している。
- 次々期適用期間以降の固定電話に係る接続料について、仮にその原価の算定においてIP網のみをベースとせずPSTNの要素を使い続けるのであれば、接続料を支払う接続事業者にとっては、より大きな費用負担となる。接続事業者自身がいかに自網のIP化によって効率化を図っても、それによっても、その費用負担は変わらない。PSTN接続料は、通信量の減少に伴い、今後も上昇を続ける可能性があり、接続事業者の費用負担は今後さらに増大していくことが想定される。その中では、ネットワークのIP化や光化等によるさらなる効率化へのインセンティブが十分に働かないおそれがある。これは、接続料の算定に当たってPSTNを要素として使い続ける場合のデメリットであり、留意する必要がある。
- 固定電話サービスが、これまでと同様に、社会経済活動に不可欠な基盤として、誰もが利用可能な料金水準で今後も提供されるためには、需要に応じた効率的なサービス提供がなされる必要がある。そのためには、接続事業者が支払う接続料についても、ネットワークのIP化や光化等の技術の進展を踏まえ、さらなる低廉化が促進されることが求められる。今後の接続料算定の在り方としては、そうした仕組みを検討していく必要がある。

○総務省令第 号

電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第三十三条第四項第一号口及び第二号の規定に基づき、第一種指定電気通信設備接続料規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成 年 月 日

総務大臣 石田 真敏

第一種指定電気通信設備接続料規則等の一部を改正する省令

（第一種指定電気通信設備接続料規則の一部改正）

第一条 第一種指定電気通信設備接続料規則（平成十二年郵政省令第六十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線（下線を含む。以下この条において同じ。）を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線（二重下線を含む。以下この条において同じ。）を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に

掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

目次

「第一章」第四章 略」

第五章 接続料設定(第十四条―第十八条の三)

第六章 その他の接続料(第十八条の四)

第七章 通信量等の記録(第十九条)

第八章 再計算(第二十条・第二十一条)

附則

(目的)

第一条 この省令は、第一種指定電気通信設備との接続に關し当該第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者(以下「事業者」という。)が取得すべき接続料に關して、電気通信事業法(以下「法」という。)第三十三条第四項第一号ロの機能(以下「機能」という。)、機能ごとの適正な原価及び適正な利潤の算定方法、通信量等の記録及び再計算に關する事項その他の必要な事項を定め、もつて接続料が、適正かつ明確に定められ、能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えた金額に照らし公正妥当なものであることを確保することを目的とする。

(機能)

第四条 法第三十三条第四項第一号ロの総務省令で定める機能は、次の表の上欄及び中欄のとおりとし、それぞれの機能に対応した設備等を同表の下欄に掲げる対象設備及びこれの附属設備並びにこれらを設置する土地及び施設(以下「対象設備等」という。)とする。

〔略〕

備考

一 表一の項の光信号端末回線伝送機能並びに表六の項の一般光信号中継伝送機能及び特別光信号中継伝送機能は、帯域が制限される場合におけるものと制限されない場合におけるものとで区分を行うものとする。

〔二・三 略〕

(法第三十三条第五項の機能)

第五条 法第三十三条第五項の総務省令で定める機能(以下「法第三十三条第五項の機能」という。)は、前条の表二の項(端末系ルータ交換機能、一般収容ルータ優先パケット識別機能、加入者交換機能のうち同表備考二のイに掲げる機能、信号制御交換機能、優先接続機能及び番号ポータビリティ機能を除く。)、四の項、五の項(関門系ルータ交換機能を除く。)、六の項(一般光信号中継伝送機能及び特別光信号中継伝送機能を除く。)及び八の項の機能とする。

(法第三十三条第五項の機能に關する資産及び費用の整理の手順等の通知)

第六条 事業者は、法第三十三条第五項の機能に關し、第一種指定電気通信設備を通常用いることができる高度で新しい電気通信技術を利用した効率的なものとなるように新たに構成するも

目次

「第一章」第四章 同上」

第五章 接続料設定(第十四条、第十八条)

第六章 通信量等の記録(第十九条)

第七章 再計算(第二十条・第二十一条)

附則

(目的)

第一条 この省令は、第一種指定電気通信設備との接続に關し当該第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者(以下「事業者」という。)が取得すべき接続料に關して、電気通信事業法(以下「法」という。)第三十三条第四項第一号ロの機能(以下「機能」という。)、機能ごとの適正な原価及び適正な利潤の算定方法、通信量等の記録及び再計算に關する事項を定め、もつて機能ごとの接続料が、適正かつ明確に定められ、能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えた金額に照らし公正妥当なものであることを確保することを目的とする。

(機能)

第四条 〔同上〕

〔同上〕

備考

一 表一の項の光信号端末回線伝送機能及び表六の項の一般光信号中継伝送機能及び特別光信号中継伝送機能は、帯域が制限される場合におけるものと制限されない場合におけるものとで区分を行うものとする。

〔二・三 同上〕

(法第三十三条第五項の機能)

第五条 法第三十三条第五項の総務省令で定める機能(以下「法第三十三条第五項の機能」という。)は、前条の表二の項(端末系ルータ交換機能、一般収容ルータ優先パケット識別機能、加入者交換機能のうち同表備考二のイの機能、信号制御交換機能、優先接続機能及び番号ポータビリティ機能を除く。)、四の項、五の項(関門系ルータ交換機能を除く。)、六の項(一般光信号中継伝送機能及び特別光信号中継伝送機能を除く。)及び八の項の機能とする。

(法第三十三条第五項の機能に關する資産及び費用の整理の手順等の通知)

第六条 事業者は、法第三十三条第五項の機能に關し、第一種指定電気通信設備を通常用いることができる高度で新しい電気通信技術を利用した効率的なものとなるように新たに構成するも

のとした場合の当該第一種指定電気通信設備に係る資産及びこの場合に当該第一種指定電気通信設備との接続により当該第一種指定電気通信設備によって提供される電気通信役務に係る通信量又は回線数の増加に応じて増加することとなる当該第一種指定電気通信設備に係る費用を、総務大臣が通知する手順により当該通知において定められる当該手順の適用の日までに整理して、総務大臣に報告しなければならない。

2 前項の整理は、第一種指定電気通信設備を次に掲げる要件を満たすように新たに構成するものとして行うものでなければならない。

〔一〇五 略〕

〔3 略〕

4 第一項の整理は、資産にあつては別表第二の一に掲げる正味固定資産価額算定方法及び別表第二の二に掲げる正味固定資産価額算定に用いる数値を用いて別表第三様式第一による固定資産明細表及び別表第三様式第二による固定資産帰属明細表を作成して、費用にあつては別表第四の一に掲げる費用算定方式、別表第四の二に掲げる共通費等の配賦基準及び別表第四の三に掲げる費用算定に用いる数値を用いて別表第五による設備区分別費用明細表を作成して、行うものでなければならない。

(接続料の原価及び利潤)

第八条 接続料(第四条の表一の項のうち総合デジタル通信端末回線伝送機能及び同表十三の項の機能に係る接続料を除く。次項において同じ。)の原価及び利潤は、同条に規定する機能(同表一の項のうち総合デジタル通信端末回線伝送機能及び同表十三の項の機能を除く。以下同じ。)ごとに、当該機能に係る第一種指定設備管理運営費に第十一条から第十三条までの規定に基づき計算される他人資本費用、自己資本費用、調整額及び利益対応税の合計額を加えて算定するものとする。

〔2・3 略〕

(第一種指定設備管理運営費の算定)

第九条 「略」

2 前項の費用は、法第三十三条第五項の機能に係るものにあつては別表第五の設備区分別費用明細表に記載された費用とし、その他の機能に係るものにあつては接続会計規則別表第二様式第四の設備区分別費用明細表に記載された費用とする。ただし、前条第二項ただし書の規定に基づき接続料の原価及び利潤を算定する場合における第四条に規定する機能に係る第一種指定設備管理運営費は、同表様式第四の設備区分別費用明細表に記載された費用の額及び通信量等の実績値を基礎として、合理的な将来の予測に基づき算定するものとする。

(第一種指定設備管理運営費の算定の特例)

第十条 前条の規定にかかわらず、対象設備等が法第三十三条第五項の機能に係る設備以外の設備である場合であつて、当該対象設備等が帰属する設備区分が接続会計規則別表第二様式第四の設備区分別費用明細表において独立した設備区分として整理されていないときは、第一種指定設備管理運営費の額は、次に掲げる式により計算することができる。この場合において、対

のとした場合の当該第一種指定電気通信設備に係る資産及びこの場合に当該第一種指定電気通信設備との接続により当該第一種指定電気通信設備によって提供される電気通信役務に係る通信量又は回線数の増加に応じて増加することとなる当該第一種指定電気通信設備に係る費用を、総務大臣が通知する手順により、当該通知において定められる当該手順の適用の日までに整理してこれを総務大臣に報告しなければならない。

2 前項の整理は、第一種指定電気通信設備を次の各号を確保するように新たに構成するものとして行うものでなければならない。

〔一〇五 同上〕

〔3 同上〕

4 第一項の整理は、資産にあつては別表第二の一に掲げる正味固定資産価額算定方法及び別表第二の二に掲げる正味固定資産価額算定に用いる数値を用いて別表第三様式第一による固定資産明細表及び別表第三様式第二による固定資産帰属明細表を作成して、費用にあつては別表第四の一に掲げる費用算定方式、別表第四の二に掲げる共通費等の配賦基準及び別表第四の三に掲げる費用算定に用いる数値を用いて別表第五による設備区分別費用明細表を作成して、行うものでなければならない。

(接続料の原価及び利潤)

第八条 接続料(第四条の表一の項のうち総合デジタル通信端末回線伝送機能及び同表十三の項の機能に係る接続料を除く。以下この項及び次項において同じ。)の原価及び利潤は、同条に規定する機能(同表一の項のうち総合デジタル通信端末回線伝送機能及び同表十三の項の機能を除く。以下同じ。)ごとに、当該機能に係る第一種指定設備管理運営費に第十一条から第十三条までの規定に基づき計算される他人資本費用、自己資本費用、調整額及び利益対応税の合計額を加えて算定するものとする。

〔2・3 同上〕

(第一種指定設備管理運営費の算定)

第九条 「同上」

2 前項の費用は、法第三十三条第五項の機能に係るものにあつては別表第五の設備区分別費用明細表に記載された費用とし、その他の機能に係るものにあつては接続会計規則別表第二様式第四の設備区分別費用明細表に記載された費用とする。ただし、前条第二項ただし書の規定する電気通信役務を提供するために利用される第四条に規定する機能に係る第一種指定設備管理運営費は、同表様式第四の設備区分別費用明細表に記載された費用の額及び通信量等の実績値を基礎として、合理的な将来の予測に基づき算定するものとする。

(第一種指定設備管理運営費の算定の特例)

第十条 前条の規定にかかわらず、法第三十三条第五項の機能に係る設備以外の設備であつて、対象設備等が帰属する設備区分が接続会計規則別表第二様式第四の設備区分別費用明細表において独立した設備区分として整理されていない場合においては、第一種指定設備管理運営費の額は、次に掲げる式により計算することができる。この場合において、対象設備等が法定耐用

象設備等が法定耐用年数経過後において更改されていないときは、当該対象設備等の取得固定資産価額から残存価額を減じた差額を法定耐用年数で除して得た額を控除するものとする。

〔略〕  
(他人資本費用)

第十一条 〔略〕

2 〔略〕

3 前項の対象設備等の正味固定資産価額は、法第三十三条第五項の機能に係るものにあつては別表第三様式第二の固定資産帰属明細表の正味固定資産価額を基礎として、その他の機能に係るものにあつては接統会計規則別表第二様式第三の固定資産帰属明細表の帳簿価額を基礎として、算定された額とする。ただし、第八条第二項ただし書の規定に基づき接統料の原価及び利潤を算定する場合における第四条に規定する機能の対象設備等の正味固定資産価額は、同表様式第三の固定資産帰属明細表の帳簿価額及び通信量等の実績値を基礎として合理的な予測に基づき算定された額とする。

4 第二項の繰延資産比率、投資等比率及び貯蔵品比率は、それぞれ、接統会計規則別表第二様式第二に記載された第一種指定設備管理部門の電気通信事業固定資産の額に対する繰延資産及び投資その他の資産（第一種指定電気通信設備の管理運営に不可欠であり、かつ、収益の見込まれないものに限る。）の額の占める比率並びに電気通信事業会計規則別表第二様式第一に記載された固定資産の額から同表様式第一に記載された投資その他の資産の額を除いた額に対する貯蔵品の額の占める比率の実績値を基礎として算定する。

5 第二項の運転資本の額は、次に掲げる式により計算する。ただし、法第三十三条第五項の機能に係る当該次に掲げる式の適用については、式中「対象設備等の第一種指定設備管理運営費（減価償却費、固定資産除却損及び租税公課相当額を除く。）」とあるのは、「対象設備等の第一種指定設備管理運営費（減価償却費、通信設備使用料及び固定資産税相当額を除く。）」とする。

〔略〕

〔6〕9 略

(調整額)

第十二条の二 第四条に規定する機能に係る調整額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める式により計算する。

一 当期算定方式が第一号将来原価等方式である場合

調整額＝0

二 当期算定方式が第二号長期将来原価方式である場合 次のイからニまでに掲げる場合の区

分に応じ、当該イからニまでに定める式

イ 前期算定方式が第一号将来原価等方式である場合

調整額＝0

年数経過後において更改されていないときは、当該対象設備等の取得固定資産価額から残存価額を減じた差額を法定耐用年数で除して得た額を控除するものとする。

〔同上〕  
(他人資本費用)

第十一条 〔同上〕

2 〔同上〕

3 前項の対象設備等の正味固定資産価額は、法第三十三条第五項の機能に係るものにあつては別表第三様式第二の固定資産帰属明細表の正味固定資産価額を基礎として、その他の機能に係るものにあつては接統会計規則別表第二様式第三の固定資産帰属明細表の帳簿価額を基礎として、算定された額とする。ただし、第八条第二項ただし書の規定する機能の対象設備等の正味固定資産価額は、同表様式第三の固定資産帰属明細表の帳簿価額及び通信量等の実績値を基礎として合理的な予測に基づき算定された額とする。

4 第二項の繰延資産比率、投資等比率及び貯蔵品比率は、それぞれ、接統会計規則別表第二様式第二に記載された第一種指定設備管理部門の電気通信事業固定資産の額に対する繰延資産及び投資その他の資産（第一種指定電気通信設備の管理運営に不可欠であり、かつ、収益の見込まれないものに限る。）の額の占める比率並びに電気通信事業会計規則別表第二様式第一に記載された固定資産の額から同表様式に記載された投資その他の資産の額を除いた額に対する貯蔵品の額の占める比率の実績値を基礎として算定する。

5 第二項の運転資本の額は、次に掲げる式により計算する。ただし、法第三十三条第五項の機能に係るものにあつては、「対象設備等の第一種指定設備管理運営費（減価償却費、固定資産除却損及び租税公課相当額を除く。）」とあるのは、「対象設備等の第一種指定設備管理運営費（減価償却費、通信設備使用料及び固定資産税相当額を除く。）」と読み替えるものとする。

〔同上〕

〔6〕9 同上

(調整額)

第十二条の二 第四条に規定する機能に係る調整額は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める式により計算する。

一 第八条第二項第一号に該当するものとして同項ただし書の規定に基づき接統料の原価及び利潤を算定する場合並びに当該原価及び利潤に基づき設定した接統料を変更する場合

調整額＝0

二 第八条第二項第二号に該当するものとして同項ただし書の規定に基づき接統料の原価及び利潤を算定する場合であつて前号に掲げる場合以外の場合（原価及び利潤の算定期間が一年を超える場合に限る。）並びに当該原価及び利潤に基づき設定した接統料を変更する場合

当該機能に係る前算定期間（前算定期間及び前々算定期間が1年である場合は、前

ロ 前期算定方式及び前々期算定方式が実績原価等方式である場合  
調整額＝前期費用収入間引調整額＋前々期費用収入間引調整額

ハ 前期算定方式及び前々期算定方式が第一号長期将来原価方式又は実績原価等方式である場合（ロに掲げる場合を除く。）  
調整額＝前期費用収入間引調整額＋前々期差額実績引調整額

ニ イからハまでに掲げる場合以外の場合  
調整額＝前期費用収入間引調整額

三 当期算定方式が実績原価等方式である場合 次のイからハまでに掲げる場合の区分に応じ、当該イからハまでに定める式

イ 前期算定方式が第一号将来原価等方式である場合  
調整額＝0

ロ 前期算定方式が第二号長期将来原価方式である場合であつて、前々期算定方式が第一号将来原価等方式であることと  
調整額＝前期費用収入間引調整額

ハ 前期算定方式が第二号長期将来原価方式である場合（ロに掲げる場合を除く。）  
調整額＝前期費用収入間引調整額＋前々期差額実績引調整額

ニ 前期算定方式が実績原価等方式である場合であつて、前々期算定方式が第一号将来原価等方式であることと  
調整額＝0

ホ 前期算定方式が実績原価等方式である場合であつて、前々期算定方式が第二号長期将来原価方式であることと  
調整額＝前々期差額実績引調整額

ヘ イからホまでに掲げる場合以外の場合  
調整額＝前々期費用収入間引調整額

【削る】

【削る】

調整額＝算定期間及び前々算定期間とする。以下この号において同じ。）における費用（前年度の費用については、合理的な予測に基づき算定するものとする。）

当該機能に係る前算定期間における調整額（当該調整額に係る費用及び需要は実績値に基づき算定するものとする。）  
当該機能に係る前算定期間における接続料に係る収入（前年度の需要については合理的な予測に基づき算定するものとする。）

三 前々算定期間における接続料の原価及び利潤が、第八条第二項第一号に該当するものとして同項ただし書の規定に基づき算定されたものである場合（前号に該当する場合を除く。）  
調整額＝0

四 前々算定期間における接続料の原価及び利潤が、第八条第二項第二号に該当するものとして同項ただし書の規定に基づき算定されたもの（原価及び利潤の算定期間が一年を超える場合に限る。）である場合（第二号に該当する場合を除く。）  
調整額＝当該機能に係る費用及び需要を実績値に基づき算定した前算定期間の調整額  
―当該機能に係る前算定期間の調整額

五 第六条の規定により整理された第一種指定電気通信設備の資産及び費用に基づき接続料の原価及び利潤を算定する場合  
調整額＝0

〔削る〕

- 2 前項において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
  - 一 第一号将来原価等方式 第八条第二項第一号に該当するものとして同項ただし書の規定に基づき接続料の原価及び利潤を算定する方式又は第六条の規定により整理された第一種指定電気通信設備の資産及び費用に基づき接続料の原価及び利潤を算定する方式
  - 二 第二号長期将来原価方式 第八条第二項第二号に該当するものとして同項ただし書の規定に基づき接続料の原価及び利潤を算定する方式であつて、当該原価及び利潤の算定期間が一年を超えるもの
  - 三 実績原価等方式 接続料の原価及び利潤を算定する方式であつて、前二号に掲げる方式以外のもの
  - 四 当期算定方式 前項の規定により計算しようとする調整額がその原価及び利潤に算入される接続料が設定される算定期間における当該接続料の算定方式の種類
  - 五 前期算定方式 前期算定期間（前号に規定する算定期間の直前の算定期間をいう。以下この項において同じ。）において設定される接続料の算定方式の種類
  - 六 前々期算定方式 前々期算定期間（前期算定期間の直前の算定期間をいう。第九号において同じ。）において設定される接続料の算定方式の種類
  - 七 前期費用収入間予測差額 前期算定期間における費用の額（前年度の費用（第一種指定設備管理運営費、他人資本費用、自己資本費用及び利益対応税の合計額であつて、前項の規定により調整額を算定する機能に係るものをいう。次号及び第九号において同じ。）は、合理的な予測に基づき計算するものとする。）と前期算定期間における接続料の原価及び利潤に算入された調整額との合計額から、前期算定期間における接続料収入の額（前年度の需要は合理的な予測に基づき計算するものとする。）を減じた額
  - 八 前々期差額実績予測間差分 前々期算定期間における費用（実績値に基づくものとする。次号において同じ。）の額から前々期算定期間における接続料収入（実績値に基づくものとする。次号において同じ。）の額を減じた額から、前々期算定期間における費用（前期算定期間において設定された接続料の原価及び利潤に算入された調整額の計算に用いられたものとする。）の額から前々期算定期間における接続料収入（前期算定期間において設定された接続料の原価及び利潤に算入された調整額の計算に用いられたものとする。）の額を減じた額を減じた額
  - 九 前々期費用収入間差額 前々期算定期間における費用の額と前々期算定期間における接続料の原価及び利潤に算入された調整額との合計額から、前々期算定期間における接続料収入の額を減じた額

（利益対応税）

六 前各号に掲げる場合以外の場合

- 2 前項の費用は、第一種指定設備管理運営費、他人資本費用、自己資本費用及び利益対応税の合計額とする。
  - 一 接続料に係る前々期算定期間における接続料収入
  - 二 接続料に係る前々期算定期間における調整額
  - 三 接続料に係る前々期算定期間における費用

（利益対応税）

第十三条 「略」

〔2・3 略〕

4 前項の利益対応税率は、法人税、事業税及びその他所得に課される税の税率の合計を基礎として算定された値とする。

(接続料設定の原則)

第十四条 接続料は、第四条に規定する機能ごとに、当該接続料に係る収入が当該接続料の原価及び利潤の合計額に一致するように定めなければならない。

〔2・4 略〕

(利用者料金との比較による接続料の水準の調整)

第十四条の二 接続料の水準は、当該接続料に係る特定接続がある場合には当該特定接続に関し事業者が取得すべき金額も考慮して、当該事業者が提供する電気通信役務（卸電気通信役務を除く。）に関する料金の水準との関係により、当該事業者の設置する第一種指定電気通信設備とその電気通信設備を接続する電気通信事業者との間に不当な競争を引き起こさないものとする方法により設定するものとする。ただし、利用者料金の水準が不当な競争を引き起こすものである場合等、当該方法によっては接続料の水準を設定することが困難な場合（第三条ただし書の規定により総務大臣の許可を受ける場合を除く。）は、この省令の他の規定（同条ただし書の規定を除く。）により接続料の水準を最も低いものとなるように設定すれば足りる。

(加入者交換機専用トランクポート機能等の接続料)

第十六条の二 第四条の表二の項（加入者交換機専用トランクポート機能に限る。次項において同じ。）、五の項（中継交換機専用トランクポート機能に限る。次項において同じ。）及び六の項（中継交換機接続伝送専用機能に限る。次項において同じ。）の機能の接続料は、回線容量を単位として設定するものとする。

2 前項の場合において、接続料の単位は、第四条の表二の項及び五の項の機能については少なくとも一、五三六キロビット毎秒相当以下に、同表六の項の機能については五二メガビット毎秒相当以下に、それぞれ細分化して設定するものとする。

(端末回線伝送機能等の接続料)

第十七条 「略」

2 前項の場合において、接続料の単位は、第四条の表一の項、三の項から三の三の項まで、六の項及び七の項の機能については、回線容量にあつては少なくとも一、五三六キロビット毎秒相当以下に、光信号伝送用の回線数にあつては芯線数ごとに、それぞれ細分化して設定するものとする。

〔削る〕

(一般中継系ルータ交換伝送機能に係る接続料)

第十八条の二 「略」

第十三条 「同上」

〔2・3 同上〕

4 前項の利益対応税率は、法人税、事業税及びその他所得に課される税の税率の合計を基礎として算定された値とする。

(接続料設定の原則)

第十四条 接続料は、第四条に規定する機能ごとに、当該接続料に係る収入が、当該接続料の原価に一致するように定めなければならない。

〔2・4 同上〕

(利用者料金との比較による接続料の水準の調整)

第十四条の二 接続料の水準は、当該接続料に係る特定接続がある場合には、当該特定接続に関し事業者が取得すべき金額も考慮して、当該事業者が提供する電気通信役務（卸電気通信役務を除く。）に関する料金の水準との関係により、当該事業者の設置する第一種指定電気通信設備とその電気通信設備を接続する電気通信事業者との間に不当な競争を引き起こさないものとする方法により設定するものとする。ただし、利用者料金の水準が不当な競争を引き起こすものである場合等、当該方法によっては接続料の水準を設定することが困難な場合（第三条ただし書の規定により総務大臣の許可を受ける場合を除く。）は、この省令の他の規定（第三条ただし書の規定を除く。）により接続料の水準を最も低いものとなるように設定すれば足りる。

(加入者交換機専用トランクポート機能等の接続料)

第十六条の二 第四条の表二の項（加入者交換機専用トランクポート機能に限る。以下この条において同じ。）、五の項（中継交換機専用トランクポート機能に限る。以下この条において同じ。）及び六の項（中継交換機接続伝送専用機能に限る。以下この条において同じ。）の機能の接続料は、回線容量を単位として設定するものとする。

2 前項の場合において、接続料の単位は、第四条の表二の項及び五の項の機能については少なくとも一、五三六キロビット毎秒相当以下に、六の項については五二メガビット毎秒相当以下に、各々細分化して設定するものとする。

(端末回線伝送機能等の接続料)

第十七条 「同上」

2 前項の場合において、接続料の単位は、第四条の表一の項、三の項から三の三の項まで、六の項及び七の項の機能については、回線容量にあつては少なくとも一、五三六キロビット毎秒相当以下に、光信号伝送用の回線数にあつては芯線数ごとに、各々細分化して設定するものとする。

第十八条の二 削除

(一般中継系ルータ交換伝送機能に係る接続料)

第十八条の四 「同上」

(SIPサーバ機能に係る接続料)

第十八条の三

〔略〕

第六章 その他の接続料

(その他の接続料に係る法第三十三条第四項第二号の総務省令で定める方法)

第十八条の四 第三条に規定する接続料以外の接続料に係る法第三十三条第四項第二号の総務省令で定める方法は、前三章の規定に準じて算定する方法とする。

第七章

〔略〕

(通信量等の記録)

第十九条 法第三十三条第十二項の規定による通信量又は回線数の記録は、第四条に規定する機能ごとに、通信量にあつては別表第六様式第一により、回線数にあつては別表第六様式第二により行うほか、認可接続約款等において第十四条第三項の規定に基づき設定した単位(次項及び第三項において「設定単位」という。)の通信量又は回線数にあつては適宜の様式により行わなければならない。

2 法第三十三条第十二項の総務省令で定める事項は、別表第七に掲げるもの及びそれ以外の設定単位(通信量及び回線数以外のものに限る。次項において同じ。)とする。

3 法第三十三条第十二項の規定による前項の記録は、別表第七に掲げるものにあつては別表第八により、それ以外の設定単位にあつては適宜の様式により、行わなければならない。

4 第一項及び前項の記録は、毎事業年度経過後六月内を期限として行い、その結果は三年間保存しておくなければならない。

5 第一項及び第三項の記録並びに前項の保存は、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつては認識することができない方法をいう。)により行うことができる。

第八章

〔略〕

(接続料の再計算の期間)

第二十条 法第三十三条第十四項の総務省令で定める期間は、一年間とする。

(接続料の再計算)

第二十一条 事業者は、法第三十三条第十四項の規定により再計算した接続料を、法第三十三条第五項の機能に係るもの並びに第八条第二項ただし書の規定に基づき接続料の原価及び利潤を算定した機能に係るものにあつては再計算後直ちに、その他の機能(第四条の表一の項のうち総合デジタル通信端末回線伝送機能及び同表十三の項の機能を除く。)に係るものにあつては毎事業年度経過後七月以内に、その算出の根拠に関する説明を記載した書類を添えて総務大臣に報告しなければならない。

(SIPサーバ機能に係る接続料)

第十八条の五

〔同上〕

〔新設〕

〔新設〕

第六章

〔同上〕

(通信量等の記録)

第十九条 法第三十三条第十二項の規定による記録をしようとする者は第四条に規定する機能ごとに、通信量にあつては別表第六様式第一により、回線数にあつては別表第六様式第二により記録しておくなければならない。

2 法第三十三条第十二項の総務省令で定める事項は別表第七に掲げるものとする。

3 法第三十三条第十二項の規定による記録をしようとする者は、前項の事項を別表第八により記録しておくなければならない。

4 法第三十三条第十二項の規定による記録をしようとする者は、第一項及び前項の記録を毎事業年度経過後六月内を期限として行い、その結果を三年間保存しておくなければならない。この場合、第一項及び前項の記録は電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつては認識することができない方法をいう。)によりすることができる。

〔新設〕

第七章

〔同上〕

(接続料の再計算の期間)

第二十条 法第三十三条第十四項の総務省令で定める期間は、一年間とする。

(接続料の再計算)

第二十一条 事業者は、法第三十三条第十四項の規定により再計算した接続料を、法第三十三条第五項の機能に係るものにあつては再計算後直ちに、その他の機能(第四条の表一の項のうち総合デジタル通信端末回線伝送機能及び同表十三の項の機能を除く。)に係るものにあつては毎事業年度経過後七月以内にその算出の根拠に関する説明を記載した書類を添えて総務大臣に報告しなければならない。

別表第2の1 (第6条関係) 正味固定資産価額算定方法

設備区分	算定方法
【略】	【略】
電力設備 (小規模局用電源装置)	<p>1 RT-BOX以外の局に設置する場合の設備量の算定 局ごとに、当該局に設置される設備の所要電流値の合計を、小規模局用電源装置1台当たりの最大電流で除したものを(1に満たない端数は、切り上げるものとする。)を、当該局の小規模局用電源装置台数とする。</p> <p>2 RT-BOXに設置する場合の設備量の算定 局ごとに、当該局に設置される設備(局設置簡易遠隔収容装置を除く。) の所要電流値の合計を、小規模局用電源装置(RT-BOX用最大規格)の1台当たりの最大電流で除したものを(1に満たない端数は、切り捨てるものとする。)を当該局の小規模局用電源装置台数とする。また、それによって生じた所要電流値の余りから選定される小規模局用電源装置(RT-BOX用直近上位規格)台数を小規模局用電源装置台数に加える。</p> <p>3 投資額の算定 局ごとに次の算定式により、前二項の規定に基づき算定した台数を用い局ごと小規模局用電源装置投資額を求め、全ての局の局ごと小規模局用電源装置投資額を合算し、小規模局用電源装置投資額を算定する。 局ごと小規模局用電源装置投資額 ＝小規模局用電源装置台数×小規模局用電源装置単価</p>
【略】	<p>1 【略】</p> <p>2 【略】</p> <p>(1) 【略】</p> <p>ア 【略】</p> <p>イ 当該局が平屋局の場合、機械室建物面積を平屋局容積率で除したものの、地上鉄塔土地面積及び駐車スペース等土地面積の合計から駐車スペース面積のうちデータ系に係るもの(回線数比により算定するものとする。)を控除したものを、当該局の機械室土地面積とする。</p> <p>(2) 当該局がRT-BOXの場合、RT-BOX土地面積及び地上鉄塔土地面積の合計から駐車スペース面積のうちデータ系に係るもの(回線数比により算定するものとする。)を控除したものを、当該局の機械室土地面積とする。</p>
機械室土地	3 【略】

別表第2の1 (第6条関係) 【同左】

設備区分	算定方法
【同左】	【同左】
電力設備 (小規模局用電源装置)	<p>1 設備量の算定 局設置遠隔収容装置設置局及び局設置簡易遠隔収容装置設置局ごとに、当該局に設置される設備(局設置簡易遠隔収容装置を除く。)の所要電流値の合計を、小規模局用電源装置1台当たりの最大電流で除したものを(1に満たない端数は、切り上げるものとする。)を、当該局の小規模局用電源装置台数とする。 【新設】</p> <p>2 投資額の算定 局ごとに次の算定式により、前項の規定に基づき算定した台数を用い局ごと小規模局用電源装置投資額を求め、全ての局の局ごと小規模局用電源装置投資額を合算し、小規模局用電源装置投資額を算定する。 局ごと小規模局用電源装置投資額 ＝小規模局用電源装置台数×小規模局用電源装置単価</p>
【同左】	<p>1 【同左】</p> <p>2 【同左】</p> <p>(1) 【同左】</p> <p>ア 【同左】</p> <p>イ 当該局が平屋局の場合、機械室建物面積を平屋局容積率で除したものの及び駐車スペース等土地面積の合計を、当該局の機械室土地面積とする。</p> <p>(2) 当該局がRT-BOXの場合、RT-BOX土地面積を、当該局の機械室土地面積とする。</p>
機械室土地	3 【同左】

【略】

別表第2の2 (第6条関係) 正味固定資産価額算定に用いる数値

項目	数値	単位
【略】		
き線管路総延長	132.069	km
【略】		
電線共同溝総延長	1.483	km
情報ボックス総延長	8.122	km
【略】		
架当たりユニット数 (分岐挿入伝送装置 2.4G)	7.5	ユニット/架
架当たりユニット数 (分岐挿入伝送装置 10G)	4.5	ユニット/架
【略】		
架当たり 156M イントラフェース数 (分岐挿入伝送装置 2.4G)	48	156M I F / 架
【略】		
分岐挿入伝送装置 2.4G 基本部電流	0	A / 台
分岐挿入伝送装置 2.4G ユニット電流	3.2	A / ユニット
分岐挿入伝送装置 2.4G 架面積	2	m <sup>2</sup> / 架
【略】		
分岐挿入伝送装置 10G ユニット電流	5.5	A / ユニット
【略】		
交流無停電電源装置規定出力容量(1)	1	k V A
交流無停電電源装置規定出力容量(2)	3	k V A
交流無停電電源装置規定出力容量(3)	5	k V A
交流無停電電源装置規定出力容量(4)	7	k V A
交流無停電電源装置規定出力容量(5)	10	k V A
交流無停電電源装置規定出力容量(6)	15	k V A
交流無停電電源装置規定出力容量(7)	20	k V A
交流無停電電源装置規定出力容量(8)	30	k V A
交流無停電電源装置規定出力容量(9)	50	k V A

【同左】

別表第2の2 (第6条関係) 【同左】

項目	数値	単位
【同左】		
き線管路総延長	134.772	km
【同左】		
電線共同溝総延長	1.468	km
情報ボックス総延長	8.065	km
【同左】		
架当たりユニット数 (分岐挿入伝送装置 2.4G)	2	ユニット/架
架当たりユニット数 (分岐挿入伝送装置 10G)	3	ユニット/架
【同左】		
架当たり 156M イントラフェース数 (分岐挿入伝送装置 2.4G)	4	156M I F / 架
【同左】		
分岐挿入伝送装置 2.4G 基本部電流	6.2	A / 台
分岐挿入伝送装置 2.4G ユニット電流	4	A / ユニット
分岐挿入伝送装置 2.4G 架面積	1.08	m <sup>2</sup> / 架
【同左】		
分岐挿入伝送装置 10G ユニット電流	8.3	A / ユニット
【同左】		
交流無停電電源装置規定出力容量(1)	3	k V A
交流無停電電源装置規定出力容量(2)	5	k V A
交流無停電電源装置規定出力容量(3)	7	k V A
交流無停電電源装置規定出力容量(4)	10	k V A
交流無停電電源装置規定出力容量(5)	15	k V A
交流無停電電源装置規定出力容量(6)	20	k V A
交流無停電電源装置規定出力容量(7)	30	k V A
交流無停電電源装置規定出力容量(8)	50	k V A

交流無停電電源装置規定出力容量 <sup>10)</sup>	75	k V A
交流無停電電源装置規定出力容量 <sup>11)</sup>	100	k V A
交流無停電電源装置規定出力容量 <sup>12)</sup>	200	k V A
交流無停電電源装置規定出力容量 <sup>13)</sup>	250	k V A
交流無停電電源装置規定出力容量 <sup>14)</sup>	300	k V A
交流無停電電源装置規定出力容量 <sup>15)</sup>	400	k V A
交流無停電電源装置規定出力容量 <sup>16)</sup>	500	k V A
交流無停電電源装置規定出力容量 <sup>17)</sup>	600	k V A
交流無停電電源装置規定出力容量 <sup>18)</sup>	800	k V A
交流無停電電源装置規定出力容量 <sup>19)</sup>	1,000	k V A
交流無停電電源装置規定出力容量 <sup>20)</sup>	1,200	k V A
交流無停電電源装置規定出力容量 <sup>21)</sup>	1,500	k V A
交流無停電電源装置所要面積 <sup>1)</sup>	4	m <sup>2</sup>
交流無停電電源装置所要面積 <sup>2)</sup>	4	m <sup>2</sup>
交流無停電電源装置所要面積 <sup>3)</sup>	4	m <sup>2</sup>
交流無停電電源装置所要面積 <sup>4)</sup>	4	m <sup>2</sup>
交流無停電電源装置所要面積 <sup>5)</sup>	7	m <sup>2</sup>
交流無停電電源装置所要面積 <sup>6)</sup>	7	m <sup>2</sup>
交流無停電電源装置所要面積 <sup>7)</sup>	8	m <sup>2</sup>
交流無停電電源装置所要面積 <sup>8)</sup>	8	m <sup>2</sup>
交流無停電電源装置所要面積 <sup>9)</sup>	8	m <sup>2</sup>
交流無停電電源装置所要面積 <sup>10)</sup>	10	m <sup>2</sup>
交流無停電電源装置所要面積 <sup>11)</sup>	10	m <sup>2</sup>
交流無停電電源装置所要面積 <sup>12)</sup>	10	m <sup>2</sup>
交流無停電電源装置所要面積 <sup>13)</sup>	10	m <sup>2</sup>
交流無停電電源装置所要面積 <sup>14)</sup>	10	m <sup>2</sup>
交流無停電電源装置所要面積 <sup>15)</sup>	30	m <sup>2</sup>
交流無停電電源装置所要面積 <sup>16)</sup>	30	m <sup>2</sup>
交流無停電電源装置所要面積 <sup>17)</sup>	20	m <sup>2</sup>
交流無停電電源装置所要面積 <sup>18)</sup>	30	m <sup>2</sup>
交流無停電電源装置所要面積 <sup>19)</sup>	50	m <sup>2</sup>
交流無停電電源装置所要面積 <sup>20)</sup>	40	m <sup>2</sup>
交流無停電電源装置所要面積 <sup>21)</sup>	50	m <sup>2</sup>
【格】		
蓄電池容量算出係数 (遠隔収容装置設置局及VTR-BOX (局設置簡易遠隔収容装置設置局を除く。)(作業員の到着に1.5時	12.6	AH/A

交流無停電電源装置規定出力容量 <sup>9)</sup>	75	k V A
交流無停電電源装置規定出力容量 <sup>10)</sup>	100	k V A
交流無停電電源装置規定出力容量 <sup>11)</sup>	200	k V A
交流無停電電源装置規定出力容量 <sup>12)</sup>	300	k V A
交流無停電電源装置規定出力容量 <sup>13)</sup>	400	k V A
交流無停電電源装置規定出力容量 <sup>14)</sup>	600	k V A
交流無停電電源装置規定出力容量 <sup>15)</sup>	800	k V A
交流無停電電源装置規定出力容量 <sup>16)</sup>	1,000	k V A
交流無停電電源装置規定出力容量 <sup>17)</sup>	1,200	k V A
交流無停電電源装置規定出力容量 <sup>18)</sup>	1,500	k V A
交流無停電電源装置所要面積 <sup>1)</sup>	4	m <sup>2</sup>
交流無停電電源装置所要面積 <sup>2)</sup>	4	m <sup>2</sup>
交流無停電電源装置所要面積 <sup>3)</sup>	4	m <sup>2</sup>
交流無停電電源装置所要面積 <sup>4)</sup>	7	m <sup>2</sup>
交流無停電電源装置所要面積 <sup>5)</sup>	7	m <sup>2</sup>
交流無停電電源装置所要面積 <sup>6)</sup>	7	m <sup>2</sup>
交流無停電電源装置所要面積 <sup>7)</sup>	7	m <sup>2</sup>
交流無停電電源装置所要面積 <sup>8)</sup>	8	m <sup>2</sup>
交流無停電電源装置所要面積 <sup>9)</sup>	10	m <sup>2</sup>
交流無停電電源装置所要面積 <sup>10)</sup>	10	m <sup>2</sup>
交流無停電電源装置所要面積 <sup>11)</sup>	10	m <sup>2</sup>
交流無停電電源装置所要面積 <sup>12)</sup>	10	m <sup>2</sup>
交流無停電電源装置所要面積 <sup>13)</sup>	30	m <sup>2</sup>
交流無停電電源装置所要面積 <sup>14)</sup>	20	m <sup>2</sup>
交流無停電電源装置所要面積 <sup>15)</sup>	30	m <sup>2</sup>
交流無停電電源装置所要面積 <sup>16)</sup>	50	m <sup>2</sup>
交流無停電電源装置所要面積 <sup>17)</sup>	40	m <sup>2</sup>
交流無停電電源装置所要面積 <sup>18)</sup>	50	m <sup>2</sup>
【留意】		
蓄電池容量算出係数 (遠隔収容装置設置局、保持時間：10時間)	12.6	AH/A

間以上を要するもの及び災害対策の強化を目的とするものを除く。)、保持時間：10時間)			
蓄電池容量算出係数 (遠隔収容装置設置局及びR T-B O X (局設置簡易遠隔収容装置設置局を除く。)) (作業員の到着に1.5時間以上を要するものに限る。)、保持時間：18時間)	21.7	AH/A	
蓄電池容量算出係数 (遠隔収容装置設置局及びR T-B O X (局設置簡易遠隔収容装置設置局を除く。)) (災害対策の強化を目的とするものに限る。)、保持時間：36時間)	39.7	AH/A	
蓄電池容量算出係数 (局設置簡易遠隔収容装置設置局 (作業員の到着に1.5時間以上を要するもの及び災害対策の強化を目的とするものを除く。))、保持時間：2時間)	5.0	AH/A	
蓄電池容量算出係数 (局設置簡易遠隔収容装置設置局 (作業員の到着に1.5時間以上を要するものに限る。))、保持時間：10時間)	15.3	AH/A	
蓄電池容量算出係数 (局設置簡易遠隔収容装置設置局 (災害対策の強化を目的とするものに限る。))、保持時間：28時間)	33.3	AH/A	
【略】			
小規模局用電源装置1台当たりの最大電流 (R T-B O X) (1)	37.5	A	
小規模局用電源装置1台当たりの最大電流 (R T-B O X) (2)	50	A	
小規模局用電源装置1台当たりの最大電流 (R T-B O X) (3)	100	A	
【略】			
小規模局用電源装置1台当たりの所要面積 (R T-B O X) (1)	9	m <sup>2</sup>	
小規模局用電源装置1台当たりの所要面積 (R T-B O X) (2)	9	m <sup>2</sup>	
小規模局用電源装置1台当たりの所要面積 (R T-B O X) (3)	9	m <sup>2</sup>	
【略】			
R T-B O X土地面積	75	m <sup>2</sup>	
駐車スペース面積	21	m <sup>2</sup>	
【略】			
土地単価時点補正係数 (北海道)	0.8009	—	
土地単価時点補正係数 (青森県)	0.6907	—	
土地単価時点補正係数 (岩手県)	0.7265	—	
土地単価時点補正係数 (宮城県)	0.9647	—	
土地単価時点補正係数 (秋田県)	0.6519	—	
土地単価時点補正係数 (山形県)	0.7589	—	
土地単価時点補正係数 (福島県)	0.8078	—	
土地単価時点補正係数 (茨城県)	0.7287	—	

蓄電池容量算出係数 (局設置簡易遠隔収容装置設置局、保持時間：2時間)	5.0	AH/A	
【同左】			
小規模局用電源装置1台当たりの最大電流 (R T-B O X)	100	A	
【同左】			
小規模局用電源装置1台当たりの所要面積 (R T-B O X)	9	m <sup>2</sup>	
【同左】			
R T-B O X土地面積	75	m <sup>2</sup>	
【同左】			
土地単価時点補正係数 (北海道)	0.7960	—	
土地単価時点補正係数 (青森県)	0.6957	—	
土地単価時点補正係数 (岩手県)	0.7329	—	
土地単価時点補正係数 (宮城県)	0.9343	—	
土地単価時点補正係数 (秋田県)	0.6643	—	
土地単価時点補正係数 (山形県)	0.7629	—	
土地単価時点補正係数 (福島県)	0.7978	—	
土地単価時点補正係数 (茨城県)	0.7335	—	

土地単価時点補正係数 (栃木県)	0.7500	—
土地単価時点補正係数 (群馬県)	0.7542	—
土地単価時点補正係数 (埼玉県)	0.8701	—
土地単価時点補正係数 (千葉県)	0.8862	—
土地単価時点補正係数 (東京都)	0.9895	—
土地単価時点補正係数 (神奈川県)	0.9184	—
土地単価時点補正係数 (新潟県)	0.7829	—
土地単価時点補正係数 (富山県)	0.8353	—
土地単価時点補正係数 (石川県)	0.7852	—
土地単価時点補正係数 (福井県)	0.7356	—
土地単価時点補正係数 (山梨県)	0.7724	—
土地単価時点補正係数 (長野県)	0.7705	—
土地単価時点補正係数 (岐阜県)	0.8238	—
土地単価時点補正係数 (静岡県)	0.8509	—
土地単価時点補正係数 (愛知県)	0.9716	—
土地単価時点補正係数 (三重県)	0.8074	—
土地単価時点補正係数 (滋賀県)	0.8770	—
土地単価時点補正係数 (京都府)	0.9126	—
土地単価時点補正係数 (大阪府)	0.9035	—
土地単価時点補正係数 (兵庫県)	0.8828	—
土地単価時点補正係数 (奈良県)	0.8512	—
土地単価時点補正係数 (和歌山県)	0.7167	—
土地単価時点補正係数 (鳥取県)	0.6966	—
土地単価時点補正係数 (島根県)	0.7546	—
土地単価時点補正係数 (岡山県)	0.8305	—
土地単価時点補正係数 (広島県)	0.8273	—
土地単価時点補正係数 (山口県)	0.7233	—
土地単価時点補正係数 (徳島県)	0.6503	—
土地単価時点補正係数 (香川県)	0.7078	—
土地単価時点補正係数 (愛媛県)	0.7751	—
土地単価時点補正係数 (高知県)	0.6240	—
土地単価時点補正係数 (福岡県)	0.8948	—
土地単価時点補正係数 (佐賀県)	0.7271	—
土地単価時点補正係数 (長崎県)	0.7852	—
土地単価時点補正係数 (熊本県)	0.8470	—
土地単価時点補正係数 (大分県)	0.7870	—

土地単価時点補正係数 (栃木県)	0.7555	—
土地単価時点補正係数 (群馬県)	0.7582	—
土地単価時点補正係数 (埼玉県)	0.8641	—
土地単価時点補正係数 (千葉県)	0.8801	—
土地単価時点補正係数 (東京都)	0.9571	—
土地単価時点補正係数 (神奈川県)	0.9135	—
土地単価時点補正係数 (新潟県)	0.7926	—
土地単価時点補正係数 (富山県)	0.8381	—
土地単価時点補正係数 (石川県)	0.7842	—
土地単価時点補正係数 (福井県)	0.7438	—
土地単価時点補正係数 (山梨県)	0.7804	—
土地単価時点補正係数 (長野県)	0.7756	—
土地単価時点補正係数 (岐阜県)	0.8288	—
土地単価時点補正係数 (静岡県)	0.8562	—
土地単価時点補正係数 (愛知県)	0.9589	—
土地単価時点補正係数 (三重県)	0.8186	—
土地単価時点補正係数 (滋賀県)	0.8803	—
土地単価時点補正係数 (京都府)	0.8964	—
土地単価時点補正係数 (大阪府)	0.8932	—
土地単価時点補正係数 (兵庫県)	0.8824	—
土地単価時点補正係数 (奈良県)	0.8538	—
土地単価時点補正係数 (和歌山県)	0.7266	—
土地単価時点補正係数 (鳥取県)	0.7053	—
土地単価時点補正係数 (島根県)	0.7635	—
土地単価時点補正係数 (岡山県)	0.8324	—
土地単価時点補正係数 (広島県)	0.8194	—
土地単価時点補正係数 (山口県)	0.7270	—
土地単価時点補正係数 (徳島県)	0.6532	—
土地単価時点補正係数 (香川県)	0.7105	—
土地単価時点補正係数 (愛媛県)	0.7845	—
土地単価時点補正係数 (高知県)	0.6295	—
土地単価時点補正係数 (福岡県)	0.8741	—
土地単価時点補正係数 (佐賀県)	0.7264	—
土地単価時点補正係数 (長崎県)	0.7831	—
土地単価時点補正係数 (熊本県)	0.8386	—
土地単価時点補正係数 (大分県)	0.7862	—

土地単価時点補正係数 (宮崎県)	0.8087	—
土地単価時点補正係数 (鹿児島県)	0.7288	—
土地単価時点補正係数 (沖縄県)	1.0047	—
監視設備 (総合監視) 対投資額比率	0.001417	—
監視設備 (加入者交換機) 対投資額比率	0.05425	—
監視設備 (中継交換機) 対投資額比率	0.07380	—
監視設備 (市外線路) 対投資額比率	0.03438	—
監視設備 (市内線路) 対投資額比率	0.01151	—
監視設備 (伝送無線機械) 対投資額比率	0.14530	—
共用建物 対投資額比率	0.008702	—
共用土地 対投資額比率	0.006861	—
【略】		
構築物 対投資額比率	0.06732	—
機械及び装置 対投資額比率	0.0006718	—
車両 対投資額比率	0.0001112	—
工具、器具及び備品 対投資額比率	0.004834	—
無形固定資産 (交換機ソフトウェア) 対投資額比率	0.01525	—
無形固定資産 (その他の無形固定資産) 対投資額比率	0.004397	—

別表第4の3 (第6条関係) 費用算定に用いる数値

項目	数値	単位
加入者交換機施設保全費対投資額比率 (二次係数)	-7,000 <sup>ㄥ</sup> <sub>ㄥ</sub>	—
加入者交換機施設保全費対投資額比率 (一次係数)	0.04436	—
加入者交換機加入者回線当たり施設保全費	584	円/回線
加入者交換機都道府県別施設保全費 (北海道)	259,130,555	円
加入者交換機都道府県別施設保全費 (青森県)	244,578,218	円
加入者交換機都道府県別施設保全費 (岩手県)	253,673,429	円
加入者交換機都道府県別施設保全費 (宮城県)	265,497,202	円
加入者交換機都道府県別施設保全費 (秋田県)	250,035,345	円
加入者交換機都道府県別施設保全費 (山形県)	257,311,513	円
加入者交換機都道府県別施設保全費 (福島県)	261,859,118	円
加入者交換機都道府県別施設保全費 (茨城県)	264,587,681	円
加入者交換機都道府県別施設保全費 (栃木県)	261,859,118	円
加入者交換機都道府県別施設保全費 (群馬県)	258,221,034	円

土地単価時点補正係数 (宮崎県)	0.8146	—
土地単価時点補正係数 (鹿児島県)	0.7391	—
土地単価時点補正係数 (沖縄県)	0.9503	—
監視設備 (総合監視) 対投資額比率	0.001453	—
監視設備 (加入者交換機) 対投資額比率	0.05706	—
監視設備 (中継交換機) 対投資額比率	0.06996	—
監視設備 (市外線路) 対投資額比率	0.03453	—
監視設備 (市内線路) 対投資額比率	0.01165	—
監視設備 (伝送無線機械) 対投資額比率	0.07763	—
共用建物 対投資額比率	0.007768	—
共用土地 対投資額比率	0.006526	—
【同左】		
構築物 対投資額比率	0.06934	—
機械及び装置 対投資額比率	0.0007076	—
車両 対投資額比率	0.0001196	—
工具、器具及び備品 対投資額比率	0.005202	—
無形固定資産 (交換機ソフトウェア) 対投資額比率	0.01448	—
無形固定資産 (その他の無形固定資産) 対投資額比率	0.004757	—

別表第4の3 (第6条関係) 【同左】

項目	数値	単位
加入者交換機施設保全費対投資額比率 (二次係数)	-0,100 <sup>ㄥ</sup> <sub>ㄥ</sub>	—
加入者交換機施設保全費対投資額比率 (一次係数)	0.04077	—
加入者交換機加入者回線当たり施設保全費	611	円/回線
加入者交換機都道府県別施設保全費 (北海道)	265,111,121	円
加入者交換機都道府県別施設保全費 (青森県)	250,612,375	円
加入者交換機都道府県別施設保全費 (岩手県)	259,311,623	円
加入者交換機都道府県別施設保全費 (宮城県)	271,877,203	円
加入者交換機都道府県別施設保全費 (秋田県)	255,445,290	円
加入者交換機都道府県別施設保全費 (山形県)	263,177,955	円
加入者交換機都道府県別施設保全費 (福島県)	268,010,870	円
加入者交換機都道府県別施設保全費 (茨城県)	274,776,952	円
加入者交換機都道府県別施設保全費 (栃木県)	271,877,203	円
加入者交換機都道府県別施設保全費 (群馬県)	268,010,870	円

加入者交換機都道府県別施設保全費 (埼玉県)	276, 411, 454	円
加入者交換機都道府県別施設保全費 (千葉県)	278, 230, 496	円
加入者交換機都道府県別施設保全費 (東京都)	296, 420, 916	円
加入者交換機都道府県別施設保全費 (神奈川県)	279, 140, 017	円
加入者交換機都道府県別施設保全費 (新潟県)	259, 130, 555	円
加入者交換機都道府県別施設保全費 (富山県)	268, 225, 765	円
加入者交換機都道府県別施設保全費 (石川県)	269, 135, 286	円
加入者交換機都道府県別施設保全費 (福井県)	247, 306, 781	円
加入者交換機都道府県別施設保全費 (山梨県)	274, 592, 412	円
加入者交換機都道府県別施設保全費 (長野県)	262, 768, 639	円
加入者交換機都道府県別施設保全費 (岐阜県)	260, 949, 597	円
加入者交換機都道府県別施設保全費 (静岡県)	271, 863, 849	円
加入者交換機都道府県別施設保全費 (三重県)	261, 859, 118	円
加入者交換機都道府県別施設保全費 (滋賀県)	262, 768, 639	円
加入者交換機都道府県別施設保全費 (京都府)	253, 673, 429	円
加入者交換機都道府県別施設保全費 (大阪府)	260, 949, 597	円
加入者交換機都道府県別施設保全費 (兵庫県)	250, 944, 866	円
加入者交換機都道府県別施設保全費 (奈良県)	258, 221, 034	円
加入者交換機都道府県別施設保全費 (和歌山県)	259, 130, 555	円
加入者交換機都道府県別施設保全費 (鳥取県)	232, 754, 445	円
加入者交換機都道府県別施設保全費 (島根県)	231, 844, 924	円
加入者交換機都道府県別施設保全費 (岡山県)	242, 759, 176	円
加入者交換機都道府県別施設保全費 (広島県)	241, 849, 655	円
加入者交換機都道府県別施設保全費 (山口県)	240, 940, 134	円
加入者交換機都道府県別施設保全費 (徳島県)	247, 306, 781	円
加入者交換機都道府県別施設保全費 (香川県)	250, 944, 866	円
加入者交換機都道府県別施設保全費 (愛媛県)	242, 759, 176	円
加入者交換機都道府県別施設保全費 (高知県)	242, 759, 176	円
加入者交換機都道府県別施設保全費 (福岡県)	249, 125, 823	円
加入者交換機都道府県別施設保全費 (佐賀県)	245, 487, 739	円
加入者交換機都道府県別施設保全費 (長崎県)	238, 211, 571	円
加入者交換機都道府県別施設保全費 (熊本県)	235, 483, 008	円
加入者交換機都道府県別施設保全費 (大分県)	237, 302, 050	円
加入者交換機都道府県別施設保全費 (宮崎県)	233, 663, 966	円
加入者交換機都道府県別施設保全費 (鹿児島県)	238, 211, 571	円

加入者交換機都道府県別施設保全費 (埼玉県)	287, 342, 532	円
加入者交換機都道府県別施設保全費 (千葉県)	289, 275, 699	円
加入者交換機都道府県別施設保全費 (東京都)	308, 607, 361	円
加入者交換機都道府県別施設保全費 (神奈川県)	290, 242, 282	円
加入者交換機都道府県別施設保全費 (新潟県)	269, 944, 037	円
加入者交換機都道府県別施設保全費 (富山県)	279, 609, 868	円
加入者交換機都道府県別施設保全費 (石川県)	280, 576, 451	円
加入者交換機都道府県別施設保全費 (福井県)	258, 345, 039	円
加入者交換機都道府県別施設保全費 (山梨県)	285, 409, 366	円
加入者交換機都道府県別施設保全費 (長野県)	272, 843, 786	円
加入者交換機都道府県別施設保全費 (岐阜県)	276, 710, 118	円
加入者交換機都道府県別施設保全費 (静岡県)	288, 309, 115	円
加入者交換機都道府県別施設保全費 (三重県)	277, 676, 701	円
加入者交換機都道府県別施設保全費 (滋賀県)	278, 643, 284	円
加入者交換機都道府県別施設保全費 (京都府)	271, 877, 203	円
加入者交換機都道府県別施設保全費 (大阪府)	267, 044, 287	円
加入者交換機都道府県別施設保全費 (兵庫県)	274, 776, 952	円
加入者交換機都道府県別施設保全費 (奈良県)	264, 144, 538	円
加入者交換機都道府県別施設保全費 (和歌山県)	271, 877, 203	円
加入者交換機都道府県別施設保全費 (鳥取県)	272, 843, 786	円
加入者交換機都道府県別施設保全費 (島根県)	242, 879, 710	円
加入者交換機都道府県別施設保全費 (岡山県)	241, 913, 127	円
加入者交換機都道府県別施設保全費 (広島県)	253, 512, 124	円
加入者交換機都道府県別施設保全費 (山口県)	252, 545, 541	円
加入者交換機都道府県別施設保全費 (徳島県)	251, 578, 958	円
加入者交換機都道府県別施設保全費 (香川県)	262, 211, 372	円
加入者交換機都道府県別施設保全費 (愛媛県)	266, 077, 704	円
加入者交換機都道府県別施設保全費 (高知県)	257, 378, 456	円
加入者交換機都道府県別施設保全費 (福岡県)	257, 378, 456	円
加入者交換機都道府県別施設保全費 (佐賀県)	257, 378, 456	円
加入者交換機都道府県別施設保全費 (長崎県)	253, 512, 124	円
加入者交換機都道府県別施設保全費 (熊本県)	245, 779, 459	円
加入者交換機都道府県別施設保全費 (大分県)	242, 879, 710	円
加入者交換機都道府県別施設保全費 (宮崎県)	244, 812, 876	円
加入者交換機都道府県別施設保全費 (鹿児島県)	240, 946, 544	円
加入者交換機都道府県別施設保全費 (鹿児島県)	245, 779, 459	円

加入者交換機都道府県別施設保全費（沖繩県）		218,202,109	円
中継交換機施設保全費対投資額比率		0.04164	—
伝送装置施設保全費対投資額比率		0.02873	—
メタルケーブ	延長1km 当たり施設保全費（北海道）	151,648	円/km
メタルケーブ	延長1km 当たり施設保全費（青森県）	143,229	円/km
メタルケーブ	延長1km 当たり施設保全費（岩手県）	148,491	円/km
メタルケーブ	延長1km 当たり施設保全費（宮城県）	155,332	円/km
メタルケーブ	延長1km 当たり施設保全費（秋田県）	146,386	円/km
メタルケーブ	延長1km 当たり施設保全費（山形県）	150,596	円/km
メタルケーブ	延長1km 当たり施設保全費（福島県）	153,227	円/km
メタルケーブ	延長1km 当たり施設保全費（茨城県）	154,806	円/km
メタルケーブ	延長1km 当たり施設保全費（栃木県）	153,227	円/km
メタルケーブ	延長1km 当たり施設保全費（群馬県）	151,122	円/km
メタルケーブ	延長1km 当たり施設保全費（埼玉県）	161,647	円/km
メタルケーブ	延長1km 当たり施設保全費（千葉県）	162,699	円/km
メタルケーブ	延長1km 当たり施設保全費（東京都）	173,224	円/km
メタルケーブ	延長1km 当たり施設保全費（神奈川県）	163,225	円/km
メタルケーブ	延長1km 当たり施設保全費（新潟県）	151,648	円/km
メタルケーブ	延長1km 当たり施設保全費（富山県）	156,911	円/km
メタルケーブ	延長1km 当たり施設保全費（石川県）	157,437	円/km
メタルケーブ	延長1km 当たり施設保全費（福井県）	144,807	円/km
メタルケーブ	延長1km 当たり施設保全費（山梨県）	160,594	円/km
メタルケーブ	延長1km 当たり施設保全費（長野県）	153,753	円/km
メタルケーブ	延長1km 当たり施設保全費（岐阜県）	152,701	円/km
メタルケーブ	延長1km 当たり施設保全費（静岡県）	159,015	円/km
メタルケーブ	延長1km 当たり施設保全費（愛知県）	153,227	円/km
メタルケーブ	延長1km 当たり施設保全費（三重県）	153,753	円/km
メタルケーブ	延長1km 当たり施設保全費（滋賀県）	151,122	円/km
メタルケーブ	延長1km 当たり施設保全費（京都府）	148,491	円/km
メタルケーブ	延長1km 当たり施設保全費（大阪府）	152,701	円/km
メタルケーブ	延長1km 当たり施設保全費（兵庫県）	146,912	円/km
メタルケーブ	延長1km 当たり施設保全費（奈良県）	151,122	円/km
メタルケーブ	延長1km 当たり施設保全費（和歌山県）	151,648	円/km
メタルケーブ	延長1km 当たり施設保全費（鳥取県）	136,388	円/km
メタルケーブ	延長1km 当たり施設保全費（島根県）	135,861	円/km
メタルケーブ	延長1km 当たり施設保全費（岡山県）	142,176	円/km

加入者交換機都道府県別施設保全費（沖繩県）		228,380,963	円
中継交換機施設保全費対投資額比率		0.04161	—
伝送装置施設保全費対投資額比率		0.02470	—
メタルケーブ	延長1km 当たり施設保全費（北海道）	150,152	円/km
メタルケーブ	延長1km 当たり施設保全費（青森県）	142,031	円/km
メタルケーブ	延長1km 当たり施設保全費（岩手県）	146,904	円/km
メタルケーブ	延長1km 当たり施設保全費（宮城県）	153,942	円/km
メタルケーブ	延長1km 当たり施設保全費（秋田県）	144,738	円/km
メタルケーブ	延長1km 当たり施設保全費（山形県）	149,070	円/km
メタルケーブ	延長1km 当たり施設保全費（福島県）	151,777	円/km
メタルケーブ	延長1km 当たり施設保全費（茨城県）	155,567	円/km
メタルケーブ	延長1km 当たり施設保全費（栃木県）	153,942	円/km
メタルケーブ	延長1km 当たり施設保全費（群馬県）	151,777	円/km
メタルケーブ	延長1km 当たり施設保全費（埼玉県）	162,605	円/km
メタルケーブ	延長1km 当たり施設保全費（千葉県）	163,688	円/km
メタルケーブ	延長1km 当たり施設保全費（東京都）	174,516	円/km
メタルケーブ	延長1km 当たり施設保全費（神奈川県）	164,229	円/km
メタルケーブ	延長1km 当たり施設保全費（新潟県）	152,860	円/km
メタルケーブ	延長1km 当たり施設保全費（富山県）	158,274	円/km
メタルケーブ	延長1km 当たり施設保全費（石川県）	158,815	円/km
メタルケーブ	延長1km 当たり施設保全費（福井県）	146,363	円/km
メタルケーブ	延長1km 当たり施設保全費（山梨県）	161,522	円/km
メタルケーブ	延長1km 当たり施設保全費（長野県）	154,484	円/km
メタルケーブ	延長1km 当たり施設保全費（岐阜県）	156,649	円/km
メタルケーブ	延長1km 当たり施設保全費（静岡県）	163,146	円/km
メタルケーブ	延長1km 当たり施設保全費（愛知県）	157,191	円/km
メタルケーブ	延長1km 当たり施設保全費（三重県）	157,732	円/km
メタルケーブ	延長1km 当たり施設保全費（滋賀県）	153,942	円/km
メタルケーブ	延長1km 当たり施設保全費（京都府）	151,235	円/km
メタルケーブ	延長1km 当たり施設保全費（大阪府）	155,567	円/km
メタルケーブ	延長1km 当たり施設保全費（兵庫県）	149,611	円/km
メタルケーブ	延長1km 当たり施設保全費（奈良県）	153,942	円/km
メタルケーブ	延長1km 当たり施設保全費（和歌山県）	154,484	円/km
メタルケーブ	延長1km 当たり施設保全費（鳥取県）	137,700	円/km
メタルケーブ	延長1km 当たり施設保全費（島根県）	137,159	円/km
メタルケーブ	延長1km 当たり施設保全費（岡山県）	143,656	円/km

メタルケーブール延長 1km 当たり施設保全費 (広島県)	141,650	円/km
メタルケーブール延長 1km 当たり施設保全費 (山口県)	141,124	円/km
メタルケーブール延長 1km 当たり施設保全費 (徳島県)	144,807	円/km
メタルケーブール延長 1km 当たり施設保全費 (香川県)	146,912	円/km
メタルケーブール延長 1km 当たり施設保全費 (愛媛県)	142,176	円/km
メタルケーブール延長 1km 当たり施設保全費 (高知県)	142,176	円/km
メタルケーブール延長 1km 当たり施設保全費 (福岡県)	145,860	円/km
メタルケーブール延長 1km 当たり施設保全費 (佐賀県)	143,755	円/km
メタルケーブール延長 1km 当たり施設保全費 (長崎県)	139,545	円/km
メタルケーブール延長 1km 当たり施設保全費 (熊本県)	137,966	円/km
メタルケーブール延長 1km 当たり施設保全費 (大分県)	139,019	円/km
メタルケーブール延長 1km 当たり施設保全費 (宮崎県)	136,914	円/km
メタルケーブール延長 1km 当たり施設保全費 (鹿児島県)	139,545	円/km
メタルケーブール延長 1km 当たり施設保全費 (沖縄県)	127,968	円/km
メタルケーブール加入者回線当たり施設保全費	210	円/回線
加入系光ケーブール延長 1km 当たり施設保全費 (北海道)	29,345	円/km
加入系光ケーブール延長 1km 当たり施設保全費 (青森県)	27,716	円/km
加入系光ケーブール延長 1km 当たり施設保全費 (岩手県)	28,734	円/km
加入系光ケーブール延長 1km 当たり施設保全費 (宮城県)	30,058	円/km
加入系光ケーブール延長 1km 当たり施設保全費 (秋田県)	28,327	円/km
加入系光ケーブール延長 1km 当たり施設保全費 (山形県)	29,142	円/km
加入系光ケーブール延長 1km 当たり施設保全費 (福島県)	29,651	円/km
加入系光ケーブール延長 1km 当たり施設保全費 (茨城県)	29,956	円/km
加入系光ケーブール延長 1km 当たり施設保全費 (栃木県)	29,651	円/km
加入系光ケーブール延長 1km 当たり施設保全費 (群馬県)	29,243	円/km
加入系光ケーブール延長 1km 当たり施設保全費 (埼玉県)	31,280	円/km
加入系光ケーブール延長 1km 当たり施設保全費 (千葉県)	31,484	円/km
加入系光ケーブール延長 1km 当たり施設保全費 (東京都)	33,520	円/km
加入系光ケーブール延長 1km 当たり施設保全費 (神奈川県)	31,586	円/km
加入系光ケーブール延長 1km 当たり施設保全費 (新潟県)	29,345	円/km
加入系光ケーブール延長 1km 当たり施設保全費 (富山県)	30,364	円/km
加入系光ケーブール延長 1km 当たり施設保全費 (石川県)	30,465	円/km
加入系光ケーブール延長 1km 当たり施設保全費 (福井県)	28,021	円/km
加入系光ケーブール延長 1km 当たり施設保全費 (山梨県)	31,076	円/km
加入系光ケーブール延長 1km 当たり施設保全費 (長野県)	29,753	円/km
加入系光ケーブール延長 1km 当たり施設保全費 (岐阜県)	29,549	円/km

メタルケーブール延長 1km 当たり施設保全費 (広島県)	143,114	円/km
メタルケーブール延長 1km 当たり施設保全費 (山口県)	142,573	円/km
メタルケーブール延長 1km 当たり施設保全費 (徳島県)	148,528	円/km
メタルケーブール延長 1km 当たり施設保全費 (香川県)	150,694	円/km
メタルケーブール延長 1km 当たり施設保全費 (愛媛県)	145,821	円/km
メタルケーブール延長 1km 当たり施設保全費 (高知県)	145,821	円/km
メタルケーブール延長 1km 当たり施設保全費 (福岡県)	145,821	円/km
メタルケーブール延長 1km 当たり施設保全費 (佐賀県)	143,656	円/km
メタルケーブール延長 1km 当たり施設保全費 (長崎県)	139,324	円/km
メタルケーブール延長 1km 当たり施設保全費 (熊本県)	137,700	円/km
メタルケーブール延長 1km 当たり施設保全費 (大分県)	138,783	円/km
メタルケーブール延長 1km 当たり施設保全費 (宮崎県)	136,617	円/km
メタルケーブール延長 1km 当たり施設保全費 (鹿児島県)	139,324	円/km
メタルケーブール延長 1km 当たり施設保全費 (沖縄県)	129,579	円/km
メタルケーブール加入者回線当たり施設保全費	218	円/回線
加入系光ケーブール延長 1km 当たり施設保全費 (北海道)	28,891	円/km
加入系光ケーブール延長 1km 当たり施設保全費 (青森県)	27,328	円/km
加入系光ケーブール延長 1km 当たり施設保全費 (岩手県)	28,266	円/km
加入系光ケーブール延長 1km 当たり施設保全費 (宮城県)	29,620	円/km
加入系光ケーブール延長 1km 当たり施設保全費 (秋田県)	27,849	円/km
加入系光ケーブール延長 1km 当たり施設保全費 (山形県)	28,682	円/km
加入系光ケーブール延長 1km 当たり施設保全費 (福島県)	29,203	円/km
加入系光ケーブール延長 1km 当たり施設保全費 (茨城県)	29,932	円/km
加入系光ケーブール延長 1km 当たり施設保全費 (栃木県)	29,620	円/km
加入系光ケーブール延長 1km 当たり施設保全費 (群馬県)	29,203	円/km
加入系光ケーブール延長 1km 当たり施設保全費 (埼玉県)	31,287	円/km
加入系光ケーブール延長 1km 当たり施設保全費 (千葉県)	31,495	円/km
加入系光ケーブール延長 1km 当たり施設保全費 (東京都)	33,578	円/km
加入系光ケーブール延長 1km 当たり施設保全費 (神奈川県)	31,599	円/km
加入系光ケーブール延長 1km 当たり施設保全費 (新潟県)	29,411	円/km
加入系光ケーブール延長 1km 当たり施設保全費 (富山県)	30,453	円/km
加入系光ケーブール延長 1km 当たり施設保全費 (石川県)	30,557	円/km
加入系光ケーブール延長 1km 当たり施設保全費 (福井県)	28,161	円/km
加入系光ケーブール延長 1km 当たり施設保全費 (山梨県)	31,078	円/km
加入系光ケーブール延長 1km 当たり施設保全費 (長野県)	29,724	円/km
加入系光ケーブール延長 1km 当たり施設保全費 (岐阜県)	30,141	円/km

加入系光ケーブル延長 1km 当たり施設保全費 (静岡県)	30,771	円/km
加入系光ケーブル延長 1km 当たり施設保全費 (愛知県)	29,651	円/km
加入系光ケーブル延長 1km 当たり施設保全費 (三重県)	29,753	円/km
加入系光ケーブル延長 1km 当たり施設保全費 (滋賀県)	29,243	円/km
加入系光ケーブル延長 1km 当たり施設保全費 (京都府)	28,734	円/km
加入系光ケーブル延長 1km 当たり施設保全費 (大阪府)	29,549	円/km
加入系光ケーブル延長 1km 当たり施設保全費 (兵庫県)	28,429	円/km
加入系光ケーブル延長 1km 当たり施設保全費 (奈良県)	29,243	円/km
加入系光ケーブル延長 1km 当たり施設保全費 (和歌山県)	29,345	円/km
加入系光ケーブル延長 1km 当たり施設保全費 (鳥取県)	26,392	円/km
加入系光ケーブル延長 1km 当たり施設保全費 (島根県)	26,290	円/km
加入系光ケーブル延長 1km 当たり施設保全費 (岡山県)	27,512	円/km
加入系光ケーブル延長 1km 当たり施設保全費 (広島県)	27,410	円/km
加入系光ケーブル延長 1km 当たり施設保全費 (山口県)	27,309	円/km
加入系光ケーブル延長 1km 当たり施設保全費 (徳島県)	28,021	円/km
加入系光ケーブル延長 1km 当たり施設保全費 (香川県)	28,429	円/km
加入系光ケーブル延長 1km 当たり施設保全費 (愛媛県)	27,512	円/km
加入系光ケーブル延長 1km 当たり施設保全費 (高知県)	27,512	円/km
加入系光ケーブル延長 1km 当たり施設保全費 (福岡県)	28,225	円/km
加入系光ケーブル延長 1km 当たり施設保全費 (佐賀県)	27,818	円/km
加入系光ケーブル延長 1km 当たり施設保全費 (長崎県)	27,003	円/km
加入系光ケーブル延長 1km 当たり施設保全費 (熊本県)	26,698	円/km
加入系光ケーブル延長 1km 当たり施設保全費 (大分県)	26,901	円/km
加入系光ケーブル延長 1km 当たり施設保全費 (宮崎県)	26,494	円/km
加入系光ケーブル延長 1km 当たり施設保全費 (鹿児島県)	27,003	円/km
加入系光ケーブル延長 1km 当たり施設保全費 (沖縄県)	24,763	円/km
加入系光ケーブル加入者回線当たり施設保全費	210	円/回線
中継系光ケーブル延長 1km 当たり施設保全費 (北海道)	109,696	円/km
中継系光ケーブル延長 1km 当たり施設保全費 (青森県)	103,561	円/km
中継系光ケーブル延長 1km 当たり施設保全費 (岩手県)	107,395	円/km
中継系光ケーブル延長 1km 当たり施設保全費 (宮城県)	112,380	円/km
中継系光ケーブル延長 1km 当たり施設保全費 (秋田県)	105,861	円/km
中継系光ケーブル延長 1km 当たり施設保全費 (山形県)	108,929	円/km
中継系光ケーブル延長 1km 当たり施設保全費 (福島県)	110,846	円/km
中継系光ケーブル延長 1km 当たり施設保全費 (茨城県)	111,996	円/km
中継系光ケーブル延長 1km 当たり施設保全費 (栃木県)	110,846	円/km

加入系光ケーブル延長 1km 当たり施設保全費 (静岡県)	31,391	円/km
加入系光ケーブル延長 1km 当たり施設保全費 (愛知県)	30,245	円/km
加入系光ケーブル延長 1km 当たり施設保全費 (三重県)	30,349	円/km
加入系光ケーブル延長 1km 当たり施設保全費 (滋賀県)	29,620	円/km
加入系光ケーブル延長 1km 当たり施設保全費 (京都府)	29,099	円/km
加入系光ケーブル延長 1km 当たり施設保全費 (大阪府)	29,932	円/km
加入系光ケーブル延長 1km 当たり施設保全費 (兵庫県)	28,786	円/km
加入系光ケーブル延長 1km 当たり施設保全費 (奈良県)	29,620	円/km
加入系光ケーブル延長 1km 当たり施設保全費 (和歌山県)	29,724	円/km
加入系光ケーブル延長 1km 当たり施設保全費 (鳥取県)	26,495	円/km
加入系光ケーブル延長 1km 当たり施設保全費 (島根県)	26,390	円/km
加入系光ケーブル延長 1km 当たり施設保全費 (岡山県)	27,640	円/km
加入系光ケーブル延長 1km 当たり施設保全費 (広島県)	27,536	円/km
加入系光ケーブル延長 1km 当たり施設保全費 (山口県)	27,432	円/km
加入系光ケーブル延長 1km 当たり施設保全費 (徳島県)	28,578	円/km
加入系光ケーブル延長 1km 当たり施設保全費 (香川県)	28,995	円/km
加入系光ケーブル延長 1km 当たり施設保全費 (愛媛県)	28,057	円/km
加入系光ケーブル延長 1km 当たり施設保全費 (高知県)	28,057	円/km
加入系光ケーブル延長 1km 当たり施設保全費 (福岡県)	28,057	円/km
加入系光ケーブル延長 1km 当たり施設保全費 (佐賀県)	27,640	円/km
加入系光ケーブル延長 1km 当たり施設保全費 (長崎県)	26,807	円/km
加入系光ケーブル延長 1km 当たり施設保全費 (熊本県)	26,495	円/km
加入系光ケーブル延長 1km 当たり施設保全費 (大分県)	26,703	円/km
加入系光ケーブル延長 1km 当たり施設保全費 (宮崎県)	26,286	円/km
加入系光ケーブル延長 1km 当たり施設保全費 (鹿児島県)	26,807	円/km
加入系光ケーブル延長 1km 当たり施設保全費 (沖縄県)	24,932	円/km
加入系光ケーブル加入者回線当たり施設保全費	218	円/回線
中継系光ケーブル延長 1km 当たり施設保全費 (北海道)	124,172	円/km
中継系光ケーブル延長 1km 当たり施設保全費 (青森県)	117,405	円/km
中継系光ケーブル延長 1km 当たり施設保全費 (岩手県)	121,465	円/km
中継系光ケーブル延長 1km 当たり施設保全費 (宮城県)	127,330	円/km
中継系光ケーブル延長 1km 当たり施設保全費 (秋田県)	119,661	円/km
中継系光ケーブル延長 1km 当たり施設保全費 (山形県)	123,270	円/km
中継系光ケーブル延長 1km 当たり施設保全費 (福島県)	125,525	円/km
中継系光ケーブル延長 1km 当たり施設保全費 (茨城県)	128,683	円/km
中継系光ケーブル延長 1km 当たり施設保全費 (栃木県)	127,330	円/km

中継系光ケーブル延長 1km 当たり施設保全費 (群馬県)	109,312	円/km
中継系光ケーブル延長 1km 当たり施設保全費 (埼玉県)	116,981	円/km
中継系光ケーブル延長 1km 当たり施設保全費 (千葉県)	117,748	円/km
中継系光ケーブル延長 1km 当たり施設保全費 (東京都)	125,416	円/km
中継系光ケーブル延長 1km 当たり施設保全費 (神奈川県)	118,131	円/km
中継系光ケーブル延長 1km 当たり施設保全費 (新潟県)	109,696	円/km
中継系光ケーブル延長 1km 当たり施設保全費 (富山県)	113,530	円/km
中継系光ケーブル延長 1km 当たり施設保全費 (石川県)	113,913	円/km
中継系光ケーブル延長 1km 当たり施設保全費 (福井県)	104,711	円/km
中継系光ケーブル延長 1km 当たり施設保全費 (山梨県)	116,214	円/km
中継系光ケーブル延長 1km 当たり施設保全費 (長野県)	111,229	円/km
中継系光ケーブル延長 1km 当たり施設保全費 (岐阜県)	110,463	円/km
中継系光ケーブル延長 1km 当たり施設保全費 (静岡県)	115,064	円/km
中継系光ケーブル延長 1km 当たり施設保全費 (愛知県)	110,846	円/km
中継系光ケーブル延長 1km 当たり施設保全費 (三重県)	111,229	円/km
中継系光ケーブル延長 1km 当たり施設保全費 (滋賀県)	109,312	円/km
中継系光ケーブル延長 1km 当たり施設保全費 (京都府)	107,395	円/km
中継系光ケーブル延長 1km 当たり施設保全費 (大阪府)	110,463	円/km
中継系光ケーブル延長 1km 当たり施設保全費 (兵庫県)	106,245	円/km
中継系光ケーブル延長 1km 当たり施設保全費 (奈良県)	109,312	円/km
中継系光ケーブル延長 1km 当たり施設保全費 (和歌山県)	109,696	円/km
中継系光ケーブル延長 1km 当たり施設保全費 (鳥取県)	98,576	円/km
中継系光ケーブル延長 1km 当たり施設保全費 (島根県)	98,193	円/km
中継系光ケーブル延長 1km 当たり施設保全費 (岡山県)	102,794	円/km
中継系光ケーブル延長 1km 当たり施設保全費 (広島県)	102,411	円/km
中継系光ケーブル延長 1km 当たり施設保全費 (山口県)	102,027	円/km
中継系光ケーブル延長 1km 当たり施設保全費 (徳島県)	104,711	円/km
中継系光ケーブル延長 1km 当たり施設保全費 (香川県)	106,245	円/km
中継系光ケーブル延長 1km 当たり施設保全費 (愛媛県)	102,794	円/km
中継系光ケーブル延長 1km 当たり施設保全費 (高知県)	102,794	円/km
中継系光ケーブル延長 1km 当たり施設保全費 (福岡県)	105,478	円/km
中継系光ケーブル延長 1km 当たり施設保全費 (佐賀県)	103,944	円/km
中継系光ケーブル延長 1km 当たり施設保全費 (長崎県)	100,877	円/km
中継系光ケーブル延長 1km 当たり施設保全費 (熊本県)	99,727	円/km
中継系光ケーブル延長 1km 当たり施設保全費 (大分県)	100,494	円/km
中継系光ケーブル延長 1km 当たり施設保全費 (宮崎県)	98,960	円/km

中継系光ケーブル延長 1km 当たり施設保全費 (群馬県)	125,525	円/km
中継系光ケーブル延長 1km 当たり施設保全費 (埼玉県)	134,548	円/km
中継系光ケーブル延長 1km 当たり施設保全費 (千葉県)	135,450	円/km
中継系光ケーブル延長 1km 当たり施設保全費 (東京都)	144,473	円/km
中継系光ケーブル延長 1km 当たり施設保全費 (神奈川県)	135,901	円/km
中継系光ケーブル延長 1km 当たり施設保全費 (新潟県)	126,428	円/km
中継系光ケーブル延長 1km 当たり施設保全費 (富山県)	130,939	円/km
中継系光ケーブル延長 1km 当たり施設保全費 (石川県)	131,390	円/km
中継系光ケーブル延長 1km 当たり施設保全費 (福井県)	121,014	円/km
中継系光ケーブル延長 1km 当たり施設保全費 (山梨県)	133,646	円/km
中継系光ケーブル延長 1km 当たり施設保全費 (長野県)	127,781	円/km
中継系光ケーブル延長 1km 当たり施設保全費 (岐阜県)	129,586	円/km
中継系光ケーブル延長 1km 当たり施設保全費 (静岡県)	134,999	円/km
中継系光ケーブル延長 1km 当たり施設保全費 (愛知県)	130,037	円/km
中継系光ケーブル延長 1km 当たり施設保全費 (三重県)	130,488	円/km
中継系光ケーブル延長 1km 当たり施設保全費 (滋賀県)	127,330	円/km
中継系光ケーブル延長 1km 当たり施設保全費 (京都府)	125,074	円/km
中継系光ケーブル延長 1km 当たり施設保全費 (大阪府)	128,683	円/km
中継系光ケーブル延長 1km 当たり施設保全費 (兵庫県)	123,721	円/km
中継系光ケーブル延長 1km 当たり施設保全費 (奈良県)	127,330	円/km
中継系光ケーブル延長 1km 当たり施設保全費 (和歌山県)	127,781	円/km
中継系光ケーブル延長 1km 当たり施設保全費 (鳥取県)	113,796	円/km
中継系光ケーブル延長 1km 当たり施設保全費 (島根県)	113,345	円/km
中継系光ケーブル延長 1km 当たり施設保全費 (岡山県)	118,758	円/km
中継系光ケーブル延長 1km 当たり施設保全費 (広島県)	118,307	円/km
中継系光ケーブル延長 1km 当たり施設保全費 (山口県)	117,856	円/km
中継系光ケーブル延長 1km 当たり施設保全費 (徳島県)	122,819	円/km
中継系光ケーブル延長 1km 当たり施設保全費 (香川県)	124,623	円/km
中継系光ケーブル延長 1km 当たり施設保全費 (愛媛県)	120,563	円/km
中継系光ケーブル延長 1km 当たり施設保全費 (高知県)	120,563	円/km
中継系光ケーブル延長 1km 当たり施設保全費 (福岡県)	120,563	円/km
中継系光ケーブル延長 1km 当たり施設保全費 (佐賀県)	118,758	円/km
中継系光ケーブル延長 1km 当たり施設保全費 (長崎県)	115,149	円/km
中継系光ケーブル延長 1km 当たり施設保全費 (熊本県)	113,796	円/km
中継系光ケーブル延長 1km 当たり施設保全費 (大分県)	114,698	円/km
中継系光ケーブル延長 1km 当たり施設保全費 (宮崎県)	112,894	円/km

中継系光ケーブル延長1km 当たり施設保全費 (鹿児島県)	100,877	円/km
中継系光ケーブル延長1km 当たり施設保全費 (沖縄県)	92,442	円/km
海底光ケーブル延長1km 当たり施設保全費 (北海道)	297,895	円/km
海底光ケーブル延長1km 当たり施設保全費 (青森県)	280,803	円/km
海底光ケーブル延長1km 当たり施設保全費 (岩手県)	291,485	円/km
海底光ケーブル延長1km 当たり施設保全費 (宮城県)	305,372	円/km
海底光ケーブル延長1km 当たり施設保全費 (秋田県)	287,212	円/km
海底光ケーブル延長1km 当たり施設保全費 (山形県)	295,758	円/km
海底光ケーブル延長1km 当たり施設保全費 (福島県)	301,099	円/km
海底光ケーブル延長1km 当たり施設保全費 (茨城県)	304,304	円/km
海底光ケーブル延長1km 当たり施設保全費 (栃木県)	301,099	円/km
海底光ケーブル延長1km 当たり施設保全費 (群馬県)	296,826	円/km
海底光ケーブル延長1km 当たり施設保全費 (埼玉県)	318,190	円/km
海底光ケーブル延長1km 当たり施設保全費 (千葉県)	320,327	円/km
海底光ケーブル延長1km 当たり施設保全費 (東京都)	341,691	円/km
海底光ケーブル延長1km 当たり施設保全費 (神奈川県)	321,395	円/km
海底光ケーブル延長1km 当たり施設保全費 (新潟県)	297,895	円/km
海底光ケーブル延長1km 当たり施設保全費 (富山県)	308,577	円/km
海底光ケーブル延長1km 当たり施設保全費 (石川県)	309,645	円/km
海底光ケーブル延長1km 当たり施設保全費 (福井県)	284,008	円/km
海底光ケーブル延長1km 当たり施設保全費 (山梨県)	316,054	円/km
海底光ケーブル延長1km 当たり施設保全費 (長野県)	302,167	円/km
海底光ケーブル延長1km 当たり施設保全費 (岐阜県)	300,031	円/km
海底光ケーブル延長1km 当たり施設保全費 (静岡県)	312,849	円/km
海底光ケーブル延長1km 当たり施設保全費 (愛知県)	301,099	円/km
海底光ケーブル延長1km 当たり施設保全費 (三重県)	302,167	円/km
海底光ケーブル延長1km 当たり施設保全費 (滋賀県)	296,826	円/km
海底光ケーブル延長1km 当たり施設保全費 (京都府)	291,485	円/km
海底光ケーブル延長1km 当たり施設保全費 (大阪府)	300,031	円/km
海底光ケーブル延長1km 当たり施設保全費 (兵庫県)	288,281	円/km
海底光ケーブル延長1km 当たり施設保全費 (奈良県)	296,826	円/km
海底光ケーブル延長1km 当たり施設保全費 (和歌山県)	297,895	円/km
海底光ケーブル延長1km 当たり施設保全費 (鳥取県)	266,917	円/km
海底光ケーブル延長1km 当たり施設保全費 (島根県)	265,848	円/km
海底光ケーブル延長1km 当たり施設保全費 (岡山県)	278,667	円/km
海底光ケーブル延長1km 当たり施設保全費 (広島県)	277,599	円/km

中継系光ケーブル延長1km 当たり施設保全費 (鹿児島県)	115,149	円/km
中継系光ケーブル延長1km 当たり施設保全費 (沖縄県)	107,029	円/km
海底光ケーブル延長1km 当たり施設保全費 (北海道)	302,704	円/km
海底光ケーブル延長1km 当たり施設保全費 (青森県)	285,755	円/km
海底光ケーブル延長1km 当たり施設保全費 (岩手県)	295,925	円/km
海底光ケーブル延長1km 当たり施設保全費 (宮城県)	310,614	円/km
海底光ケーブル延長1km 当たり施設保全費 (秋田県)	291,405	円/km
海底光ケーブル延長1km 当たり施設保全費 (山形県)	300,444	円/km
海底光ケーブル延長1km 当たり施設保全費 (福島県)	306,094	円/km
海底光ケーブル延長1km 当たり施設保全費 (茨城県)	314,004	円/km
海底光ケーブル延長1km 当たり施設保全費 (栃木県)	310,614	円/km
海底光ケーブル延長1km 当たり施設保全費 (群馬県)	306,094	円/km
海底光ケーブル延長1km 当たり施設保全費 (埼玉県)	328,693	円/km
海底光ケーブル延長1km 当たり施設保全費 (千葉県)	330,952	円/km
海底光ケーブル延長1km 当たり施設保全費 (東京都)	353,551	円/km
海底光ケーブル延長1km 当たり施設保全費 (神奈川県)	332,082	円/km
海底光ケーブル延長1km 当たり施設保全費 (新潟県)	308,354	円/km
海底光ケーブル延長1km 当たり施設保全費 (富山県)	319,653	円/km
海底光ケーブル延長1km 当たり施設保全費 (石川県)	320,783	円/km
海底光ケーブル延長1km 当たり施設保全費 (福井県)	294,795	円/km
海底光ケーブル延長1km 当たり施設保全費 (山梨県)	326,433	円/km
海底光ケーブル延長1km 当たり施設保全費 (長野県)	311,744	円/km
海底光ケーブル延長1km 当たり施設保全費 (岐阜県)	316,263	円/km
海底光ケーブル延長1km 当たり施設保全費 (静岡県)	329,823	円/km
海底光ケーブル延長1km 当たり施設保全費 (愛知県)	317,393	円/km
海底光ケーブル延長1km 当たり施設保全費 (三重県)	318,523	円/km
海底光ケーブル延長1km 当たり施設保全費 (滋賀県)	310,614	円/km
海底光ケーブル延長1km 当たり施設保全費 (京都府)	304,964	円/km
海底光ケーブル延長1km 当たり施設保全費 (大阪府)	314,004	円/km
海底光ケーブル延長1km 当たり施設保全費 (兵庫県)	301,574	円/km
海底光ケーブル延長1km 当たり施設保全費 (奈良県)	310,614	円/km
海底光ケーブル延長1km 当たり施設保全費 (和歌山県)	311,744	円/km
海底光ケーブル延長1km 当たり施設保全費 (鳥取県)	276,716	円/km
海底光ケーブル延長1km 当たり施設保全費 (島根県)	275,586	円/km
海底光ケーブル延長1km 当たり施設保全費 (岡山県)	289,145	円/km
海底光ケーブル延長1km 当たり施設保全費 (広島県)	288,015	円/km

海底光ケーブル延長 1km 当たり施設保全費 (山口県)	276,530	円/km
海底光ケーブル延長 1km 当たり施設保全費 (徳島県)	284,008	円/km
海底光ケーブル延長 1km 当たり施設保全費 (香川県)	288,281	円/km
海底光ケーブル延長 1km 当たり施設保全費 (愛媛県)	278,667	円/km
海底光ケーブル延長 1km 当たり施設保全費 (高知県)	278,667	円/km
海底光ケーブル延長 1km 当たり施設保全費 (福岡県)	286,144	円/km
海底光ケーブル延長 1km 当たり施設保全費 (佐賀県)	281,871	円/km
海底光ケーブル延長 1km 当たり施設保全費 (長崎県)	273,326	円/km
海底光ケーブル延長 1km 当たり施設保全費 (熊本県)	270,121	円/km
海底光ケーブル延長 1km 当たり施設保全費 (大分県)	272,258	円/km
海底光ケーブル延長 1km 当たり施設保全費 (宮崎県)	267,985	円/km
海底光ケーブル延長 1km 当たり施設保全費 (鹿児島県)	273,326	円/km
海底光ケーブル延長 1km 当たり施設保全費 (沖縄県)	249,825	円/km
管路延長 km 当たり施設保全費	58,231	円/km
中口径管路延長 km 当たり施設保全費	58,231	円/km
とう道延長 km 当たり施設保全費	58,231	円/km
共同溝延長 km 当たり施設保全費	58,231	円/km
自治体管路延長 km 当たり施設保全費	58,231	円/km
電線共同溝延長 km 当たり施設保全費	58,231	円/km
電力設備施設保全費対投資額比率	0.04565	—
可搬型発動発電機施設保全費対投資額比率	0.04565	—
機械室建物施設保全費対投資額比率	0.01898	—
監視設備 (総合監視) 施設保全費対投資額比率	0.1674	—
監視設備 (加入者交換機) 施設保全費対投資額比率 (二次係数)	-7.00 % △ト	—
監視設備 (加入者交換機) 施設保全費対投資額比率 (一次係数)	0.04436	—
監視設備 (中継交換機) 施設保全費対投資額比率	0.04164	—
監視設備 (市外線路) 市外線路延長 km 当たり施設保全費	4,176	円/km
監視設備 (市内線路) 市内線路延長 km 当たり施設保全費	1,248	円/km
監視設備 (伝送無線機械) 施設保全費対投資額比率	0.02873	—
共通用建物施設保全費対投資額比率	0.01898	—
【略】		
車両施設保全費対投資額比率	0.03451	—
工具、器具及び備品施設保全費対投資額比率	0.002161	—
【略】		
電柱 1本当たり道路占用料	290	円/本

海底光ケーブル延長 1km 当たり施設保全費 (山口県)	286,885	円/km
海底光ケーブル延長 1km 当たり施設保全費 (徳島県)	299,314	円/km
海底光ケーブル延長 1km 当たり施設保全費 (香川県)	303,834	円/km
海底光ケーブル延長 1km 当たり施設保全費 (愛媛県)	293,665	円/km
海底光ケーブル延長 1km 当たり施設保全費 (高知県)	293,665	円/km
海底光ケーブル延長 1km 当たり施設保全費 (福岡県)	293,665	円/km
海底光ケーブル延長 1km 当たり施設保全費 (佐賀県)	289,145	円/km
海底光ケーブル延長 1km 当たり施設保全費 (長崎県)	280,106	円/km
海底光ケーブル延長 1km 当たり施設保全費 (熊本県)	276,716	円/km
海底光ケーブル延長 1km 当たり施設保全費 (大分県)	278,976	円/km
海底光ケーブル延長 1km 当たり施設保全費 (宮崎県)	274,456	円/km
海底光ケーブル延長 1km 当たり施設保全費 (鹿児島県)	280,106	円/km
海底光ケーブル延長 1km 当たり施設保全費 (沖縄県)	259,767	円/km
管路延長 km 当たり施設保全費	64,474	円/km
中口径管路延長 km 当たり施設保全費	64,474	円/km
とう道延長 km 当たり施設保全費	64,474	円/km
共同溝延長 km 当たり施設保全費	64,474	円/km
自治体管路延長 km 当たり施設保全費	64,474	円/km
電線共同溝延長 km 当たり施設保全費	64,474	円/km
電力設備施設保全費対投資額比率	0.04633	—
可搬型発動発電機施設保全費対投資額比率	0.04633	—
機械室建物施設保全費対投資額比率	0.01803	—
監視設備 (総合監視) 施設保全費対投資額比率	0.1637	—
監視設備 (加入者交換機) 施設保全費対投資額比率 (二次係数)	-0.100 % △ト	—
監視設備 (加入者交換機) 施設保全費対投資額比率 (一次係数)	0.04077	—
監視設備 (中継交換機) 施設保全費対投資額比率	0.04161	—
監視設備 (市外線路) 市外線路延長 km 当たり施設保全費	4,778	円/km
監視設備 (市内線路) 市内線路延長 km 当たり施設保全費	1,275	円/km
監視設備 (伝送無線機械) 施設保全費対投資額比率	0.02470	—
共通用建物施設保全費対投資額比率	0.01803	—
【同左】		
車両施設保全費対投資額比率	0.03507	—
工具、器具及び備品施設保全費対投資額比率	0.002110	—
【同左】		
電柱 1本当たり道路占用料	304	円/本

管路 1 km 当たり道路占用料	33,744	円/km
中口径管路 1 km 当たり道路占用料	337,418	円/km
とぅ道 1 km 当たり道路占用料	725,935	円/km
情報ボックス 1 km 当たり道路占用料	3,821	円/km
自治体管路 1 km 当たり道路占用料	3,821	円/km
電線共同溝 1 km 当たり道路占用料	3,821	円/km
き線点遠隔収容装置 1 台当たり道路占用料	57	円/台
【略】		
機械設備撤去費用対投資額比率	0.003421	—
市外線路撤去費用対投資額比率	0.003766	—
市内線路撤去費用対投資額比率	0.002397	—
土木設備撤去費用対投資額比率	0.001239	—
可搬型発動発電機撤去費用対投資額比率	0.003421	—
建物撤去費用対投資額比率	0.002532	—
構築物撤去費用対投資額比率	0.002488	—
機械及び装置撤去費用対投資額比率	0.0006553	—
車両撤去費用対投資額比率	0	—
工具、器具及び備品撤去費用対投資額比率	0.0009559	—
試験研究費対直接費比率	0.02488	—
【略】		
1 回線当たり専用回線管理運営費	5,002	円/回線
管理共通費比率	0.1506	—
専用型速度換算係数	233	—
【略】		
端末系交換回数比例比率	0.1506	—
中継系交換回数比例比率	0.3088	—
経済的耐用年数		
交換機	30.9	年
局設置遠隔収容装置	28.2	年
【略】		
伝送装置	25.5	年
【略】		
架空メタルケーブル	31.2	年
地下メタルケーブル	40.6	年
【略】		
管路	62.7	年

管路 1 km 当たり道路占用料	35,282	円/km
中口径管路 1 km 当たり道路占用料	351,432	円/km
とぅ道 1 km 当たり道路占用料	742,866	円/km
情報ボックス 1 km 当たり道路占用料	3,910	円/km
自治体管路 1 km 当たり道路占用料	3,910	円/km
電線共同溝 1 km 当たり道路占用料	3,910	円/km
き線点遠隔収容装置 1 台当たり道路占用料	57	円/台
【同左】		
機械設備撤去費用対投資額比率	0.005295	—
市外線路撤去費用対投資額比率	0.005159	—
市内線路撤去費用対投資額比率	0.002397	—
土木設備撤去費用対投資額比率	0.0009104	—
可搬型発動発電機撤去費用対投資額比率	0.005295	—
建物撤去費用対投資額比率	0.001781	—
構築物撤去費用対投資額比率	0.001772	—
機械及び装置撤去費用対投資額比率	0.0008326	—
車両撤去費用対投資額比率	0.00001682	—
工具、器具及び備品撤去費用対投資額比率	0.001084	—
試験研究費対直接費比率	0.02760	—
【同左】		
1 回線当たり専用回線管理運営費	4,799	円/回線
管理共通費比率	0.1502	—
専用型速度換算係数	239	—
【同左】		
端末系交換回数比例比率	0.1491	—
中継系交換回数比例比率	0.3084	—
経済的耐用年数		
交換機	29.9	年
局設置遠隔収容装置	27.3	年
【同左】		
伝送装置	24.6	年
【同左】		
架空メタルケーブル	30.5	年
地下メタルケーブル	39.8	年
【同左】		
管路	61.8	年

中口径管路	62.7	年
【略】		
電線共同溝	62.7	年
【略】		
空調設備	22.8	年
電力設備 (整流装置)	15.7	年
電力設備 (整流装置用蓄電池)	9.9	年
電力設備 (直流変換電源装置)	20.4	年
電力設備 (交流無停電電源装置)	12.9	年
電力設備 (交流無停電電源装置用蓄電池)	9.4	年
電力設備 (小規模局用電源装置)	17.6	年
電力設備 (小規模局用電源装置用蓄電池)	9.9	年
電力設備 (発電装置)	18.2	年
電力設備 (受電装置)	20.9	年
電力設備 (可搬型発動発電機)	22.5	年
【略】		
無形固定資産 (交換機ソフトウェア)	18.5	年
【略】		

中口径管路	61.8	年
【同左】		
電線共同溝	61.8	年
【同左】		
空調設備	9	年
電力設備 (電源装置)	6	年
電力設備 (発電装置)	15	年
電力設備 (受電装置)	9	年
可搬型発動発電機	15	年
【同左】		
無形固定資産 (交換機ソフトウェア)	17.5	年
【同左】		

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

(接続料規則の一部を改正する省令の一部改正)

第二条 接続料規則の一部を改正する省令(平成十七年総務省令第十四号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

附則

〔155 略〕

6 事業者は、第一種指定電気通信設備接続料規則（平成十二年郵政省令第六十四号。以下「規則」という。）第四条の表二の項（加入者交換機能に限る。）の機能の接続料を変更する場合には、その原価及び利潤は規則別表第一の一に掲げる第一種指定加入者交換機に係る設備のうち回線数の増減に応じて当該設備に係る費用が増減するものとの接続に関する接続料の原価及び利潤を控除して算定するものとする。

7 前項の規定にかかわらず、事業者は、平成三十四年三月三十一日までの間、その提供する電気通信業務に関する料金に及ぼす影響を緩和するため、第一種指定加入者交換機に係る設備区分のうち回線数の増減に応じて当該設備に係る費用が増減するものとの接続に関する接続料の原価及び利潤の一部を加入者交換機能の接続料の原価及び利潤に加算することができる。

8 前項の加算は、次の要件を確保するものでなければならない。

〔157 略〕

八 平成二十五年四月一日以降に開始する事業年度にあつては、第一種指定加入者交換機に係る設備区分のうち回線数の増減に応じて当該設備に係る費用が増減するものであつて、き線点遠隔收容装置から加入者交換機間のうち、局設置簡易遠隔收容装置設置局又は局設置遠隔收容装置設置局から加入者交換機設置局間に設置するもの及び局設置簡易遠隔收容装置から加入者交換機設置局間に設置するものとの接続に関する接続料の原価及び利潤を超えない額を加算するものであること。

9 事業者は、規則第四条の表十二の項の機能に係る接続料を変更する場合には、その原価及び利潤は、第一種指定加入者交換機に係る設備区分のうち回線数の増減に応じて当該設備に係る費用が増減するものとの接続に関する接続料の原価及び利潤（公衆電話機から発信される通信に係るものに限る。次項において同じ。）の全部又は一部を加算して算定することができる。

10 前項の加算は、平成三十四年三月三十一日までの間、次の要件を確保するものでなければならない。

〔155 略〕

六 平成二十五年四月一日以降に開始する事業年度にあつては、第一種指定加入者交換機に係る設備区分のうち回線数の増減に応じて当該設備に係る費用が増減するものであつて、き線点遠隔收容装置から加入者交換機間のうち、局設置簡易遠隔收容装置設置局又は局設置遠隔收容装置設置局から加入者交換機設置局間に設置するもの及び局設置簡易遠隔收容装置から加入者交換機設置局間に設置するものとの接続に関する接続料の原価及び利潤については、加算しないものであること。

11 附則第八項第四号から第七号まで及び前項第二号から第五号までのき線点遠隔收容装置から加入者交換機間のうち、遠隔收容装置設置局から加入者交換機設置局間に設置するもの並びに附則第八項第八号及び前項第六号のき線点遠隔收容装置から加入者交換機間のうち、局設置簡易遠隔收容装置設置局又は局設置遠隔收容装置設置局から加入者交換機設置局間に設置するもの

附則

〔155 同上〕

6 事業者は、第四条の表二の項（加入者交換機能に限る。）の機能の接続料を変更する場合には、その原価及び利潤は別表第一の一に掲げる第一種指定加入者交換機に係る設備のうち回線数の増減に応じて当該設備に係る費用が増減するものとの接続に関する接続料の原価及び利潤を控除して算定するものとする。

7 前項の規定にかかわらず、事業者は、平成三十一年三月三十一日までの間、その提供する電気通信業務に関する料金に及ぼす影響を緩和するため、第一種指定加入者交換機に係る設備区分のうち回線数の増減に応じて当該設備に係る費用が増減するものとの接続に関する接続料の原価及び利潤の一部を加入者交換機能の接続料の原価及び利潤に加算することができる。

8 前項の加算は、次の要件を確保するものでなければならない。

〔157 同上〕

八 平成二十五年四月一日以降に開始する事業年度にあつては、第一種指定加入者交換機に係る設備区分のうち回線数の増減に応じて当該設備に係る費用が増減するものであつて、き線点遠隔收容装置から加入者交換機間のうち、局設置簡易遠隔收容装置設置局又は局設置遠隔收容装置設置局から加入者交換機設置局間に設置するもの及び局設置簡易遠隔收容装置設置局から加入者交換機設置局間に設置するものとの接続に関する接続料の原価及び利潤を超えない額を加算するものであること。

9 事業者は、第四条の表十二の項の機能に係る接続料を変更する場合には、その原価及び利潤は、第一種指定加入者交換機に係る設備区分のうち回線数の増減に応じて当該設備に係る費用が増減するものとの接続に関する接続料の原価及び利潤（公衆電話機から発信される通信に係るものに限る。次項において同じ。）の全部又は一部を加算して算定することができる。

10 前項の加算は、平成三十一年三月三十一日までの間、次の要件を確保するものでなければならない。

〔155 同上〕

六 平成二十五年四月一日以降に開始する事業年度にあつては、第一種指定加入者交換機に係る設備区分のうち回線数の増減に応じて当該設備に係る費用が増減するものであつて、き線点遠隔收容装置から加入者交換機間のうち、局設置簡易遠隔收容装置設置局又は局設置遠隔收容装置設置局から加入者交換機設置局間に設置するもの及び局設置簡易遠隔收容装置設置局から加入者交換機設置局間に設置するものとの接続に関する接続料の原価及び利潤については、加算しないものであること。

11 附則第八項第四号から第七号まで及び前項第二号から第五号までのき線点遠隔收容装置から加入者交換機間のうち、遠隔收容装置設置局から加入者交換機設置局間に設置するもの並びに附則第八項第八号及び前項第六号のき線点遠隔收容装置から加入者交換機間のうち、局設置簡易遠隔收容装置設置局又は局設置遠隔收容装置設置局から加入者交換機設置局間に設置するもの

もの及び局設置簡易遠隔収容装置から加入者交換機設置局間に設置するものについては、現に事業者が設置する局設置遠隔収容装置設置局から加入者交換機設置局間に設置されているものに限る。

12 事業者は、法第三十三条第五項の総務省令で定める機能に係る接続料の変更の際し、同項の総務省令で定める機能（規則第四条の表二の項（端末系ルータ交換機能、一般収容ルータ優先パケット識別機能、加入者交換機能のうち同表備考二のイ及びロに掲げる機能、信号制御交換機能並びに優先接続機能を除く。）、四の項、五の項（開門系ルータ交換機能を除く。）、六の項（一般光信号中継伝送機能を除く。）、及び八の項に限る。）に係る通信量等については、平成三十四年三月三十一日までの間、規則第十九条の規定により記録された通信量等に代えて、当該変更が適用される年度の前年度の下半年期と当該変更が適用される年度の上半期の通信量等の合算値を用いることができる。

13 事業者は、前項の合算値を用いる場合において、規則第十九条の規定により記録された通信量等が存在しない場合には、これに代えて将来の合理的な通信量等の予測値を用いるものとする。

14 前項の予測値を用いる場合には、事業者は、当該予測値を得るために必要な各月の通信量等を記録しておかなければならない。ただし、この項で定めるところにより通信量等を記録することができるまでの間は、これらに代えて、事業者が現に記録している通信量等を用いるものとする。

15 平成三十四年三月三十一日までの間、事業者は、その第一種指定電気通信設備を設置する単位指定区域（電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令二十五号）第二十三条の二第二項に規定する単位指定区域をいう。以下この項において同じ。）以外の単位指定区域において第一種指定電気通信設備を設置する他の事業者が存在する場合は、規則第四条の表二の項（端末系ルータ交換機能及び一般収容ルータ優先パケット識別機能を除く。）、四の項、五の項（開門系ルータ交換機能を除く。）、六の項（一般光信号中継伝送機能を除く。）、及び八の項の機能に係る接続料が、当該機能と同等の機能について当該他の事業者が取得すべき接続料と同額となるよう、当該機能に係る接続料の原価及び利潤並びに通信量等を当該他の事業者のものと合算して算定するものとする。

もの及び局設置簡易遠隔収容装置設置局から加入者交換機設置局間に設置するものについては、現に事業者が設置する局設置遠隔収容装置設置局から加入者交換機設置局間に設置されているものに限る。

12 事業者は、法第三十三条第五項の機能に係る接続料の変更の際し、同項の機能（新規規則第四条の表二の項（端末系ルータ交換機能、一般収容ルータ優先パケット識別機能、加入者交換機能のうち同表備考二のイ及びロの機能、信号制御交換機能並びに優先接続機能を除く。）、四の項、五の項（開門系ルータ交換機能を除く。）、及び八の項に限る。）に係る通信量等については、平成三十一年三月三十一日までの間、新規規則第十九条の規定により記録された通信量等に代えて、当該変更が適用される年度の前年度の下半年期と当該変更が適用される年度の上半期の通信量等の合算値を用いることができる。

13 事業者は、前項の合算値を用いる場合において、新規規則第十九条の規定により記録された通信量等が存在しない場合には、これに代えて将来の合理的な通信量等の予測値を用いるものとする。

14 前項の予測値を用いる場合には、事業者は、前項の予測値を得るために必要な各月の通信量等を記録しておかなければならない。ただし、この項で定めるところにより通信量等を記録することができるまでの間は、これらに代えて、事業者が現に記録している通信量等を用いるものとする。

15 平成三十一年三月三十一日までの間、事業者は、その第一種指定電気通信設備を設置する単位指定区域以外の単位指定区域において第一種指定電気通信設備を設置する他の事業者が存在する場合は、第四条の表二の項（端末系ルータ交換機能及び一般収容ルータ優先パケット識別機能を除く。）、四の項、五の項（開門系ルータ交換機能を除く。）、六の項（一般光信号中継伝送機能及び特別光信号中継伝送機能を除く。）、及び八の項の機能に係る接続料が、当該機能と同等の機能について当該他の事業者が取得すべき接続料と同額となるよう、当該機能に係る接続料の原価及び利潤並びに通信量等を当該他の事業者のものと合算して算定するものとする。

備考 表中「」の記載は注記である。

〔16・17 略〕

〔16・17 同上〕

## 附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、次条及び附則第三条の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

第二条 総務大臣は、この省令の施行の日前においても、第一条の規定による改正後の第一種指定電気通信設備接続料規則（以下「新規則」という。）第六条第一項に規定する手順を定める通知及び附則第四条第一項第一号に規定する条件を定める通知を行うことができる。

2 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者は、この省令の施行の際現に認可を受けている接続約款について、新規則等規定（新規則の規定、第二条の規定による改正後の接続料規則の一部を改正する省令（平成十七年総務省令第十四号。以下「新平成十七年改正省令」という。）附則の規定及び附則第四条から第六条までの規定をいう。次項及び次条において同じ。）に適合させるため、この省令の施行の日前においても電気通信事業法（以下「法」という。）第三十三条第二項の規定に基づく変更の申請をすることができる。

3 総務大臣は、前項の申請が新規則等規定に適合していると認めるときは、この省令の施行の日前においても、当該申請を認可することができる。

(経過措置)

第三条 前条第二項の申請があつた場合において、当該申請に対する処分の日がこの省令の施行の日後となるときは、この省令の施行の際現に認可を受けている接続約款は、当該処分の日までの間は、新規則等規定に適合しているものとみなす。

(接続料算定の特例)

第四条 次に掲げる場合における法第三十三条第四項第一号ロの総務省令で定める機能（以下この項において「法定機能」という。）については、新規則第四条の規定（同条の表二の項（端末系ルータ交換機能、一般収容ルータ優先パケット識別機能、加入者交換機能のうち同表備考二のイに掲げる機能、信号制御交換機能、優先接続機能及び番号ポータビリティ機能に係る部分を除く。）、四の項、五の項（閉門系ルータ交換機能に係る部分を除く。）、六の項（一般光信号中継伝送機能及び特別光信号中継伝送機能に係る部分を除く。）及び八の項に係る部分に限る。）は、適用しない。この場合において、法定機能は、同条に定める機能（同条の表一の項、二の項（端末系ルータ交換機能、一般収容ルータ優先パケット識別機能、加入者交換機能のうち同表備考二のイに掲げる機能、信号制御交換機能、優先接続機能及び番号ポータビリティ機能に限る。）、三の項から三の三の項まで、五の項（閉門系ルータ交換機能に限る。）、五の二の項、六の項（一般光信号中継伝送機能及び特別光信号中継伝送機能に限る。）、六の二の項から七の二の項まで及び九の項から十四

の項までの機能に限る。)のほか、附則別表第一の機能の区分の欄及び内容の欄に定める機能とする。

一 新規則の規定(新平成十七年改正省令附則第六項から第八項まで及び第十二項から第十五項までの規定並びに接続料規則及び接続料規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令(平成二十五年総務省令第一号。以下「平成二十五年改正省令」という。))附則第六項及び第七項を含む。)を適用することとしたならば算定されることとなる法第三十三条第五項の機能(新規則第五条に規定する法第三十三条第五項の機能をいう。以下同じ。))に係る接続料の水準が、電気通信役務(卸電気通信役務を除く。))に関する料金の水準との関係を勘案し、より高度で新しい電気通信技術を利用して設備を構成するものとして接続料を算定することが必要であるものとして総務大臣が通知する条件に該当する場合(次号に掲げる場合を除く。))

二 算定しようとする接続料の原価及び利潤の算定期間(以下この号において「算定期間」という。))の直前の算定期間(次条第二項第三号において「前算定期間」という。))において同条第一項に規定する方法(同条第二項第一号において「特例算定方法」という。))により法第三十三条第五項の機能に係る接続料を算定した場合

三 平成三十四年三月三十一日までの間において、第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者がその第一種指定電気通信設備を設置する単位指定区域(電気通信事業法施行規則(昭和六

十年郵政省令第二十五号)第二十三条の二第二項に規定する単位指定区域をいう。以下この号において同じ。)以外の単位指定区域において第一種指定電気通信設備を設置する他の電気通信事業者が存在する場合において、当該他の電気通信事業者の設置する第一種指定電気通信設備の機能(法第三十三条第五項の機能に限る。次条第二項第二号において「他地域設備機能」という。)に係る接続料の水準が第一号に規定する条件に該当する場合(前二号に掲げる場合を除く。)

2 前項各号に掲げる場合における新規則第五条、第十九条及び別表第六の規定の適用については、新規則第五条中「前条の表二の項(端末系ルータ交換機能、一般収容ルータ優先パケット識別機能、加入者交換機能のうち同表備考二のイに掲げる機能、信号制御交換機能、優先接続機能及び番号ポータビリティ機能を除く。)、四の項、五の項(関門系ルータ交換機能を除く。)、六の項(一般光信号中継伝送機能及び特別光信号中継伝送機能を除く。)、及び八の項の機能」とあるのは「第一種指定電気通信設備接続料規則等の一部を改正する省令(平成三十一年総務省令第 号。以下「平成三十一年改正省令」という。)」附則別表第一の機能の区分の欄及び内容の欄に定める機能」と、新規則第十九条第一項中「機能」とあるのは「機能及び平成三十一年改正省令附則別表第一の機能の区分の欄及び内容の欄に定める機能」と、同表様式第二の第五表中「中継伝送専用機能」とあるのは「加入者交換機専用トランクポート中継伝送専用機能」と、同表様式第二の第六表中「中継伝送共用機能に係る回線数」とあるのは「第一種指定加入者交換機と第一種指定中継交換機と

の間の中継伝送に係る回線数（加入者交換機専用トランクポート中継伝送専用機能に係るものを除く。）とする。

3 第一項各号に掲げる場合における法第三十三条第五項の機能に関する資産及び費用の整理、原価及び利潤の算定並びに接続料の設定については、新規則第三章から第五章までの規定（第十四条の二の規定を除く。）は、適用しない。

第五条 前条第一項各号に掲げる場合における法第三十三条第五項の機能に係る接続料は、附則別表第一の機能の区分の欄及び内容の欄に定める機能ごとに、単位費用（附則別表第一の二又は附則別表第一の三の部分機能の区分の欄及び内容の欄に定める部分機能（附則別表第一の機能の区分の欄に定める機能の接続料の原価及び利潤を算定するための要素となる機能をいう。以下同じ。）について附則別表第一の二又は附則別表第一の三の対象設備の欄に定める対象設備及びこれの附属設備並びにこれらを設置する土地及び施設（以下「対象設備等」という。）に係る費用の額を用いて算定された当該部分機能の原価及び利潤の総額を当該部分機能に係る需要で除したものをいう。以下同じ。）の総額（以下「単位費用総額」という。）であつて附則別表第一の単位費用総額の算定方法（一）の欄に定める方法により算定したものに一から特定比率を減じた比率を乗じることにより算定した額に、単位費用総額であつて附則別表第一の単位費用総額の算定方法（二）の欄に定める方法により算定したものに特定比率を乗じることにより算定した額を加えることにより算定するも

のとする。

2 前項において、特定比率は、五分の一、五分の二、五分の三、五分の四又は五分の五のいずれかの比率であつて、次に掲げる要件を満たすものとする。

一 その比率を用いて特例算定方法によることとしたならば算定されることとなる法第三十三条第五項の接続料の水準が前条第一項第一号の条件に該当しないこと。

二 全ての法第三十三条第五項の機能（平成三十四年三月三十一日までの間においては、前条第一項第三号に該当する場合における他地域設備機能を含む。）について同一であること。

三 前条第一項第二号に掲げる場合にあつては、前算定期間に用いた比率よりも低くないものであること。

第六条 新規則第三章から第五章までの規定（第六条、第七条、第八条（第一項及び第二項本文に限る。）、第九条（第一項及び第二項本文に限る。）、第十一条（第三項ただし書を除く。）、第十二条（第五項を除く。）、第十二条の二第一項（第二号及び第三号を除く。）及び第二項（第二号から第九号までの規定を除く。）、第十三条、第十四条（第二項ただし書を除く。）、第十五条（第三項を除く。）及び第十六条から第十七条までの規定に限る。）及び別表第一の一から別表第五までの規定並びに新平成十七年改正省令附則第六項から第八項まで及び第十二項から第十五項までの規定並びに平成二十五年改正省令附則第六項及び第七項の規定は、附則別表第一の二の部分機能

の区分の欄及び内容の欄に定める部分機能に係る単位費用の算定について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

<p>新規則第六条第一項</p>	<p>場合の当該第一種指定電気通信設備</p>	<p>場合の当該第一種指定電気通信設備（新たに構成するものとした場合に用いることとなる電気通信設備を含む。以下この項及び次項、次条、第十二条の二第一項第五号並びに別表第一の一において同じ。）</p>
<p>新規則第六条第二項 第五号</p>	<p>当該通知において定められる当該手順の適用の日</p>	<p>法第三十三条第二項の規定による接続約款の認可の申請の日</p>
<p>新規則第六条第三項</p>	<p>第四条の対象設備等</p>	<p>申請の日</p> <p>第一種指定電気通信設備接続料規則等の一部を改正する省令（平成三十一年総務省令第 号。以下「平</p>

	<p>新規則第八条第一項</p>	<p>成三十一年改正省令」という。）附則第五条第一項の対象設備等（平成三十一年改正省令附則別表第一の二の対象設備の欄に定めるものに限る。）</p>
<p>（第四条の表一の項のうち総合デジタル通信端末回線伝送機能及び同表十三の項の機能に係る接続料を除く。次項において同じ。）の原価</p>	<p>の原価</p>	
<p>（同表一の項のうち総合デジタル通信端末回線伝送機能及び同表十三の項の機能を除く。以下同じ。）ごとに</p>	<p>ごとに</p>	
<p>第一種指定設備管理運営費</p>	<p>第一種指定設備管理運営費（第六条第一項に規定する新たに構成するものとした場合に用いることとなる電</p>	

		<p>気通信設備の管理運営に必要な費用を含む。次条第一項、第十二条の二第二項及び第十四条第三項において同じ。）</p>
<p>新規則第九条第一項</p>	<p>同条の表の上欄</p>	<p>平成三十一年改正省令附則別表第一の二の部分機能の区分の欄</p>
<p>新規則第九条第二項</p>	<p>費用とし、その他の機能に係るものにあつては接続会計規則別表第二様式第四の設備区分別費用明細表に記載された費用</p>	<p>費用</p>
<p>新規則第十一条第三項</p>	<p>別表第三様式第二基礎として、その他の機能に係るものにあつては接続会計規則別表第二様式第三の固定資産帰属明細表の帳簿価額を基礎として</p>	<p>、別表第三様式第二基礎として</p>

<p>新規則第十一条第五項</p>	<p>減価償却費</p>	<p>第六条第一項に規定する新たに構成するものとした場合に用いることとなる電気通信設備の管理運営に必要な費用を含み、減価償却費</p>
<p>新規則第十二条の二第一項</p>	<p>次に 当該各号</p>	<p>第一号 同号</p>
<p>新規則第十五条第一項</p>	<p>第四条の表二の項（端末系ルータ交換機能、一般収容ルータ優先パケット識別機能、番号ポータビリティ機能、加入者交換機専用トランクポート機能及び加入者交換機共用トランクポート機能を除く。）及び五の項（関門系ルータ交換機能、中継交換機専用トランクポート機能及び中継交換機共用トランクポート機能を除</p>	<p>平成三十一年改正省令附則別表第一の二の一の項（加入者交換部に限る。）及び二の項（中継交換部に限る。）</p>

	<p>新規則第十六条</p>	<p>新規則第十六条の二 第一項</p>	<p>新規則第十六条の二</p>
<p>く。)</p>	<p>第四条の表二の項（加入者交換機共用トランクポート機能に限る。）、四の項、五の項（中継交換機共用トランクポート機能に限る。）及び六の項（中継伝送共用機能に限る。）</p>	<p>第四条の表二の項（加入者交換機専用トランクポート機能に限る。次項において同じ。）、五の項（中継交換機専用トランクポート機能に限る。次項において同じ。）及び六の項（中継交換機接続伝送専用機能に限る。次項において同じ。）</p>	<p>第四条の表二の項及び五の項</p>
	<p>平成三十一年改正省令附則別表第一の二の一の項（加入者交換機共用トランクポート部に限る。）、二の項（中継交換機共用トランクポート部に限る。）、及び三の項（中継伝送共用部に限る。）</p>	<p>平成三十一年改正省令附則別表第一の二の一の項（加入者交換機専用トランクポート部に限る。次項において同じ。）、二の項（中継交換機専用トランクポート部に限る。次項において同じ。）、及び三の項（中継交換機接続伝送専用部に限る。次項において同じ。）</p>	<p>平成三十一年改正省令附則別表第一</p>

第二項	六の項	の二の一の項及び二の項 三の項
新規則第十七条第一項	<p>第四条の表一の項（一般帯域透過端末回線伝送機能及び特別帯域透過端末回線伝送機能を除く。）、三の項から三の三の項まで、六の項（中継伝送専用機能及び中継交換機接続伝送専用機能を除く。）、六の二の項（特別収容ルータ接続ルーティング伝送機能に限る。）、六の三の項、七の項及び七の二の項</p>	平成三十一年改正省令附則別表第一の二の三の項（中継伝送専用部に限る。）
新規則第十七条第二項	<p>第四条の表一の項、三の項から三の三の項まで、六の項及び七の項の機能については、回線容量</p>	回線容量
新平成十七年改正省令附則第七項	加入者交換機能	加入者交換部

<p>新平成十七年改正省令附則第十二項</p>	<p>規則第四条の表二の項（端末系ルータ交換機能、一般収容ルータ優先パケット識別機能、加入者交換機能のうち同表備考二のイ及びロに掲げる機能、信号制御交換機能並びに優先接続機能を除く。）、四の項、五の項（関門系ルータ交換機能を除く。）、六の項（一般光信号中継伝送機能及び特別光信号中継伝送機能を除く。）及び八の項</p>	<p>第一種指定電気通信設備接続料規則等の一部を改正する省令（平成三十二年総務省令第 号）附則別表第一の二の部分機能の区分の欄及び内容の欄に定めるもの</p>
-------------------------	---	---

2 新規則第三章から第五章までの規定（第六条、第七条、第八条（第一項及び第二項本文に限る。）、第九条（第一項及び第二項本文に限る。）、第十一条（第三項ただし書を除く。）、第十二条（第五項を除く。）、第十二条の二第一項（第二号及び第三号を除く。）及び第二項（第二号から第九号までの規定を除く。）、第十三条、第十四条（第二項ただし書を除く。）、第十五条（第三項を除く。）、第十六条及び第十六条の二の規定に限る。）並びに新平成十七年改正省令附則第六項及び第十二項から第十五項までの規定は、附則別表第一の三の部分機能の区分の欄及び内容の欄

に定める部分機能に係る単位費用の算定について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

<p>新規則第六条第一項</p>	<p>場合の当該第一種指定電気通信設備</p>	<p>場合の当該第一種指定電気通信設備（新たに構成するものとした場合に用いることとなる電気通信設備を含む。以下この項及び次項、第七条並びに第十二条の二第一項第五号において同じ。）</p> <p>法第三十三条第二項の規定による接続約款の認可の申請の日</p>
<p>新規則第六条第二項 第五号</p>	<p>適用の日</p>	<p>申請の日</p>
<p>新規則第六条第三項</p>	<p>第四条の対象設備等を別表第一の一及び別表第一の二</p>	<p>第一種指定電気通信設備接続料規則等の一部を改正する省令（平成三十二年総務省令第 号。以下「平</p>

		新規則第六条第四項			
別表第四の一	別表第三様式第二	別表第三様式第一	別表第二の二	別表第二の一	
の 一	平成三十一年改正省令附則別表第四様式第二	平成三十一年改正省令附則別表第四様式第一	の 二	平成三十一年改正省令附則別表第三の一	成三十一年改正省令」という。）附則第五条第一項の対象設備等（平成三十一年改正省令附則別表第一の三の対象設備の項に定めるものに限る。）を平成三十一年改正省令附則別表第二の一及び別表第二の二
の 一	平成三十一年改正省令附則別表第五				

		新規則第八条第一項	
別表第四の二	別表第四の三	別表第五	<p>(第四条の表一の項のうち総合デジタル通信端末回線伝送機能及び同表十三の項の機能に係る接続料を除く。次項において同じ。)の原価</p> <p>(同表一の項のうち総合デジタル通信端末回線伝送機能及び同表十三の項の機能を除く。以下同じ。)ごとに</p>
平成三十一年改正省令附則別表第五の二	平成三十一年改正省令附則別表第五の三	平成三十一年改正省令附則別表第六の原価	<p>第一種指定設備管理運営費</p> <p>第一種指定設備管理運営費(第六条第一項に規定する新たに構成するものとした場合に用いることとなる電</p>

		<p>気通信設備の管理運営に必要な費用を含む。次条第一項、第十二条の第二項及び第十四条第三項において同じ。）</p>
<p>新規則第九条第一項</p>	<p>同条の表の上欄</p>	<p>平成三十一年改正省令附則別表第一の三の部分機能の区分の欄</p>
<p>新規則第九条第二項</p>	<p>別表第五 費用とし、その他の機能に係るものにあつては接続会計規則別表第二様式第四の設備区分別費用明細表に記載された費用</p>	<p>平成三十一年改正省令附則別表第六費用</p>
<p>新規則第十一条第三項</p>	<p>別表第三様式第二 基礎として、その他の機能に係るものにあつては接続会計規則別表第二様式第三の固定資産帰属明細表の帳</p>	<p>、平成三十一年改正省令附則別表第四様式第二 基礎として</p>

	<p>新規則第十一条第五項</p>	<p>簿価額を基礎として</p>	<p>第六条第一項に規定する新たに構成するものとした場合に用いることとなる電気通信設備の管理運営に必要な費用を含み、減価償却費</p>
<p>新規則第十二条第一項</p>	<p>次に 当該各号</p>	<p>第一号 同号</p>	<p>平成三十一年改正省令附則別表第一の三の一の項及び二の項（中継系ルータ専用トランクポート部を除く。）</p>
<p>新規則第十五条第一項</p>	<p>第四条の表二の項（端末系ルータ交換機能、一般収容ルータ優先パケット識別機能、番号ポータビリティ機能、加入者交換機専用トランクポート機能及び加入者交換機共用トランクポート機能を除く。）及び五の項（関門系ルータ交換機能、中継交換機専用トランクポート機能及び中継交換機共用トランクポート機能を除</p>		

	<p>新規則第十六条</p>	<p>第四条の表二の項（加入者交換機共用トランクポート機能に限る。）、四の項、五の項（中継交換機共用トランクポート機能に限る。）及び六の項（中継伝送共用機能に限る。）</p>	<p>平成三十一年改正省令附則別表第一の三の三の項（中継伝送共用部に限る。）</p>
<p>新規則第十六条の二 第一項</p>	<p>第四条の表二の項（加入者交換機専用トランクポート機能に限る。次項において同じ。）、五の項（中継交換機専用トランクポート機能に限る。次項において同じ。）及び六の項（中継交換機接続伝送専用機能に限る。次項において同じ。）</p>	<p>平成三十一年改正省令附則別表第一の三の二の項（中継系ルータ専用部に限る。次項において同じ。）及び三の項（中継系ルータ接続伝送専用部に限る。次項において同じ。）</p>	
<p>新規則第十六条の二 第二項</p>	<p>第四条の表二の項及び五の項</p>	<p>平成三十一年改正省令附則別表第一の三の二の項</p>	
<p>六の項</p>	<p>三の項</p>		

<p>新平成十七年改正省令附則第六項</p>	<p>規則別表第一の一に掲げる第一種指定加入者交換機</p>	<p>第一種指定電気通信設備接続料規則等の一部を改正する省令（平成三十二年総務省令第 号。以下「平成三十一年改正省令」という。）附則別表第二の一に定める収容ルータ</p>
<p>新平成十七年改正省令附則第十二項</p>	<p>規則第四条の表二の項（端末系ルータ交換機能、一般収容ルータ優先パケット識別機能、加入者交換機能のうち同表備考二のイ及びロに掲げる機能、信号制御交換機能並びに優先接続機能を除く。）、四の項、五の項（関門系ルータ交換機能を除く。）、六の項（一般光信号中継伝送機能及び特別光信号中継伝送機能を除く。）及び八の項</p>	<p>平成三十一年改正省令附則別表第一の三の部分機能の区分の項及び内容の項に定めるもの</p>

附則別表第1 (附則第4条関係) 機能

機能の区分	内容	単位費用総額の算定方法 (一)	単位費用総額の算定方法 (二)
1 加入者交換機内折返し通信機能	第一種指定電気通信設備を用いて行う通信のうち、同一の第一種指定加入者交換機内で折り返す通信の交換及び伝送を行う機能	加入者交換部 (交換等設備) に係る単位費用 + 加入者交換部 (伝送路設備) に係る単位費用 × 2	端末系ルータ交換部に係る単位費用 × 2 + 中継系ルータ交換部に係る単位費用 + 中継伝送共用部に係る単位費用 × 2
2 加入者交換機設置局内折返し通信機能	第一種指定電気通信設備を用いて行う通信のうち、第一種指定加入者交換機間で行う通信であって、同一の第一種指定加入者交換機設置局内で折り返す通信の交換及び伝送を行う機能	加入者交換部 (交換等設備) に係る単位費用 × 2 + 加入者交換部 (伝送路設備) に係る単位費用 × 2	端末系ルータ交換部に係る単位費用 × 2 + 中継系ルータ交換部に係る単位費用 + 中継伝送共用部に係る単位費用 × 2
3 単位料金区域内折返し通信機能	第一種指定電気通信設備を用いて行う通信のうち、第一種指定加入者交換機設置局間で行う通信であって、同一の単位料金区域内で折り返す通信の交換及び伝送を行う機能	加入者交換部 (交換等設備) に係る単位費用 × 2 + 加入者交換部 (伝送路設備) に係る単位費用 × 2 + 加入者交換機共用トランクポート部に係る単位費用 × 2 + 中継交換機共用トランクポート部に係る単位費用 × 2	端末系ルータ交換部に係る単位費用 × 2 + 中継系ルータ交換部に係る単位費用 + 中継伝送共用部に係る単位費用 × 2
4 中継区域内折返し通信機能	第一種指定電気通信設備を用いて行う通信のうち、単位料金区域間で行う通信であって、同一中継区域内で折り返す通信の交換及び伝送を行う機能	加入者交換部 (交換等設備) に係る単位費用 + 加入者交換部 (伝送路設備) に係る単位費用 + 加入者交換機共用トランクポート部に係る単位費用 + 中継交換機共用トランクポート部に係る単位費用 × 0.5 + 中継交換機共用トランクポート部に係る単位費用	端末系ルータ交換部に係る単位費用 + 中継系ルータ交換部に係る単位費用 × 0.5 + 中継伝送共用部に係る単位費用
5 加入者交換機接続機能	第一種指定電気通信設備接続会計規則 (平成九年郵政省令第九十一号)	加入者交換部 (交換等設備) に係る単位費用 + 加入者交換部 (伝送路設備) に係る単位費用	端末系ルータ交換部に係る単位費用 + 中継系ルータ交換部に係る単位費用

	<p>第二条第二項第六号の特別第一種指定設備（第一種指定電気通信設備接続料規則第四条の表五の項の下欄に掲げる対象設備を除く。）以外の電気通信設備（以下この表において「他の電気通信設備」という。）を第一種指定加入者交換機で接続する場合における第一種指定電気通信設備により通信の交換及び伝送を行う機能であつて、第一種指定中継交換機を経由せずに通信の交換及び伝送を行うもの（総務大臣が告示で定めるものを除く。）</p>	用	<p>＋中継系ルータ変換部に係る単位費用  ＋中継伝送共用部に係る単位費用</p>
6 中継交換機接続機能	<p>他の電気通信設備を第一種指定中継交換機で接続する場合における第一種指定電気通信設備により通信の交換及び伝送を行う機能であつて、第一種指定加入者交換機を経由して通信の交換及び伝送を行うもの（総務大臣が告示で定めるものを除く。）</p>	<p>加入者交換部（交換等設備）に係る単位費用  ＋加入者交換部（伝送路設備）に係る単位費用  ＋加入者交換機共用トランクポート部に係る単位費用  ＋中継交換部に係る単位費用  ＋中継交換機共用トランクポート部に係る単位費用  ＋中継伝送共用部に係る単位費用</p>	<p>端末系ルータ交換部に係る単位費用  ＋中継系ルータ交換部に係る単位費用  ＋中継系ルータ変換部に係る単位費用  ＋中継伝送共用部に係る単位費用</p>
7 中継交換機経由機能	<p>他の電気通信設備を第一種指定中継交換機で接続する場合における第一種指定電気通信設備により通信の交換及び伝送を行う機能であつて、第一種指定加入者交換機を経由せずに通信の交換及び伝送を行うもの（総務大臣が告示で定めるものを除く。）</p>	<p>中継交換部に係る単位費用</p>	<p>中継系ルータ交換部に係る単位費用  ＋中継系ルータ変換部に係る単位費用</p>
8 加入者交換機専用トランクポート機能	<p>特定の電気通信事業者に係る通信を専ら伝送する第一種指定中継系伝送路設備等を第一種指定加入者交換機</p>	<p>加入者交換機専用トランクポート部に係る単位費用</p>	<p>中継系ルータ専用トランクポート部に係る単位費用  ＋中継系ルータ接続伝送専用部に係る単位費用</p>

		に收容する装置において、当該第一種指定中継系伝送路設備等を介して伝送される信号を編集する機能（次項の加入者交換機専用トランクポート中継伝送専用機能を除く。）		位費用
9	加入者交換機専用トランクポート中継伝送専用機能	第一種指定加入者交換機と第一種指定中継交換機との間に設置される第一種指定中継系伝送路設備等（第一種指定中継系伝送路設備等の両端に対向して設置される伝送装置等を含む。）により通信を伝送する機能と同等のもので、特定の電気通信事業者に係る通信を専ら伝送し、信号を編集する機能	加入者交換機専用トランクポート部に係る単位費用 ＋中継伝送専用部に係る単位費用	中継系ルータ専用トランクポート部に係る単位費用 ＋中継系ルータ接続伝送専用部に係る単位費用
10	中継交換機専用トランクポート伝送専用機能	第一種指定中継交換機と他の電気通信事業者の電気通信設備との間に設置される中継系伝送路設備（第一種指定中継交換機と他の電気通信事業者の電気通信設備との間に設置される伝送装置等を含む。）により当該他の電気通信事業者に係る通信を伝送し、信号を編集する機能	中継交換機専用トランクポート部に係る単位費用 ＋中継交換機接続伝送専用部に係る単位費用	中継系ルータ専用トランクポート部に係る単位費用 ＋中継系ルータ接続伝送専用部に係る単位費用
11	信号伝送機能	信号用伝送路設備及び信号用中継交換機により信号を伝送交換する機能	信号伝送部に係る単位費用	信号伝送部に係る単位費用
12	その他の機能	総務大臣が告示する機能	内容の欄の総務大臣が告示する機能ごとに総務大臣が告示する単位費用	内容の欄の総務大臣が告示する機能ごとに総務大臣が告示する単位費用

附則別表第 1 の 2 (附則第 5 条関係) 部分機能

部分機能の区分		内容	
		部分機能	対象設備
1 端末系 交換部	加入者交換部	加入者交換機により通信の交換を行う部分機能 (この項の加入者交換機専用トランスポート部及び加入者交換機共用トランスポート部を除く。)	加入者交換機 (端末系伝送路設備、中継系伝送路設備及び信号用伝送装置とのそれぞれの間に設置される伝送装置等を含む。)
	加入者交換機専用トランスポート部	特定の電気通信事業者に係る通信を専ら伝送する中継系伝送路設備等加入者交換機に収容する装置において、当該中継系伝送路設備等を介して伝送される信号を編集する部分機能	
2 中継系 交換部	加入者交換機共用トランスポート部	加入者交換機と中継交換機との間に設置される中継系伝送路設備等 (特定の電気通信事業者に係る通信を専ら伝送するものを除く。) を加入者交換機に収容する装置において、当該中継系伝送路設備等を介して伝送される信号を編集する部分機能	中継交換機 (中継系伝送路設備等及び信号用伝送装置とのそれぞれの間に設置される伝送装置等を含む。)
	中継交換部	中継交換機により通信の交換を行う部分機能 (この項の中継交換機専用トランスポート部及び中継交換機共用トランスポート部を除く。)	
	中継交換機専用トランスポート部	特定の電気通信事業者に係る通信を専ら伝送する中継系伝送路設備等を中継交換機に収容する装置において、当該中継系伝送路設備等を介して伝送される信号を編集する部分機能	
3 中継伝 送部	中継交換機共用トランスポート部	加入者交換機と中継交換機との間に設置される中継系伝送路設備等 (特定の電気通信事業者に係る通信を専ら伝送するものを除く。) を中継交換機に収容する装置において、当該中継系伝送路設備等を介して伝送される信号を編集する部分機能	中継系伝送路設備等であって、加入者交換機と中継交換機との間に設置されるもの (中継系伝送路設備等の両端に対向して設置される伝送装置等を含む。) 及び加入者交換機又は中継交換機との間に設置されるもの (加入者交換機又は中継交換機と他の電気通信事業者の電気通信設備との間に設置されるもの (加入者交換機又は中継交換機と他の電気通信事業者の電気通信設備との間に設置される伝送装置等を含む。)) 及び加入者交換機又は中継交換機と他の電気通信事業者の電気通信設備との間に設置される中継系伝送路設備等 (中継系伝送路設備等の両端に対向して設置される伝送装置等を含む。) により通信を伝送する部分機能と同等のもので、特定の電気通信事業者に係る通信を専ら伝送する部分機能
	中継伝送専用部	加入者交換機と中継交換機との間に設置される中継系伝送路設備等 (中継系伝送路設備等の両端に対向して設置される伝送装置等を含む。) により通信を伝送する部分機能	
	中継交換機接続伝送専用部	中継交換機と他の電気通信事業者の電気通信設備との間に設置される中継系伝送路設備 (中継交換機と他の電気通信事業者の電気通信設備との間に設置される伝送装置等を含む。) により当該他の電気通信事業者に係る通信を専ら伝送する部分機能 (この項の中継伝送専用部を除く。)	
4 信号伝送部		信号用伝送路設備及び信号用中継交換機により信号を伝送交換する部分機能	信号用伝送路設備及び信号用中継交換機

附則別表第 1 の 3 (附則第 5 条関係) 部分機能

部分機能の区分		内容		対象設備	
1	端末系交換部	端末系ルータ交換部	収容ルータにより音声信号とパケットの相互間の交換及び通信の交換を行う部分機能	収容ルータ (端末系伝送路設備との間に設置される伝送装置等を含む。)	
2	中継系交換部	中継系ルータ交換部	共用コアルータにより通信の交換を行う部分機能 (この項の中継系ルータ変換部及び中継系ルータ専用トランクポータ部を除く。)	共用コアルータ	
		中継系ルータ変換部	他の電気通信事業者の電気通信設備を共用コアルータで接続する場合における音声信号とパケットの相互間の交換を行う部分機能 (この項の中継系ルータ専用トランクポータ部を除く。)		
		中継系ルータ専用トランクポータ部	他の電気通信事業者の電気通信設備を共用コアルータで接続する場合における音声信号とパケットの相互間の交換を行う部分機能 (対象設備の設備量が回線容量に依存するものに限る。)		
3	中継伝送部	中継伝送共用部	収容ルータと共用コアルータとの間に設置される中継系伝送路設備等 (中継系伝送路設備等の両端に対向して設置される伝送装置等を含む。)	中継系伝送路設備等であって、収容ルータと共用コアルータとの間に設置されるもの (中継系伝送路設備等の両端に対向して設置される伝送装置等を含む。)	
		中継系ルータ接続伝送専用部	共用コアルータと他の電気通信事業者の電気通信設備との間に設置される中継系伝送路設備 (共用コアルータと他の電気通信事業者の電気通信設備との間に設置される伝送装置等を含む。)	共用コアルータと他の電気通信事業者の電気通信設備との間に設置される伝送装置等を含む。)	
4	信号伝送部		他の電気通信事業者に係る通信に当たり、信号用伝送路設備及び信号用中継交換機により信号を伝送交換する部分機能	信号用伝送路設備及び信号用中継交換機	

附則別表第2の1 (附則第6条関係) 対象設備に係る設備区分

対象設備		設備区分
端末系伝送路設備 (加入者側終端装置及び端末系交換等設備との間に設置される伝送装置等を除く。)	主配線盤	端末系伝送路設備に属する部分に限る。
	光ケーブル成端架	端末系伝送路設備に属する部分に限る。
	メタルケーブル	加入者側終端装置～き線点遠隔收容装置間に設置するもの 加入者側終端装置～收容ルータ間 (き線点遠隔收容装置を経由しない場合に限る。) に設置するもの
	加入系光ケーブル	き線点遠隔收容装置～收容ルータ間に設置するもの
	加入系電柱	加入者側終端装置～收容ルータ間に設置するもの
	加入系管路	加入者側終端装置～收容ルータ間に設置するもの
	加入系中口径管路	加入者側終端装置～收容ルータ間に設置するもの
	加入系共同溝	加入者側終端装置～收容ルータ間に設置するもの
	加入系とう道	加入者側終端装置～收容ルータ間に設置するもの
	電線共同溝	加入者側終端装置～收容ルータ間に設置するもの
	自治体管路	加入者側終端装置～收容ルータ間に設置するもの
	情報ボックス	加入者側終端装置～き線点遠隔收容装置間に設置するもの
	総合デジタル通信局内回線終端装置	き線点遠隔收容装置～收容ルータ間に設置するもの
	收容ルータ (端末系伝送路設備との間に設置される伝送装置等を含む。)	音声收容ルータ
共用收容ルータ		收容局に設置するもの
音声收容装置		收容局に設置するもの (アナログ局内回線收容部を除く。)
音声收容装置用レイヤ2スイッチ (以下「音声收容装置用L2SW」という。)		收容局に設置するもの
コールサーバ (以下「CS」という。)		コア局に設置するもの
総合デジタル通信回線收容交換機		收容局に設置するもの (総合デジタル通信局内回線終端装置を除く。)
総合デジタル通信回線收容交換機用データベース (以下「総合デジタル通信回線收容交換機用DB」という。)		收容局に設置するもの



信号用伝送路設備及び信号用中継交換機	無線アンテナ	共用コアルータ間に設置するもの 収容ルータ～共用コアルータ間に設置するもの
	無線鉄塔	共用コアルータ間に設置するもの 収容ルータ～共用コアルータ間に設置するもの
	衛星通信設備	共用コアルータ間に設置するもの 収容ルータ～共用コアルータ間に設置するもの
	中継系電柱	共用コアルータ間に設置するもの 収容ルータ～共用コアルータ間に設置するもの
	中継系管路	共用コアルータ間に設置するもの 収容ルータ～共用コアルータ間に設置するもの
	中継系中口径管路	共用コアルータ間に設置するもの 収容ルータ～共用コアルータ間に設置するもの
	中継系共同溝	共用コアルータ間に設置するもの 収容ルータ～共用コアルータ間に設置するもの
	中継系とう道	共用コアルータ間に設置するもの 収容ルータ～共用コアルータ間に設置するもの
	シグナリシグネータウェイ (以下「SGW」という。)	共用コアルータ間に設置するもの
	信号用中継交換機	



附則別表第3の1 (附則第6条関係) 正味固定資産価額算定方法

定額法正味固定資産価額  $= \sum n = 1 \sim$  経済的耐用年数 (定額法正味固定資産価額 (n) )  $\div$  経済的耐用年数  
 定額法正味固定資産価額 (n) = (期首定額法正味固定資産価額 (n) + 期末定額法正味固定資産価額 (n) )  $\div 2$   
 期首定額法正味固定資産価額 (n) = MAX {投資額 - (投資額 - 最低残存価額)  $\div$  法定耐用年数}  $\times$  (n - 1)、最低残存価額  
 期末定額法正味固定資産価額 (n) = MAX {投資額 - (投資額 - 最低残存価額)  $\div$  法定耐用年数}  $\times$  n、最低残存価額  
 定率法正味固定資産価額  $= \sum n = 1 \sim$  経済的耐用年数 (定率法正味固定資産価額 (n) )  $\div$  経済的耐用年数  
 定率法正味固定資産価額 (n) = (期首定率法正味固定資産価額 (n) + 期末定率法正味固定資産価額 (n) )  $\div 2$   
 期首定率法正味固定資産価額 (n) = MAX {投資額  $\times$  (1 - 償却率)  $n - 1$ 、投資額  $\times$  最低残存率}  
 期末定率法正味固定資産価額 (n) = MAX {投資額  $\times$  (1 - 償却率) n、投資額  $\times$  最低残存率}  
 償却率 = 1 - (残存率)  $1 \div$  法定耐用年数  
 残存率 = 0.1 とする。

なお、投資額は、次の設備区分ごとに定める算定方法により算出する。

設備区分	算定方法
音声収容ルータ	<p>1 音声収容ルータの設置基準</p> <p>収容局であつて、収容回線に光地域 I P 回線が含まれないもの又はコア局との間の伝送 (離島設備の適用区間に限る。) を無線伝送装置又は衛星通信設備により行うものには、音声収容ルータを設置する。</p> <p>2 設備量の算定</p> <p>(1) 音声収容ルータ設置局ごとに、次のアからウまでにより求めたユニット数のうち最大のものを当該局の音声収容ルータユニット数とする。</p> <p>ア 音声 I G ポート数、ADSL 地域 I P I G ポート数及び音声収容ルータ P T N (パケット伝送装置をいう。以下同じ。) 対向 I G ポート数の合計を音声収容ルータ収容率で除したものの (1 に満たない端数は、切り上げるものとする。) を音声収容ルータインタフェース数とし、これを音声収容ルータ 1 ユニット当たり最大インタフェース数で除したものの (1 に満たない端数は、切り上げるものとする。)</p> <p>イ アナログ電話及び総合デジタル通信サービスの最繁忙時呼量帯域 (最繁忙呼量に 1 接続当たり音声帯域及び音声パケット優先係数を乗じたものをいう。以下同じ。) 並びに ADSL 地域 I P サービスの最繁忙時呼量帯域の合計を音声収容ルータの最繁忙呼量帯域とし、これを音声収容ルータ収容率及び音声収容ルータ 1 ユニット当たり最大処理最繁忙呼量帯域で除したものの (1 に満たない端数は、切り上げるものとする。)</p> <p>ウ アナログ電話及び総合デジタル通信サービスの最繁忙時呼量パケット数 (最繁忙呼量に 1 接続 1 秒当たり音声パケット数及び音声パケット優先係数を乗じたものをいう。以下同じ。) 並びに ADSL 地域 I P サービスの最繁忙時呼量パケット数の合計を音声収容ルータの最繁忙呼量パケット数とし、これを音声収容ルータ収容率及び音声収容ルータ 1 ユニット当たり最大処理最繁忙呼量パケット数で除したものの (1 に満たない端数は、切り上げるものとする。)</p>

	<p>(2) (1)の音声収容ルータユニット数に音声収容ルータ冗長化係数を乗じたものを当該局の冗長化後音声収容ルータユニット数とし、これからADSL地域I Pサービスに係るもの（最繁忙時呼量帯域比により算定するものとする。）を控除したものを当該局の音声系冗長化後音声収容ルータユニット数とする。</p> <p>(3) (1)アの音声収容ルータインタフェース数に音声収容ルータ冗長化係数を乗じたものを当該局の冗長化後音声収容ルータインタフェース数とし、これからADSL地域I Pサービスに係るもの（ポート数比及び最繁忙時呼量帯域比により算定するものとする。）を控除したものを当該局の音声系冗長化後音声収容ルータインタフェース数とする。</p> <p>3 投資額の算定  次の算定式により局ごと音声収容ルータ投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、音声収容ルータ投資額を算定する。  局ごと音声収容ルータ投資額  ＝音声系冗長化後音声収容ルータユニット数×音声収容ルータユニット単価  ＋音声系冗長化後音声収容ルータインタフェース数×音声収容ルータインタフェース単価  ＋音声系冗長化後音声収容ルータユニット数×音声収容ルータソフトウェア単価</p>
<p>共用収容ルータ</p>	<p>1 共用収容ルータの設置基準  音声収容ルータを設置しない収容局には、共用収容ルータを設置する。</p> <p>2 設備量の算定  (1) 共用収容ルータ設置局ごとに、次のアからエまでにより求めた共用収容ルータのユニット数のうち最大のものを当該局の共用収容ルータユニット数とする。  ア 共用収容ルータ1Gインタフェース数（音声1Gポート数及びADSL地域I P1Gポート数の合計）を共用収容ルータ1Gポート当たり最大収容インタフェース数で除したもの（1に満たない端数は、切り上げるものとする。）を共用収容ルータ1Gポート数とし、これを共用収容ルータ1ユニット当たり最大1Gポート数で除したもの（1に満たない端数は、切り上げるものとする。）  イ 共用収容ルータ10Gインタフェース数（光地域I P10Gポート数、共用収容ルータCWDM（波長分割多重装置をいう。以下同じ。）対向10Gポート数（当該局が収容局兼コア局でない場合に限る。）、共用収容ルータ共用コアルータ対向10Gポート数（当該局が収容局兼コア局の場合に限る。）及び共用収容ルータ間渡り10Gポート数の合計）を共用収容ルータ10Gポート当たり最大収容インタフェース数で除したもの（1に満たない端数は、切り上げるものとする。）を共用収容ルータ10Gポート数とし、これを共用収容ルータ1ユニット当たり最大10Gポート数で除したもの（1に満たない端数は、切り上げるものとする。）  ウ アナログ電話及び総合デジタル通信サービスの最繁忙時呼量帯域並びにADSL地域I Pサービス及び光地域I Pサービス（共用収容ルータに収容するものに限る。）の最繁忙時呼量帯域の合計を共用収容ルータの最繁忙時呼量帯域とし、これを共用収容ルータ収容率及び共用収容ルータ1ユニット当たり最大処理最繁忙時呼量帯域で除したもの（1に満たない端数は、切り上げるものとする。）  エ アナログ電話及び総合デジタル通信サービスの最繁忙時呼量パケット数並びにADSL地域I Pサービス及び光地域I Pサービス（共用収容ルータに収容するものに限る。）の最繁忙時呼量パケット数の合計を共用収容ルータの最繁忙時呼量</p>

	<p>パケット数とし、これを共用収容ルータ収容率及び共用収容ルータ 1 ユニット当たり最大処理最繁忙時呼量パケット数で除したものの (1) に満たない端数は、切り上げるものとする。)</p> <p>(2) (1)アの音声 1 G ボード数を冗長化考慮したものを音声系冗長化後共用収容ルータ 1 G インタフェース数とする。</p> <p>(3) (1)アの共用収容ルータ 1 G ボード数を冗長化考慮したものを当該局の冗長化後共用収容ルータ 1 G ボード数とし、これから ADSL 地域 I P サービスに係るもの (ポート数比により算定するものとする。) を控除したものを当該局の音声系冗長化後共用収容ルータ 1 G ボード数とする。</p> <p>(4) (1)イの共用収容ルータ 10G インタフェース数を冗長化考慮したものを当該局の冗長化後共用収容ルータ 10G インタフェース数とし、これから光地域 I P 10G ボード数相当分を減じ、ADSL 地域 I P サービス及び光地域 I P サービス (共用収容ルータに収容するものに限る。) に係るもの (最繁忙時呼量帯域比により算定するものとする。) を控除したものを当該局の音声系冗長化後共用収容ルータ 10G インタフェース数とする。</p> <p>(5) (1)イの共用収容ルータ 10G ボード数を冗長化考慮したものを当該局の冗長化後共用収容ルータ 10G ボード数とし、これから ADSL 地域 I P サービス及び光地域 I P サービス (共用収容ルータに収容するものに限る。) に係るもの (インタフェース数比により算定するものとする。) を控除したものを当該局の音声系冗長化後共用収容ルータ 10G ボード数とする。</p> <p>(6) (1)の共用収容ルータユニット数を冗長化考慮したものを当該局の冗長化後共用収容ルータユニット数とし、これから ADSL 地域 I P サービス及び光地域 I P サービス (共用収容ルータに収容するものに限る。) に係るもの (最繁忙時呼量帯域比により算定するものとする。) を控除したものを当該局の音声系冗長化後共用収容ルータユニット数とする。</p> <p>3 投資額の算定 次の算定式により局ごとと共用収容ルータ投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、共用収容ルータ投資額を算定する。 局ごとと共用収容ルータ投資額 ＝音声系冗長化後共用収容ルータユニット数×共用収容ルータユニット単価 ＋音声系冗長化後共用収容ルータ 10G ボード数×共用収容ルータ 10G ボード単価 ＋音声系冗長化後共用収容ルータ 10G インタフェース数×共用収容ルータ 10G インタフェース単価 ＋音声系冗長化後共用収容ルータ 1 G ボード数×共用収容ルータ 1 G ボード単価 ＋音声系冗長化後共用収容ルータ 1 G インタフェース数×共用収容ルータ 1 G インタフェース単価</p> <p>1 設備量の算定 (1) 収容局ごとに、アナログ電話回線数を音声収容装置回線収容率及び音声収容装置ラインカード当たり最大収容回線数で除したものの (1) に満たない端数は、切り上げるものとする。) を音声収容装置ラインカード数とする。 (2) (1)の音声収容装置ラインカード数を音声収容装置シェルフ数当たり最大収容ラインカード数で除したものの (1) に満たない端数は、切り上げるものとする。) を、音声収容装置シェルフ数とする。 (3) (2)の音声収容装置シェルフ数を音声収容装置架当たり最大収容シェルフ数で除したものの (1) に満たない端数は、切り上げるものとする。) を音声収容装置架数とする。</p> <p>2 投資額の算定</p>
--	--

	<p>次の算定式により局ごと音声収容装置投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、音声収容装置投資額を算定する。</p> <p>(1) 音声収容装置 (回線収容部) 投資額  = 音声収容装置ラインカード数 × 音声収容装置ラインカード単価</p> <p>(2) 音声収容装置 (ユニット部) 投資額  = 音声収容装置シエルフ数 × 音声収容装置シエルフ単価 + 音声収容装置架数 × 音声収容装置架単価</p> <p>(3) 音声収容装置 (ソフトウェアユニット相当) 投資額  = (音声収容装置シエルフ数 × 音声収容装置ソフトウェア単価) × 音声収容装置 (ユニット部) 投資額 ÷ (音声収容装置 (回線収容部) 投資額 + 音声収容装置 (ユニット部) 投資額)</p> <p>(4) 局ごと音声収容装置投資額  = 音声収容装置 (ユニット部) 投資額 + 音声収容装置 (ソフトウェアユニット部相当) 投資額</p>
音声収容装置用 L2SW	<p>1 音声収容装置用 L2SW の設置基準  収容局に設置する音声収容装置シエルフ数が 3 以上の場合には、当該局には音声収容装置用 L2SW を設置する。</p> <p>2 設備量の算定</p> <p>(1) 音声収容装置用 L2SW 設置局ごとに、次のア及びイにより求めたユニット数のうち最大のものを当該局の音声収容装置用 L2SW ユニット数とする</p> <p>ア 音声収容装置シエルフ数及び収容ルータユニット数の合計を音声収容装置用 L2SW ポート収容率及び音声収容装置用 L2SW 1 ユニット当たり最大インタフェース数で除したものの (1 に満たない端数は、切り上げるものとする。)</p> <p>イ アナログ電話の最繁忙時呼量に 1 接続当たり音声パケット数を乗じ、音声収容装置 L2SW ポート収容率及び音声収容装置用 L2SW 最大処理最繁忙時呼量パケット数で除したものの (1 に満たない端数は、切り上げるものとする。)</p> <p>(2) (1) の音声収容装置用 L2SW ユニット数に音声収容装置用 L2SW 冗長化係数を乗じたものを当該局の冗長化後音声収容装置用 L2SW ユニット数とする。</p> <p>3 投資額の算定</p> <p>次の算定式により局ごと音声収容装置用 L2SW 投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、音声収容装置用 L2SW 投資額を算定する。</p> <p>局ごと音声収容装置用 L2SW 投資額  = 冗長化後音声収容装置用 L2SW ユニット数 × 音声収容装置用 L2SW ユニット単価</p>
CS	<p>1 CS の設備量の算定</p> <p>(1) 中継区域ごとに、アナログ電話回線数を当該中継区域に属するコア局数で除したものを当該区域に属する局ごと CS 収容アナログ電話回線数とし、これを CS 収容率及び CS 1 ユニット当たり最大処理回線数で除したものの (1 に満たない端数は、切り上げるものとする。) を当該区域に属する局ごと CS ユニット数とする。</p> <p>(2) (1) の CS ユニット数に冗長化係数を乗じたものを当該区域に属する局ごと冗長化後 CS ユニット数とする。</p> <p>2 CS 用データベース (以下「CS 用 DB」という。) の設備量の算定</p>

	<p>(1) 中継区域ごとに、アナログ電話の最繁忙呼数を当該中継区域に属するコア局数で除したものを当該区域に属する局ごとCSアナログ電話最繁忙呼数とし、これをCS用DB収容率及びCS用DB1ユニット当たり最大処理最繁忙呼数で除したものの(1)に満たない端数は、切り上げるものとする。)を当該区域に属する局ごとCS用DBユニット数とする。</p> <p>(2) (1)のCS用DBユニット数に冗長化係数を乗じたものを当該区域に属する局ごと冗長化後CS用DBユニット数とする。</p> <p>3 投資額の算定 次の算定式により局ごとCS投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、CS投資額を算定する。</p> <p>局ごとCS投資額 ＝冗長化後CSユニット数×CSユニット単価 ＋CS収容アナログ電話回線数×CS1回線当たり単価 ＋CSソフトウェア投資額 ＋冗長化後CS用DBユニット数×CS用DBユニット単価</p>
<p>総合デジタル通信回線収容交換機</p>	<p>1 設備量の算定</p> <p>(1) 収容局ごと及びサービスごとに、総合デジタル通信サービス回線数を総合デジタル通信回線収容交換機回線収容率及び総合デジタル通信用ポート1枚当たり最大収容回線数で除したものの(1)に満たない端数は、切り上げるものとする。)</p> <p>(2) (1)のサービスごと総合デジタル通信用ポート数に総合デジタル通信用ポート当たり占用スロット数を乗じ、全てのサービスについて合計したものを当該局の総合デジタル通信回線収容交換機スロット数とし、これを総合デジタル通信回線収容交換機1ユニット当たりスロット数で除したものの(1)に満たない端数は、切り上げるものとする。)</p> <p>2 投資額の算定 次の算定式により局ごと総合デジタル通信回線収容交換機投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、総合デジタル通信回線収容交換機投資額を算定する。</p> <p>(1) サービスごと総合デジタル通信回線収容交換機(回線収容部)投資額 ＝当該サービス総合デジタル通信用ポート数×当該サービス総合デジタル通信用ポート単価</p> <p>(2) 総合デジタル通信回線収容交換機(ユニット部)投資額 ＝総合デジタル通信回線収容交換機ユニット数×総合デジタル通信回線収容交換機ユニット単価</p> <p>(3) 総合デジタル通信回線収容交換機(ソフトウェアユニット部相当)投資額 ＝(総合デジタル通信回線収容交換機ユニット数×総合デジタル通信回線収容交換機ソフトウェア単価) ×総合デジタル通信回線収容交換機(ユニット部)投資額 ＋(総合デジタル通信回線収容交換機(回線収容部)投資額＋総合デジタル通信回線収容交換機(ユニット部)投資額)</p> <p>(4) 局ごと総合デジタル通信回線収容交換機投資額 ＝総合デジタル通信回線収容交換機(ユニット部)投資額</p>

<p>総合デジタル通信回線収容交換機用DB</p>	<p>±総合デジタル通信回線収容交換機（ソフトウェアユニット部相当）投資額</p> <p>1 設備量の算定          収容局ごとに、総合デジタル通信サービスの最繁忙呼数を総合デジタル通信回線収容交換機用DBの収容率及び1ユニット当たり最大処理最繁忙呼数で除したものの（1に満たない端数は、切り上げるものとする。）を当該局の総合デジタル通信回線収容交換機用DBユニット数とし、これに冗長化係数を乗じたものを当該局の冗長化後総合デジタル通信回線収容交換機用DBユニット数とする。</p> <p>2 投資額の算定          次の算定式により局ごと総合デジタル通信回線収容交換機用DB投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、総合デジタル通信回線収容交換機用DB投資額を算定する。          局ごと総合デジタル通信回線収容交換機DB投資額          =冗長化後総合デジタル通信回線収容交換機用DBユニット数          ×総合デジタル通信回線収容交換機DBユニット単価</p>
<p>消防警察トランク</p>	<p>1 設備量の算定          (1) 消防警察トランク設置収容局ごとの消防警察トランク数は、局別収容回線数が2万回線未満の場合は2とし、局別収容回線数が2万回線以上の場合、当該回線数から2万を減じた後、1万で除したものの（1に満たない端数は、切り上げるものとする。）に2を加えた値とする。当該局の収容回線に他の単位料金区域における消防警察トランク設置収容局の収容回線が含まれる場合は、当該他の単位料金区域における消防警察トランク設置収容局1局につき消防警察トランク数を1加算する。さらに、当該局の収容回線に異行政収容回線が含まれる場合には、消防警察トランク数を1加算するものとする。          (2) 消防警察トランク設置収容局ごとに、(1)の消防警察トランク数を消防警察トランク搭載架最大搭載数で除したものの（1に満たない端数は、切り上げるものとする。）を当該局の消防警察トランク架数とする。</p> <p>2 投資額の算定          次の算定式により局ごと消防警察トランク投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、消防警察トランク投資額を算定する。          局ごと消防警察トランク投資額          =消防警察トランク数×消防警察トランク単価          ±消防警察トランク架数×消防警察トランク搭載架単価</p>
<p>警察消防用回線集約装置</p>	<p>1 設備量の算定          警察消防用回線集約装置の割付対象として指定された収容局ごとに、以下の手順で警察消防用回線集約装置の台数を算定する。          (1) 受付台収容局に設定された専用線回線数を、当該受付台収容局に対する割付対象として指定された消防警察トランク設置収容局ごとに、必要となる専用線回線数の算定をして割付処理を行い、割り付けられた専用線回線数を当該割付対象局の総割付回線数とする。</p>

	<p>(2) 当該割付対象局の警察消防用回線集約装置数は、当該割付対象局の消防警察トランク数が総割付回線数以下の場合には0とし、総割付回線数を超える場合には、当該割付対象局の総割付回線数を警察消防用回線集約装置最大収容回線数で除したものと(1に満たない端数は、切り上げるものとする。)とする。</p> <p>(3) (2)の当該割付対象局の警察消防用回線集約装置数を警察消防用回線集約装置搭載架最大搭載数で除したものと(1に満たない端数は、切り上げるものとする。)を当該割付対象局の警察消防用回線集約装置架数とする。</p> <p>2 投資額の算定</p> <p>次の算定式により割付対象局ごと警察消防用回線集約装置投資額を求め、全ての対象局について当該投資額を合算し、警察消防用回線集約装置投資額を算定する。</p> <p>割付対象局ごと警察消防用回線集約装置投資額      =警察消防用回線集約装置数×警察消防用回線集約装置単価      +警察消防用回線集約装置架数×警察消防用回線集約装置搭載架単価</p>
<p>き線点速隔収容装置</p>	<p>1 回線数の算定</p> <p>国勢調査の調査区ごとの各サービスの回線数を次により算定する。なお、各(県、調査区)につき、世帯自県案分率、就業者自県案分率を算定する。県境の調査区以外では、自県案分率は1となる。</p> <p>世帯自県案分率(県、調査区) = 世帯数(県、調査区) ÷ 総世帯数(調査区)</p> <p>就業者自県案分率(県、調査区) = 就業者数(県、調査区) ÷ 総就業者数(調査区)</p> <p>(1) 住宅用加入電話回線数      = 局ごと住宅用加入電話契約回線数 ÷ 調査区ごと世帯数の局ごと合計      × 調査区ごとの世帯数 × 世帯自県案分率</p> <p>(2) 事務用加入電話回線数      = 局ごと事務用加入電話契約回線数 ÷ 調査区ごと就業者数の局ごと合計      × 調査区ごとの就業者数 × 就業者自県案分率</p> <p>(3) 住宅用第一種総合デジタル通信サービス回線数      = 単位料金区域別住宅用第一種総合デジタル通信サービス契約回線数      ÷ 調査区ごと世帯数の単位料金区域別合計 × 調査区ごとの世帯数 × 世帯自県案分率</p> <p>(4) 事務用第一種総合デジタル通信サービス回線数      = 単位料金区域別事務用第一種総合デジタル通信サービス契約回線数      ÷ 調査区ごと就業者数の単位料金区域別合計 × 調査区ごとの就業者数 × 就業者自県案分率</p> <p>(5) 第二種総合デジタル通信サービス回線数      = 単位料金区域別第二種総合デジタル通信サービス契約回線数      ÷ 調査区ごと就業者数の単位料金区域別合計 × 調査区ごとの就業者数 × 就業者自県案分率</p> <p>(6) 第一種公衆電話回線数      = 単位料金区域別第一種公衆電話実績回線数 ÷ 単位料金区域内調査区数 × 世帯自県案分率</p> <p>(7) 第一種デジタル公衆電話回線数</p>

	<p>＝単位料金区域別第一種デジタル公衆電話実績回線数  ÷単位料金区域内調査区数×世帯自県案分率</p> <p>(8) 第二種公衆電話回線数  ＝単位料金区域別第二種公衆電話実績回線数÷調査区ごと就業者数の単位料金区域別合計  ×調査区ごと就業者数×就業者自県案分率</p> <p>(9) 第二種デジタル公衆電話回線数  ＝単位料金区域別第二種デジタル公衆電話実績回線数÷調査区ごと就業者数の単位料金区域別合計  ×調査区ごと就業者数×就業者自県案分率</p> <p>(10) 低速専用線二線式回線数  ＝単位料金区域別低速専用線実績回線数  × (県別低速専用線二線式実績回線数÷ (県別低速専用線二線式実績回線数＋県別低速専用線四線式実績回線数) )</p> <p>(11) 低速専用線四線式回線数  ＝単位料金区域別低速専用線実績回線数  × (県別低速専用線四線式実績回線数÷ (県別低速専用線二線式実績回線数＋県別低速専用線四線式実績回線数) )</p> <p>(12) 高速メタル専用線回線数  ＝単位料金区域別高速専用線実績回線数  × (県別高速メタル専用線実績回線数÷ (県別高速メタル専用線実績回線数＋県別高速光専用線実績回線数) )</p> <p>(13) 高速光専用線回線数  ＝単位料金区域別高速専用線実績回線数  × (県別高速光専用線実績回線数÷ (県別高速メタル専用線実績回線数＋県別高速光専用線実績回線数) )</p> <p>2 き線点～収容局間伝送路経路の選択  収容局ごとに、当該局の収容区域内の需要の存在する調査区ごとにき線点を設定するものとし、き線点～局間伝送路経路は、次の基準により決定する。</p> <p>(1) 局を起点とし、東西南北の四方に向けて敷設する。</p> <p>(2) 局を起点とし、±45°の傾きの範囲ごとに収容する。</p> <p>(3) ±45°の線上に存在する調査区については、局を中心に反時計回りに境界線を設定する。</p> <p>(4) 局を中心に東西南北に敷設する伝送路と、これと直交して調査区の中心を通るように敷設する伝送路を設置する。</p> <p>(5) 伝送路経路選択においては、道路密度・道路延長データを考慮し、道路沿いの経路を選択する。</p>
--	--

	<p>(6) 調査区ごとの回線数を考慮し、伝送路経路は適宜集約化する。</p> <p>3 設備構成選択        き線点～収容局間伝送路ごとに、次の組合せの中から、設備管理運営費（減価償却費と施設保全費の合計をいう。以下この項において同じ。）が最も低くなる組合せを選択する。ただし、ケーブルの荷重制限及び伝送距離制限により、選択不能なものを除く。</p> <p>(1) 架空メタルケーブル及び架空光ケーブルを設置する。        (2) 架空光ケーブル及びき線点遠隔収容装置を設置する。        (3) 地下メタルケーブル及び地下光ケーブルを設置する。        (4) 地下光ケーブル及びき線点遠隔収容装置を設置する。</p> <p>4 設備量の算定        (1) き線点遠隔収容装置を設置するき線点ごとに、アからウまでにより求めたユニット数のうち最大のものを当該き線点のき線点遠隔収容装置ユニット数とする。        ア メタル電話回線数をき線点遠隔収容装置最大収容低速専用回線数で除したものと        イ 低速専用回線数をき線点遠隔収容装置最大収容低速専用回線数で除したものと        ウ 高速メタル専用回線数をき線点遠隔収容装置最大収容高速メタル専用回線数で除したものと        (2) 収容局ごとに、当該局に収容されるき線点の、(1)で算定したき線点ごとのき線点遠隔収容装置ユニット数の合計を当該局のき線点遠隔収容装置ユニット数とし、き線点ごとのき線点遠隔収容装置収容回線数の合計を当該局のき線点遠隔収容装置収容回線数とする。</p> <p>5 投資額の算定        次の算定式(1)及び(2)により求めた局ごとき線点遠隔収容装置投資額のうち最小のものを、当該局のき線点遠隔収容装置投資額とし、全ての局について当該投資額を合算し、き線点遠隔収容装置投資額を算定する。        (1) 局ごとき線点遠隔収容装置投資額            ＝ (き線点遠隔収容装置ユニット数×き線点遠隔収容装置ユニット単価              ＋専用線収容装置ユニット数×専用線ユニット単価) ×き線点遠隔収容装置収容回線数            ÷ (き線点遠隔収容装置収容回線数＋専用線遠隔収容装置収容回線数)        (2) 局ごとき線点遠隔収容装置投資額            ＝き線点遠隔収容装置ユニット数×き線点遠隔収容装置ユニット単価</p> <p>1 設備量の算定        (1) 総合デジタル通信回線収容交換機の設備量の算定において求めた総合デジタル通信回線収容交換機ユニット数を局ごとの総合デジタル通信回線収容交換機ユニット数とする。        (2) 収容局ごとに、当該局が収容するき線点ごとの第一種総合デジタル通信サービス回線数の合計を当該局のき線点遠隔収容装置収容総合デジタル通信サービス回線数とする。</p> <p>2 投資額の算定</p>
総合デジタル通信局内回線終端装置	

	<p>次の算定式により局ごと総合デジタル通信局内回線終端装置投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、総合デジタル通信局内回線終端装置投資額を算定する。</p> <p>(1) 総合デジタル通信回線収容交換機 (ソフトウェア回線収容部相当) 投資額  = (総合デジタル通信回線収容交換機ユニット数×総合デジタル通信回線収容交換機ソフトウェア単価)  × 総合デジタル通信回線収容交換機 (回線収容部) 投資額  ÷ (総合デジタル通信回線収容交換機 (回線収容部) 投資額 + 総合デジタル通信回線収容交換機 (ユニット部) 投資額)</p> <p>(2) 局ごと総合デジタル通信局内回線終端装置投資額  = き線点遠隔収容装置総合デジタル通信サービス回線数  × き線点遠隔収容装置総合デジタル通信サービス回線単価  + 総合デジタル通信回線収容交換機 (回線収容部) 投資額  + 総合デジタル通信回線収容交換機 (ソフトウェア回線収容部相当) 投資額</p>
アナログ局内回線収容部	<p>1 設備量の算定  (1) 音声収容装置の設備量の算定において求めた音声収容装置シェルフ数を局ごとの音声収容装置シェルフ数とする。  (2) 収容局ごとに、当該局が収容するき線点ごとのアナログ電話回線数の合計を当該局のき線点遠隔収容装置収容アナログ電話回線数とする。</p> <p>2 投資額の算定  次の算定式により局ごとアナログ局内回線収容部投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、アナログ局内回線収容部投資額を算定する。</p> <p>(1) 音声収容装置 (ソフトウェア回線収容部相当) 投資額  = (音声収容装置シェルフ数×音声収容装置ソフトウェア単価)  × 音声収容装置 (回線収容部) 投資額  ÷ (音声収容装置 (回線収容部) 投資額 + 音声収容装置 (ユニット部) 投資額)</p> <p>(2) 局ごとアナログ局内回線収容部投資額  = き線点遠隔収容装置収容アナログ電話回線数  × き線点遠隔収容装置アナログ電話回線単価  + 音声収容装置 (回線収容部) 投資額  + 音声収容装置 (ソフトウェア回線収容部相当) 投資額</p>
アナログ・デジタル回線共通部	<p>1 設備量の算定  収容局ごとに、当該局が収容するき線点ごとの第一種総合デジタル通信サービス回線数及びアナログ電話回線数の合計を当該局のき線点遠隔収容装置収容回線数とする。</p> <p>2 投資額の算定  次の算定式により局ごとアナログ・デジタル回線共通部投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、アナログ・デジタル回線共通部投資額を算定する。</p>

	<p>局ごとアナログ・デジタル回線共通部投資額 ＝き線点速隔收容装置回線数×き線点速隔收容装置回線単価</p>
<p>主配線盤</p>	<p>1 設備量の算定</p> <p>(1) 局ごとに、当該局に直接メタル回線で收容される回線数及びき線回線予備率分の回線数の合計を主配線盤回線收容率で除したものの（1に満たない端数は、切り上げるものとする。）を当該局の主配線盤端子数とし、これから専用線サービスに係るもの（回線数比により算定するものとする。）を控除したものを、当該局の主配線盤端子数とする。</p> <p>(2) (1)の主配線盤端子数を主配線盤架当たり回線数で除したものの（1に満たない端数は、切り上げるものとする。）を当該局の主配線盤架数とし、これから専用線サービスに係るもの（回線数比により算定するものとする。）を控除したものを当該局の音声系主配線盤架数とする。</p> <p>2 投資額の算定</p> <p>次の算定式により局ごと主配線盤投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、主配線盤投資額を算定する。</p> <p>局ごと主配線盤投資額 ＝音声系主配線盤端子数×主配線盤架数×主配線盤架当たり単価 ＋音声系主配線盤架数×主配線盤架当たり単価</p>
<p>光ケーブル成端架</p>	<p>1 設備量の算定</p> <p>(1) 局ごとに、次のア及びイにより求めた心線数の合計を当該局の光ケーブル成端架心線数とする。</p> <p>ア 当該局に直接光回線で收容される回線数に1回線当たり心線数を乗じたものにき線回線予備率分の心線数を加えたもの及び当該局に帰属するき線点速隔收容装置数にき線点速隔收容装置1ユニット当たり心線数を乗じたものに光子備心線数を加えたものの合計を光ケーブル成端架收容率で除したものを（1に満たない端数は、切り上げるものとする。）</p> <p>イ 当該局で收容する中継伝送用光回線的心線数の合計を光ケーブル成端架收容率で除したものを（1に満たない端数は、切り上げるものとする。）</p> <p>(2) (1)の光ケーブル成端架心線数を光ケーブル成端架（大型）架当たり心線数で除したものを（1に満たない端数は、切り捨てるものとする。）を当該局の光ケーブル成端架（大型）架数とする。これに光ケーブル成端架（大型）架当たり心線数を乗じたものを当該局の光ケーブル成端架（大型）心線数とする。</p> <p>(3) (1)の光ケーブル成端架心線数から(2)の光ケーブル成端架（大型）心線数を減じたものを光ケーブル成端架残り心線数とし、この心線数が光ケーブル成端架（中型）架当たり心線数より多ければ光ケーブル成端架（大型）に收容することとする。光ケーブル成端架（小型2）架当たり心線数より多く、光ケーブル成端架（中型）架当たり心線数以下ならば光ケーブル成端架（中型）に收容することとする。光ケーブル成端架（小型1）架当たり心線数より多く、光ケーブル成端架（小型2）架当たり心線数以下ならば光ケーブル成端架（小型1）に收容することとする。光ケーブル成端架（小型1）架当たり心線数以下ならば光ケーブル成端架（小型1）に收容することとする。</p> <p>(4) (3)の結果、光ケーブル成端架残り心線数を光ケーブル成端架（大型）に收容する場合には、光ケーブル成端架（大型）架数に1を加え、光ケーブル成端架（大型）心線数に光ケーブル成端架残り心線数を加えるものとする。</p> <p>(5) (3)の結果、光ケーブル成端架残り心線数を光ケーブル成端架（中型）に收容する場合には、光ケーブル成端架（中型）架数を1とし、光ケーブル成端架残り心線数を光ケーブル成端架（中型）心線数とする。</p>

	<p>(6) (3)の結果、光ケーブル成端架残り心線数を光ケーブル成端架（小型2）に収容する場合には、光ケーブル成端架（小型2）架数を1とし、光ケーブル成端架残り心線数を光ケーブル成端架（小型2）心線数とする。</p> <p>(7) (3)の結果、光ケーブル成端架残り心線数を光ケーブル成端架（小型1）に収容する場合には、光ケーブル成端架（小型1）架数を1とし、光ケーブル成端架残り心線数を光ケーブル成端架（小型1）心線数とする。</p> <p>(8) (1)から(7)までにより算定した架数及び心線数から、階梯ごとにデータ系サービスに係るもの（心数比により算定するものとする。）を控除したものを、当該局の階梯ごと及び種別ごとと音声系光ケーブル成端架架数及び音声系光ケーブル成端架心線数とする。</p> <p>2 投資額の算定</p> <p>次の算定式により局ごとに階梯ごとと光ケーブル成端架投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、光ケーブル成端架投資額を算定する。</p> <p>階梯ごとと光ケーブル成端架投資額</p> <p>＝当該階梯音声系光ケーブル成端架（大型）架数×光ケーブル成端架（大型）架当たり単価</p> <p>＋当該階梯音声系光ケーブル成端架（中型）架数×光ケーブル成端架（中型）架当たり単価</p> <p>＋当該階梯音声系光ケーブル成端架（小型2）架数×光ケーブル成端架（小型2）架当たり単価</p> <p>＋当該階梯音声系光ケーブル成端架（小型1）架数×光ケーブル成端架（小型1）架当たり単価</p> <p>＋当該階梯音声系光ケーブル成端架（大型）心線数×光ケーブル成端架（大型）心線当たり単価</p> <p>＋当該階梯音声系光ケーブル成端架（中型）心線数×光ケーブル成端架（中型）心線当たり単価</p> <p>＋当該階梯音声系光ケーブル成端架（小型2）心線数×光ケーブル成端架（小型2）心線当たり単価</p> <p>＋当該階梯音声系光ケーブル成端架（小型1）心線数×光ケーブル成端架（小型1）心線当たり単価</p>
共用コアルータ	<p>1 設備量の算定</p> <p>(1) コア局ごとに、CWDMM10Gインタフェース数、共用収容ルータ対向10Gインタフェース数（当該局が収容局兼コア局の場合に限る。）、コア局L2SW対向10Gインタフェース数及びデータ系IP装置対向10Gインタフェース数の合計を共用コアルータ10Gインタフェース数とする。また、接続する伝送装置（CWDMM）、共用収容ルータ、コア局L2SW及びデータ系IP装置の最繁忙時呼量帯域及び最繁忙時呼量パケット数から、共用コアルータ最繁忙時呼量帯域及び共用コアルータ最繁忙時呼量パケット数を算定する。</p> <p>(2) (1)の共用コアルータ10Gインタフェース数を共用コアルータ10Gボード当たり最大収容インタフェース数で除したものを（1）に満たない端数は、切り上げるものとする。）を共用コアルータ10Gボード数とし、次のアからウまでにより求めたユニット数のうち最大のものを当該局の共用コアルータユニット数とする。</p> <p>ア 共用コアルータ10Gボード数を共用コアルータ1ユニット当たり最大10Gボード数で除したものを（1）に満たない端数は、切り上げるものとする。）</p> <p>イ 共用コアルータ最繁忙時呼量帯域を共用コアルータ収容率及び共用コアルータ1ユニット当たり最大処理最繁忙時呼量帯域で除したものを（1）に満たない端数は、切り上げるものとする。）</p> <p>ウ 共用収容ルータ最繁忙時呼量パケット数を共用コアルータ収容率及び共用コアルータ1ユニット当たり最大処理最繁忙時呼量パケット数で除したものを（1）に満たない端数は、切り上げるものとする。）</p>

	<p>(3) (2)の共用コアルータユニット数から1を減じたものを共用コアルータ渡り 10Gインタフェース数とし、これを共用コアルータ 10Gインタフェース数に加える。</p> <p>(4) (1)から(3)までにより算定した共用コアルータ 10Gインタフェース数、共用コアルータ 10Gポート数及び共用コアルータユニット数のそれぞれについて冗長化考慮した後、データ系に係るもの（最繁忙時呼量帯域比により算定するものとする。）を控除したものを、当該局の音声系冗長化後共用コアルータ 10Gインタフェース数、音声系冗長化後共用コアルータ 10Gポート数及び音声系冗長化後共用コアルータユニット数とする。</p> <p>3 投資額の算定 次の算定式により、局ごと共用コアルータ投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、共用コアルータ投資額を算定する。</p> <p>局ごと共用コアルータ投資額 ＝音声系冗長化後共用コアルータユニット数×共用コアルータユニット単価 ＋音声系冗長化後共用コアルータ 10Gポート数×共用コアルータ 10Gポート単価 ＋音声系冗長化後共用コアルータ 10Gインタフェース数×共用コアルータ 10Gインタフェース単価 ＋音声系冗長化後共用コアルータユニット数×共用コアルータソフトウェア単価</p>
コア局L2SW	<p>1 設備量の算定</p> <p>(1) コア局ごとに、PTN1Gポート数、CS1Gポート数、MGW1Gポート数、SGW1Gポート数及びMGCG1Gポート数の合計をコア局L2SW1Gインタフェース数とし、共用コアルータにおけるコア局L2SW対向 10Gインタフェース数をコア局L2SW10Gインタフェース数とする。</p> <p>(2) (1)のコア局L2SW1Gインタフェース数及びコア局L2SW10Gインタフェース数の合計をコア局L2SW1ユニット当たり最大収容インタフェース数で除したものの（1に満たない端数は、切り上げるものとする。）をコア局L2SWユニット数とする。</p> <p>(3) (1)及び(2)で算定したコア局L2SW1Gインタフェース数、コア局L2SW10Gインタフェース数及びコア局L2SWユニット数のそれぞれについて冗長化係数を乗じ、PTN経由のADSL地域IPサービスに係るもの（最繁忙時呼量帯域比により算定するものとする。）を控除したものをそれぞれ当該局の音声系冗長化後コア局L2SW1Gインタフェース数、音声系冗長化後コア局L2SW10Gインタフェース数及び音声系冗長化後コア局L2SWユニット数とする。</p> <p>2 投資額の算定 次の算定式により局ごとコア局L2SW投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、コア局L2SW投資額を算定する。</p> <p>局ごとコア局L2SW投資額 ＝音声系冗長化後コア局L2SWユニット数×コア局L2SWユニット単価 ＋音声系冗長化後コア局L2SW10Gインタフェース数×コア局L2SW10Gインタフェース単価 ＋音声系冗長化後コア局L2SW1Gインタフェース数×コア局L2SW1Gインタフェース単価</p>
MGW	<p>1 設備量の算定</p>

	<p>(1) コア局ごと、コア局ごとIC接続回線数から定まるMGWSTM-1ポート数について冗長化考慮したものを冗長化後MGWSTM-1ポート数とする。</p> <p>(2) (1)の冗長化後MGWSTM-1ポート数をMGW収容率及びMGW1ユニット当たり最大STM-1ポート数で除したものの(1に満たない端数は、切り上げるものとする。)を、冗長化後MGWユニット数とする。</p> <p>2 投資額の算定</p> <p>次の算定式により局ごとMGW投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、MGW投資額を算定する。</p> <p>局ごとMGW投資額</p> <p style="padding-left: 2em;">= (MGWユニット部投資額+MGWユニットソフトウェア投資額)</p> <p style="padding-left: 2em;">+ (MGW回線依存部投資額+MGW回線依存ソフトウェア投資額)</p> <p style="padding-left: 2em;">= (冗長化後MGWユニット数×MGWユニット単価+冗長化後MGWユニット数×MGWユニットソフトウェア単価)</p> <p style="padding-left: 2em;">+ (冗長化後MGWSTM-1ポート数×MGWSTM-1ポート単価+冗長化後MGWSTM-1ポート数×MGWSTM-1ポートソフトウェア単価)</p>
MGC	<p>1 設備量の算定</p> <p>(1) コア局が属する中継区域内の接続呼の最繁忙時呼数を当該区域内のコア局数で除したものをコア局当たり接続呼最繁忙時呼数とし、これをMGC収容率及びMGC1ユニット当たり最大処理最繁忙時呼数で除したものの(1に満たない端数は、切り上げるものとする。)をMGCユニット数とする。</p> <p>(2) (1)のMGCユニット数を冗長化考慮したものを冗長化後MGCユニット数とする。</p> <p>(3) (1)のコア局当たり接続呼最繁忙時呼数をMGC用データベース(以下「MGC用DB」という。)収容率及びMGC用DB1ユニット当たり最大処理最繁忙時呼数で除したものの(1に満たない端数は、切り上げるものとする。)をMGC用DBユニット数とし、これに冗長化係数を乗じたものを冗長化後MGC用DBユニット数とする。</p> <p>2 投資額の算定</p> <p>次の算定式により局ごとMGC投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、MGC投資額を算定する。</p> <p>局ごとMGC投資額</p> <p style="padding-left: 2em;">= 冗長化後MGCユニット数×MGCユニット単価</p> <p style="padding-left: 2em;">+ 冗長化後MGCユニット数×MGCソフトウェア単価</p> <p style="padding-left: 2em;">+ 冗長化後MGC用DBユニット数×MGC用DBユニット単価</p>
SGW	<p>1 設備量の算定</p> <p>(1) コア局が属する中継区域内の接続呼の最繁忙時呼数を当該区域内のコア局数で除したものをコア局当たり接続呼最繁忙時呼数とする。これをSWG1リンク当たり信号数で除し(1に満たない端数は、切り上げるものとする。)、信号区域間リンク分散数を乗じたものをコア局当り信号リンク数とする。</p> <p>(2) コア局ごとに、次のア及びイにより算定したユニット数のうち最大のものを当該局のSGWユニット数とし、これに冗長化係数を乗じたものを当該局の冗長化後SGWユニット数とする。</p>

	<p>ア (1)のコア局当たり信号リンク数をSGW収容率及びSGWIユニット当たり最大リンク数で除したものの(1に満たない端数は、切り上げるものとする。)</p> <p>イ 冗長化後MGWユニット数をコア局当たりポート数として、これをSGW収容率及びSGWIユニット当たり最大処理ポートコード数で除したものの(1に満たない端数は、切り上げるものとする。)</p> <p>2 投資額の算定</p> <p>次の算定式により局ごとSGW投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、SGW投資額を算定する。</p> <p>局ごとSGW投資額  =冗長化後SGWユニット数×SGWユニット単価  +冗長化後SGWユニット数×SGWソフトウェア単価</p>
<p>信号用中継交換機</p>	<p>1 設備量の算定</p> <p>(1) 局ごとに、アナログ電話及び総合デジタル通信サービスの最繁忙呼数にそれぞれ1呼当たり信号数を乗じたものの合計を最繁忙時信号数とし、これに接続呼比率を乗じたものをIC接続呼最繁忙時信号数とする。</p> <p>(2) (1)のIC接続呼最繁忙時信号数にICトラフィック呼最繁忙時信号数を加え、東西別に、全ての局について合計し信号区域数で除したものをSTP (信号用中継交換機をいう。以下同じ。) 最繁忙時信号数とする。</p> <p>(3) コア局当たり接続呼最繁忙時信号数から算定したコア局当たり信号リンク数を、東西別に、全てのコア局について合計し信号区域数で除したものをSTP渡り以外リンク数とする。</p> <p>(4) STP設置局ごとに、次のア及びイにより求めたユニット数のうち最大のものを当該局のSTPユニット数とする。  ア 当該局が属する信号区域のSTP渡り以外リンク数をSTP収容率及びSTP1ユニット当たり最大リンク数(STP対当たり渡りリンク数を減じたもの。) で除したものの(1に満たない端数は、切り上げるものとする。)  イ 当該局が属する信号区域のSTP最繁忙時信号数をSTP1ユニット当たり処理信号数で除したものの(1に満たない端数は、切り上げるものとする。)</p> <p>(5) STP設置局ごとに、STPユニット数にSTP対当たり渡りリンク数を乗じたものを当該局のSTP渡りリンク数とする。</p> <p>(6) STP設置局がコア局でない場合は、当該局が属する信号区域のSTP渡り以外リンク数及びSTP渡りリンク数の合計を当該局のSTPリンク数とする。STP設置局がコア局の場合は、当該局が属する信号区域のSTP渡り以外リンク数及びSTP渡りリンク数の合計から当該コア局のコア局当たり信号リンク数を減じたものをSTPリンク数とする。</p> <p>2 投資額の算定</p> <p>次の算定式により局ごとSTP投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、STP投資額を算定する。</p> <p>局ごとSTP投資額  =STPユニット数×STPユニット単価  +STPリンク数×STPリンク単価</p>
<p>伝送装置</p>	<p>1 PTN及びCWDMの設置基準</p> <p>収容局とコア局間の伝送は、PTN又はCWDMにより行う。共用収容ルータを設置する収容局にはCWDMを設置し、それ以外の収容局にはPTNを設置する。コア局には対向する収容局と同じ伝送装置を設置する。</p>

	<p>2 PTNの設備量算定</p> <p>(1) PTN設置局ごとに、当該局に收容されるアナログ電話、総合デジタル通信サービス、ADSL地域IPサービス及び専用線サービスの最繁忙呼量帯域から算定されるPTN低速インタフェース混在ボード数に冗長化係数を乗じたものを当該局の冗長化後PTN低速インタフェース混在ボード数とする。これからデータ系に係るもの(ポート容量比により算定するものとする。)を控除したものを当該局の音声系冗長化後PTN低速インタフェース混在ボード数とする。</p> <p>(2) PTN設置局ごとに、次のア及びイにより求めたユニット数のうち最大のものをPTNユニット数とする。</p> <p>ア 当該局が属するループのPTNリンク数を合計し、これから1を減じたものを(1)に満たない場合は、1とする。)イ PTN低速インタフェース混在ボード数をPTN1ユニット当たり最大低速インタフェースボード数で除したものの(1)に満たない端数は、切り上げるものとする。)</p> <p>(3) (2)のPTNユニット数に冗長化係数を乗じたものを当該局の冗長化後PTNユニット数とし、これからADSL地域IPサービス及び専用線サービスに係るもの(最繁忙呼量帯域比により算定するものとする。)を控除したものを当該局の音声系冗長化後PTNユニット数とする。</p> <p>(4) (2)のPTNリンク数及びPTNユニット数から算定した当該局のPTN高速インタフェース数のうちPTN10G高速インタフェース数を当該局の10GPTNリンク数により算定し、残りをPTN2.4G高速インタフェース数とする。</p> <p>(5) (4)のPTN10G高速インタフェース数及びPTN2.4G高速インタフェース数のそれぞれに冗長化係数を乗じたものを当該局の冗長化後PTN10G高速インタフェース数及び冗長化後PTN2.4G高速インタフェース数とし、これから、それぞれADSL地域IPサービス及び専用線サービスに係るもの(最繁忙呼量帯域比により算定するものとする。)を控除したものをそれぞれ当該局の音声系冗長化後PTN10G高速インタフェース数及び音声系冗長化後PTN2.4G高速インタフェース数とする。</p> <p>3 收容局設置CWDMの設備量算定</p> <p>(1) CWDM設置收容局ごとに、CWDMが接続する共用收容ルータ及び光地域IP装置の設備量からCWDM10Gインタフェース数及びCWDM低速10Gカード数を算定する。また、当該CWDMが接続する専用線装置の設備量からCWDMSTM-1インタフェース数及びCWDM低速STM-1カード数を算定する。CWDM低速10Gカード数及びCWDM低速STM-1カード数の合計に2を乗じたものを当該局のCWDM高速インタフェース最大波長数で除したものの(1)に満たない端数は、切り上げるものとする。)を当該局のCWDMユニット数とする。</p> <p>(2) (1)のCWDM高速インタフェース波長数をCWDM高速インタフェース最大波長数で除したものの(1)に満たない端数は、切り上げるものとする。)を当該局のCWDMユニット数とする。</p> <p>(3) (2)のCWDMユニット数を冗長化考慮したものを当該局の冗長化後CWDMユニット数とする。これから光地域IP装置(音声非共用分に限る。)及び専用線装置に係るもの(波長数比により算定するものとする。)を控除し、さらにADSL装置及び光地域IP装置(音声共用分に限る。)に係るもの(最繁忙呼量帯域比により算定するものとする。)を控除したものを当該局の音声系冗長化後CWDMユニット数とする。</p> <p>(4) (1)のCWDM低速10Gカード数及びCWDM10Gインタフェース数についてそれぞれ冗長化考慮したものを当該局の冗長化後CWDM低速10Gカード数及び冗長化後CWDM10Gインタフェース数とする。これから、それぞれ光地域IP装置(音声非共用分に限る。)に係るもの(インタフェース数比により算定するものとする。)を控除し、ADSL装置及び光地域IP装置(音声共用分に限る。)に係るもの(最繁忙呼量帯域比により算定するものとする。)を控除したも</p>
--	---

	<p>のそれぞれ当該局の音声系冗長化後C WDM低速 10Gカード数及び音声系冗長化後C WDM10Gインタフェース数とする。</p> <p>4 コア局設置C WDMの設備量算定</p> <p>(1) C WDM設置収容局は2つのコア局に帰属するものとし、コア局間で伝送を行う冗長構成とする。コア局ごとに、当該局に属するC WDM設置収容局のC WDM10Gインタフェース数、C WDM低速 10Gカード数及びC WDMユニット数についてそれぞれデータ系控除後に合計したものを音声系収容局対向C WDM10Gインタフェース数、音声系収容局対向C WDM低速 10Gカード数及び音声系収容局対向C WDMユニット数とする。</p> <p>(2) コア局渡り区間ごとに、コア局間で伝送されるアナログ電話及び総合デジタル通信サービース、ADSL地域IPサービース並びに光地域IPサービースの最繁忙呼量帯域から定まるコア局渡りC WDM10Gインタフェース数をC WDM低速 10Gカード当たり最大収容インタフェース数で除したものを(1)に満たない端数は、切り上げるものとする。( )をコア局渡りC WDM低速 10Gカード数とする。</p> <p>(3) コア局間で伝送される専用線サービースの最繁忙呼量帯域から定まるコア局渡りC WDMSTM-1インタフェース数をC WDM低速STM-1カード当たり最大収容STM-1インタフェース数で除したものを(1)に満たない端数は、切り上げるものとする。( )をコア局渡りC WDM低速STM-1カード数とする。</p> <p>(4) (2)及び(3)で算定したコア局渡りC WDM低速 10Gカード数及びコア局渡りC WDM低速STM-1カード数の合計に2を乗じたものをコア局渡りC WDM高速インタフェース波長数とし、これをC WDM高速インタフェース最大波長数で除したものを(1)に満たない端数は、切り上げるものとする。( )をコア局渡りC WDMユニット数とする。</p> <p>(5) (2)及び(4)で算定したコア局渡りC WDM10Gインタフェース数、コア局渡りC WDM低速 10Gカード数及びコア局渡りC WDMユニット数からそれぞれデータ系に係るもの(インタフェース数比及び最繁忙呼量帯域比により算定するものとする。)を控除したものを音声系コア局渡りC WDM10Gインタフェース数、音声系コア局渡りC WDM低速 10Gカード数及び音声系コア局渡りC WDMユニット数とする。</p> <p>(6) 局ごとに、(1)及び(5)で算定した音声系C WDM10Gインタフェース数、音声系C WDM低速 10Gカード数及び音声系冗長化後C WDM低速 10Gカード数及び音声系冗長化後C WDMユニット数とする。</p> <p>5 XCM(クロスコネクタ装置をいう。以下同じ。)の設備量算定</p> <p>(1) コア局ごとに、加入者交換機接続回線数に0.5を乗じたもの及び中継交換機接続回線数の合計を当該局のIC接続回線数とする。これをチャネル切上単位(52M)、伝送装置収容率及びXCM1ユニット当たり52Mパス数で除したものを(1)に満たない端数は、切り上げるものとする。( )を当該局のXCMユニット数とする。</p> <p>(2) (1)のIC接続回線数及びXCMユニット数を基に、XCM局内156Mインタフェース数、XCM局間52Mインタフェース数、XCM局間156Mインタフェース数、XCM増設リソク数、XCM空間スイッチユニット数、XCM基本架数及びXCM接続架数を算定する。</p> <p>6 投資額の算定</p> <p>次の算定式により局ごとPTN投資額、局ごとC WDM投資額及び局ごとXCM投資額を求め、全ての局についてそれら投資額を合算し、PTN投資額、C WDM投資額及びXCM投資額を算定する。</p>
--	--

	<p>局ごとPTN投資額</p> $= \{ \text{音声系冗長化後PTN低速インタフェース混在ボード数} \times \text{PTN低速混在インタフェースボード単価} \\ + \text{音声系冗長化後PTNユニット数} \times \text{PTNユニット単価} \\ + \text{音声系冗長化後PTN2.4G高速インタフェース数} \times \text{PTN2.4G高速インタフェースボード単価} \\ + \text{音声系冗長化後PTN10G高速インタフェース数} \times \text{PTN10G高速インタフェースボード単価} \} \\ \times (1 + \text{CSM投資額加算率})$ <p>局ごとCWDMM投資額</p> $= \{ \text{音声系冗長化後CWDMMユニット数} \times \text{CWDMMユニット単価} \\ + \text{音声系冗長化後CWDMM低速10Gカード数} \times \text{CDWM低速10Gカード単価} \\ + \text{音声系冗長化後CWDMM10Gインタフェース数} \times \text{CWDMM10Gインタフェース単価} \} \\ \times (1 + \text{CSM投資額加算率})$ <p>局ごとXCCM投資額</p> $= \text{XCCM基本架数} \times \text{XCCM基本架単価} \\ + \text{XCCM接続架数} \times \text{XCCM接続架単価} \\ + \text{XCCM局内156Mインタフェース数} \times \text{XCCM156M局内インタフェース単価} \\ + \text{XCCM局間52Mインタフェース数} \times \text{XCCM52M局間インタフェース単価} \\ + \text{XCCM局間156Mインタフェース数} \times \text{XCCM局間156Mインタフェース単価} \\ + \text{XCCM増設リソク数} \times \text{XCCM増設リソク単価} \\ + \text{XCCM空間スイッチユニット数} \times \text{XCCM空間スイッチユニット単価} \\ + \text{XCCMユニット数} \times \text{XCCMユニット単価}$
<p>中間中継伝送装置</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 収容局とコア局間に設置するCWDMM用中間中継伝送装置の設備量の算定 CWDMMを設置する収容局ごとに、収容局とコア局間の伝送距離をCWDMM用中間中継伝送装置平均距離で除した中間中継伝送装置設置箇所数（1に満たない端数は、切り捨てるものとする。）に、音声系冗長化後CWDMMユニット数を乗じたものを当該局の音声系冗長化後CWDMM用中間中継伝送装置ユニット数とする。</li> <li>2 コア局間に設置するCWDMM用中間中継伝送装置の設備量の算定 CWDMMを設置するコア局間の区間ごとに、コア局間の伝送距離をCWDMM用中間中継伝送装置平均距離で除した中間中継伝送装置設置箇所数（1に満たない端数は、切り捨てるものとする。）に、当該区間の音声系コア局間CWDMMユニット数を乗じたものを当該区間の音声系CWDMM用中間中継伝送装置ユニット数とし、当該区間の両端に位置するコア局のうち片側の局に設置するものとみなす。</li> <li>3 PTN用中間中継伝送装置の設備量の算定 PTNを設置するループごとに、ループ延長をPTN用中間中継伝送装置平均距離で除した中間中継伝送装置設置箇所数（1に満たない端数は、切り捨てるものとする。）から当該ループに属するPTN局数を減じ、当該ループのPTNリソク中心線数（音声系に係るものに限る。）を乗じたものを、当該ループの音声系PTN用中間中継伝送装置ユニット数とし、当該ループ内のPTN局のうち収容回線数が最も多い局に設置するものとみなす。</li> </ol>

	<p>4 中間中継伝送装置の設備量の算定 1から3までにより算定した中間中継伝送装置ユニット数の局ごとの合計を当該局の音声系中間中継伝送装置ユニット数とする。</p> <p>5 投資額の算定 次の算定式により局ごとと中間中継伝送装置投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、中間中継伝送装置投資額を算定する。</p> <p>局ごと中間中継伝送装置投資額 ＝音声系中間中継伝送装置ユニット数×中間中継伝送装置ユニット単価</p>
メタルケーブル	<p>1 配線設備として設置するメタルケーブルの設備量の算定 (1) き線点から先の配線設備の算定に当たっては、回線需要の分布をもとに、あらかじめ準備された配線パターンの中から最も適切なものを選択し、配線メタルケーブルの亘長 km を算定する。ケーブルの対数及び条数は、回線需要数を勘案して算定する。当該ケーブル対数及び条数を用いて、必要となるメタルケーブルの延長 km 及び対 km を算定する。</p> <p>(2) 架空メタルケーブル及び地下メタルケーブルの延長 km 及び対 km は、局ごと与えられた配線地下比率により算定する。ただし、2(3)において全てのき線架空ケーブルを地中化しても局ごとケーブル地中化率に達しない場合は、配線架空ケーブルの追加地中化処理を行う。</p> <p>(3) ビル引込ケーブルについては、回線の需要密度を勘案して算定する。</p> <p>(4) 局ごとに、架空メタルケーブル及び地下メタルケーブルの延長 km 及び対 km のそれぞれの合計からデータ系に係るものを控除したものを当該局の種別ごとの音声系架空メタルケーブル延長 km、音声系架空メタルケーブル延長 km、音声系地下メタルケーブル対 km 及び音声系地下メタルケーブル延長 km とする。</p> <p>2 き線設備として設置するメタルケーブルの設備量の算定 (1) 収容局からき線点までの間のき線設備の算定に当たっては、需要の分布に合わせて適切なき線亘長 km を算定する。</p> <p>(2) (1)によりき線亘長 km を算定した後、伝送路ごとに次の組合せの中から、設備管理運営費(減価償却費と施設保全費の合計をいう。以下この項において同じ。)が最も低くなる組合せを選択する。ただし、ケーブルの荷重制限及び伝送路距離制限により、選択不可能なものを除く。</p> <p>ア 架空メタルケーブル及び架空光ケーブルを設置する。 イ 架空光ケーブル及びき線点遠隔収容装置を設置する。 ウ 地下メタルケーブル及び地下光ケーブルを設置する。 エ 地下光ケーブル及びき線点遠隔収容装置を設置する。</p> <p>(3) 局ごとケーブル地中化率に達するまで、架空ケーブルを地下ケーブルに置き換える。置換えを行うケーブルは、収容局から近いものであり、かつ、敷設条数が多いものを優先することとする。</p> <p>(4) (3)により、架空ケーブルから地下ケーブルに置き換えられたケーブルについては、当該区間をメタルケーブル、光ケーブルのいずれを使用する方が設備管理運営費がより低くなるかを比較し、より安価なものを選択する。</p> <p>(5) 伝送路の各区間において需要数を勘案して必要対数及び条数を算定し、それらを用いてメタルケーブル延長 km 及び対 km を算定する。</p>

	<p>(6) 局ごとに、架空メタルケーブル及び地下メタルケーブルの延長 km 及び対 km のそれぞれの合計からデータ系に係るものを控除したものを当該局の種別ごとの音声系架空メタルケーブル延長 km、音声系架空メタルケーブル延長 km、音声系地下メタルケーブル対 km 及び音声系地下メタルケーブル延長 km とする。</p> <p>3 投資額の算定 次の算定式により局ごとのメタルケーブル投資額を算定し、全ての局の当該投資額を合算して、メタルケーブル投資額を算定する。この場合に使用する単価は、局が属する都道府県の単価とする。</p> <p>局ごと種別ごとのメタルケーブル投資額 ＝当該種別音声系架空メタルケーブル対 km × 当該種別架空メタルケーブル対 km 単価 ＋当該種別音声系架空メタルケーブル延長 km × 当該種別架空メタルケーブル延長 km 単価 ＋当該種別音声系地下メタルケーブル対 km × 当該種別地下メタルケーブル対 km 単価 ＋当該種別音声系地下メタルケーブル延長 km × 当該種別地下メタルケーブル延長 km 単価</p>
加入系光ケーブル	<p>1 配線設備に設置する光ケーブルの設備量の算定 (1) き線点から先の配線設備の算定に当たっては、あらかじめ準備された配線パターンを適用し、配線光ケーブルの巨長 km を算定する。ケーブルの心数及び条数は、回線需要数を勘案して算定する。当該ケーブル心数及び条数を用いて、光ケーブルの延長 km 及びび心 km を算定する。</p> <p>(2) 架空光ケーブル及び地下光ケーブルの延長 km は、収容局ごとに与えられた配線地下比率をにより算定する。ただし、2 (3)において全てのき線架空ケーブルを地中化しても局ごとケーブル地中化率に達しない場合は、配線架空ケーブルの追加地中化処理を行う。</p> <p>2 き線設備に設置する光ケーブルの設備量の算定 (1) 収容局からき線点までの間のき線設備の算定に当たっては、需要の分布に合わせて適切なき線巨長 km を算定する。</p> <p>(2) (1)によりき線巨長 km を算定した後、伝送路ごとに次の組合せの中から、設備管理運営費(減価償却費と施設保全費の合計をいう。以下この項において同じ。)が最も低くなる組合せを選択する。ただし、ケーブルの荷重制限及び伝送路距離制限により、選択不可能なものを除く。</p> <p>ア 架空メタルケーブル及び架空光ケーブルを設置する。 イ 架空光ケーブル及びき線点遠隔収容装置を設置する。 ウ 地下メタルケーブル及び地下光ケーブルを設置する。 エ 地下光ケーブル及びき線点遠隔収容装置を設置する。</p> <p>(3) 局ごとケーブル地中化率に達するまで、架空ケーブルを地下ケーブルに置き換える。置換えを行うケーブルは、当該局から近いものであり、かつ、敷設条数が多いものを優先することとする。</p> <p>(4) (3)により、架空ケーブルから地下ケーブルに置き換えられたケーブルについては、当該区間をメタルケーブル及び光ケーブルのいずれが設備管理運営費がより低くなるかを比較し、より安価なものを選択することとする。</p> <p>(5) 伝送路の各区分において需要数を勘案して必要心数及び条数を算定し、それらを用いて光ケーブル延長 km 及びび心 km を算定する。</p>

	<p>(6) 局ごとに、架空光ケーブル及び地下光ケーブルの延長 km 及び心 km のそれぞれの合計からデータ系に係るものを控除したものを当該局の種別ごとの音声系架空光ケーブル心 km、音声系架空光ケーブル延長 km、音声系地下光ケーブル心 km 及び音声系地下光ケーブル延長 km とする。</p> <p>3 投資額の算定</p> <p>次の算定式により局ごとの光ケーブル投資額を算定し、全ての局の当該投資額を合算して光ケーブル投資額を算定する。</p> <p>この場合、加入系架空光ケーブル心 km 単価等の単価については、局が属する都道府県の値を使用する。</p> <p>局ごと光ケーブル投資額</p> <p>＝音声系加入系架空光ケーブル心 km×加入系架空光ケーブル心 km 単価  ＋音声系加入系架空光ケーブル延長 km×加入系架空光ケーブル延長 km 単価  ＋音声系加入系地下光ケーブル心 km×加入系地下光ケーブル心 km 単価  ＋音声系加入系地下光ケーブル延長 km×加入系地下光ケーブル延長 km 単価</p>
中継系光ケーブル	<p>1 設備量の算定</p> <p>(1) 收容局ごとに、收容局とコア局間の伝送で経由する全てのループについて、冗長化後 CWD Mユニット数に CWD M1 ユニット当たり心線数及び 0.5 を乗じた心線数を算定する。</p> <p>(2) コア局渡りごとに、コア局間の伝送で経由する全てのループについて、コア局渡り CWD Mユニット数に CWD M1 ユニット当たり心線数及び 0.5 を乗じた心線数を算定する。</p> <p>(3) ループごとに、(1)及び(2)で算定した心線数を合計したものを当該ループの CWD M心線数とする。</p> <p>(4) ループごとに、PTNリング数に PTN高速インタフェース当たり心線数を乗じたものを当該ループの PTNリング心線数とし、これら心線数と、PTNを共有しないデータ系心線数、(3)の CWD M心線数、中継ゲータクテナイバ分の心線数及び光子備心線数を合計したものを当該ループの必要心線数とする。</p> <p>(5) (4)の必要心線数を光ケーブル最大規格心線数で除したものの(1に満たない端数は、切り上げるものとする。)を光ケーブル条数とする。光ケーブル条数から 1 を減じたものに光ケーブル最大規格心線数を乗じ、これと(4)の必要心線数との差分である余り心線数から選定される直近上位の規格心線数を加えたものを光ケーブル心線数とする。</p> <p>(6) ループごとに、(5)の光ケーブル心線数及び光ケーブル条数にそれぞれループ延長 km を乗じたものを当該ループの光ケーブル心 km 及び光ケーブル延長 km とする。</p> <p>(7) (6)の光ケーブル心 km 及び光ケーブル延長 km から、それぞれ離島設備に係るものを控除し、設備中継線路架空比率により架空と地下に割り当てたものを中継系架空光ケーブル心 km、中継系架空光ケーブル延長 km、中継系地下光ケーブル心 km 及び中継系地下光ケーブル延長 km とする。</p> <p>(8) ループごとに、(7)の中継系架空光ケーブル心 km、中継系架空光ケーブル延長 km、中継系地下光ケーブル心 km 及び中継系地下光ケーブル延長 km から、それぞれデータ系に係るもの(心線数比により算定するものとする。)を控除したものを当該ループの音声系中継系架空光ケーブル心 km、音声系中継系架空光ケーブル延長 km、音声系中継系地下光ケーブル心 km 及び音声系中継系地下光ケーブル延長 km とする。</p> <p>2 投資額の算定</p>

	<p>次の算定式によりループごとと光ケーブル投資額を求め、全てのループについて当該投資額を合算し、光ケーブル投資額を算定する。</p> <p>ループごとと光ケーブル投資額</p> <p>＝音声系中継系架空光ケーブル心 km × 中継系架空光ケーブル心 km 単価  ＋音声系中継系架空光ケーブル延長 km × 中継系架空光ケーブル延長 km 単価  ＋音声系中継系地下光ケーブル心 km × 中継系地下光ケーブル心 km 単価  ＋音声系中継系地下光ケーブル延長 km × 中継系地下光ケーブル延長 km 単価</p>
海底光ケーブル	<p>1 設備量の算定</p> <p>(1) 区間設備として海底光ケーブルが指定されている区間の里程が海底中間中継伝送装置最大中継距離を越える場合には、当該区間は有中継海底光ケーブルを使用する。当該区間における通信量を勘案して算定した必要心線数を有中継海底光ケーブル最大規格心線数で除したものと(1)に満たない端数は、切り上げるものとする。(有中継海底光ケーブル心線数とし、これに有中継海底光ケーブル最大規格心線数を乗じたものを有中継海底光ケーブル心線数とする。</p> <p>(2) (1)の有中継海底光ケーブル心線数及び有中継海底光ケーブル条数のそれぞれに区間距離を乗じたものを当該区間の有中継海底光ケーブル心 km 及び有中継海底光ケーブル延長 km とする。</p> <p>(3) 区間の里程が海底中間中継伝送装置最大中継距離以下の場合には、当該区間は無中継海底光ケーブルを使用する。当該区間における通信量を勘案して算定した必要心線数を無中継海底光ケーブル最大規格心線数で除したものと(1)に満たない端数は、切り上げるものとする。(を無中継海底光ケーブル条数とする。</p> <p>(4) (3)の無中継海底光ケーブル条数から1を減じたものに無中継海底光ケーブル最大規格心線数を乗じ、これと(3)の必要心線数との差分である無中継海底光ケーブル余り心線数から選定される直近上位の規格心線数を加えたものを無中継海底光ケーブル心線数とする。</p> <p>(5) (3)及び(4)で算定した無中継海底光ケーブル心線数及び無中継海底光ケーブル条数のそれぞれに区間距離を乗じたものを当該区間の無中継海底光ケーブル心 km 及び無中継海底光ケーブル延長 km とする。</p> <p>(6) ループごとと(2)及び(5)で算定した有中継海底光ケーブル心 km、有中継海底光ケーブル延長 km、無中継海底光ケーブル心 km 及び無中継海底光ケーブル延長 km (それぞれ当該ループが属する全ての区間について合計したもの。) からそれぞれデータ系に係るもの(心線数比により算定するものとする。)を控除したものを当該ループの音声系有中継海底光ケーブル心 km、音声系有中継海底光ケーブル延長 km、音声系無中継海底光ケーブル心 km 及び音声系無中継海底光ケーブル延長 km とする。</p> <p>2 投資額の算定</p> <p>次の算定式によりループごとと海底光ケーブル投資額を求め、全てのループについて当該投資額を合算し、海底光ケーブル投資額を算定する。</p> <p>ループごとと海底光ケーブル投資額</p> <p>＝音声系有中継海底光ケーブル心 km  × (有中継海底光ケーブル心 km 当たり単価＋海底光ケーブル心 km 当たり漁業補償費)  ＋音声系有中継海底光ケーブル延長 km</p>

	<p>×有中継海底光ケーブル延長 km 当たり単価          + 音声系無中継海底光ケーブル心 km          × (無中継海底光ケーブル心 km 当たり単価 + 海底光ケーブル心 km 当たり漁業補償費)          + 音声系無中継海底光ケーブル延長 km × 無中継海底光ケーブル延長 km 当たり単価</p>
海底中間中継伝送装置	<p>1 設備量の算定</p> <p>(1) 区間設備として海底光ケーブルが指定されている区間でも有中継海底光ケーブルを使用する場合には区間里程を海底中間中継伝送装置最大中継距離で除したものを (1) に満たない端数は、切り捨てるものとする。) を区間中継数とする。これに有中継海底光ケーブル条数を乗じたものを当該区間の海底中間中継伝送装置数とする。</p> <p>(2) ループごとに、(1) の海底中間中継伝送装置数 (当該ループが属する全ての区間について合計したもの。) からデータ系に係るもの (心線数比により算定するものとする。) を控除したものを当該ループの海底中間中継伝送装置数とする。</p> <p>(3) (1) の場合の区間の両端の局に海底中間中継伝送装置用給電装置を 1 ずつ設置し、これを当該局の海底中間中継伝送装置用給電装置数とする。</p> <p>(4) 局ごとに、(3) の海底中間中継伝送装置用給電装置数 (当該局が属する全てのループについて合計したもの。) からデータ系に係るもの (心線数比により算定するものとする。) を控除したものを当該局の音声系海底中間中継伝送装置用給電装置数とする。</p> <p>2 投資額の算定</p> <p>次の算定式によりループごと海底中間中継伝送装置投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、海底中間中継伝送装置投資額を算定する。また、局ごと海底中間中継伝送装置用給電装置投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、海底中間中継伝送装置用給電装置投資額を算定する。</p> <p>ループごと海底中間中継伝送装置投資額          = 音声系海底中間中継伝送装置数 × 海底中間中継伝送装置単価          局ごと海底中間中継伝送装置用給電装置投資額          = 音声系海底中間中継伝送装置数 × 海底中間中継伝送装置用給電装置単価</p>
無線伝送装置	<p>1 設備量の算定</p> <p>(1) 区間設備として無線伝送装置が指定されている区間の両端の局ごとに、当該区間の通信量を勘案して求められた 52Mbps を、変復調回線切替装置 1 ユニット当たり最大収容 52Mbps 数で除したものを (1) に満たない端数は、切り上げるものとする。) を変復調回線切替装置ユニット数、無線送受信装置 1 ユニット当たり最大収容 52Mbps 数で除したものを (1) に満たない端数は、切り上げるものとする。) を無線送受信装置ユニット数とする。</p> <p>(2) 局ごとに、(1) の変復調回線切替装置ユニット数 (それぞれ当該局が属する全てのループについて合計したもの。) を変復調回線切替装置架当たりユニット数で除したものを (1) に満たない端数は、切り上げるものとする。) を変復調回線切替装置架数とし、(1) の無線送受信装置ユニット数 (それぞれ当該局が属する全てのループについて合計したもの。) を無線送受信装置架当たりユニット数で除したものを (1) に満たない端数は、切り上げるものとする。) を無線送受信装置架数とする。</p>

	<p>(3) 局ごとに、(1)及び(2)で算定した変復調回線切替装置ユニット数、変復調回線切替装置架数、無線送受信装置ユニット数及び無線送受信装置架数からそれぞれデータ系に係るもの（最繁忙呼量帯域比により算定するものとする。）を控除したものを当該局の音声系変復調回線切替装置ユニット数、音声系変復調回線切替装置架数、音声系無線送受信装置ユニット数及び音声系無線送受信装置架数とする。</p> <p>2 投資額の算定 次の算定式により局ごと無線伝送装置投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、無線伝送装置投資額を算定する。</p> <p>局ごと無線伝送装置投資額  <math display="block">= \text{音声系変復調回線切替装置ユニット数} \times \text{変復調回線切替装置ユニット単価}</math> <math display="block">+ \text{音声系変復調回線切替装置架数} \times \text{変復調回線切替装置架} \cdot \text{共通部単価}</math> <math display="block">+ \text{音声系無線送受信装置ユニット数} \times \text{無線送受信装置ユニット単価}</math> <math display="block">+ \text{音声系無線送受信装置架数} \times \text{無線送受信装置架} \cdot \text{共通部単価}</math></p>
<p>インタフェース変換装置</p>	<p>1 設備量の算定 (1) 区間設備として無線伝送設備又は通信衛星設備が指定されている区間の両端の局ごとに、当該局間の通信量を勘案して求められた 52Mbps 数をインタフェース変換装置ポート収容率で除したものの（1に満たない端数は、切り上げるものとする。）をインタフェース変換装置インタフェース数とする。 (2) (1)のインタフェース変換装置インタフェース数をインタフェース変換装置 1 ユニット当たり最大収容インタフェース数で除したものの（1に満たない端数は、切り上げるものとする。）を、インタフェース変換装置ユニット数とする。 (3) 局ごとに、(1)及び(2)で算定したインタフェース変換装置インタフェース数及びインタフェース変換装置ユニット数（それぞれ当該局が属する全てのループについて合計したもの。）から、それぞれデータ系に係るもの（最繁忙呼量帯域比により算定するものとする。）を控除したものを当該局の音声系インタフェース変換装置ユニット数及び音声系インタフェース変換装置インタフェース数とする。</p> <p>2 投資額の算定 次の算定式により局ごとインタフェース変換装置投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、インタフェース変換装置投資額を算定する。</p> <p>局ごとインタフェース変換装置投資額  <math display="block">= \text{音声系インタフェース変換装置ユニット数} \times \text{インタフェース変換装置ユニット単価}</math> <math display="block">+ \text{音声系インタフェース変換装置インタフェース数} \times \text{インタフェース変換装置インタフェースポート単価}</math></p>
<p>無線アンテナ</p>	<p>1 設備量の算定 (1) 区間設備として無線伝送設備が指定されている区間の両端の局ごとに、無線伝送設備が指定されている経路数の合計に 1 経路当たりアンテナ数を乗じたものを当該局の無線アンテナ数とする。 (2) 局ごとに、(1)の無線アンテナ数（当該局が属する全てのループについて合計したもの。）からデータ系に係るもの（最繁忙呼量帯域比により算定するものとする。）を控除したものを当該局の音声系無線アンテナ数とする。</p> <p>2 投資額の算定</p>

	<p>次の算定式により局ごと無線アンテナ投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、無線アンテナ投資額を算定する。</p> <p>局ごと無線アンテナ投資額＝音声系無線アンテナ数×アンテナ単価</p>
無線鉄塔	<p>1 設備量の算定</p> <p>(1) 区間設備として無線伝送装置が指定されている区間の両端の局ごとに、無線アンテナ数（当該局が属する全てのループについて合計したもの。）を最大アンテナ搭載数で除したものの（1に満たない端数は、切り上げるものとする。）を当該局が無線単独局に該当する場合は当該局の地上設置用鉄塔数とし、当該局が無線併設局に該当する場合は当該局の屋上設置用鉄塔数とする。</p> <p>(2) (1)の屋上設置用無線鉄塔数及び地上設置用無線鉄塔数から、それぞれデータ系に係るもの（最繁時呼量帯域比により算定するものとする。）を控除したものを当該局の音声系屋上設置用無線鉄塔数及び音声系地上設置用無線鉄塔数とする。</p> <p>2 投資額の算定</p> <p>次の算定式により局ごと無線鉄塔投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、無線鉄塔投資額を算定する。</p> <p>局ごと無線鉄塔投資額 ＝音声系屋上設置用無線鉄塔数×屋上設置用鉄塔単価 ＋音声系地上設置用無線鉄塔数×地上設置用鉄塔単価</p>
衛星通信設備	<p>1 設備量の算定</p> <p>(1) 区間設備として衛星通信設備が指定されている区間の両端の局ごとに、当該局間の通信量を勘案して求められた 52Mパス数にチャネル切上単位（52M）を乗じたものを地球局必要回線数とする。</p> <p>(2) (1)の地球局必要回線数を、1トランスポンダ当たり最大接続可能回線数で除したものを必要トランスポンダ数、TDM A装置架当たり最大収容回線数で除したものの（1に満たない端数は、切り上げるものとする。）をTDM A装置架数、衛星送受信装置架当たり最大収容回線数で除したものの（1に満たない端数は、切り上げるものとする。）を衛星送受信装置架数とする。</p> <p>(3) 地球局1局ごとに衛星アンテナ数は1組とし、本土側地球局1局ごとに衛星回線制御装置架数は1組とする。</p> <p>(4) 局ごとに、(1)から(3)までにより算定した必要トランスポンダ数、TDM A装置架数、衛星送受信装置架数、衛星アンテナ数及び衛星回線制御装置架数（それぞれ当該局が属する全てのループについて合計したもの。）からそれぞれデータ系に係るもの（最繁時呼量帯域比により算定するものとする。）を控除したものを当該局の音声系トランスポンダ数、音声系TDM A装置架数、音声系衛星送受信装置架数、音声系衛星アンテナ数及び音声系衛星回線制御装置架数とする。</p> <p>3 投資額の算定</p> <p>次の算定式により局ごと衛星通信設備投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、衛星通信設備投資額を算定する。</p> <p>局ごと衛星通信設備投資額 ＝音声系トランスポンダ数×トランスポンダ単価 ＋音声系TDM A装置架数×TDM A装置架単価 ＋音声系衛星送受信装置架数×衛星送受信装置架単価</p>

	<p>十音声系衛星アンテナ数×衛星アンテナ単価  十音声系衛星回線制御装置架数×衛星回線制御装置架単価</p>
加入系電柱	<p>1 設備量の算定  局ごとに、架空メタルケーブル及び架空光ケーブルの敷設区間里程の総和を電柱間隔で除したものを当該局の電柱本数とする。</p> <p>2 投資額の算定  次の算定式により局ごと加入系電柱投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、加入系電柱投資額を算定する。</p> <p>局ごと加入系電柱投資額＝音声系加入系電柱本数×加入系電柱単価×電柱共架率</p>
中継系電柱	<p>1 設備量の算定  ループごとに、中継系管路亘長 km（離島設備の適用区間を除く。）に中継線路架空比率を乗じて電柱間隔で除したものを（1）に満たない端数は、切り捨てるものとする。）を当該ループの中継系電柱本数とし、データ系に係るもの（心線数比により算定するものとする。）を控除したものを当該ループの音声系中継系電柱本数とする。</p> <p>2 投資額の算定  次の算定式によりループごと中継系電柱投資額を求め、全てのループについて当該投資額を合算し、中継系電柱投資額を算定する。</p> <p>ループごと中継系電柱投資額＝音声系中継系電柱本数×中継系電柱単価</p>
加入系管路	<p>1 設備量の算定</p> <p>(1) 局ごとに、地下メタルケーブル及び地下光ケーブルの敷設区間里程の合計を当該局の加入系管路亘長 km とする。</p> <p>(2) (1)の敷設区間ごとに、敷設する地下メタルケーブル及び地下光ケーブルの設備量及び多条敷設の可否を勘案して、管路の敷設条数及びインナーパイプの敷設条数を算定する。地下メタルケーブル及び地下光ケーブルの敷設区間ごとに、それぞれ当該敷設区間の里程に管路の敷設条数及びインナーパイプの敷設条数を乗じたものを当該敷設区間の加入系管路条 km 及びインナーパイプ延長 km とし、これらを局ごとにそれぞれ合計したものを当該局の加入系管路条 km 及びインナーパイプ延長 km とする。</p> <p>(3) 局ごとに、加入系管路条 km 及び加入系管路亘長 km から、中口径管路、共同溝、とう道、電線共同溝、自治体管路及び情報ボックスを適用した区間を控除する。</p> <p>(4) (3)の加入系管路条 km 及び加入系管路亘長 km 並びに(2)のインナーパイプ延長 km からそれぞれデータ系に係るもの（メタル回線及び光回線のそれぞれの回線数比により算定するものとする。）を控除したものを当該局の音声系加入系管路条 km、音声系加入系管路亘長 km 及び音声系インナーパイプ延長 km とする。</p> <p>2 投資額の算定  次の算定式により局ごと加入系管路投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、加入系管路投資額を算定する。</p> <p>局ごと加入系管路投資額  ＝音声系加入系管路条 km × (加入系管路条 km 当たり単価＋管路条 km 当たり災害対策増分単価)</p>

	<p>＋音声系加入系管路亘長 km×加入系管路亘長 km 当たり単価          ＋音声系インナーパイプ延長 km×インナーパイプ延長 km 当たり単価</p>
中継系管路	<p>1 設備量の算定</p> <p>(1) ループごとに、光ケーブル条数を 1 管路当たり最大ケーブル条数で除したものの (1 に満たない端数は、切り上げるものとする。) を管路条数とし、これにループ延長 km (離島設備及び架空設備の適用区間を除く。) を乗じたものを中継系管路 km とする。また、ループ延長 km (離島設備及び架空設備の適用区間を除く。) を中継系管路亘長 km とする。</p> <p>(2) (1)の中継系管路条 km 及び中継系管路亘長 km から、それぞれ中口径管路、共同溝、とう道の適用区間を控除し、データ系に係るもの (心線数比により算定するものとする。) を控除したものを当該ループの音声系中継系管路条 km 及び音声系中継系管路亘長 km とする。</p> <p>2 投資額の算定</p> <p>次の算定式によりループごと中継系管路投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、中継系管路投資額を算定する。この場合、中継系管路条 km 当たり単価、管路条 km 当たり災害対策増分単価及び中継系管路亘長 km 当たり単価は、局が属する都道府県の値を使用する。</p> <p>ループごと中継系管路投資額          ＝音声系中継系管路条 km×(中継系管路条 km 当たり単価＋管路条 km 当たり災害対策増分単価)          ＋音声系中継系管路亘長 km×中継系管路亘長 km 当たり単価</p>
加入系中口径管路	<p>1 設備量の算定</p> <p>(1) 端末系伝送路のうち、き線部分の管路亘長 km にき線中口径管路適用率を乗じたものをき線中口径管路亘長 km とする。</p> <p>(2) 端末系伝送路のき線部分に中口径管路・共同溝・とう道を適用した後、管路条数が中口径管路適用管路数を超える区間が残っている場合には、中口径管路を追加適用する。</p> <p>(3) 局ごとに、中口径管路亘長 km から、中継系中口径管路亘長 km を控除し、データ系に係るもの (加入系音声比率 (電柱本数比率と管路延長比率のうち最大のもの。) により算定するものとする。) を控除したものを当該局の音声系加入系中口径管路亘長 km とする。</p> <p>2 投資額の算定</p> <p>次の算定式により局ごと加入系中口径管路投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、加入系中口径管路投資額を算定する。</p> <p>局ごと加入系中口径管路投資額          ＝音声系加入系中口径管路亘長 km×中口径管路亘長 km 当たり単価</p>
中継系中口径管路	<p>1 設備量の算定</p> <p>(1) 局ごとに算定した中口径管路亘長 km を、条数比率により当該局が属する各ループに按分する。</p> <p>(2) ループごと及び局ごとに、(1)の中口径管路亘長 km に中継系管路条数比率を乗じたものを当該ループに属する全ての局について合計し、データ系に係るもの (心線数比により算定するものとする。) を控除したものを、当該ループの音声系中継系中口径管路亘長 km とする。</p> <p>2 投資額の算定</p>

	<p>次の算定式によりループごと中継系中口径管路投資額を求め、全てのループについて当該投資額を合算し、中継系中口径管路投資額を算定する。</p> <p>ループごと中継系中口径管路投資額          =音声系中継系中口径管路長 km×中口径管路長 km 当たり単価</p>
<p>加入系共同溝</p>	<p>1 設備量の算定</p> <p>(1) 端末系伝送路のうち、き線部分の管路長 km にき線共同溝適用率を乗じたものをき線共同溝長 km とする。</p> <p>(2) 局ごとに、共同溝長 km から、中継系共同溝長 km を控除し、データ系に係るもの (加入系音声比率により算定するものとする。) を控除したものを当該局の音声系加入系共同溝長 km とする。</p> <p>2 投資額の算定</p> <p>次の算定式により局ごと加入系共同溝投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、加入系共同溝投資額を算定する。</p> <p>局ごと加入系共同溝投資額          =音声系加入系共同溝長 km×共同溝長 km 当たり単価</p>
<p>中継系共同溝</p>	<p>1 設備量の算定</p> <p>(1) 局ごとに算定した共同溝長 km を、条数比率により当該局が属する各ループに按分する。</p> <p>(2) ループごと及び局ごとに、(1)の共同溝長 km に中継系管路条数比率を乗じたものを当該ループに属する全ての局について合計し、データ系に係るもの (心線数比により算定するものとする。) を控除したものを当該ループの音声系中継系共同溝長 km とする。</p> <p>2 投資額の算定</p> <p>次の算定式によりループごと中継系共同溝投資額を求め、全てのループについて当該投資額を合算し、中継系共同溝投資額を算定する。</p> <p>ループごと中継系共同溝投資額          =音声系中継系共同溝長 km×共同溝長 km 当たり単価</p>
<p>加入系とう道</p>	<p>1 設備量の算定</p> <p>(1) 端末系伝送路のうち、き線部分の管路長 km にき線とう道適用率を乗じたものをき線とう道長 km とする。</p> <p>(2) 局ごとに、とう道長 km から中継系とう道長 km を控除し、データ系に係るもの (加入系音声比率により算定するものとする。) を控除したものを当該局の音声系加入系とう道長 km とする。</p> <p>2 投資額の算定</p> <p>次の算定式により局ごと加入系とう道投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、加入系とう道投資額を算定する。</p> <p>加入ごと加入系とう道投資額          =音声系加入系とう道長 km× (とう道長 km 当たり単価+とう道長 km 当たり災害対策増分単価)</p>
<p>中継系とう道</p>	<p>1 設備量の算定</p> <p>(1) 局ごとに算定したとう道長 km を、条数比率により当該局が属する各ループに按分する。</p>

	<p>(2) ループごと及び局ごとに、(1)のとう道亘長 km に中継系管路条数比率を乗じたものを当該ループに属する全ての局について合計し、データ系に係るもの(心線数比により算定するものとする。)を控除したものを、当該ループの音声系中継系とう道亘長 km とする。</p> <p>2 投資額の算定 次の算定式によりループごと中継系とう道投資額を求め、全てのループについて当該投資額を合算し、中継系とう道投資額を算定する。 ループごと中継系とう道投資額 ＝音声系中継系とう道亘長 km × (とう道亘長 km 当たり単価 + とう道亘長 km 当たり災害対策増分単価)</p>
電線共同溝	<p>1 設備量の算定 (1) 端末系伝送路のうち、き線部分の管路条 km にき線電線共同溝適用率を乗じたものをき線電線共同溝延長 km とする。 (2) 端末系伝送路のうち、配線部分の管路条 km に配線電線共同溝適用率を乗じたものを配線電線共同溝延長 km とする。 (3) 局ごとに、(1)及び(2)で算定したき線電線共同溝延長 km 及び配線電線共同溝延長 km の合計を当該局の電線共同溝延長 km とし、これからデータ系に係るもの(メタル回線及び光回線のそれぞれの回線数比により算定するものとする。)を控除したものを当該局の音声系電線共同溝延長 km とする。</p> <p>2 投資額の算定 次の算定式により局ごと電線共同溝投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、電線共同溝投資額を算定する。 局ごと電線共同溝投資額 ＝音声系電線共同溝延長 km × 電線共同溝延長 km 当たり単価</p>
自治体管路	<p>1 設備量の算定 (1) 端末系伝送路のうち、き線部分の管路条 km にき線自治体管路適用率を乗じたものをき線自治体管路延長 km とする。 (2) 端末系伝送路のうち、配線部分の管路条 km に配線自治体管路適用率を乗じたものを配線自治体管路延長 km とする。 (3) 局ごとに、(1)及び(2)で算定したき線自治体管路延長 km 及び配線自治体管路延長 km の合計を当該局の自治体管路延長 km とし、これからデータ系に係るもの(メタル回線及び光回線のそれぞれの回線数比により算定するものとする。)を控除したものを当該局の音声系自治体管路延長 km とする。</p> <p>2 投資額の算定 自治体管路は、自治体の資産であり、投資額は算定しない。</p>
情報ボックス	<p>1 設備量の算定 (1) 端末系伝送路のうち、き線部分の管路条 km にき線情報ボックス適用率を乗じたものをき線情報ボックス延長 km とする。 (2) 端末系伝送路のうち、配線部分の管路条 km に配線情報ボックス適用率を乗じたものを配線情報ボックス延長 km とする。</p>

	<p>(3) 局ごとに、(1)及び(2)で算定したき線情報ボックス延長 km 及び配線情報ボックス延長 km の合計を当該局の情報ボックス延長 km とし、これからデータ系に係るもの（メタル回線及び光回線のそれぞれの回線数比により算定するものとする。）を控除したものを当該局の音声系情報ボックス延長 km とする。</p> <p>2 投資額の算定 情報ボックスは、国の資産であり、投資額は算定しない。</p>
<p>空調設備</p>	<p>1 RT-BOX (収容局 (音声収容装置架数、総合デジタル通信回線収容交換機架数及び共用架数がそれぞれ 1 以下のものに限る。)) 又は陸揚局の場合の局舎種別をいう。以下同じ。) に設置する場合の設備量の算定 空調設備は、RT-BOX の局舎と一体のものとし、別途設備量の算定は行わない。</p> <p>2 RT-BOX 以外の局に設置する場合の設備量の算定</p> <p>(1) 局ごと及び空調区画ごとに電力容量の合計に発熱量換算係数を乗じ、空調設備の 1 台当たりの能力で除した値 (1 に満たない端数は、切り上げるものとする。) と空調予備機台数の合計を空調設備台数とする。この場合において、投資額が最低となるように空調設備の種別 (空調設備 (大) 及び (空調設備 (小)) を選択する。</p> <p>(2) 空調区画及び空調設備の種別ごとに、(1) の空調設備台数からデータ系に係るもの (電力容量比により算定するものとする。) を控除し、全ての空調区画について合計したものを当該局の種別ごと音声系空調設備台数とする。</p> <p>3 投資額の算定 次の算定式により局ごと空調設備投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、空調設備投資額を算定する。 局ごと空調設備投資額 ＝音声系空調設備 (大) 台数×空調設備 (大) 1 台当たり取得単価 ＋音声系空調設備 (小) 台数×空調設備 (小) 1 台当たり取得単価</p>
<p>電力設備 (整流装置)</p>	<p>1 設備量の算定</p> <p>(1) 大規模局 (コア局及び収容局 (緊急通報設備又はオペレーション設備を設置するものに限る。)) をいう。以下同じ。) ごとに、当該局に設置される設備 (整流装置を要するものに限る。) の所要電流値の合計を整流装置 1 系統当たり最大電流で除したものの (1 に満たない端数は、切り上げるものとする。) を当該局の整流装置系統数とする。</p> <p>(2) (1) の所要電流値の合計を整流装置系統数及び整流器 1 ユニット当たり最大電流値で除したものの (1 に満たない端数は、切り上げるものとする。) に整流器予備ユニット数を加えたものを当該局の整流装置 1 系統当たりユニット数とする。</p> <p>(3) (2) の整流装置 1 系統当たりユニット数から整流装置基本収容可能整流装置数を減じ、整流装置増設架数収容可能整流器数で除したものの (1 に満たない端数は、切り上げるものとする。) を当該局の整流装置 1 系統当たり増設架数とする。</p> <p>(4) (1) の整流装置系統数を当該局の整流装置基本部数とする。(2) 及び(3) で算定した整流装置 1 系統当たり増設架数及び整流装置 1 系統当たりユニット数のそれぞれに整流装置系統数を乗じたものを当該局の整流装置増設架数及び整流器ユニット数とする。</p> <p>(5) (4) の整流装置基本部数、整流装置増設架数及び整流器ユニット数からそれぞれデータ系に係るもの (電流比により算定するものとする。) を控除したものを当該局の音声系整流装置基本部数、音声系整流装置増設架数及び音声系整流器ユニット数とする。</p> <p>2 投資額の算定</p>

	<p>次の算定式により局ごと整流装置投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、整流装置投資額を算定する。</p> <p>局ごと整流装置投資額          = 音声系整流装置基本部数 × 整流装置基本部単価          + 音声系整流装置増設架数 × 整流装置増設架単価          + 音声系整流器ユニット数 × 整流器ユニット単価</p>
電力設備（直流変換電源装置）	<p>1 設備量の算定</p> <p>(1) 大規模局ごとに、消防警察トランク数に警察消防用回線1回線当たりの消費電流を乗じたもの及び警察消防用回線共通部の電流の合計を当該局の警察消防用回線所要電流値とする。</p> <p>(2) (1)の警察消防用回線所要電流値を直流変換電源装置1架最大電流で除したものの(1に満たない端数は、切り上げるものとする。)を当該局の音声系直流変換電源装置架数とする。</p> <p>2 投資額の算定</p> <p>次の算定式により局ごと直流変換電源装置投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、直流変換電源装置投資額を算定する。</p> <p>局ごと直流変換電源装置投資額          = 音声系直流変換電源装置架数 × 直流変換電源装置架当たり単価</p>
電力設備（交流無停電電源装置）	<p>1 設備量の算定</p> <p>(1) 大規模局ごとに、当該局に設置される交流100Vを要する設備の交流100V所要容量の合計を交流無停電電源装置(100V用最大規格)の規定容量で除したものの(1に満たない端数は、切り捨てるものとする。)を当該局の交流無停電電源装置(100V)台数とする。また、それによって生じた交流100V所要容量の余りから選定される交流無停電電源装置(100V用直近上位規格)台数を交流無停電電源装置(100V)台数に加える。</p> <p>(2) 大規模局ごとに、当該局に設置される交流200Vを要する設備の交流200V所要容量の合計を交流無停電電源装置(200V用最大規格)の規定容量で除したものの(1に満たない端数は、切り捨てるものとする。)を当該局の交流無停電電源装置(200V)台数とする。また、それによって生じた交流200V所要容量の余りから選定される交流無停電電源装置(200V用直近上位規格)台数を交流無停電電源装置(200V)台数に加える。</p> <p>(3) (1)及び(2)で算定した交流無停電電源装置(100V)台数及び交流無停電電源装置(200V)台数から、それぞれデータ系に係るもの(当該局の電力容量比により算定するものとする。)を控除したものを当該局の音声系交流無停電電源装置(100V)台数及び音声系交流無停電電源装置(200V)台数とする。</p> <p>2 投資額の算定</p> <p>次の算定式により局ごとと種別ごとと交流無停電電源装置投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、交流無停電電源装置投資額を算定する。</p> <p>種別ごとと交流無停電電源装置投資額          = 当該種別音声系交流無停電電源装置台数 × 当該種別交流無停電電源装置単価</p>
電力設備（蓄電池）	<p>1 大規模局に設置する場合の設備量の算定</p>

	<p>(1) 局ごとに、当該局に設置される整流装置の所要電流値の合計に大規模局整流装置用蓄電池容量算出係数を乗じたものを当該局の整流装置用蓄電池容量とする。</p> <p>(2) 局ごとに、当該局に設置される交流無停電電源装置 (100V) の所要電流値の合計に大規模局交流無停電電源装置用蓄電池容量算出係数を乗じたものを、当該局の交流無停電電源装置 (100V) 用蓄電池容量とする。また、当該局に設置される交流無停電電源装置 (200V) の所要電流値の合計に大規模局交流無停電電源装置用蓄電池容量算出係数を乗じたものを当該局の交流無停電電源装置 (200V) 用蓄電池容量とする。</p> <p>(3) 種別ごとに、(1)及び(2)で算定した蓄電池容量を蓄電池 (種別ごと最大規格) の規定容量で除したものの (1)に満たない端数は、切り捨てるものとする。) を当該局の種別ごと蓄電池 (最大規格) 組数とする。また、それによって生じた蓄電池容量の余りから選定される蓄電池 (種別ごと直近上位規格) 組数を種別ごと蓄電池組数に加える。</p> <p>(4) 種別ごとに、(3)の蓄電池組数からデータ系に係るもの (当該局の電力容量比により算定するものとする。) を控除したものを当該局の種別ごと音声系蓄電池組数とする。</p> <p>2 小規模局 (大規模局以外の局をいう。以下同じ。) に設置する場合の設備量の算定</p> <p>(1) 局ごとに、当該局に設置される小規模局用電源装置用蓄電池の所要電流値の合計に小規模局用電源装置用蓄電池容量算出係数を乗じたものを当該局の小規模局用電源装置用蓄電池容量とする。</p> <p>(2) (1)の小規模局用電源装置用蓄電池容量を整流装置用蓄電池 (最大規格) の規定容量で除したものの (1)に満たない端数は、切り捨てるものとする。) を当該局の小規模局用電源装置用蓄電池 (最大規格) 組数とする。また、それによって生じた蓄電池容量の余りから選定される蓄電池 (整流装置用直近上位規格) 組数を蓄電池組数に加える。</p> <p>(3) (2)の蓄電池組数からデータ系に係るもの (当該局の電流比により算定するものとする。) を控除したものを当該局の音声系小規模局用電源装置用蓄電池組数とする。</p> <p>3 投資額の算定</p> <p>次の算定式により局ごとに種別ごと蓄電池投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、蓄電池投資額を算定する。</p> <p>種別ごと蓄電池投資額  =当該種別音声系蓄電池組数×当該種別蓄電池取得単価</p>
電力設備 (受電装置)	<p>1 設備量の算定</p> <p>(1) 大規模局ごとに、当該局に設置される整流装置の所要電流値の合計に整流装置電圧を乗じ、整流装置総合効率で除したものを整流装置受電容量とする。</p> <p>(2) 大規模局ごとに、当該局に設置される交流無停電電源装置 (100V) の所要容量及び交流無停電電源装置 (200V) の所要容量の合計を交流無停電電源装置総合効率で除したものを交流無停電電源装置容量とする。</p> <p>(3) 大規模局ごとに、当該局に設置される空調設備の種別ごと電力容量の合計を空調設備電力容量とする。</p> <p>(4) 大規模局ごとに、当該局の建物付帯設備面積に単位面積当たり建物付帯設備受電容量を乗じたものを建物付帯設備受電容量とする。</p>

	<p>(5) (1)から(4)までにより算定した電力容量の合計を当該局の受電装置所要容量とし、これを受電装置（最大規格）の規定容量で除したものの（1に満たない端数は、切り捨てるものとする。）を当該局の受電装置（最大規格）台数とする。また、それによって生じた受電装置所要容量の余りから選定される受電装置（直近上位規格）台数を受電装置台数に加える。</p> <p>(6) (1)から(5)までにおいて、音声相当分の所要容量により算定した受電装置所要容量を当該局の音声系受電装置所要容量とする。</p> <p>2 投資額の算定 次の算定式により局ごと受電装置投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、受電装置投資額を算定する。 局ごと受電装置投資額 ＝音声系受電装置所要容量×受電装置単位容量当たり取得単価</p>
電力設備（発電装置）	<p>1 設備量の算定 (1) 大規模局ごとに、当該局に設置される整流装置のユニット数の合計に整流器1ユニット当たり最大電流及び整流装置電圧を乗じ、整流装置総合効率で除したものを整流装置発電容量とする。 (2) 大規模局ごとに、当該局に設置される交流無停電電源装置（100V）の所要容量及び交流無停電電源装置（200V）の所要容量の合計を交流無停電電源装置総合効率で除したものを交流無停電電源装置容量とする。 (3) 大規模局ごとに、当該局に設置される空調設備の種別ごと電力容量の合計を空調設備電力容量とする。 (4) 大規模局ごとに、当該局の建物付帯設備面積に単位面積当たり建物付帯設備発電容量を乗じたものを建物付帯設備発電容量とする。 (5) (1)から(4)までにより算定した電力容量の合計を当該局の発電装置所要容量とし、これを発電装置（最大規格）の規定容量で除したものの（1に満たない端数は、切り捨てるものとする。）を当該局の発電装置（最大規格）台数とする。また、それによって生じた発電装置所要容量の余りから選定される発電装置（直近上位規格）台数を発電装置台数に加える。 (6) (1)から(5)までにおいて、音声相当分のユニット数及び所要容量により算定した発電装置所要容量を当該局の音声系発電装置所要容量とする。</p> <p>2 投資額の算定 次の算定式により局ごと発電装置投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、発電装置投資額を算定する。 局ごと発電装置投資額 ＝音声系発電装置所要容量×（発電装置単位容量当たり取得単価＋発電装置単位容量当たり停電対策増分単価）</p>
電力設備（小規模局用電源装置）	<p>1 RT-BOX以外の小規模局に設置する場合の設備量の算定 局ごとに、当該局に設置される設備の所要電流値の合計を小規模局用電源装置の1台当たり最大電流で除したものの（1に満たない端数は、切り上げるものとする。）を当該局の小規模局用電源装置台数とする。これからデータ系に係るもの（電流比により算定するものとする。）を控除したものを当該局の音声系小規模局用電源装置台数とする。</p> <p>2 RT-BOXに設置する場合の設備量の算定 局ごとに、当該局に設置される設備の所要電流値の合計を小規模局用電源装置（RT-BOX用最大規格）の1台当たり最大電流で除したものの（1に満たない端数は、切り捨てるものとする。）を当該局の小規模局用電源装置台数とする。また、それによって生じた所要電流値の余りから選定される小規模局用電源装置（RT-BOX用直近上位規格）台数を小規</p>

	<p>機局用電源装置台数に加える。これからデータ系に係るもの（電流比により算定するものとする。）を控除したものを当該局の音声系小規模局用電源装置台数とする。</p> <p>3 投資額の算定  次の算定式により局ごとに種別ごと小規模局用電源装置投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、小規模局用電源装置投資額を算定する。</p> <p>種別ごと小規模局用電源装置投資額  ＝当該種別音声系小規模局用電源装置台数×当該種別小規模局用電源装置単価</p>
電力設備（可搬型発動発電機）	<p>1 設備量の算定  (1) 所要電流値ごとに、可搬型発動発電機設置台数に可搬型発動発電機規定容量を乗じ、全ての所要電流値について合計したものを可搬型発動発電機容量とする。</p> <p>(2) 小規模局ごとに、可搬型発動発電機容量を総電流の割合に応じて割り当てたものを当該局の可搬型発動発電機容量とする。また、これからデータ系に係るもの（当該局の電力容量比により算定するものとする。）を控除したものを当該局の音声系可搬型発動発電機容量とする。</p> <p>2 投資額の算定  次の算定式により局ごとに可搬型発動発電機投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、可搬型発動発電機投資額を算定する。</p> <p>可搬型発動発電機投資額  ＝音声系可搬型発動発電機所要容量×可搬型発動発電機単位容量当たり単価</p>
機械室建物	<p>1 R T—B O X以外の局の機械室建物の設備量の算定  (1) 局ごとに、次のアからエまでの手順で求めた面積の合計を当該局のネットワーク設備面積とする。</p> <p>ア 専用架搭載設備（音声収容装置、総合デジタル通信回線収容交換機、総合デジタル通信回線収容交換機用D B、C S、M G W、X C M、無線伝送装置、衛星通信設備、消防警察トランプ、警察消防回線集約装置及び信号用中継交換機）ごとに当該設備の架数に架当たり面積を乗じたものを全ての設備について合計したもの</p> <p>イ 単独設置設備（主配線盤、光ケーブル成端架、海底中間中継伝送装置及びオペレーション設備）ごとに当該設備のユニット数に1ユニット当たり面積を乗じたものを全ての設備について合計したもの</p> <p>ウ 共用架搭載設備（音声収容装置用L 2 S W、音声収容ルータ、共用収容ルータ、共用コアルータ、コア局L 2 S W、P T N、C W D M、中間中継伝送装置、S G W、M G C及びインタフェース変換装置）ごとに、当該設備のユニット数を共用架当たり最大搭載ユニット数で除し、全ての設備について合計したもの（1に満たない端数は、切り上げるものとする。）を当該局の共用架数とし、これに共用架当たり所要面積を乗じたもの</p> <p>エ 音声収容装置、総合デジタル通信回線収容交換機、総合デジタル通信回線収容交換機用D B、C S、M G W、X C M、海底中間中継伝送装置、無線伝送装置、衛星通信設備、消防警察トランプ、警察消防回線集約装置、信号用中継交換機及び共用架の各設備の更改面積のうち最大のもの</p> <p>(2) 局ごとに、次のアからクまでの手順で求めた面積の合計を当該局の電力設備面積とする。</p> <p>ア 整流装置系統数に整流装置基本部面積を乗じたもの及び整流装置増設架数に整流装置増設架面積を乗じたものの合計</p>

	<p>イ 直流変換電源装置架数に直流変換電源装置あたり単位面積を乗じたもの  ウ 交流無停電電源装置種別ごとに、交流無停電電源装置台数に交流無停電電源装置所要面積を乗じたもの  エ 蓄電池種別ごとに、蓄電池組数に蓄電池所要面積を乗じたもの  オ 発電装置種別ごとに、受電装置台数に受電装置所要面積を乗じたもの  カ 発電装置種別ごとに、発電装置台数に発電装置所要面積を乗じたもの  キ 小規模局用電源装置種別ごとに、小規模局用電源装置台数に小規模局用電源装置所要面積を乗じたもの  ク 整流装置、交流無停電電源装置、蓄電池、受電装置及び小規模局用電源装置の各設備について更改面積の合計  (3) 局ごとに、種別ごとの空調設備台数に空調設備単位面積を乗じたもの  (4) 局ごとに、(1)の面積のうち主配線盤の所要面積を当該局のケーブール室面積とする。  (5) 局ごとに、ネットワーク設備面積、電力設備面積、空調設備面積及びケーブール室面積の合計に、1から建物付帯設備面積付加係数を減じたもの  (6) (1)から(5)までにより算定したネットワーク設備面積、電力設備面積、空調設備面積、ケーブール室面積及び建物付帯設備面積の合計を当該局の機械室建物面積とし、それからデータ系に係るものを控除したものを当該局の音声系機械室建物面積とする。</p> <p>2 RT-BOXの機械室建物の設備量の算定  RT-BOX数を1とし、これからデータ系に係るもの(機械室建物面積比により算定するもの)を控除したものを当該局の音声系RT-BOX数とする。</p> <p>3 投資額の算定  次の算定式により局ごと機械室建物投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、機械室建物投資額を算定する。</p> <p>(1) 局舎種別が複数階局の場合  局ごと機械室建物投資額  ＝音声系機械室建物面積×(機械室建物建設単価+機械室建物災害対策増分単価)</p> <p>(2) 局舎種別が平屋局であって離島単独局の場合  局ごと機械室建物投資額  ＝音声系機械室建物面積×機械室建物建設単価</p> <p>(3) 局舎種別が平屋局であって(2)以外の場合  局ごと機械室建物投資額  ＝音声系機械室建物面積×(機械室建物建設単価+機械室建物災害対策増分単価)</p> <p>(4) 局舎種別がRT-BOXの場合  局ごと機械室建物投資額  ＝音声系RT-BOX数×RT-BOX単価</p>
機械室土地	1 RT-BOX以外の局の機械室土地の設備量の算定

	<p>(1) 大規模局の場合は、局舎種別は複数階局とする。大規模局以外の場合は、収容局（無線併設局及び衛星通信併設局に限る。）の局舎種別は複数階局、収容局（離島単独局に限る。）の局舎種別は平屋局とし、その他の収容局の局舎種別については、建物及び土地に係る年間コストを比較し、複数階局と平屋局のうちより低い方を選択する。</p> <p>(2) 局舎種別が複数階局の場合は、局ごとに、機械室建物面積を当該局の容積率で除したものを当該局の機械室土地面積とする。ただし、当該局の容積率の指定がない場合には、機械室建物面積を複数階局容積率で除したものを当該局の機械室土地面積とする。</p> <p>(3) 局舎種別が平屋局の場合は、局ごとに、機械室建物面積を平屋局容積率で除したものの、駐車スペース等土地面積及び地上鉄塔土地面積（無線伝送装置を設置する場合に限る。）の合を当該局の機械室土地面積とする。</p> <p>(4) (2)及び(3)で算定した機械室土地面積から駐車スペース面積のうちデータ系に係るもの（回線数比により算定するものとする。）及び駐車スペース以外の土地面積のうちデータ系に係るもの（機械室建物面積比により算定するものとする。）を控除したものを当該局の音声系機械室土地面積とする。</p> <p>2 RT-BOXの機械室土地の設備量の算定 局ごとに、RT-BOX土地面積を当該局の機械室土地面積とし、これから駐車スペース面積のうちデータ系に係るもの（回線数比により算定するものとする。）及び駐車スペース以外の土地面積のうちデータ系に係るもの（機械室建物面積比により算定するものとする。）を控除したものを当該局の音声系機械室土地面積とする。</p> <p>3 投資額の算定 次の算定式により局ごとと機械室土地投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、機械室土地投資額を算定する。この場合に使用する土地単価時点補正係数は、当該局が属する都道府県の値とする。</p> <p>局ごと機械室土地投資額 ＝音声系機械室土地面積×（固定資産評価額÷土地単価時点補正係数）×土地単価時点補正係数</p>
監視設備（総合監視）	<p>監視設備（総合監視）投資額 ＝ネットワーク設備<sup>(注)</sup>投資額合計×監視設備（総合監視）対投資額比率</p> <p>注 ネットワーク設備とは、附則別表第2の1に規定する設備区分に係る設備及び附則別表第2の2に規定する附属設備等のうち、空調設備、電力設備、機械室建物及び機械室土地の設備等区分に係る設備等をいう。以下この表において同じ。</p>
監視設備（収容局設備）	<p>監視設備（収容局設備）投資額 ＝（音声収容ルータ投資額＋共用収容ルータ＋音声収容装置投資額 ＋音声収容装置L2SW投資額＋総合デジタル通信回線収容交換機投資額 ＋消防警察トランク投資額＋警察消防用回線集約装置投資額） ×監視設備（収容局設備）対投資額比率</p>
監視設備（コア局設備）	<p>監視設備（コア局設備）投資額 ＝（共用コアルータ投資額＋コア局L2SW投資額＋CS投資額 ＋MGW投資額＋MGC投資額＋XCM投資額＋SGW投資額） ×監視設備（コア局設備）対投資額比率</p>
監視設備（伝送無線機械）	<p>監視設備（伝送無線機械）投資額</p>

	$= (\text{伝送装置投資額} + \text{中間中継伝送装置投資額} + \text{無線伝送装置投資額} + \text{無線インターネットサービス変換装置投資額} + \text{無線インターネット投資額} + \text{無線铁塔投資額} + \text{衛星通信設備投資額}) \times \text{監視設備 (伝送無線機械) 対投資額比率}$
監視設備 (市外線路)	$\text{監視設備 (市外線路) 投資額} \\ = \text{市外線路投資額 (中継系光ケーブル、海底光ケーブル、海底中間中継伝送装置及び中継系電柱の投資額の合計)} \\ \times \text{監視設備 (市外線路) 対投資額比率}$
監視設備 (市内線路)	$\text{監視設備 (市内線路) 投資額} \\ = \text{市内線路投資額 (加入系光ケーブル、メタルケーブル及び加入系電柱の投資額の合計)} \\ \times \text{監視設備 (市内線路) 対投資額比率}$
共用建物	$\text{共用建物投資額} \\ = \text{ネットワーク設備投資額} \times \text{共用建物対投資額比率}$
共用土地	$\text{共用土地投資額} \\ = \text{ネットワーク設備投資額} \times \text{共用土地対投資額比率} \times \text{共用土地単価補正係数}$
構築物	$\text{構築物投資額} \\ = (\text{機械室建物投資額} + \text{共用建物投資額}) \times \text{構築物対投資額比率}$
機械及び装置	$\text{機械及び装置投資額} \\ = \text{ネットワーク設備投資額合計} \times \text{機械及び装置対投資額比率}$
車両	$\text{車両投資額} \\ = \text{ネットワーク設備投資額合計} \times \text{車両対投資額比率}$
工具、器具及び備品	$\text{工具、器具及び備品投資額} \\ = \text{ネットワーク設備投資額合計} \times \text{工具、器具及び備品対投資額比率}$
無形固定資産	$\text{無形固定資産投資額} \\ = \text{ネットワーク設備投資額合計} \times \text{無形固定資産 (ソフトウェア以外) 対投資額比率}$

附則別表第3の2 (附則第6条関係) 正味固定資産価額算定に用いる数値

項目	数値	単位
メタルケージル (小) 規格対数(1)	5	対
メタルケージル (小) 規格対数(2)	10	対
メタルケージル (小) 規格対数(3)	20	対
メタルケージル (小) 規格対数(4)	30	対
メタルケージル (小) 規格対数(5)	50	対
メタルケージル (小) 規格対数(6)	100	対
メタルケージル (小) 規格対数(7)	200	対
メタルケージル (小) 規格対数(8)	400	対
メタルケージル (小) 規格対数(9)	600	対
メタルケージル (小) 規格対数(10)	800	対
メタルケージル (小) 規格対数(11)	1,000	対
メタルケージル (小) 規格対数(12)	1,200	対
メタルケージル (小) 規格対数(13)	1,400	対
メタルケージル (小) 規格対数(14)	1,600	対
メタルケージル (小) 規格対数(15)	1,800	対
メタルケージル (小) 規格対数(16)	2,000	対

メタルケーブ (小) 規格対数(17)	2,400	対
メタルケーブ (小) 規格対数(18)	3,000	対
メタルケーブ (中) 規格対数(1)	5	対
メタルケーブ (中) 規格対数(2)	10	対
メタルケーブ (中) 規格対数(3)	20	対
メタルケーブ (中) 規格対数(4)	30	対
メタルケーブ (中) 規格対数(5)	50	対
メタルケーブ (中) 規格対数(6)	100	対
メタルケーブ (中) 規格対数(7)	200	対
メタルケーブ (中) 規格対数(8)	400	対
メタルケーブ (中) 規格対数(9)	600	対
メタルケーブ (中) 規格対数(10)	800	対
メタルケーブ (中) 規格対数(11)	1,000	対
メタルケーブ (中) 規格対数(12)	1,200	対
メタルケーブ (大) 規格対数(1)	5	対
メタルケーブ (大) 規格対数(2)	10	対
メタルケーブ (大) 規格対数(3)	20	対
メタルケーブ (大) 規格対数(4)	30	対

メタルケーブ (大) 規格対数(5)	50	対
メタルケーブ (大) 規格対数(6)	100	対
メタルケーブ (大) 規格対数(7)	200	対
メタルケーブ (大) 規格対数(8)	400	対
メタルケーブ (大) 規格対数(9)	600	対
メタルケーブ (小) 最大規格対数	3,000	対
メタルケーブ (中) 最大規格対数	1,200	対
メタルケーブ (大) 最大規格対数	600	対
加入系光ケーブ規格心数(1)	8	心
加入系光ケーブ規格心数(2)	16	心
加入系光ケーブ規格心数(3)	24	心
加入系光ケーブ規格心数(4)	32	心
加入系光ケーブ規格心数(5)	40	心
加入系光ケーブ規格心数(6)	60	心
加入系光ケーブ規格心数(7)	80	心
加入系光ケーブ規格心数(8)	100	心
加入系光ケーブ規格心数(9)	120	心
加入系光ケーブ規格心数(10)	160	心

加入系光ケーブル規格心数(11)	200	心
加入系光ケーブル規格心数(12)	300	心
加入系光ケーブル規格心数(13)	400	心
加入系光ケーブル規格心数(14)	500	心
加入系光ケーブル規格心数(15)	600	心
加入系光ケーブル規格心数(16)	800	心
加入系光ケーブル規格心数(17)	1,000	心
加入系電柱間隔	0.035	km
配線回線予備率	0.026	—
加入系光子備心数	4	心
区画戸建最大回線数	31.25	—
メタルケーブル(小) 最大伝送距離	2	km
メタルケーブル(中) 最大伝送距離	4	km
メタルケーブル(大) 最大伝送距離	7	km
メタルケーブル(小) 最大規格対数 (架空)	400	対
メタルケーブル(中) 最大規格対数 (架空)	400	対
メタルケーブル(大) 最大規格対数 (架空)	200	対
加入系光ケーブル最大規格心数	1,000	心

加入系光ケーブル最大規格心数 (架空)			
メタルケーブル (小) 径(1)	200	心	mm
メタルケーブル (小) 径(2)	11		mm
メタルケーブル (小) 径(3)	11		mm
メタルケーブル (小) 径(4)	12		mm
メタルケーブル (小) 径(5)	14		mm
メタルケーブル (小) 径(6)	16		mm
メタルケーブル (小) 径(7)	19		mm
メタルケーブル (小) 径(8)	23		mm
メタルケーブル (小) 径(9)	30		mm
メタルケーブル (小) 径(10)	35		mm
メタルケーブル (小) 径(11)	39		mm
メタルケーブル (小) 径(12)	43		mm
メタルケーブル (小) 径(13)	47		mm
メタルケーブル (小) 径(14)	50		mm
メタルケーブル (小) 径(15)	53		mm
メタルケーブル (小) 径(16)	56		mm
メタルケーブル (小) 径(17)	59		mm
メタルケーブル (小) 径(17)	63		mm

メタルケーブリング (小) 径18	70	mm
メタルケーブリング (中) 径11	13	mm
メタルケーブリング (中) 径12	14	mm
メタルケーブリング (中) 径13	16	mm
メタルケーブリング (中) 径14	18	mm
メタルケーブリング (中) 径15	21	mm
メタルケーブリング (中) 径16	28	mm
メタルケーブリング (中) 径17	33	mm
メタルケーブリング (中) 径18	44	mm
メタルケーブリング (中) 径19	53	mm
メタルケーブリング (中) 径10	60	mm
メタルケーブリング (中) 径11	67	mm
メタルケーブリング (中) 径12	70	mm
メタルケーブリング (大) 径11	14	mm
メタルケーブリング (大) 径12	18	mm
メタルケーブリング (大) 径13	23	mm
メタルケーブリング (大) 径14	27	mm
メタルケーブリング (大) 径15	34	mm

メタルケーブ (大) 径(6)	38	mm
メタルケーブ (大) 径(7)	43	mm
メタルケーブ (大) 径(8)	59	mm
メタルケーブ (大) 径(9)	70	mm
加入系光ファイバケーブ径(1)	11	mm
加入系光ファイバケーブ径(2)	11	mm
加入系光ファイバケーブ径(3)	11	mm
加入系光ファイバケーブ径(4)	11	mm
加入系光ファイバケーブ径(5)	11	mm
加入系光ファイバケーブ径(6)	11	mm
加入系光ファイバケーブ径(7)	13	mm
加入系光ファイバケーブ径(8)	13	mm
加入系光ファイバケーブ径(9)	15	mm
加入系光ファイバケーブ径(10)	15	mm
加入系光ファイバケーブ径(11)	17	mm
加入系光ファイバケーブ径(12)	19	mm
加入系光ファイバケーブ径(13)	19	mm
加入系光ファイバケーブ径(14)	23	mm

加入系光ファイバケーブル径(15)	23	mm
加入系光ファイバケーブル径(16)	23	mm
加入系光ファイバケーブル径(17)	30	mm
インナーパイプ径 (外径) (1)	27	mm
インナーパイプ径 (外径) (2)	36	mm
インナーパイプ径 (外径) (3)	47	mm
インナーパイプ径 (外径) (4)	56	mm
インナーパイプ径 (内径) (1)	14	mm
インナーパイプ径 (内径) (2)	23	mm
インナーパイプ径 (内径) (3)	32	mm
インナーパイプ径 (内径) (4)	40	mm
インナーパイプ径 (空き径) (1)	42	mm
インナーパイプ径 (空き径) (2)	33	mm
インナーパイプ径 (空き径) (3)	22	mm
インナーパイプ径 (空き径) (4)	13	mm
予備管路あたり最大管路数	15	条
き線点遠隔収容装置最大収容電話回線数	512	回線
き線点遠隔収容装置最大収容低速専用回線数	23	回線

き線点遠隔収容装置最大収容高速メタル専用回線数		3	回線
き線点遠隔収容装置当たり必要心数		4	心
き線点遠隔収容装置収容配線最大長		7	km
き線点遠隔収容装置設置最小回線数		400	回線
き線点遠隔収容装置収容率		0.965	—
き線回線予備率		0.116	—
配線光子備心線数		2	心
引込ビル数算定式二次係数		-0.0000007	—
引込ビル数算定式一次係数		0.0319	—
引込ビル数算定式定数		0	—
き線点遠隔収容装置～加入者交換機間中継伝送路年経費		0	円
き線管路総延長		132,069	km
自治体管路総延長		39	km
電線共同溝総延長		1,483	km
情報ボックス総延長		8,122	km
配線自治体管路適用率		0.02275	—
配線電線共同溝適用率		0.10725	—
配線情報ボックス適用率		0	—

き線点遠隔収容装置帰属先局舎種別判別値	15,000	回線
第二種総合デジタル通信サービス換算係数	10	—
時間帯パラメータ (アナログ電話)	1	—
時間帯パラメータ (総合デジタル通信サービス)	1	—
呼完了率 (アナログ電話)	0.7	—
呼完了率 (総合デジタル通信サービス)	0.7	—
1 接続当たり音声帯域	105	kbps
1 接続 1 秒当たり音声パケット数	100	pps
音声パケット優先係数	1	—
6Mbps当たり帯域	6	Mbps
IPデータ系Mbps 当たりパケット数	156	pps/Mbps
音声収容装置ラインカード当たり最大収容回線数	32	回線/ラインカード
音声収容装置シェルフ当たり最大収容ラインカード数	16	カード/シェルフ
音声収容装置架当たり最大収容シェルフ数	4	シェルフ/架
音声収容装置回線収容率	1	—
音声収容装置 L 2 S W 1 ユニット当たり最大インタフエース数	48	I F / ユニット
音声収容装置 L 2 S W 1 ユニット当たり最大処理Mbps 数	714.24	Mbps / ユニット
音声収容装置 L 2 S W 設置不要最大音声収容装置シェルフ数	2	シェルフ

音声収容装置 L 2 S W 収容率	0.8	—
音声収容装置 L 2 S W ポート収容率	1	—
音声収容装置 L 2 S W 冗長化係数	2	ユニット
総合デジタル通信サービス ( I S D N 64 ) ポード当たり最大収容回線数	4	回線/ポード
総合デジタル通信サービス ( I S D N 1500 ) ポード当たり最大収容回線数	1	回線/ポード
総合デジタル通信サービス ( I S D N 64 ) ポード 1 枚当たり占用スロット数	1	スロット/ポード
総合デジタル通信サービス ( I S D N 1500 ) ポード 1 枚当たり占用スロット数	3	スロット/ポード
総合デジタル通信回線収容交換機 1 ユニット当たりスロット数	48	スロット/ユニット
架当たり最大収容総合デジタル通信回線収容交換機ユニット数	2	ユニット/架
総合デジタル通信回線収容交換機回線収容率	1	—
総合デジタル通信回線収容交換機内蔵 L 2 S W 収容率	1	—
総合デジタル通信回線収容交換機内蔵 L 2 S W 当たり最大収容総合デジタル通信回線収容交換機ユニット数	7	ユニット/L 2 S W
総合デジタル通信回線収容交換機用 D B 1 ユニット当たり最大処理最繁時呼数	10,080,000	B H C A / ユニット
総合デジタル通信回線収容交換機用 D B 収容率	0.8	—
総合デジタル通信回線収容交換機用 D B 冗長化係数	2	ユニット
音声収容ルータ 1 ユニット当たり最大インタフェース数	26	I F / ユニット
音声収容ルータ 1 ユニット当たり最大処理 B H M b p s	44,000	M b p s / ユニット
音声収容ルータ 1 ユニット当たり最大処理 B H M p p s	65	M p p s / ユニット

音声収容ルータ収容率	0.9	—
音声収容ルータ冗長化係数	2	ユニット
共用収容ルータ 1 Gボード当たり最大収容インタフェース数	26	1 F / ボード
共用収容ルータ 10Gボード当たり最大収容インタフェース数	2	1 F / ボード
共用収容ルータ 1 ユニット当たり最大 1 Gボード数	1	ボード / ユニット
共用収容ルータ 1 ユニット当たり最大 10Gボード数	1	ボード / ユニット
共用収容ルータ 1 ユニット当たり最大処理 B H Mbps	44,000	Mbps / ユニット
共用収容ルータ 1 ユニット当たり最大処理 B H Mbps	65	Mbps / ユニット
共用収容ルータ収容率	0.8	—
信号区域間リンク分散数	2	数
信号用中継交換機収容率	1	—
信号用中継交換機当たり最大リンク数	1,056	リンク / S T P
信号用中継交換機対当たり渡りリンク数	8	リンク / S T P 対
信号用中継交換機当たり処理信号数	56,320	信号数 / S T P
専用 6 Mパス収容回線数 (低速)	96	回線 / 6 Mパス
専用 6 Mパス収容回線数 (高速メタル)	48	回線 / 6 Mパス
専用 6 Mパス収容回線数 (高速光)	4	回線 / 6 Mパス
中間中継伝送装置平均距離 (C W D M)	80	km

中間中継伝送装置平均距離 (PTN)	80	km
コア局L2SW1ユニット当たり最大収容インタフェース数	48	IF/ユニット
コア局L2SW冗長化係数	2	ユニット
共用コアルータ10Gボード当たり最大収容インタフェース数	18	IF/ボード
共用コアルータ1ユニット当たり最大10Gボード数	4	ボード/ユニット
共用コアルータ1ユニット当たり最大処理BHMbps	240,000	Mbps/ユニット
共用コアルータ1ユニット当たり最大処理BHMpps	180	Mpps/ユニット
共用コアルータ収容率	0.8	—
SGW1リンク当たり信号数	240	信号数/リンク
SGW1ユニット当たり最大リンク数	128	リンク/ユニット
SGW1ユニット当たり最大処理可能ポイントコード数	8	ポイントコード/ユニット
SGW収容率	1	—
SGW冗長化係数	2	ユニット
CS1ユニット当たり最大処理回線数	260,000	回線/ユニット
CS収容率	1	—
CS冗長化係数	2	ユニット
CS用DB1ユニット当たり最大処理最繁忙時呼数	2,190,000	BHCA/ユニット

CS用DB収容率	1	—
CS用DB冗長化係数	2	ユニット
MG C 1 ユニット当たり最大処理最繁忙時呼数	3,750,000	BHCA/ユニット
MG C 収容率	0.8	—
MG C 冗長化係数(1)	1	ユニット
MG C 冗長化係数(2)	1	ユニット
MG C 用DB 1 ユニット当たり最大処理最繁忙時呼数	3,750,000	BHCA/ユニット
MG C 用DB 収容率	1	—
MG C 用DB 冗長化係数	0	ユニット
MGW STM-1 冗長化係数(1)	1	ポート
MGW STM-1 冗長化係数(2)	1	ポート
MGW 1 ユニット当たり最大STM-1ポート数	9	ポート/ユニット
MGW 収容率	1	—
MGWポート収容率	1	—
I C 接続 156M接続回線比率	0.5	—
中継系電柱距離	0.035	km
中継系管路当たり最大ケーブル条数	2	ケーブル条数/管路
チャンネル切上単位 (52M)	672	—

チャンネル上単位 (156M)	2,016	—
クロスコネクト装置ユニット当たり 52Mパス数	18	52Mパス/ユニット
クロスコネクト装置基本架当たりユニット数 (1架構成)	1	ユニット/架
クロスコネクト装置基本架当たりユニット数 (複数架構成)	2	ユニット/架
クロスコネクト装置接続架当たり基本架数	4	基本架/接続架
クロスコネクト装置最大接続架数	2	架
クロスコネクト装置ユニット当たり増設リンク数	6	JIF/ユニット
クロスコネクト装置冗長構成係数	2	JIF/ユニット
クロスコネクト装置スイッチユニット当たり増設リンクインターフェース数	16	JIF/SSWUnit
架当たり回線数 (主配線盤)	150,000	回線/架
架当たり心線数 (光ケーブル成端架大)	2,000	心線/架
架当たり心線数 (光ケーブル成端架小1)	128	心線/架
架当たり心線数 (光ケーブル成端架小2)	256	心線/架
架当たり心線数 (光ケーブル成端架中)	389	心線/架
CWDM 低速 10Gカード当たり最大收容インターフェース数	1	IF/カード
CWDM 低速 STM-1カード当たり最大收容 STM-1 インターフェース数	4	IF/カード
CWDM 高速 インターフェース最大波長数	8	波長/IF

CWDM1ユニット当たり心線数	1	心/ユニット
PTN2.4G高速インタフェース最大容量	2.4	Gbps
PTN10G高速インタフェース最大容量	10	Gbps
PTN1リンク当たり高速インタフェース数	2	IF/リンク
PTN1ユニット当たり最大高速インタフェース数	4	IF/ユニット
PTN高速インタフェース当たり心線数	2	心/IF
PTN低速混在インタフェースポート最大STM-1ポート数	4	STM-1ポート/ 混在ポート
PTN低速混在インタフェースポート最大1Gポート数	8	1Gポート/混在 ポート
PTN1ユニット当たり最大低速インタフェースポート数	2	ポート/ユニット
PTN冗長化係数	2	ユニット
データ系高速インタフェース最大容量	10	Gbps
データ系高速インタフェース当たり心線数	2	心/IF
伝送装置収容率	1	—
伝送装置ポート収容率	1	—
1Gポート最大Mbps	1,000	Mbps/ポート
10Gポート最大Mbps	10,000	Mbps/ポート

STM-1ポート最大Mbps	156	Mbps/ポート
回線当たり心線数(第二種総合デジタル通信サービス)	2	心線/回線
回線当たり心線数(高速光専用線)	2	心線/回線
主配線盤回線収容率	0.965	—
光ケーブル成端架収容率	0.965	—
中継系光ケーブル規格心数(1)	8	心
中継系光ケーブル規格心数(2)	16	心
中継系光ケーブル規格心数(3)	24	心
中継系光ケーブル規格心数(4)	32	心
中継系光ケーブル規格心数(5)	40	心
中継系光ケーブル規格心数(6)	60	心
中継系光ケーブル規格心数(7)	80	心
中継系光ケーブル規格心数(8)	100	心
中継系光ケーブル規格心数(9)	120	心
中継系光ケーブル規格心数(10)	160	心
中継系光ケーブル規格心数(11)	200	心
中継系光ケーブル規格心数(12)	300	心
海底用中間中継伝送装置最大中継距離	130	km

有中継光ケーブル最大規格心線数	8	心
無中継光ケーブル最大規格心線数	100	心
無中継光ケーブル規格心線数(1)	16	心
無中継光ケーブル規格心線数(2)	24	心
無中継光ケーブル規格心線数(3)	32	心
無中継光ケーブル規格心線数(4)	40	心
無中継光ケーブル規格心線数(5)	60	心
無中継光ケーブル規格心線数(6)	80	心
無中継光ケーブル規格心線数(7)	100	心
52Mbps当たり帯域	52	Mbps
変復調回線切替装置ユニット当たり最大収容52Mbps数	1	52Mbps/ユニット
架当たりユニット数 (変復調回線切替装置)	4	ユニット/架
無線送受信装置ユニット当たり最大収容52Mbps数	1	52Mbps/ユニット
架当たりユニット数 (無線送受信装置)	5	ユニット/架
ルート当たりアンテナ数	3	個
最大アンテナ搭載数	12	個
中継系最大規格心線数	300	心

トランスポンダ当たり最大接続可能回線数	149	回線／トランスポンダ
時分割多元接続装置架当たり最大収容回線数	298	回線／架
衛星送受信装置架当たり最大収容回線数	298	回線／架
局当たり衛星通信アンテナ数	2	個
インタフェース変換装置1ユニット当たり最大収容インタフェース数	6	IF／ユニット
インタフェース変換装置ポート収容率	1	—
RT-BOX最大音声収容装置架数	1	架／RTBOX
RT-BOX最大総合デジタル通信回線収容交換機架数	1	架／RTBOX
RT-BOX最大共用架数	4	架／RTBOX
共用架当たり所要面積	1.5	m <sup>2</sup> ／架
音声収容装置1シェルフ当たりDC電流	22.5	A／シェルフ
音声収容装置架当たり面積	1.5	m <sup>2</sup> ／架
音声収容ルータ1ユニット当たりDC電流	5	A／ユニット
音声収容ルータ1ユニット当たりAC100V電流	0	A／ユニット
音声収容ルータ1ユニット当たりAC200V電流	0	A／ユニット
音声収容ルータ共用架当たり最大搭載ユニット数	11	ユニット／架
音声収容装置L2SW1ユニット当たりDC電流	0	A／ユニット

音声収容装置L2SW 1ユニット当たりAC100V電流	6.6	A/ユニット
音声収容装置L2SW 共用架当たり最大搭載ユニット数	8	ユニット/架
共用収容ルータ1ユニット当たりDC電流	5	A/ユニット
共用収容ルータ 共用架当たり最大搭載ユニット数	12	ユニット/架
総合デジタル通信回線収容交換機1ユニット当たりDC電流	27.1	A/ユニット
総合デジタル通信回線収容交換機架当たり面積	2	m <sup>2</sup> /架
総合デジタル通信回線収容交換機用DB1ユニット当たりDC電流	36.1	A/ユニット
総合デジタル通信回線収容交換機用DB架当たり最大搭載ユニット数	4	ユニット/架
総合デジタル通信回線収容交換機用DB架当たり面積	1.5	m <sup>2</sup> /架
共用コアルータ1ユニット当たりDC電流	88	A/ユニット
共用コアルータ1ユニット当たりAC200V電流	0	A/ユニット
共用コアルータ 共用架当たり最大搭載ユニット数	2	ユニット/架
コア局L2SW1ユニット当たりAC100V電流	6.6	A/ユニット
コア局L2SW 共用架当たり最大搭載ユニット数	6	ユニット/架
CS1ユニット当たりDC電流	54.5	A/ユニット
CS1ユニット当たりAC100V電流	0	A/ユニット
CS架当たり最大搭載ユニット数	12	ユニット/架
CS架当たり面積	1.5	m <sup>2</sup> /架

CS用DB架当たり最大搭載ユニット数	2	ユニット/架
CS用DB架当たり面積	3	m <sup>2</sup> /架
MGW1ユニット当たりDC電流	40	A/ユニット
MGW架当たり最大搭載ユニット数	0	ユニット/架
MGW 共用架当たり最大搭載ユニット数	4	ユニット/架
MGW架当たり面積	0	m <sup>2</sup> /架
SGW1ユニット当たりDC電流	15.63	A/ユニット
SGW1ユニット当たりAC100V電流	0	A/ユニット
SGW 共用架当たり最大搭載ユニット数	7	ユニット/架
MGC1ユニット当たりDC電流	0	A/ユニット
MGC1ユニット当たりAC100V電流	13	A/ユニット
MGC 共用架当たり最大搭載ユニット数	11	ユニット/架
クロスコネクト装置基本架電流	40.3	A/架
クロスコネクト装置増設架基本部電流	38.2	A/架
クロスコネクト装置ユニット電流	7.9	A/ユニット
クロスコネクト装置架面積	1.44	m <sup>2</sup> /架
PTN1ユニット当たりDC電流	3.05	A/ユニット
PTN 共用架当たり最大搭載ユニット数	16	ユニット/架

CWDM 1 ユニット当たり DC 電流	4.2	A/ユニット
CWDM 1 ユニット当たり AC100V 電流	2	A/ユニット
CWDM 共用架当たり最大搭載ユニット数	8	ユニット/架
中間中継伝送装置 1 ユニット当たり DC 電流	4.2	A/ユニット
中間中継伝送装置 1 ユニット当たり AC100V 電流	2	A/ユニット
中間中継伝送装置 共用架当たり最大搭載ユニット数	8	ユニット/架
信号用中継交換機基本部電流	12.7	A/台
信号用中継交換機収容架単位電流	67	A
信号用中継交換機収容架単位電流最大収容リンク数 (48K 換算)	480	リンク
信号用中継交換機 AC 電流	0.16	A/台
信号用中継交換機基本部面積	0	m <sup>2</sup> /台
信号用中継交換機収容架単位面積	1.5	m <sup>2</sup>
信号用中継交換機収容架単位面積最大収容リンク数 (48K 換算)	480	リンク
1 万端子当たりの必要主配線盤長	2.52	m
作業スペース込みの主配線盤幅	3.9	m
光ケーブル成端架単位面積 (大)	12	m <sup>2</sup>
光ケーブル成端架単位面積最大収容端子数 (大)	2,000	端子
光ケーブル成端架単位面積 (小1)	1	m <sup>2</sup>

光ケーブル成端架単位面積最大収容端子数 (小1)	128	端子
光ケーブル成端架単位面積 (小2)	2	m <sup>2</sup>
光ケーブル成端架単位面積最大収容端子数 (小2)	256	端子
光ケーブル成端架単位面積 (中)	2	m <sup>2</sup>
光ケーブル成端架単位面積最大収容端子数 (中)	389	端子
オペレーション設備 (総合監視) 単位面積当たり AC電流	0.8	A/m <sup>2</sup>
オペレーション設備 (試験受付) 単位面積当たり AC電流	0.8	A/m <sup>2</sup>
オペレーション設備 (総合監視) 面積	505	m <sup>2</sup>
オペレーション設備 (試験受付) 面積	432	m <sup>2</sup>
海底中間中継伝送装置用給電装置単位電流	0.92	A/台
海底中間中継伝送装置用給電装置単位面積	1.44	m <sup>2</sup>
変復調回線切替装置単位電流	1.7	A/台
変復調回線切替装置単位面積	1.92	m <sup>2</sup> /架
無線送受信装置単位電流	0.5	A/台
無線送受信装置単位面積	1.44	m <sup>2</sup> /架
地上鉄塔土地面積	144	m <sup>2</sup>
発熱量換算係数	860	kcal/kVA
空調 1台当たりの能力(1)	30,000	kcal/台

空調 1 台当たりの能力(2)	13,050	kcal/台
空調設備 1 台当たりの電力容量(1)	11.55	k V A
空調設備 1 台当たりの電力容量(2)	5.4	k V A
空調設備単位面積(1)	5	m <sup>2</sup>
空調設備単位面積(2)	2.2	m <sup>2</sup>
空調予備機台数	1	台
整流器 1 ユニット当たり最大電流	100	A/ユニット
整流装置 1 系統当たり最大電流	800	A/系統
整流装置基本収容可能整流器数	4	個/架
整流装置増設架収容可能整流器数	4	個/架
整流装置総合効率	0.87	—
整流装置基本部面積	10	m <sup>2</sup> /架
整流装置増設架面積	2	m <sup>2</sup> /架
整流器予備ユニット数	1	ユニット
直流電圧値	48	V
警察消防用回線 1 回線当たりの消費電流	0.484375	A/回線
直流変換電源装置 1 架最大電流	80	A/架
直流変換電源装置架単位面積	5	m <sup>2</sup> /架

交流無停電電源裝置規定出力容量(1)	1	k V A
交流無停電電源裝置規定出力容量(2)	3	k V A
交流無停電電源裝置規定出力容量(3)	5	k V A
交流無停電電源裝置規定出力容量(4)	7	k V A
交流無停電電源裝置規定出力容量(5)	10	k V A
交流無停電電源裝置規定出力容量(6)	15	k V A
交流無停電電源裝置規定出力容量(7)	20	k V A
交流無停電電源裝置規定出力容量(8)	30	k V A
交流無停電電源裝置規定出力容量(9)	50	k V A
交流無停電電源裝置規定出力容量(10)	75	k V A
交流無停電電源裝置規定出力容量(11)	100	k V A
交流無停電電源裝置規定出力容量(12)	200	k V A
交流無停電電源裝置規定出力容量(13)	250	k V A
交流無停電電源裝置規定出力容量(14)	300	k V A
交流無停電電源裝置規定出力容量(15)	400	k V A
交流無停電電源裝置規定出力容量(16)	500	k V A
交流無停電電源裝置規定出力容量(17)	600	k V A
交流無停電電源裝置規定出力容量(18)	800	k V A

交流無停電電源裝置規定出力容量(19)	1,000	k V A
交流無停電電源裝置規定出力容量(20)	1,200	k V A
交流無停電電源裝置規定出力容量 <sup>(1)</sup>	1,500	k V A
交流無停電電源裝置所要面積(1)	4	m <sup>2</sup>
交流無停電電源裝置所要面積(2)	4	m <sup>2</sup>
交流無停電電源裝置所要面積(3)	4	m <sup>2</sup>
交流無停電電源裝置所要面積(4)	4	m <sup>2</sup>
交流無停電電源裝置所要面積(5)	7	m <sup>2</sup>
交流無停電電源裝置所要面積(6)	7	m <sup>2</sup>
交流無停電電源裝置所要面積(7)	8	m <sup>2</sup>
交流無停電電源裝置所要面積(8)	8	m <sup>2</sup>
交流無停電電源裝置所要面積(9)	8	m <sup>2</sup>
交流無停電電源裝置所要面積(10)	10	m <sup>2</sup>
交流無停電電源裝置所要面積(11)	10	m <sup>2</sup>
交流無停電電源裝置所要面積(12)	10	m <sup>2</sup>
交流無停電電源裝置所要面積(13)	10	m <sup>2</sup>
交流無停電電源裝置所要面積(14)	10	m <sup>2</sup>
交流無停電電源裝置所要面積(15)	30	m <sup>2</sup>

交流無停電電源装置所要面積 <sup>(16)</sup>	30	m <sup>2</sup>
交流無停電電源装置所要面積 <sup>(17)</sup>	20	m <sup>2</sup>
交流無停電電源装置所要面積 <sup>(18)</sup>	30	m <sup>2</sup>
交流無停電電源装置所要面積 <sup>(19)</sup>	50	m <sup>2</sup>
交流無停電電源装置所要面積 <sup>(20)</sup>	40	m <sup>2</sup>
交流無停電電源装置所要面積 <sup>(21)</sup>	50	m <sup>2</sup>
交流無停電電源装置総合効率	0.88	—
蓄電池容量算出係数 (大規模局、整流装置用、保持時間：3時間)	5.8	AH/A
蓄電池容量算出係数 (大規模局、UPS用、保持時間：3時間)	4.2	AH/A
蓄電池容量算出係数 (小規模局 (作業員の到着に1.5時間以上を要するもの及び災害対策の強化を目的とするものを除く。)、保持時間：10時間)	12.6	AH/A
蓄電池容量算出係数 (小規模局 (作業員の到着に1.5時間以上を要するものに限る。)、保持時間：18時間)	21.7	AH/A
蓄電池容量算出係数 (小規模局 (災害対策の強化を目的とするものに限る。)、保持時間：36時間)	39.7	AH/A
整流装置用蓄電池規定容量 <sup>(1)</sup>	200	AH
整流装置用蓄電池規定容量 <sup>(2)</sup>	300	AH
整流装置用蓄電池規定容量 <sup>(3)</sup>	500	AH
整流装置用蓄電池規定容量 <sup>(4)</sup>	1,000	AH

整流裝置用蓄電池規定容量(5)	1,500	AH
整流裝置用蓄電池規定容量(6)	2,000	AH
整流裝置用蓄電池規定容量(7)	3,000	AH
整流裝置用蓄電池規定容量(8)	4,000	AH
整流裝置用蓄電池規定容量(9)	5,000	AH
整流裝置用蓄電池規定容量(10)	6,000	AH
整流裝置用蓄電池所要面積(1)	5	m <sup>2</sup>
整流裝置用蓄電池所要面積(2)	6	m <sup>2</sup>
整流裝置用蓄電池所要面積(3)	5	m <sup>2</sup>
整流裝置用蓄電池所要面積(4)	8	m <sup>2</sup>
整流裝置用蓄電池所要面積(5)	11	m <sup>2</sup>
整流裝置用蓄電池所要面積(6)	13	m <sup>2</sup>
整流裝置用蓄電池所要面積(7)	17	m <sup>2</sup>
整流裝置用蓄電池所要面積(8)	18	m <sup>2</sup>
整流裝置用蓄電池所要面積(9)	22	m <sup>2</sup>
整流裝置用蓄電池取得面積(10)	23	m <sup>2</sup>
交流無停電電源裝置 (100 V) 用蓄電池規定容量(1)	50	AH
交流無停電電源裝置 (100 V) 用蓄電池規定容量(2)	100	AH

交流無停電電源裝置 (100 V) 用蓄電池規定容量(3)	200	AH
交流無停電電源裝置 (100 V) 用蓄電池規定容量(4)	300	AH
交流無停電電源裝置 (100 V) 用蓄電池規定容量(5)	500	AH
交流無停電電源裝置 (100 V) 用蓄電池規定容量(6)	1,000	AH
交流無停電電源裝置 (100 V) 用蓄電池規定容量(7)	1,500	AH
交流無停電電源裝置 (100 V) 用蓄電池規定容量(8)	2,000	AH
交流無停電電源裝置 (100 V) 用蓄電池規定容量(9)	3,000	AH
交流無停電電源裝置 (100 V) 用蓄電池所要面積(1)	8	m <sup>2</sup>
交流無停電電源裝置 (100 V) 用蓄電池所要面積(2)	8	m <sup>2</sup>
交流無停電電源裝置 (100 V) 用蓄電池所要面積(3)	8	m <sup>2</sup>
交流無停電電源裝置 (100 V) 用蓄電池所要面積(4)	9	m <sup>2</sup>
交流無停電電源裝置 (100 V) 用蓄電池所要面積(5)	8	m <sup>2</sup>
交流無停電電源裝置 (100 V) 用蓄電池所要面積(6)	13	m <sup>2</sup>
交流無停電電源裝置 (100 V) 用蓄電池所要面積(7)	18	m <sup>2</sup>
交流無停電電源裝置 (100 V) 用蓄電池所要面積(8)	21	m <sup>2</sup>
交流無停電電源裝置 (100 V) 用蓄電池所要面積(9)	27	m <sup>2</sup>
交流無停電電源裝置 (200 V) 用蓄電池規定容量(1)	200	AH
交流無停電電源裝置 (200 V) 用蓄電池規定容量(2)	300	AH

交流無停電電源装置 (200 V) 用蓄電池規定容量(3)	500	AH
交流無停電電源装置 (200 V) 用蓄電池規定容量(4)	1,000	AH
交流無停電電源装置 (200 V) 用蓄電池規定容量(5)	1,500	AH
交流無停電電源装置 (200 V) 用蓄電池規定容量(6)	2,000	AH
交流無停電電源装置 (200 V) 用蓄電池規定容量(7)	3,000	AH
交流無停電電源装置 (200 V) 用蓄電池所要面積(1)	13	m <sup>2</sup>
交流無停電電源装置 (200 V) 用蓄電池所要面積(2)	16	m <sup>2</sup>
交流無停電電源装置 (200 V) 用蓄電池所要面積(3)	22	m <sup>2</sup>
交流無停電電源装置 (200 V) 用蓄電池所要面積(4)	22	m <sup>2</sup>
交流無停電電源装置 (200 V) 用蓄電池所要面積(5)	31	m <sup>2</sup>
交流無停電電源装置 (200 V) 用蓄電池所要面積(6)	38	m <sup>2</sup>
交流無停電電源装置 (200 V) 用蓄電池所要面積(7)	49	m <sup>2</sup>
建物付帯設備面積付加係数 (複数階局舎、オペレーション設備あり)	0.7	—
建物付帯設備面積付加係数 (複数階局舎、オペレーション設備なし)	0.8	—
建物付帯設備面積付加係数 (平屋局舎)	0.9	—
単位面積当たりの建物付帯設備電力容量	0.01	kVA/m <sup>2</sup>
受電装置規定容量(1)	100	kVA
受電装置規定容量(2)	200	kVA

受電裝置規定容量(3)	300	k V A
受電裝置規定容量(4)	500	k V A
受電裝置規定容量(5)	750	k V A
受電裝置規定容量(6)	1,000	k V A
受電裝置規定容量(7)	1,500	k V A
受電裝置規定容量(8)	2,000	k V A
受電裝置規定容量(9)	4,000	k V A
受電裝置所要面積(1)	30	m <sup>2</sup>
受電裝置所要面積(2)	45	m <sup>2</sup>
受電裝置所要面積(3)	45	m <sup>2</sup>
受電裝置所要面積(4)	50	m <sup>2</sup>
受電裝置所要面積(5)	50	m <sup>2</sup>
受電裝置所要面積(6)	50	m <sup>2</sup>
受電裝置所要面積(7)	50	m <sup>2</sup>
受電裝置所要面積(8)	60	m <sup>2</sup>
受電裝置所要面積(9)	162	m <sup>2</sup>
受電裝置更改面積(1)	15	m <sup>2</sup>
受電裝置更改面積(2)	25	m <sup>2</sup>

受電装置更改面積(3)	25	m <sup>2</sup>
受電装置更改面積(4)	32	m <sup>2</sup>
受電装置更改面積(5)	35	m <sup>2</sup>
受電装置更改面積(6)	37	m <sup>2</sup>
受電装置更改面積(7)	52	m <sup>2</sup>
受電装置更改面積(8)	54	m <sup>2</sup>
受電装置更改面積(9)	212	m <sup>2</sup>
発電装置規定容量(1)	10	k V A
発電装置規定容量(2)	20	k V A
発電装置規定容量(3)	37.5	k V A
発電装置規定容量(4)	50	k V A
発電装置規定容量(5)	75	k V A
発電装置規定容量(6)	100	k V A
発電装置規定容量(7)	150	k V A
発電装置規定容量(8)	200	k V A
発電装置規定容量(9)	250	k V A
発電装置規定容量(10)	300	k V A
発電装置規定容量(11)	375	k V A

發電裝置規定容量(12)	500	k V A
發電裝置規定容量(13)	625	k V A
發電裝置規定容量(14)	750	k V A
發電裝置規定容量(15)	1, 000	k V A
發電裝置規定容量(16)	1, 500	k V A
發電裝置規定容量(17)	1, 750	k V A
發電裝置規定容量(18)	2, 000	k V A
發電裝置規定容量(19)	3, 125	k V A
發電裝置所要面積(1)	36	m <sup>2</sup>
發電裝置所要面積(2)	36	m <sup>2</sup>
發電裝置所要面積(3)	36	m <sup>2</sup>
發電裝置所要面積(4)	36	m <sup>2</sup>
發電裝置所要面積(5)	36	m <sup>2</sup>
發電裝置所要面積(6)	36	m <sup>2</sup>
發電裝置所要面積(7)	54	m <sup>2</sup>
發電裝置所要面積(8)	54	m <sup>2</sup>
發電裝置所要面積(9)	54	m <sup>2</sup>
發電裝置所要面積(10)	72	m <sup>2</sup>

発電装置所要面積(1)	72	m <sup>2</sup>
発電装置所要面積(2)	72	m <sup>2</sup>
発電装置所要面積(3)	72	m <sup>2</sup>
発電装置所要面積(4)	72	m <sup>2</sup>
発電装置所要面積(5)	108	m <sup>2</sup>
発電装置所要面積(6)	108	m <sup>2</sup>
発電装置所要面積(7)	108	m <sup>2</sup>
発電装置所要面積(8)	108	m <sup>2</sup>
発電装置所要面積(9)	108	m <sup>2</sup>
小規模局用電源装置 1 台あたりの最大電流 (小規模局)	150	A
小規模局用電源装置 1 台当たりの最大電流 (R T—BOX) (1)	37.5	A
小規模局用電源装置 1 台当たりの最大電流 (R T—BOX) (2)	50	A
小規模局用電源装置 1 台当たりの最大電流 (R T—BOX) (3)	100	A
小規模局用電源装置 1 台あたりの所要面積 (小規模局)	7	m <sup>2</sup>
小規模局用電源装置 1 台当たりの所要面積 (R T—BOX) (1)	9	m <sup>2</sup>
小規模局用電源装置 1 台当たりの所要面積 (R T—BOX) (2)	9	m <sup>2</sup>
小規模局用電源装置 1 台当たりの所要面積 (R T—BOX) (3)	9	m <sup>2</sup>
可搬型発動発電機規定容量(1)	1	k V A

可搬型發動發電機規定容量(2)		2	k V A
可搬型發動發電機規定容量(3)		3	k V A
可搬型發動發電機規定容量(4)		4	k V A
可搬型發動發電機規定容量(5)		5	k V A
可搬型發動發電機規定容量(6)		6	k V A
可搬型發動發電機規定容量(7)		7	k V A
可搬型發動發電機規定容量(8)		8	k V A
可搬型發動發電機規定容量(9)		9	k V A
可搬型發動發電機規定容量(10)		10	k V A
可搬型發動發電機規定容量(11)		11	k V A
可搬型發動發電機設置台數(1)		0	台
可搬型發動發電機設置台數(2)		29	台
可搬型發動發電機設置台數(3)		6	台
可搬型發動發電機設置台數(4)		0	台
可搬型發動發電機設置台數(5)		2	台
可搬型發動發電機設置台數(6)		2	台
可搬型發動發電機設置台數(7)		0	台
可搬型發動發電機設置台數(8)		0	台

可搬型発動発電機設置台数(9)	0	台
可搬型発動発電機設置台数(10)	0	台
可搬型発動発電機設置台数(11)	1	台
複数階局舎容積率	400	%
平屋局舎容積率	100	%
駐車スペース等土地面積	90	m <sup>2</sup>
RT-BOX土地面積	75	m <sup>2</sup>
駐車スペース面積	21	m <sup>2</sup>
時分割多元接続装置架単位電流	9.5	A/架
時分割多元接続装置架単位面積	1.44	m <sup>2</sup> /架
衛星送受信装置架単位電流	36.7	A/架
衛星送受信装置架単位面積	1.44	m <sup>2</sup> /架
衛星回線制御装置架単位電流	210.5	A/架
衛星回線制御装置架単位面積	16.38	m <sup>2</sup> /架
インタフェース変換装置 1ユニット当たりDC電流	3.125	A/ユニット
インタフェース変換装置 共用架当たり最大搭載ユニット数	5	ユニット/架
土地単価時価補正係数	0.7	—
土地単価時点補正係数 (北海道)	0.8009	—

土地単価時点補正係数 (青森県)	0.6907	—
土地単価時点補正係数 (岩手県)	0.7265	—
土地単価時点補正係数 (宮城県)	0.9647	—
土地単価時点補正係数 (秋田県)	0.6519	—
土地単価時点補正係数 (山形県)	0.7589	—
土地単価時点補正係数 (福島県)	0.8078	—
土地単価時点補正係数 (茨城県)	0.7287	—
土地単価時点補正係数 (栃木県)	0.7500	—
土地単価時点補正係数 (群馬県)	0.7542	—
土地単価時点補正係数 (埼玉県)	0.8701	—
土地単価時点補正係数 (千葉県)	0.8862	—
土地単価時点補正係数 (東京都)	0.9895	—
土地単価時点補正係数 (神奈川県)	0.9184	—
土地単価時点補正係数 (新潟県)	0.7829	—
土地単価時点補正係数 (富山県)	0.8353	—
土地単価時点補正係数 (石川県)	0.7852	—
土地単価時点補正係数 (福井県)	0.7356	—
土地単価時点補正係数 (山梨県)	0.7724	—

土地単価時点補正係数 (長野県)	0.7705	—
土地単価時点補正係数 (岐阜県)	0.8238	—
土地単価時点補正係数 (静岡県)	0.8509	—
土地単価時点補正係数 (愛知県)	0.9716	—
土地単価時点補正係数 (三重県)	0.8074	—
土地単価時点補正係数 (滋賀県)	0.8770	—
土地単価時点補正係数 (京都府)	0.9126	—
土地単価時点補正係数 (大阪府)	0.9035	—
土地単価時点補正係数 (兵庫県)	0.8828	—
土地単価時点補正係数 (奈良県)	0.8512	—
土地単価時点補正係数 (和歌山県)	0.7167	—
土地単価時点補正係数 (鳥取県)	0.6966	—
土地単価時点補正係数 (島根県)	0.7546	—
土地単価時点補正係数 (岡山県)	0.8305	—
土地単価時点補正係数 (広島県)	0.8273	—
土地単価時点補正係数 (山口県)	0.7233	—
土地単価時点補正係数 (徳島県)	0.6503	—
土地単価時点補正係数 (香川県)	0.7078	—

土地単価時点補正係数 (愛媛県)		0.7751	—
土地単価時点補正係数 (高知県)		0.6240	—
土地単価時点補正係数 (福岡県)		0.8948	—
土地単価時点補正係数 (佐賀県)		0.7271	—
土地単価時点補正係数 (長崎県)		0.7852	—
土地単価時点補正係数 (熊本県)		0.8470	—
土地単価時点補正係数 (大分県)		0.7870	—
土地単価時点補正係数 (宮崎県)		0.8087	—
土地単価時点補正係数 (鹿児島県)		0.7288	—
土地単価時点補正係数 (沖縄県)		1.0047	—
監視設備 (総合監視) 対投資額比率		0.001417	—
監視装置 (収容局設備) 対投資額比率		0.05425	—
監視装置 (コア局設備) 対投資額比率		0.07380	—
監視設備 (市外線路) 対投資額比率		0.03438	—
監視設備 (市内線路) 対投資額比率		0.01151	—
監視設備 (伝送無線機械) 対投資額比率		0.1453	—
共用建物 対投資額比率		0.008702	—
共用土地 対投資額比率		0.006861	—

共通用土地単価補正係数	1	—
構築物 対投資額比率	0.06732	—
機械及び装置 対投資額比率	0.0006718	—
車両 対投資額比率	0.0001112	—
工具、器具及び備品 対投資額比率	0.004834	—
無形固定資産（ソフトウェアを除く。） 対投資額比率	0.004397	—









附則別表第5の1 (附則第6条関係) 費用算定方式

費用区分	算定方式
減価償却費	$\left( ( \text{投資額} - \text{最低残存価額} ) \div \text{法定耐用年数} \right) \times \text{法定耐用年数} + \text{除去損} \div \text{経済的耐用年数}$ 土地は、減価償却しない。除去損＝最低残存価額とする。
通信設備使用料	(1) 伊豆大島と本土中継交換機間及び穴石と中継交換局間の伝送路に係るもの 伝送路数×専用線料金単価 (2) 信号用中継交換機に係るもの 信号用中継交換機伝送路数×信号用中継交換機専用線料金単価
固定資産税	定率法正味固定資産価額×固定資産税率 定率法正味固定資産価額は、附則別表第3の1に定める算出式により算定する。
施設保全費	(1) 加入系線路に係るもの 設備延長 km×1 km 当たりの施設保全費＋加入者数×1 加入者当たり施設保全費 (2) 中継系架空光ケーブル、中継系地下光ケーブル、海底光ケーブル、電線共同溝、自治体管路、市内線路監視設備及び市外線路監視設備に係るもの 設備延長 km×1 km 当たりの施設保全費 (3) 管路、中口径管路、共同溝及びとう道に係るもの 設備延長 km×1 km 当たりの施設保全費 (4) 上記以外のもの 投資額×施設保全費対投資額比率
道路占用料	(1) 電柱に係るもの 電柱本数×電柱1本当たり道路占用料 (2) 管路、中口径管路及びとう道に係るもの 設備延長 km×1 km 当たり道路占用料 (3) 電線共同溝、自治体管路及び情報ボックスに係るもの 設備延長 km×1 km 当たり道路占用料 (4) き線点遠隔収容装置ユニット数×き線点遠隔収容装置1ユニット当たり道路占用料
撤去費用	投資額×撤去費用対投資額比率
試験研究費	直接費×対直接費比率 直接費＝減価償却費＋通信設備使用料＋固定資産税＋施設保全費＋道路占用料＋撤去費用
接続関連事務費	音声回線数×1回線当たり接続関連事務費
管理共通費	(施設保全費＋試験研究費＋接続関連事務費) ×管理共通費比率

附則別表第5の2 (附則第6条関係) 共通費等の配賦基準

区分		帰属対象設備	配賦基準
試験研究費		附則別表第2の1の設備区分に定める各設備	直接費比
接続関連事務費		附則別表第2の1の設備区分に定める各設備	投資額比
管理共通費		附則別表第2の1の設備区分に定める各設備	施設保全費＋試験研究費＋接続関連事務費の合計額比
監視設備	総合監視	収容局以上の各設備	資本コスト＋保守コストの合計額比
	収容局設備	収容局の各設備	資本コスト＋保守コストの合計額比
	コア局設備	コア局の各設備	資本コスト＋保守コストの合計額比
	伝送無線機械	伝送装置、中間中継伝送装置、無線伝送装置、無線鉄塔、無線アンテナ、衛星通信設備及びインタフェース変換装置	資本コスト＋保守コストの合計額比
	市外線路	中継系光ケーブル、海底光ケーブル及び海底中間中継伝送装置	資本コスト＋保守コストの合計額比
	市内線路	メタルケーブル及び加入系光ケーブル	資本コスト＋保守コストの合計額比
共通用建物		施設保全費＋試験研究費＋接続関連事務費の合計額比	
共通用土地		施設保全費＋試験研究費＋接続関連事務費の合計額比	
構築物		機械室土地建物及び共通用土地建物の資本コスト＋保守コストの合計額比	
機械及び装置		施設保全費＋試験研究費＋接続関連事務費の合計額比	
車両		施設保全費比	
工具器具及び備品		施設保全費＋試験研究費＋接続関連事務費の合計額比	
無形固定資産		ネットワーク設備投資額比	
空調設備		電力容量比	
電力設備		電力容量比	
	整流装置	音声収容ルータ、共用収容ルータ、音声収容装置、音声収容装置L2SW、総合デジタル通信回線収容	電流比

	交換機、総合デジタル通信回線収容交換機DB、消防警察トランスク、警察消防用回線集約装置、共用コアルータ、CS、MGW、XCM、MGC、伝送装置、中間中継伝送装置、無線伝送装置、インタフェース変換装置、衛星通信設備、信号用中継交換機及びSGW	
蓄電池	音声収容ルータ、共用収容ルータ、音声収容装置、音声収容装置L2SW、総合デジタル通信回線収容交換機、総合デジタル通信回線収容交換機DB、消防警察トランスク、警察消防用回線集約装置、共用コアルータ、コア局L2SW、CS、MGW、XCM、MGC、伝送装置、中間中継伝送装置、無線伝送装置、インタフェース変換装置、衛星通信設備、信号用中継交換機、SGW及びオペレーション設備	電流比
交流無停電電源装置	音声収容装置L2SW、警察消防用回線集約装置、共用コアルータ、コア局L2SW、CS、MGC、伝送装置、中間中継伝送装置、信号用中継交換機、SGW及びオペレーション設備	電流比
受電装置	音声収容ルータ、共用収容ルータ、音声収容装置、音声収容装置L2SW、総合デジタル通信回線収容交換機、総合デジタル通信回線収容交換機DB、消防警察トランスク、警察消防用回線集約装置、共用コアルータ、コア局L2SW、CS、MGW、XCM、MGC、伝送装置、中間中継伝送装置、無線伝送装置、インタフェース変換装置、衛星通信設備、信号用中継交換機、SGW及びオペレーション設備	電力容量比
発電装置	音声収容ルータ、共用収容ルータ、音声収容装置、音声収容装置L2SW、総合デジタル通信回線収容交換機、総合デジタル通信回線収容交換機DB、消防警察トランスク、警察消防用回線集約装置、共用コアルータ、コア局L2SW、CS、MGW、XCM、MGC、伝送装置、中間中継伝送装置、無線伝送装置、インタフェース変換装置、衛星通信設備、信号用中継交換機、SGW及びオペレーション設備	電力容量比

	小規模局舎用電源装置	音声收容ルータ、共用收容ルータ、音声收容装置、音声收容装置L2SW、総合デジタル通信回線收容交換機、総合デジタル通信回線收容交換機DB、伝送装置、中間中継伝送装置、無線伝送装置、イソタフェーズ変換装置及び衛星通信設備	電流比
	小規模局舎用蓄電池	音声收容ルータ、共用收容ルータ、音声收容装置、音声收容装置L2SW、総合デジタル通信回線收容交換機、総合デジタル通信回線收容交換機DB、伝送装置、中間中継伝送装置、無線伝送装置、イソタフェーズ変換装置及び衛星通信設備	電流比
	可搬型発動発電機	音声收容ルータ、共用收容ルータ、音声收容装置、音声收容装置L2SW、総合デジタル通信回線收容交換機、総合デジタル通信回線收容交換機DB、伝送装置、中間中継伝送装置、無線伝送装置、イソタフェーズ変換装置及び衛星通信設備	電流比
機械室建物	直流変換電源装置	消防警察トランスク及び警察消防用回線集約装置	電流比
		主配線盤、光ケーブル成端架、音声收容ルータ、共用收容ルータ、音声收容装置、音声收容装置L2SW、総合デジタル通信回線收容交換機、総合デジタル通信回線收容交換機DB、消防警察トランスク、警察消防用回線集約装置、共用コアルータ、コア局L2SW、CS、MGW、XCM、MGC、伝送装置、中間中継伝送装置、無線伝送装置、無線铁塔、イソタフェーズ変換装置、衛星通信設備、信号用中継交換機、SGW及びオプティカル設置設備	面積比
機械室土地		主配線盤、光ケーブル成端架、音声收容ルータ、共用收容ルータ、音声收容装置、音声收容装置L2SW、総合デジタル通信回線收容交換機、総合デジタル通信回線收容交換機DB、消防警察トランスク、警察消防用回線集約装置、共用コアルータ、コア局L2SW、CS、MGW、XCM、MGC、伝送装置、中間中継伝送装置、無線伝送装置、無線铁塔、イソタフェーズ変換装置、衛星通信設備、信号用中継交換機、SGW及びオプティカル設置設備	面積比

	継交換機、S G W及びオペレーション設備	
--	-----------------------	--

附則別表第5の3 (附則第6条関係) 費用算定に用いる数値

項目	数値	単位
加入者交換機 施設保全費対投資額比率	0.04436	—
中継交換機施設保全費対投資額比率	0.04164	—
伝送装置施設保全費対投資額比率	0.02873	—
音声収容装置 施設保全費対投資額比率	0.0519	—
音声収容装置 L2SW 施設保全費対投資額比率	0.0519	—
総合デジタル通信回線収容交換機 施設保全費対投資額比率	0.0519	—
音声収容ルータ 施設保全費対投資額比率	0.1365	—
共用収容ルータ 施設保全費対投資額比率	0.1491	—
共用コアルータ 施設保全費対投資額比率	0.1488	—
コア局 L2SW 施設保全費対投資額比率	0.0519	—
CS 施設保全費対投資額比率	0.039	—
中継系ソフトウェア 施設保全費対投資額比率	0.0644	—
メタルケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (北海道)	151,648	円/km
メタルケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (青森県)	143,229	円/km
メタルケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (岩手県)	148,491	円/km
メタルケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (宮城県)	155,332	円/km
メタルケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (秋田県)	146,386	円/km
メタルケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (山形県)	150,596	円/km
メタルケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (福島県)	153,227	円/km

メタルケーブール延長 1 km 当たり施設保全費 (茨城県)	154, 806	円/km
メタルケーブール延長 1 km 当たり施設保全費 (栃木県)	153, 227	円/km
メタルケーブール延長 1 km 当たり施設保全費 (群馬県)	151, 122	円/km
メタルケーブール延長 1 km 当たり施設保全費 (埼玉県)	161, 647	円/km
メタルケーブール延長 1 km 当たり施設保全費 (千葉県)	162, 699	円/km
メタルケーブール延長 1 km 当たり施設保全費 (東京都)	173, 224	円/km
メタルケーブール延長 1 km 当たり施設保全費 (神奈川県)	163, 225	円/km
メタルケーブール延長 1 km 当たり施設保全費 (新潟県)	151, 648	円/km
メタルケーブール延長 1 km 当たり施設保全費 (富山県)	156, 911	円/km
メタルケーブール延長 1 km 当たり施設保全費 (石川県)	157, 437	円/km
メタルケーブール延長 1 km 当たり施設保全費 (福井県)	144, 807	円/km
メタルケーブール延長 1 km 当たり施設保全費 (山梨県)	160, 594	円/km
メタルケーブール延長 1 km 当たり施設保全費 (長野県)	153, 753	円/km
メタルケーブール延長 1 km 当たり施設保全費 (岐阜県)	152, 701	円/km
メタルケーブール延長 1 km 当たり施設保全費 (静岡県)	159, 015	円/km
メタルケーブール延長 1 km 当たり施設保全費 (愛知県)	153, 227	円/km
メタルケーブール延長 1 km 当たり施設保全費 (三重県)	153, 753	円/km
メタルケーブール延長 1 km 当たり施設保全費 (滋賀県)	151, 122	円/km
メタルケーブール延長 1 km 当たり施設保全費 (京都府)	148, 491	円/km
メタルケーブール延長 1 km 当たり施設保全費 (大阪府)	152, 701	円/km
メタルケーブール延長 1 km 当たり施設保全費 (兵庫県)	146, 912	円/km
メタルケーブール延長 1 km 当たり施設保全費 (奈良県)	151, 122	円/km

メタルケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (和歌山県)	151, 648	円/km
メタルケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (鳥取県)	136, 388	円/km
メタルケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (島根県)	135, 861	円/km
メタルケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (岡山県)	142, 176	円/km
メタルケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (広島県)	141, 650	円/km
メタルケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (山口県)	141, 124	円/km
メタルケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (徳島県)	144, 807	円/km
メタルケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (香川県)	146, 912	円/km
メタルケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (愛媛県)	142, 176	円/km
メタルケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (高知県)	142, 176	円/km
メタルケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (福岡県)	145, 860	円/km
メタルケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (佐賀県)	143, 755	円/km
メタルケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (長崎県)	139, 545	円/km
メタルケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (熊本県)	137, 966	円/km
メタルケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (大分県)	139, 019	円/km
メタルケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (宮崎県)	136, 914	円/km
メタルケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (鹿児島県)	139, 545	円/km
メタルケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (沖縄県)	127, 968	円/km
メタルケーブル加入者回線当たり施設保全費	210	円/回線
加入系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (北海道)	29, 345	円/km
加入系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (青森県)	27, 716	円/km
加入系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (岩手県)	28, 734	円/km

加入系光ケーブル延長 1km 当たり施設保全費 (宮城県)	30,058	円/km
加入系光ケーブル延長 1km 当たり施設保全費 (秋田県)	28,327	円/km
加入系光ケーブル延長 1km 当たり施設保全費 (山形県)	29,142	円/km
加入系光ケーブル延長 1km 当たり施設保全費 (福島県)	29,651	円/km
加入系光ケーブル延長 1km 当たり施設保全費 (茨城県)	29,956	円/km
加入系光ケーブル延長 1km 当たり施設保全費 (栃木県)	29,651	円/km
加入系光ケーブル延長 1km 当たり施設保全費 (群馬県)	29,243	円/km
加入系光ケーブル延長 1km 当たり施設保全費 (埼玉県)	31,280	円/km
加入系光ケーブル延長 1km 当たり施設保全費 (千葉県)	31,484	円/km
加入系光ケーブル延長 1km 当たり施設保全費 (東京都)	33,520	円/km
加入系光ケーブル延長 1km 当たり施設保全費 (神奈川県)	31,586	円/km
加入系光ケーブル延長 1km 当たり施設保全費 (新潟県)	29,345	円/km
加入系光ケーブル延長 1km 当たり施設保全費 (富山県)	30,364	円/km
加入系光ケーブル延長 1km 当たり施設保全費 (石川県)	30,465	円/km
加入系光ケーブル延長 1km 当たり施設保全費 (福井県)	28,021	円/km
加入系光ケーブル延長 1km 当たり施設保全費 (山梨県)	31,076	円/km
加入系光ケーブル延長 1km 当たり施設保全費 (長野県)	29,753	円/km
加入系光ケーブル延長 1km 当たり施設保全費 (岐阜県)	29,549	円/km
加入系光ケーブル延長 1km 当たり施設保全費 (静岡県)	30,771	円/km
加入系光ケーブル延長 1km 当たり施設保全費 (愛知県)	29,651	円/km
加入系光ケーブル延長 1km 当たり施設保全費 (三重県)	29,753	円/km
加入系光ケーブル延長 1km 当たり施設保全費 (滋賀県)	29,243	円/km

加入系光ケーブル延長 1km 当たり施設保全費 (京都府)	28,734	円/km
加入系光ケーブル延長 1km 当たり施設保全費 (大阪府)	29,549	円/km
加入系光ケーブル延長 1km 当たり施設保全費 (兵庫県)	28,429	円/km
加入系光ケーブル延長 1km 当たり施設保全費 (奈良県)	29,243	円/km
加入系光ケーブル延長 1km 当たり施設保全費 (和歌山県)	29,345	円/km
加入系光ケーブル延長 1km 当たり施設保全費 (鳥取県)	26,392	円/km
加入系光ケーブル延長 1km 当たり施設保全費 (島根県)	26,290	円/km
加入系光ケーブル延長 1km 当たり施設保全費 (岡山県)	27,512	円/km
加入系光ケーブル延長 1km 当たり施設保全費 (広島県)	27,410	円/km
加入系光ケーブル延長 1km 当たり施設保全費 (山口県)	27,309	円/km
加入系光ケーブル延長 1km 当たり施設保全費 (徳島県)	28,021	円/km
加入系光ケーブル延長 1km 当たり施設保全費 (香川県)	28,429	円/km
加入系光ケーブル延長 1km 当たり施設保全費 (愛媛県)	27,512	円/km
加入系光ケーブル延長 1km 当たり施設保全費 (高知県)	27,512	円/km
加入系光ケーブル延長 1km 当たり施設保全費 (福岡県)	28,225	円/km
加入系光ケーブル延長 1km 当たり施設保全費 (佐賀県)	27,818	円/km
加入系光ケーブル延長 1km 当たり施設保全費 (長崎県)	27,003	円/km
加入系光ケーブル延長 1km 当たり施設保全費 (熊本県)	26,698	円/km
加入系光ケーブル延長 1km 当たり施設保全費 (大分県)	26,901	円/km
加入系光ケーブル延長 1km 当たり施設保全費 (宮崎県)	26,494	円/km
加入系光ケーブル延長 1km 当たり施設保全費 (鹿児島県)	27,003	円/km
加入系光ケーブル延長 1km 当たり施設保全費 (沖縄県)	24,763	円/km

加入系光ケーブル加入者回線当たり施設保全費	210	円/回線
中継系光ケーブル延長 1km 当たり施設保全費 (北海道)	109,696	円/km
中継系光ケーブル延長 1km 当たり施設保全費 (青森県)	103,561	円/km
中継系光ケーブル延長 1km 当たり施設保全費 (岩手県)	107,395	円/km
中継系光ケーブル延長 1km 当たり施設保全費 (宮城県)	112,380	円/km
中継系光ケーブル延長 1km 当たり施設保全費 (秋田県)	105,861	円/km
中継系光ケーブル延長 1km 当たり施設保全費 (山形県)	108,929	円/km
中継系光ケーブル延長 1km 当たり施設保全費 (福島県)	110,846	円/km
中継系光ケーブル延長 1km 当たり施設保全費 (茨城県)	111,996	円/km
中継系光ケーブル延長 1km 当たり施設保全費 (栃木県)	110,846	円/km
中継系光ケーブル延長 1km 当たり施設保全費 (群馬県)	109,312	円/km
中継系光ケーブル延長 1km 当たり施設保全費 (埼玉県)	116,981	円/km
中継系光ケーブル延長 1km 当たり施設保全費 (千葉県)	117,748	円/km
中継系光ケーブル延長 1km 当たり施設保全費 (東京都)	125,416	円/km
中継系光ケーブル延長 1km 当たり施設保全費 (神奈川県)	118,131	円/km
中継系光ケーブル延長 1km 当たり施設保全費 (新潟県)	109,696	円/km
中継系光ケーブル延長 1km 当たり施設保全費 (富山県)	113,530	円/km
中継系光ケーブル延長 1km 当たり施設保全費 (石川県)	113,913	円/km
中継系光ケーブル延長 1km 当たり施設保全費 (福井県)	104,711	円/km
中継系光ケーブル延長 1km 当たり施設保全費 (山梨県)	116,214	円/km
中継系光ケーブル延長 1km 当たり施設保全費 (長野県)	111,229	円/km
中継系光ケーブル延長 1km 当たり施設保全費 (岐阜県)	110,463	円/km

中継系光ケーブル延長 1km 当たり施設保全費 (静岡県)	115,064	円/km
中継系光ケーブル延長 1km 当たり施設保全費 (愛知県)	110,846	円/km
中継系光ケーブル延長 1km 当たり施設保全費 (三重県)	111,229	円/km
中継系光ケーブル延長 1km 当たり施設保全費 (滋賀県)	109,312	円/km
中継系光ケーブル延長 1km 当たり施設保全費 (京都府)	107,395	円/km
中継系光ケーブル延長 1km 当たり施設保全費 (大阪府)	110,463	円/km
中継系光ケーブル延長 1km 当たり施設保全費 (兵庫県)	106,245	円/km
中継系光ケーブル延長 1km 当たり施設保全費 (奈良県)	109,312	円/km
中継系光ケーブル延長 1km 当たり施設保全費 (和歌山県)	109,696	円/km
中継系光ケーブル延長 1km 当たり施設保全費 (鳥取県)	98,576	円/km
中継系光ケーブル延長 1km 当たり施設保全費 (島根県)	98,193	円/km
中継系光ケーブル延長 1km 当たり施設保全費 (岡山県)	102,794	円/km
中継系光ケーブル延長 1km 当たり施設保全費 (広島県)	102,411	円/km
中継系光ケーブル延長 1km 当たり施設保全費 (山口県)	102,027	円/km
中継系光ケーブル延長 1km 当たり施設保全費 (徳島県)	104,711	円/km
中継系光ケーブル延長 1km 当たり施設保全費 (香川県)	106,245	円/km
中継系光ケーブル延長 1km 当たり施設保全費 (愛媛県)	102,794	円/km
中継系光ケーブル延長 1km 当たり施設保全費 (高知県)	102,794	円/km
中継系光ケーブル延長 1km 当たり施設保全費 (福岡県)	105,478	円/km
中継系光ケーブル延長 1km 当たり施設保全費 (佐賀県)	103,944	円/km
中継系光ケーブル延長 1km 当たり施設保全費 (長崎県)	100,877	円/km
中継系光ケーブル延長 1km 当たり施設保全費 (熊本県)	99,727	円/km

中継光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (大分県)	100,494	円/km
中継系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (宮崎県)	98,960	円/km
中継系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (鹿児島県)	100,877	円/km
中継系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (沖縄県)	92,442	円/km
海底光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (北海道)	297,895	円/km
海底光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (青森県)	280,803	円/km
海底光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (岩手県)	291,485	円/km
海底光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (宮城県)	305,372	円/km
海底光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (秋田県)	287,212	円/km
海底光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (山形県)	295,758	円/km
海底光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (福島県)	301,099	円/km
海底光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (茨城県)	304,304	円/km
海底光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (栃木県)	301,099	円/km
海底光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (群馬県)	296,826	円/km
海底光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (埼玉県)	318,190	円/km
海底光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (千葉県)	320,327	円/km
海底光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (東京都)	341,691	円/km
海底光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (神奈川県)	321,395	円/km
海底光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (新潟県)	297,895	円/km
海底光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (富山県)	308,577	円/km
海底光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (石川県)	309,645	円/km
海底光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (福井県)	284,008	円/km

海底光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (山梨県)	316, 054	円/km
海底光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (長野県)	302, 167	円/km
海底光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (岐阜県)	300, 031	円/km
海底光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (静岡県)	312, 849	円/km
海底光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (愛知県)	301, 099	円/km
海底光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (三重県)	302, 167	円/km
海底光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (滋賀県)	296, 826	円/km
海底光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (京都府)	291, 485	円/km
海底光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (大阪府)	300, 031	円/km
海底光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (兵庫県)	288, 281	円/km
海底光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (奈良県)	296, 826	円/km
海底光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (和歌山県)	297, 895	円/km
海底光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (鳥取県)	266, 917	円/km
海底光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (島根県)	265, 848	円/km
海底光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (岡山県)	278, 667	円/km
海底光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (広島県)	277, 599	円/km
海底光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (山口県)	276, 530	円/km
海底光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (徳島県)	284, 008	円/km
海底光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (香川県)	288, 281	円/km
海底光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (愛媛県)	278, 667	円/km
海底光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (高知県)	278, 667	円/km
海底光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (福岡県)	286, 144	円/km

海底光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (佐賀県)	281, 871	円/km
海底光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (長崎県)	273, 326	円/km
海底光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (熊本県)	270, 121	円/km
海底光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (大分県)	272, 258	円/km
海底光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (宮崎県)	267, 985	円/km
海底光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (鹿児島県)	273, 326	円/km
海底光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (沖縄県)	249, 825	円/km
管路延長 km 当たり施設保全費	58, 231	円/km
中口径管路延長 km 当たり施設保全費	58, 231	円/km
とう道延長 km 当たり施設保全費	58, 231	円/km
共同溝延長 km 当たり施設保全費	58, 231	円/km
自治体管路延長 km 当たり施設保全費	58, 231	円/km
電線共同溝延長 km 当たり施設保全費	58, 231	円/km
電力設備施設保全費対投資額比率	0. 04565	—
機械室建物施設保全費対投資額比率	0. 01898	—
監視設備 (総合監視) 施設保全費対投資額比率	0. 1674	—
監視設備 (収容局設備) 施設保全費対投資額比率	0. 04430	—
監視設備 (コア局設備) 施設保全費対投資額比率	0. 04161	—
監視設備 (市外線路) 市外線路延長 km 当たり施設保全費	4, 176	円/km
監視設備 (市内線路) 市内線路延長 km 当たり施設保全費	1, 248	円/km
監視設備 (伝送無線機械) 施設保全費対投資額比率	0. 02873	—
共用建物施設保全費対投資額比率	0. 01898	—

構築物施設保全費対投資額比率	0	—
機械及び装置施設保全費対投資額比率	0	—
車両施設保全費対投資額比率	0.03451	—
工具、器具及び備品施設保全費対投資額比率	0.002161	—
音声収容装置ソフトウェア 施設保全費対投資額比率	0.0519	—
総合デジタル通信回線収容交換機ソフトウェア 施設保全費対投資額比率	0.0519	—
音声収容ルータソフトウェア 施設保全費対投資額比率	0.1365	—
共用収容ルータソフトウェア 施設保全費対投資額比率	0.1491	—
共用コアルータソフトウェア 施設保全費対投資額比率	0.1488	—
CSソフトウェア 施設保全費対投資額比率	0.039	—
中継系ソフトウェア 施設保全費対投資額比率	0.0644	—
無形固定資産（ソフトウェアを除く。） 施設保全費対投資額比率	0	—
電柱 1 本当たり道路占用料	290	円/本
管路 1 km 当たり道路占用料	33,744	円/km
中口径管路 1 km 当たり道路占用料	337,418	円/km
とう道 1 km 当たり道路占用料	725,935	円/km
情報ボックス 1 km 当たり道路占用料	3,821	円/km
自治体管路 1 km 当たり道路占用料	3,821	円/km
電線共同溝 1 km 当たり道路占用料	3,821	円/km
き線点遠隔収容装置 1 台当たり道路占用料	57	円/台
機械設備撤去費用対投資額比率	0.003421	—
市外線路撤去費用対投資額比率	0.003766	—

市内線路撤去費用対投資額比率	0.002397	—
土木設備撤去費用対投資額比率	0.001239	—
建物撤去費用対投資額比率	0.002532	—
構築物撤去費用対投資額比率	0.002488	—
機械及び装置撤去費用対投資額比率	0.0006553	—
車両撤去費用対投資額比率	0	—
工具、器具及び備品撤去費用対投資額比率	0.0009559	—
試験研究費対直接費比率	0.02488	—
1回線当たり接続関連事務費	0	円/回線
管理共通費比率	0.1506	—
交換機	30.9	年
音声收容装置	9	年
音声收容装置 L2SW	9	年
総合デジタル通信回線收容交換機	9	年
音声收容ルータ	9	年
共用收容ルータ	9	年
共用コアルータ	9	年
コア局 L2SW	9	年
CS	9	年
中継系ソフトウェアスイッチ	9	年
伝送装置	9	年
キ線点遠隔收容装置	13.5	年

経済的耐用年数

	無線伝送装置	9	年
	通信衛星設備	9	年
	架空メタルケーブル	31.2	年
	地下メタルケーブル	40.6	年
	陸上架空光ケーブル	17.6	年
	陸上地下光ケーブル	23.7	年
	海底光ケーブル	26.5	年
	電柱	21.2	年
	管路	62.7	年
	中口径管路	62.7	年
	とう道	75	年
	共同溝	75	年
	電線共同溝	62.7	年
	無線アンテナ	24.3	年
	無線鉄塔	24.3	年
	空調設備	22.8	年
	電力設備 (整流装置)	15.7	年
	電力設備 (整流装置用蓄電池)	9.9	年
	電力設備 (直流変換電源装置)	20.4	年
	電力設備 (交流無停電電源装置)	12.9	年
	電力設備 (交流無停電電源装置用蓄電池)	9.4	年
	電力設備 (小規模局用電源装置)	17.6	年

電力設備 (小規模局用電源装置用蓄電池)	9.9	年
電力設備 (発電装置)	18.2	年
電力設備 (受電装置)	20.9	年
電力設備 (可搬型発動発電機)	22.5	年
機械室建物	24.1	年
監視設備 (総合監視)	9	年
監視設備 (収容局設備)	10.6	年
監視設備 (コア局設備)	10.5	年
監視設備 (伝送無線機械)	10.8	年
監視設備 (市外線路)	14.1	年
監視設備 (市内線路)	17.4	年
共用建物	23.1	年
構築物	15.8	年
機械及び装置	10.7	年
車両	5	年
工具、器具及び備品	5.5	年
音声収容装置ソフトウェア	5	年
総合デジタル通信回線収容交換機ソフトウェア	9	年
音声収容ルータソフトウェア	5	年
共用収容ルータソフトウェア	5	年
共用コアルータソフトウェア	5	年
CSソフトウェア	5	年

	中継系ソフトウェア	5	年
	無形固定資産（ソフトウェアを除く。）	5.2	年







【諮問対象外】

○総務省告示第 号

第一種指定電気通信設備接続料規則等の一部を改正する省令（平成三十一年総務省令第 号）  
附則別表第一の十二の項の規定に基づき、総務大臣が告示する機能及び単位費用総額の算定方法を次のように定める。

平成 年 月 日

総務大臣 石田 真敏

機能の区分	内容	単位費用総額の算定方法 (一)	単位費用総額の算定方法 (二)
1 市内通信機能	<p>第一種指定電気のうち、加入者を用いて行う通信のうち、加入者交換機内折返し局内折返し通信の料金並びに終始する機能及びび伝送を行う機能</p>	<p>加入者交換機内折返し通信に係る単位費用            + 加入者交換機設置局内折返し通信に係る単位費用            + 単位料金区域内折返し通信に係る単位費用</p> <p>各単位費用は、次に掲げる式により計算する。</p> <p>(1) 加入者交換機内折返し通信に係る単位費用            = (加入者交換部 (交換等設備) に係る単位費用            + 加入者交換部 (伝送路設備) に係る単位費用 × 2)            × A 1</p> <p>(2) 加入者交換機設置局内折返し通信に係る単位費用            = (加入者交換部 (交換等設備) に係る単位費用 × 2            + 加入者交換部 (伝送路設備) に係る単位費用 × 2)            × A 2</p> <p>(3) 単位料金区域内折返し通信に係る単位費用            = (加入者交換部 (交換等設備) に係る単位費用 × 2            + 加入者交換部 (伝送路設備) に係る単位費用 × 2            + 加入者交換機共用トランクポート部に係る単位費用 × 2            + 中継交換部に係る単位費用            + 中継交換機共用トランクポート部に係る単位費用 × 2)            × A 2</p>	<p>加入者交換機内折返し通信に係る単位費用            + 加入者交換機設置局内折返し通信に係る単位費用            + 単位料金区域内折返し通信に係る単位費用</p> <p>各単位費用は、次に掲げる式により計算する。</p> <p>(1) 加入者交換機内折返し通信に係る単位費用            = (端末系ルータ交換部に係る単位費用 × 2            + 中継系ルータ交換部に係る単位費用            + 中継伝送共用部に係る単位費用 × 2)            × A 1</p> <p>(2) 加入者交換機設置局内折返し通信に係る単位費用            = (端末系ルータ交換部に係る単位費用 × 2            + 中継系ルータ交換部に係る単位費用            + 中継伝送共用部に係る単位費用 × 2)            × A 2</p> <p>(3) 単位料金区域内折返し通信に係る単位費用            = (端末系ルータ交換部に係る単位費用 × 2            + 中継系ルータ交換部に係る単位費用            + 中継交換機共用トランクポート部に係る単位費用 × 2)            × A 2</p>

		<p>ト部に係る単位費用×2          + 中継伝送共用部に係る単位費用×2)          ×A3</p>	<p>+ 中継伝送共用部に係る単位費用×2)          ×A3</p>
<p>2 リンク機能</p>	<p>第一種指定電気通信設備を用いて行う通信のうち、市内通信機能力及び中継区域内折返し通信機能を併用して、中継事業者が提供する仮想私設網サービス（以下「VPNサービス」という。）に係るリンク機能の交換及び伝送を行う機能</p>	<p>市内通信に係る単位費用          + 中継区域内折返し通信に係る単位費用          各単位費用は、次に掲げる式により計算する。          (1) 市内通信に係る単位費用          = 市内通信機能に係る単位費用          ×B1          (2) 中継区域内折返し通信に係る単位費用          = (加入者交換部（交換等設備）に係る単位費用×2          + 加入者交換部（伝送路設備）に係る単位費用×2          + 加入者交換機共用トランクポート部に係る単位費用×2          + 中継交換部に係る単位費用          + 中継交換機共用トランクポート部に係る単位費用×2          + 中継伝送共用部に係る単位費用×2)          ×B2</p>	<p>市内通信に係る単位費用          + 中継区域内折返し通信に係る単位費用          各単位費用は、次に掲げる式により計算する。          (1) 市内通信に係る単位費用          = 市内通信機能に係る単位費用          ×B1          (2) 中継区域内折返し通信に係る単位費用          = (端末系ルータ交換部に係る単位費用×2          + 中継系ルータ交換部に係る単位費用          + 中継伝送共用部に係る単位費用×2)          ×B2</p>
<p>3 リンク機能</p>	<p>第一種指定電気通信設備を用いて行う通信のうち、中継事業者が提供するVPNサービスに係るリンク機能、リンク機能の交換及び伝送を行う機能</p>	<p>(加入者交換部（交換等設備）に係る単位費用          + 加入者交換部（伝送路設備）に係る単位費用          + 加入者交換機共用トランクポート部に係る単位費用          + 中継交換部に係る単位費用</p>	<p>(端末系ルータ交換部に係る単位費用          + 中継系ルータ交換部に係る単位費用          + 中継伝送共用部に係る単位費用)          ×C1</p>

	<p>機、市外中継交換機及び加入者交換機と市外中継交換機送路設備を保留する機能</p>	<p>+ 中継交換機共用トランクポート部に係る単位費用 + 中継伝送共用部に係る単位費用) × C 1</p>	
<p>4の1 一般音声出力 ガイダンス機能 用接続機能</p>	<p>第一種指定電気のうち、加入者交換機（第一種指定電気のうち、事業者が提供する機能（併用機能）が事業者（以下「協業」）との協業の目的で提供される機能（併用機能）を除く。）</p>	<p>加入者交換機接続に係る単位費用 + 中継交換機接続に係る単位費用 各単位費用は、次に掲げる式により計算する。 (1) 加入者交換機接続に係る単位費用 = (加入者交換部（交換等設備）に係る単位費用 + 加入者交換部（伝送路設備）に係る単位費用) × D 1 (2) 中継交換機接続に係る単位費用 = (加入者交換部（交換等設備）に係る単位費用 + 加入者交換部（伝送路設備）に係る単位費用 + 加入者交換機共用トランクポート部に係る単位費用 + 中継交換部に係る単位費用 + 中継交換機共用トランクポート部に係る単位費用 + 中継伝送共用部に係る単位費用) × D 2</p>	<p>加入者交換機接続に係る単位費用 + 中継交換機接続に係る単位費用 各単位費用は、次に掲げる式により計算する。 (1) 加入者交換機接続に係る単位費用 = (端末系ルータ交換部に係る単位費用 + 中継系ルータ交換部に係る単位費用 + 中継系ルータ変換部に係る単位費用 + 中継伝送共用部に係る単位費用) × D 1 (2) 中継交換機接続に係る単位費用 = (端末系ルータ交換部に係る単位費用 + 中継系ルータ交換部に係る単位費用 + 中継系ルータ変換部に係る単位費用 + 中継伝送共用部に係る単位費用) × D 2</p>
<p>4の2 特定音声出力 ガイダンス機能 用接続機能</p>	<p>第一種指定電気のうち、加入者交換機（第一種指定電気のうち、事業者が提供する機能（併用機能）が事業者（以下「協業」）との協業の目的で提供される機能（併用機能）を除く。）</p>	<p>中継区域内設置装置への接続に係る単位費用 + 中継区域外設置装置への接続に係る単位費用（中継区間部分を除く。）</p>	<p>中継区域内設置装置への接続に係る単位費用 + 中継区域外設置装置への接続に係る単位費用（中継区間部分を除く。）</p>

平成9年法律第22条第2項5の事業者が音声通信の送受信を行う機能及び伝送を行う機能

各単位費用は、次に掲げる式により計算する。

(1) 中継区域内設置装置への接続に係る単位費用

= (加入者交換部 (交換等設備) に係る単位費用  
 + 加入者交換部 (伝送路設備) に係る単位費用  
 + 加入者交換機共用トランクポート部に係る単位費用  
 + 中継交換部に係る単位費用  
 + 中継交換機共用トランクポート部に係る単位費用  
 + 中継伝送共用部に係る単位費用)

× E 1

(2) 中継区域外設置装置への接続に係る単位費用

= (加入者交換部 (交換等設備) に係る単位費用  
 + 加入者交換部 (伝送路設備) に係る単位費用  
 + 中継交換部に係る単位費用)  
 × E 2  
 + (加入者交換部 (交換等設備) に係る単位費用  
 + 加入者交換部 (伝送路設備) に係る単位費用  
 + 加入者交換機共用トランクポート部に係る単位費用  
 + 中継交換部に係る単位費用)  
 × 2  
 + 中継交換機共用トランクポート

各単位費用は、次に掲げる式により計算する。

(1) 中継区域内設置装置への接続に係る単位費用

= (端末系ルータ交換部に係る単位費用  
 + 中継系ルータ交換部に係る単位費用  
 + 中継系ルータ変換部に係る単位費用  
 + 中継伝送共用部に係る単位費用)

× E 1

(2) 中継区域外設置装置への接続に係る単位費用

= (端末系ルータ交換部に係る単位費用  
 + 中継系ルータ交換部に係る単位費用 × 2  
 + 中継系ルータ変換部に係る単位費用 × 2  
 + 中継伝送共用部に係る単位費用)  
 × (E 2 + E 3)

		<p>ト部に係る単位費用          + 中継伝送共用部に係る単位費用)          × E 3</p>	
<p>5 の 1 一般リジョン網          イレクシヨ          使用機能</p>	<p>第一種指定制電気のうち通信第一種指定制電気の接続を加入者シヨソ          いて行う交換機の経路を加入者シヨソに利用し、利用機          中継の第一種指定制電気の接続を加入者シヨソに利用し、利用機          利用機</p>	<p>(加入者交換部 (交換等設備) に係る単位費用          + 加入者交換部 (伝送路設備) に係る単位費用          + 加入者交換機共用トランプポート部に係る単位費用          + 中継交換部に係るトランプポート部に係る単位費用          + 中継伝送共用部に係る単位費用)          × F 1</p>	<p>(端末系ルータ交換部に係る単位費用          + 中継系ルータ交換部に係る単位費用          + 中継系ルータ交換部に係る単位費用          + 中継伝送共用部に係る単位費用)          × F 1</p>
<p>5 の 2 特定リジョン網          イレクシヨ          使用機能</p>	<p>第一種指定制電気のうち通信第一種指定制電気の接続を加入者シヨソ          いて行う設置する者のために利用し、利用機          業者が設置する者のために利用し、利用機          加入者シヨソ</p>	<p>(加入者交換部 (交換等設備) に係る単位費用          + 加入者交換部 (伝送路設備) に係る単位費用)          × G 1</p>	<p>(端末系ルータ交換部に係る単位費用          + 中継系ルータ交換部に係る単位費用          + 中継系ルータ交換部に係る単位費用          + 中継伝送共用部に係る単位費用)          × G 1</p>
<p>6 中継交換機接続          加入者交換機能</p>	<p>他の電気通信設備を第一種指定制電気の接続を加入者シヨソ          中継第一種指定制電気の接続を加入者シヨソに利用し、利用機          中継第一種指定制電気の接続を加入者シヨソに利用し、利用機          加入者交換機共用トランプポート部に係る単位費用          + 中継交換機共用トランプポート部に係る単位費用          + 中継伝送共用部に係る単位費用</p>	<p>加入者交換部 (交換等設備) に係る単位費用          + 加入者交換部 (伝送路設備) に係る単位費用          + 加入者交換機共用トランプポート部に係る単位費用          + 中継交換部に係る単位費用          + 中継交換機共用トランプポート部に係る単位費用          + 中継伝送共用部に係る単位費用</p>	<p>中継系ルータ交換部に係る単位費用          + 中継系ルータ交換部に係る単位費用</p>
<p>7 中継交換機加</p>	<p>他の電気通信設備を第一種指</p>	<p>加入者交換部 (交換等設備) に係る</p>	<p>端末系ルータ交換部に係る単位費用</p>





## 【諮問対象外】

### 接続料と利用者料金の関係の検証に関する指針 改定(案)

平成30年2月

(平成30年0月最終改定)

総務省

#### 1. 目的等

本指針は、接続料と利用者料金との関係について、価格圧搾による不当な競争を引き起こすものとならないかを検証し、その結果に応じ第一種指定電気通信設備接続料規則(平成12年郵政省令第64号)第14条の2の規定による接続料の水準の調整その他の必要な対応を行うための基本的な方法について定めるものである。

#### 2. 用語の意義

本指針において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業者 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者
- (2) 接続料 電気通信設備との接続に関し事業者が取得すべき金額
- (3) 認可接続料 電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第33条第2項の規定に基づき認可を受けべき接続料(同条第7項の規定により届け出られるべきものを含む。)
- (4) 他事業者接続料 電気通信設備との接続に関し事業者が他の電気通信事業者に支払う金額
- (5) 利用者料金 事業者がその設置する第一種指定電気通信設備を用いて提供する電気通信役務(卸電気通信役務を除く。)に関する料金

その他、本指針で用いる用語の意義は、電気通信事業法、電気通信事業法施行規則(昭和60年郵政省令第25号)、第一種指定電気通信設備接続会計規則(平成9年郵政省令第91号)及び第一種指定電気通信設備接続料規則で用いる用語の例による。

#### 3. 検証の実施方法

- (1) 検証時期

事業者は、電気通信事業法第33条第14項の規定に基づく認可接続料の再計算及び同条第2項の規定に基づく接続約款の認可の申請(以下「認可申請」という。)に際し、本指針に基づき検証を行うものとする。ただし、(2)の検証対象に係る接続料、他事業者接続料及び利用者料金に変更がない場合は、この限りでない。

## (2) 検証対象

本件検証は、当面、次のサービスについて行うものとする。

- ① 加入電話・ISDN基本料
- ② 加入電話・ISDN通話料
- ③ フレッツADSL
- ④ フレッツ光ネクスト
- ⑤ フレッツ光ライト
- ⑥ ひかり電話
- ⑦ ビジネスイーサワイド
- ⑧ その他総務省が決定するサービスメニュー

(第一種指定電気通信設備接続料規則第8条第2項第1号の規定(将来原価方式)に基づき接続料が算定された機能を利用して提供されるサービスに属するものを基本とする。)

## (3) 検証方法

検証対象ごとに、利用者料金による収入と、その利用者料金が設定されているサービスの提供に用いられる機能ごとの振替接続料(当該機能の利用のために第一種指定設備利用部門が負担すべき認可接続料その他の接続料(※1)をいう。以下同じ。)の総額に当該サービスの提供のために事業者が支払う他事業者接続料(※2)の総額を加えたもの(以下「接続料等総額」という。)を比較し、その差分が利用者料金で回収される営業費に相当する金額(以下「営業費相当基準額」という。当面の間、利用者料金による収入の20%とする。)を下回らないものであるかを検証する(※3)。利用者料金による収入に対応する需要の範囲と、接続料等総額の算定に用いられる需要の範囲は、一致しなければならない。

※1: 当該機能の利用に係る特定接続がある場合は、それに関し負担すべき接続料を含む。また、認可接続料が設定されていない機能について接続料に代えて卸電気通信役務に関する料金を負担すべき場合には、当該料金を含む。

※2: 検証対象に他事業者接続料を支払う需要が含まれる場合には、利用者料金額(単価)等により通常の利用者が区別可能な範囲内において、他事業者接続料を支払う需要をできる限り除くものとする。また、他事業者接続料に代えて卸電気通信役務に関する料金を支払う場合には、当

該料金を含むものとする。

※3: (2)⑧については、検証対象のサービスメニューに設定されている利用者料金が、当該サービスメニューの提供に用いられる振替接続料及び他事業者接続料の合計を上回っているかを検証する。

#### 4. 結果の公表等

事業者は、検証の実施結果をその具体的な算出方法と併せて総務省に報告する。また、事業者は、認可申請に際し、非公表とする正当な理由がある部分を除き、当該結果及び算出方法を公表する。

#### 5. 利用者料金収入と接続料等総額の差分が営業費相当基準額を下回る場合の取扱い

(1) 3. (3)の検証の結果、利用者料金による収入と接続料等総額との差分が営業費相当基準額を下回った場合(※4)には、事業者は、次のいずれかの措置を講ずる。

※4: 3. (2)⑧にあつては、利用者料金が振替接続料及び他事業者接続料の合計を下回った場合

① 例えば、本件サービスに関して競合する他の電気通信事業者が存在しない、早期に事態の改善が見込まれる、本件サービスの需要が減退し小さくなっているとともにその内容・接続料の水準の面から他の電気通信事業者にとって十分代替的な機能が別に存在するなど、価格圧搾による不当な競争を引き起こさないものであることを示すに足る十分な論拠を、認可接続料の認可申請に際して、その原価算定根拠において提示する。

② 例えば、第一種指定電気通信設備接続料規則第14条の2の規定による接続料の水準の調整を行う、利用者料金の変更を行うなど、本指針による検証の結果認められる利用者料金による収入と接続料等総額との間の差分が営業費相当基準額を下回る状況(※5)が解消される所要の措置を講じた上で、認可接続料の認可申請を行う。

※5: 3. (2)⑧にあつては、利用者料金が振替接続料及び他事業者接続料の合計を下回る状況

(2) 総務省では、上記の措置を受けて、価格圧搾による不当な競争を引き起こさないものであるかを判断し、当該不当な競争を引き起こすものと認められる場合には、電気通信事業法の規定に基づき、その是正に向けた措置を講ずるものとする。

#### 6. その他

- (1) 総務省は、本指針の目的達成のため必要と認める場合は、事業者(必要な場合は事業者と競合する他の電気通信事業者)に対し関係のデータその他の情報の提供を求めることにより、自ら検証を行うこととする。
- (2) 検証のための具体的な算出方法は、その適正性の確保のため必要な範囲内において、前回の検証における方法から変更することができる。事業者は、具体的な算出方法を変更したときは、「4. 結果の公表等」により、当該変更の内容及び理由を報告し、及び非公表とする正当な理由がある部分を除き公表するものとする。
- (3) 検証対象の範囲については、本指針の策定の2年後を目途に見直しの要否について検討を行う。
- (4) 「接続料と利用者料金との関係の検証(スタックテスト)の運用に関するガイドライン」(平成24年7月)は、廃止する。
- (5) 3. (2)②(加入電話・ISDN通話料)については、第一種指定電気通信設備接続料規則等の一部を改正する省令(平成31年総務省令第 号)附則第4条が効力を有する間は、本指針を適用しない。

(以上)